

# 特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名                |
|-------|---------------------|
| 3     | 国民健康保険に関する事務 全項目評価書 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

江戸川区は、国民健康保険に関する保険給付の支給、保険料の徴収等の事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させる為に適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

|      |    |
|------|----|
| 特記事項 | なし |
|------|----|

## 評価実施機関名

東京都江戸川区長

## 個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

## 公表日

令和5年10月13日

[平成30年5月 様式4]

## 項目一覧

|                             |
|-----------------------------|
| 基本情報                        |
| (別添1) 事務の内容                 |
| 特定個人情報ファイルの概要               |
| (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目        |
| 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 |
| その他のリスク対策                   |
| 開示請求、問合せ                    |
| 評価実施手続                      |
| (別添3) 変更箇所                  |

# 基本情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

| 事務の名称 | 国民健康保険に関する事務   |
|-------|--|
| 事務の内容 | <p>1. 資格・賦課関連業務(「(別添1)事務の内容」を参照)<br/>           国民健康保険加入者を世帯ごとに編成し、被保険者台帳を作成<br/>           住民基本台帳の異動等による国民健康保険資格取得又は喪失に係る届出、各種通知、職権確認等に基づく資格の取得喪失管理<br/>           資格の異動に伴う保険証及び高齢受給者証の発行、更新、切り替え、回収<br/>           国民健康保険加入者等の賦課関係情報を取得若しくは申告により入手し、賦課台帳を作成。賦課台帳の内容に基づき、国民健康保険料を決定、変更及び対象世帯の世帯主へ通知<br/>           国民健康保険料の減免等に関する申請による国民健康保険料の決定<br/>           高齢受給者証発行対象者の所得関連情報を取得し、窓口負担割合を判定<br/>           国民健康保険資格情報を庁内の各システムへ連携<br/>           国民健康保険関係情報を中間サーバーへ提供又は照会</p> <p>2. 給付関連業務(「(別添1)事務の内容」を参照)<br/>           医療機関から提供される診療報酬明細書(以下この評価書において「レセプト」という。)をもとに医療機関への支払<br/>           該当者からの申請により各種給付(療養費、高額療養費、高額介護合算療養費、出産育児一時金、葬祭費及び結核・精神医療給付金)の申請受付及び支払<br/>           被保険者からの申請に基づき、所得区分に応じた限度額適用認定証等を交付、発送<br/>           災害や失業等の特別な理由により支払が困難な被保険者からの申請をうけ、調査を行い、結果に基づき一部負担金の減額又は免除の決定<br/>           交通事故等の第三者(加害者)の行為が原因で被保険者(被害者)の医療費を江戸川区が立て替えした場合、過失割合に応じて第三者(加害者)へ医療費を請求<br/>           不当利得による返還の請求<br/>           国民健康保険関係情報を中間サーバーへ提供又は照会</p> <p>3. 収納管理関連業務(「(別添1)事務の内容」を参照)<br/>           国民健康保険法(昭和33年法律第192号)(以下この評価書において「国保法」という。)に基づき賦課された国民健康保険料の収納情報の管理<br/>           過納金もしくは誤納金が生じた場合、還付・充当通知書の出力、納付義務者への通知<br/>           国保法、地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき、納期限までに完納しない納付義務者に対し督促状の送付<br/>           国保法、地方税法、国税徴収法(昭和34年法律第147号)に基づき、国民健康保険料を滞納している納付義務者(以下この評価書において「滞納者」という。)に対し、納付交渉、催告、調査、滞納処分等電話による納付勧奨<br/>           国民健康保険関係情報を中間サーバーへ提供又は照会</p> <p>4. オンライン資格確認等システムに係る資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下この評価書において「オンライン資格確認業務」という。)(「(別添1)事務の内容」を参照)<br/>           医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律(令和元年法律第9号)により、オンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたこと、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会または社会保険診療報酬支払基金(以下この評価書において「支払基金」という。)(以下この評価書において「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国保法第113条の3第1項及び第2項に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、東京都国民健康保険団体連合会(以下この評価書において「国保連」という。)から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下この評価書において「国保中央会」という。)及び支払基金(以下この評価書において「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。<br/>           オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連から委託を受けた国保中央会が、江戸川区からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、江戸川区から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。<br/>           オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が江戸川区からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、江戸川区から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。</p> |
| 対象人数  | <p>[ 30万人以上 ]</p> <p>&lt; 選択肢 &gt;<br/>           1) 1,000人未満<br/>           2) 1,000人以上1万人未満<br/>           3) 1万人以上10万人未満<br/>           4) 10万人以上30万人未満<br/>           5) 30万人以上</p>  |

## 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

| システム1                |  |                    |              |                      |                  |             |            |           |   |
|----------------------|--|--------------------|--------------|----------------------|------------------|-------------|------------|-----------|---|
| システムの名称              | 国民健康保険システム   |                    |              |                      |                  |             |            |           |   |
| システムの機能              | <p>国民健康保険法に基づく保険給付の支給、保険料の徴収等を管理するシステム(以下この評価書において「国保システム」という。)で下記機能を有する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資格賦課機能:国民健康保険の被保険者の資格把握・管理、被保険者への各種証(保険証、高齢受給者証等)の発行・管理、被保険者への保険料通知</li> <li>・給付機能:医療給付情報(高額療養費等)の把握・管理、被保険者への各種証(限度額適用認定証等)の発行・管理</li> </ul>  |                    |              |                      |                  |             |            |           |   |
| 他のシステムとの接続           | <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;">[ ] 情報提供ネットワークシステム</td> <td style="width: 50%; border: none;">[ ] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td style="border: none;">[ ] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[ ] 宛名システム等</td> <td style="border: none;">[ ] 税務システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[ ] その他 (</td> <td style="border: none;">)</td> </tr> </table> | [ ] 情報提供ネットワークシステム | [ ] 庁内連携システム | [ ] 住民基本台帳ネットワークシステム | [ ] 既存住民基本台帳システム | [ ] 宛名システム等 | [ ] 税務システム | [ ] その他 ( | ) |
| [ ] 情報提供ネットワークシステム   | [ ] 庁内連携システム   |                    |              |                      |                  |             |            |           |   |
| [ ] 住民基本台帳ネットワークシステム | [ ] 既存住民基本台帳システム   |                    |              |                      |                  |             |            |           |   |
| [ ] 宛名システム等          | [ ] 税務システム   |                    |              |                      |                  |             |            |           |   |
| [ ] その他 (            | )  |                    |              |                      |                  |             |            |           |   |

| システム2～5    |  |
|------------|--|
| システム2      |  |
| システムの名称    | 統合DB   |
| システムの機能    | <p>1. 住記情報の連携<br/>:住記システムにおいて登録された異動情報を各業務システムに提供する。</p> <p>2. 各種資格情報の連携<br/>:各業務システムにおいて登録された情報を国保システムに提供する。<br/>国保システムにおいて登録された情報を各業務システムに提供する。</p> <p>3. 特定個人情報の登録<br/>:国保システムから連携された各種特定個人情報を中間サーバーに登録する。</p> <p>4. 情報照会<br/>:国保システムから連携された照会情報に基づき、中間サーバーに対し他情報保有機関への照会を行い、中間サーバーから提供された特定個人情報を国保システムへ提供する。</p> <p>5. 統合宛名情報の管理<br/>:各業務システムから登録された宛名情報(住登外者を含む)の団体内統合宛名番号の採番及び管理並びに情報照会及び情報提供に用いる符号の取得状況を管理する。</p> |
| 他のシステムとの接続 | <p>[ ] 情報提供ネットワークシステム                      [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム              [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ] 宛名システム等    [ ] 税務システム</p> <p>[ ] その他 ( 福祉システム、国保システム等 )</p>   |
| システム3      |  |
| システムの名称    | 住民基本台帳ネットワークシステム   |
| システムの機能    | <p>1. 機構への情報照会<br/>:全国サーバーに対して住民票コード、個人番号又は4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。</p> <p>2. 本人確認情報検索:統合端末において入力された4情報の組合せをキーに都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。</p>  |
| 他のシステムとの接続 | <p>[ ] 情報提供ネットワークシステム                      [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム              [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ] 宛名システム等    [ ] 税務システム</p> <p>[ ] その他 ( )</p>  |

| システム4      |  |
|------------|--|
| システムの名称    | 中間サーバー   |
| システムの機能    | <p>1. 符号管理機能<br/>:符号管理機能は情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能。</p> <p>2. 情報照会機能<br/>:情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。</p> <p>3. 情報提供機能<br/>:情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。</p> <p>4. 既存システム接続機能<br/>:中間サーバーと既存システム、統合DB及び住記システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。</p> <p>5. 情報提供等記録管理機能<br/>:特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。</p> <p>6. 情報提供データベース管理機能<br/>:特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。</p> <p>7. データ送受信機能<br/>:中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。</p> <p>8. セキュリティ管理機能<br/>:特定個人情報(連携対象)の暗号化及び復号や、電文への署名付与、電文及び提供許可証に付与されている署名の検証、それらに伴う鍵管理を行う。また、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)から受信した情報提供ネットワークシステム配信マスター情報を管理する機能。</p> <p>9. 職員認証・権限管理機能<br/>:中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。</p> <p>10. システム管理機能<br/>:バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。</p> |
| 他のシステムとの接続 | <p>[ ] 情報提供ネットワークシステム                      [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム            [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ] 宛名システム等    [ ] 税務システム</p> <p>[ ] その他 ( )</p>  |
| システム5      |  |
| システムの名称    | 福祉システム   |
| システムの機能    | <p>・資格照会<br/>生活保護受給状況を確認する機能</p>   |
| 他のシステムとの接続 | <p>[ ] 情報提供ネットワークシステム                      [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム            [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ] 宛名システム等    [ ] 税務システム</p> <p>[ ] その他 ( )</p>  |

| システム6～10             |  |                    |              |                      |                  |             |            |                  |   |
|----------------------|--|--------------------|--------------|----------------------|------------------|-------------|------------|------------------|---|
| システム6                |  |                    |              |                      |                  |             |            |                  |   |
| システムの名称              | <p>国保総合システム及び国保情報集約システム(以下この評価書において「国保総合(国保集約)システム( )」という。)</p> <p>国保総合(国保集約)システムは、国保連に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群と、江戸川区に設置される国保総合PC及びデータ連携用PCで構成される。</p> <p>(データ連携用PCは、国保連から機能提供されるファイル自動連携(送受信)機能を搭載した端末であり、江戸川区と国保連を専用回線で接続し、通信にはSSL/TLSによる暗号化を実施し、ウイルス対策ソフトやファイアウォールの設定によりセキュアな稼働環境を確保している。)</p>   |                    |              |                      |                  |             |            |                  |   |
| システムの機能              | <p>1. 資格継続業務(詳細は別添1(1. 資格継続業務)を参照)</p> <p>(1)被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)の送信<br/>データ連携用PCを用いて、被保険者資格異動に関するデータを江戸川区から国保連へ送信する。</p> <p>(2)被保険者情報の受信(国保資格取得喪失年月日連携ファイル、市町村被保険者ID連携ファイル) 都道府県内の市区町村間を転居した場合、転出市区町村と転入市区町村の適用終了日(転出)と適用開始日(転入)の重複・空白期間をチェックする。<br/>また、資格取得年月日や資格喪失年月日の引き継ぎを行い、該当市区町村の国保システムへ被保険者資格データを配信する。(データ連携用PCを設置しない場合には、国保総合システムへ配信する。)</p> <p>2. 高額該当回数の引き継ぎ業務(詳細は別添1(2. 高額該当の引き継ぎ業務)を参照)</p> <p>(1)継続候補世帯の抽出(継続候補世帯リスト)<br/>データ連携用PCを用いて、世帯継続性の容認に関するデータを転入地市区町村から国保連へ送信する。(データ連携用PCを設置しない場合には、国保総合システムを用いる。)</p> <p>(2)継続世帯の確定(継続世帯確定リスト)<br/>転入地市区町村が世帯継続性を認めた場合には、転出地市区町村から転入地市区町村へ高額該当情報を引き継ぐためのデータ(転出地市区町村高額該当情報データ)を作成し、転入地市区町村の国保総合PCへ当該データを配信する。</p> <p>3. オンライン資格確認業務に係る医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供 (詳細は別添1を参照)</p> <p>(1)被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)の送信<br/>市区町村の国保総合PCのファイル転送機能( )を用いて、被保険者資格異動に関するデータを市区町村から国保連へ送信する。</p> <p>(2)医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の送信<br/>オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、国保連は、市区町村より受領した被保険者異動情報に関するデータを医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者異動情報を送信する。</p> <p>ファイル転送機能とは、市区町村の国保総合PCのWebブラウザを用いて、各種ファイルを国保連の国保総合(国保集約)システムへ送信する機能と、国保連の国保総合(国保集約)システムサーバ内に格納されている各種ファイルや帳票などを、市区町村の国保総合PCに配信する機能のことをいう。</p> |                    |              |                      |                  |             |            |                  |   |
| 他のシステムとの接続           | <table border="0"> <tr> <td>[ ] 情報提供ネットワークシステム</td> <td>[ ] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td>[ ] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td>[ ] 宛名システム等</td> <td>[ ] 税務システム</td> </tr> <tr> <td>[ ] その他 ( 国保システム</td> <td>)</td> </tr> </table>  | [ ] 情報提供ネットワークシステム | [ ] 庁内連携システム | [ ] 住民基本台帳ネットワークシステム | [ ] 既存住民基本台帳システム | [ ] 宛名システム等 | [ ] 税務システム | [ ] その他 ( 国保システム | ) |
| [ ] 情報提供ネットワークシステム   | [ ] 庁内連携システム   |                    |              |                      |                  |             |            |                  |   |
| [ ] 住民基本台帳ネットワークシステム | [ ] 既存住民基本台帳システム   |                    |              |                      |                  |             |            |                  |   |
| [ ] 宛名システム等          | [ ] 税務システム   |                    |              |                      |                  |             |            |                  |   |
| [ ] その他 ( 国保システム     | )  |                    |              |                      |                  |             |            |                  |   |

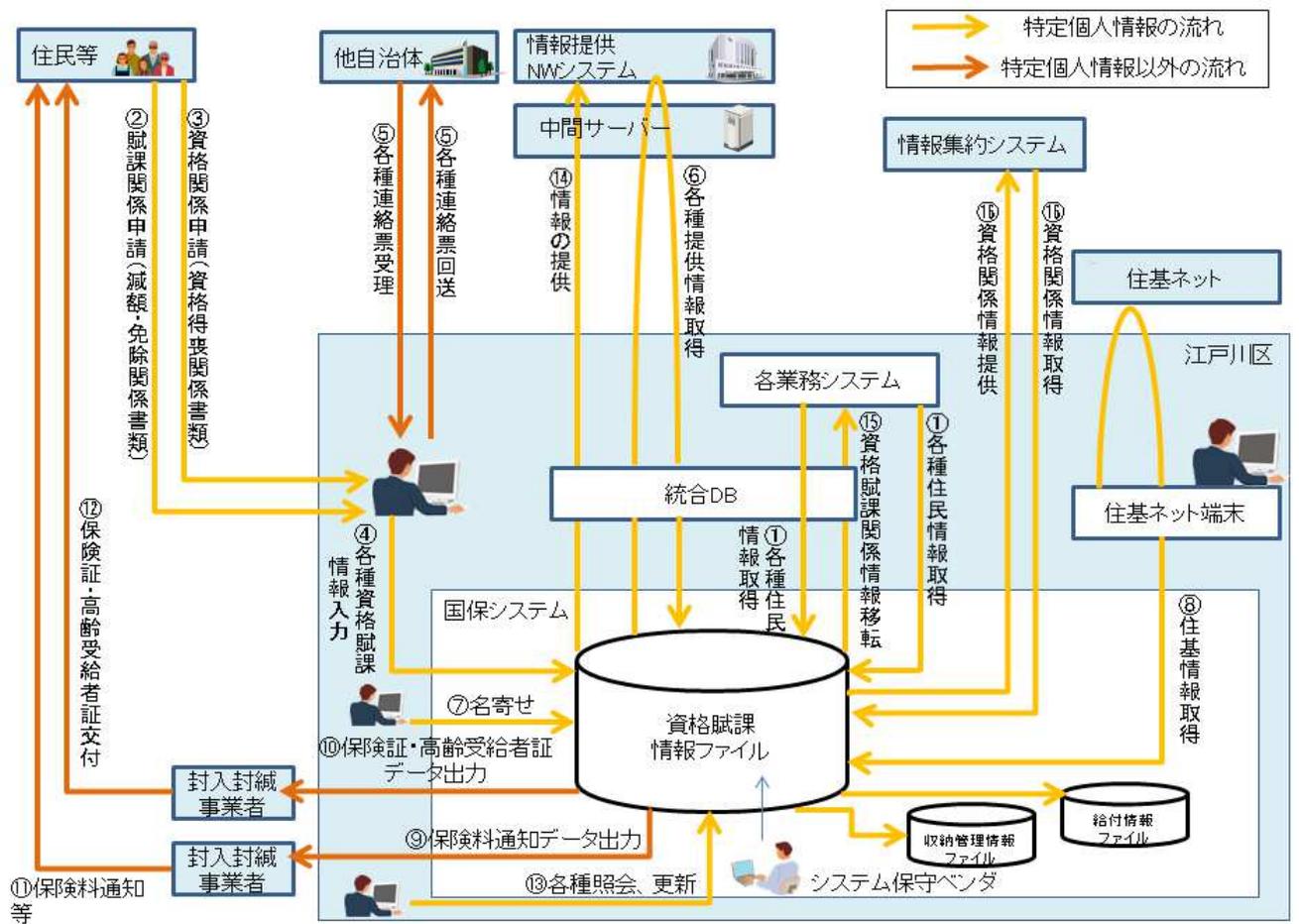
| システム7      |   |
|------------|---|
| システムの名称    | 税務システム  |
| システムの機能    | ・賦課状況確認機能<br>住民税の賦課状況を確認する機能  |
| 他のシステムとの接続 | [ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 庁内連携システム<br>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ ] 既存住民基本台帳システム<br>[ ] 宛名システム等 [ ] 税務システム<br>[ ] その他 ( 国保システム )  |
| システム8      |   |
| システムの名称    | 医療保険者等向け中間サーバー等   |
| システムの機能    | <p>「医療保険者等向け中間サーバー等」は、医療保険者等全体または医療保険制度横断で資格管理等を行う際に必要となるシステムであり、(1)資格履歴管理事務に係る機能、(2)情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能、(3)地方公共団体情報システム機構に対して住民基本台帳ネットワークシステムを通じて機構保存本人確認情報の提供を求める機能(以下この評価書において「本人確認事務に係る機能」という。)を有する。<br/>医療保険者等向け中間サーバー等は、取りまとめ機関が運営する。</p> <p>なお、市区町村国保に関しては、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能のうち情報照会及び情報提供、本人確認事務に係る機能については、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を利用するため、「医療保険者等向け中間サーバー等」では、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能のうち情報照会及び情報提供、本人確認事務に係る機能は行わない。</p> <p>(1)資格履歴管理事務に係る機能<br/>( ) 資格履歴管理(評価対象)<br/>・医療保険者等が、加入者等の基本4情報(又はその一部)、資格情報及び各種証情報(個人番号含む。)を委託区画に登録する。<br/>・運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する(1)。<br/>( ) オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供(個人番号を用いないため評価対象外)<br/>・個人番号を除いた資格履歴ファイルをオンライン資格確認等システムに提供する。<br/>1 当該機能については支払基金が特定個人情報保護評価を実施するため当評価の対象外。</p> <p>(2)情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能<br/>( ) 機関別符号取得(2)(評価対象外)<br/>・医療保険者等からの符号取得要求を受領後、システムの自動処理により、符号取得要求ファイルを生成し、情報提供サーバーに転送する。<br/>・支払基金職員が情報提供サーバーアプリケーションを操作することで、情報提供ネットワークシステムから機関別符号を取得し、機関別符号ファイルに格納する。<br/>( ) 情報照会及び( ) 情報提供(副本情報)(実施しないため評価対象外)<br/>・市区町村国保による情報提供(副本情報)は、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を経由して情報提供ネットワークシステムと接続するため、医療保険者等向け中間サーバー等では行わない。<br/>( ) 情報提供(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)(2)(評価対象外)<br/>・マイナポータルからの自己情報開示の求めを受け付け、システムの自動処理により、運用支援環境において被保険者等を特定し、資格履歴ファイルからオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報(個人番号は含まない。)を提供する。<br/>2 当該機能については支払基金が特定個人情報保護評価を実施するため当評価の対象外。</p> <p>(3)本人確認事務に係る機能<br/>( ) 個人番号取得及び( ) 基本4情報取得(実施しないため評価対象外)<br/>・市区町村国保による情報提供(副本情報)は、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を経由して情報提供ネットワークシステムと接続するため、医療保険者等向け中間サーバー等では行わない。</p> |

|  |  |
|--|--|
| 他のシステムとの接続                                     | <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム<br><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム<br><input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム<br><input type="checkbox"/> その他（国保総合(国保集約)システム）   |
| <b>3. 特定個人情報ファイル名</b>                          |  |
| 1. 資格・賦課情報ファイル<br>2. 給付情報ファイル<br>3. 収納管理情報ファイル |  |
| <b>4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由</b>                    |  |
| 事務実施上の必要性                                      | 1. 資格・賦課情報ファイル<br>・国民健康保険の資格情報を正確に管理するため。<br>・国民健康保険料の決定、更正及び減免に当たって、加入者の所得情報を正確に把握するため。<br>・オンライン資格確認で被保険者等の資格情報を利用するためには、医療保険者等向け中間サーバー等において、医療保険者等の加入者等の履歴情報を正確に管理する必要があり、その履歴情報の生成の際には、同一人であることを正確に把握するために個人番号を用いることから、特定個人情報として資格・賦課情報ファイルを保有するため。<br>2. 給付情報ファイル<br>・国民健康保険の保険給付を行うに当たって、必要な情報を正確に把握するため。<br>・オンライン資格確認で被保険者等の資格情報を利用するためには、医療保険者等向け中間サーバー等において、医療保険者等の加入者等の履歴情報を正確に管理する必要があり、その履歴情報の生成の際には、同一人であることを正確に把握するために個人番号を用いることから、特定個人情報として給付情報ファイルを保有するため。<br>3. 収納管理情報ファイル<br>・国民健康保険料の徴収に当たって、各世帯の収納状況を正確に把握するため。<br>・滞納処分に当たって、各世帯の滞納状況及び各種調査結果等の情報を正確に把握するため。 |
| 実現が期待されるメリット                                   | 正確な資格・所得情報管理が可能になり、各業務において事務の効率化が図られる。<br>オンライン資格確認業務においては、オンライン資格確認等システムを通して、資格喪失後の受診に伴う事務コスト等の解消、高額療養費限度額適用認定証等の発行業務等の削減、被保険者番号の入力自動化による返戻レセプトの削減、後続開発システムとの連携による保健医療データ活用のしくみを実現する。   |
| <b>5. 個人番号の利用</b>                              |  |
| 法令上の根拠   | ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下この評価書において「番号法」という。)第9条第1項及び第2項並びに別表第一の30の項<br>・江戸川区個人番号の利用に関する条例(平成27年10月条例第30号)第4条第1項   |

| 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 |   |
|--------------------------|---|
| 実施の有無                    | <p style="text-align: center;">[ 実施する ]</p> <p style="text-align: right;">&lt; 選択肢 &gt;<br/>1) 実施する<br/>2) 実施しない<br/><br/>3) 未定</p>   |
| 法令上の根拠                   | <p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>[番号法別表第二における情報提供の根拠]</p> <p>・第三欄(情報提供者)が「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93の項)</p> <p>・第三欄(情報提供者)が「他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項(9、12、15、78、120の項)</p> <p>・第三欄(情報提供者)が「他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法令により行われる給付の支給に関する情報」が含まれる項(109の項)</p> <p>・第三欄(情報提供者)が「他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(17、88、106の項)</p> <p>・第三欄(情報提供者)が「他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(22、97の項)</p> <p>・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「国民健康保険法第七十六条の四において準用する介護保険法第三十六条第一項(同法第四十条第三項において準用する場合を含む。)、第三十八条第一項又は第四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(46の項)</p> <p>[番号法別表第二における情報照会の根拠]</p> <p>・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による事務」が含まれる項(42、43、44、45の項)</p> |
| 7. 評価実施機関における担当部署        |   |
| 部署                       | 健康部 医療保険課   |
| 所属長の役職名                  | 医療保険課長  |
| 8. 他の評価実施機関              |   |
| なし                       |   |

(別添1) 事務の内容

資格賦課関連業務

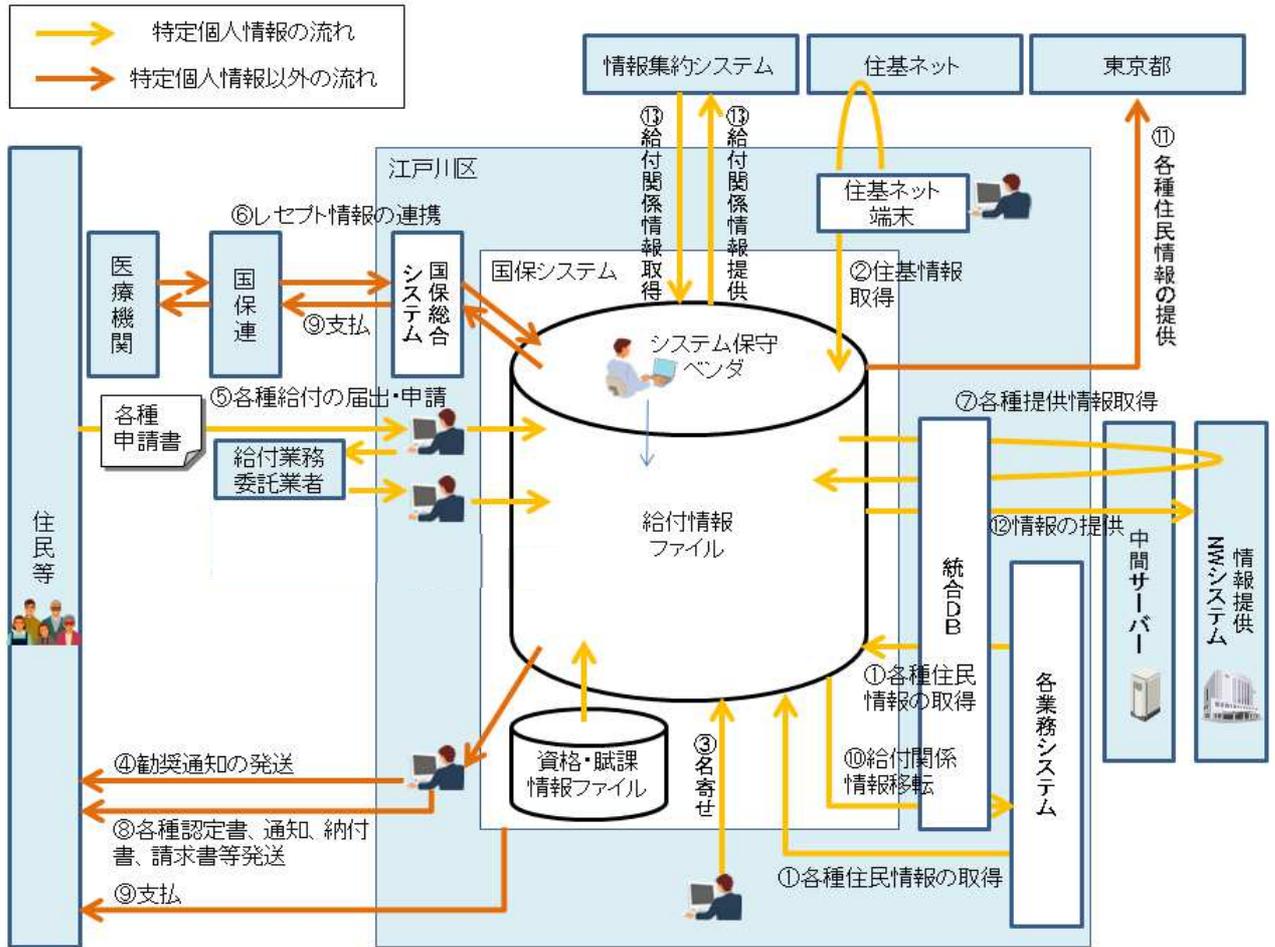


(備考)

- 各種住民情報を統合DB経由又は業務システムより取得する。
- 住民等の申請により賦課関係情報を取得する。
- 住民等の申請により資格関係情報を取得する。
- 取得した各種関係情報を職員により入力する。
- 各種連絡票を他自治体に回送、又は受理する。
- 資格賦課業務に当たって必要な情報を、中間サーバーを介して情報照会を行う。
- ～ で入手した情報を、4情報、個人番号で名寄せし資格・賦課情報を作成する。
- 住登外者の住民票関係情報を住基ネット経由で取得する。
- 保険料の確定後、保険料通知データを出力し、封入封緘事業者へ提供する。
- で入手した情報をもとに保険証・高齢受給者証作成データを出力し、封入封緘事業者へ提供する。
- 封入封緘事業者は保険料通知等を作成し、住民等に発送する。
- 封入封緘事業者は保険証・高齢受給者証等を作成し、住民等に発送する。
- 資格・賦課情報の照会、更新を行う。
- 国保関係情報を統合DB経由で中間サーバーへ提供する。
- 国保関係情報を統合DB経由で各業務システムへ移転する。
- 国保情報集約システムとの間で資格取得喪失関係情報の提供・取得を行う。

(別添1) 事務の内容

給付関連業務

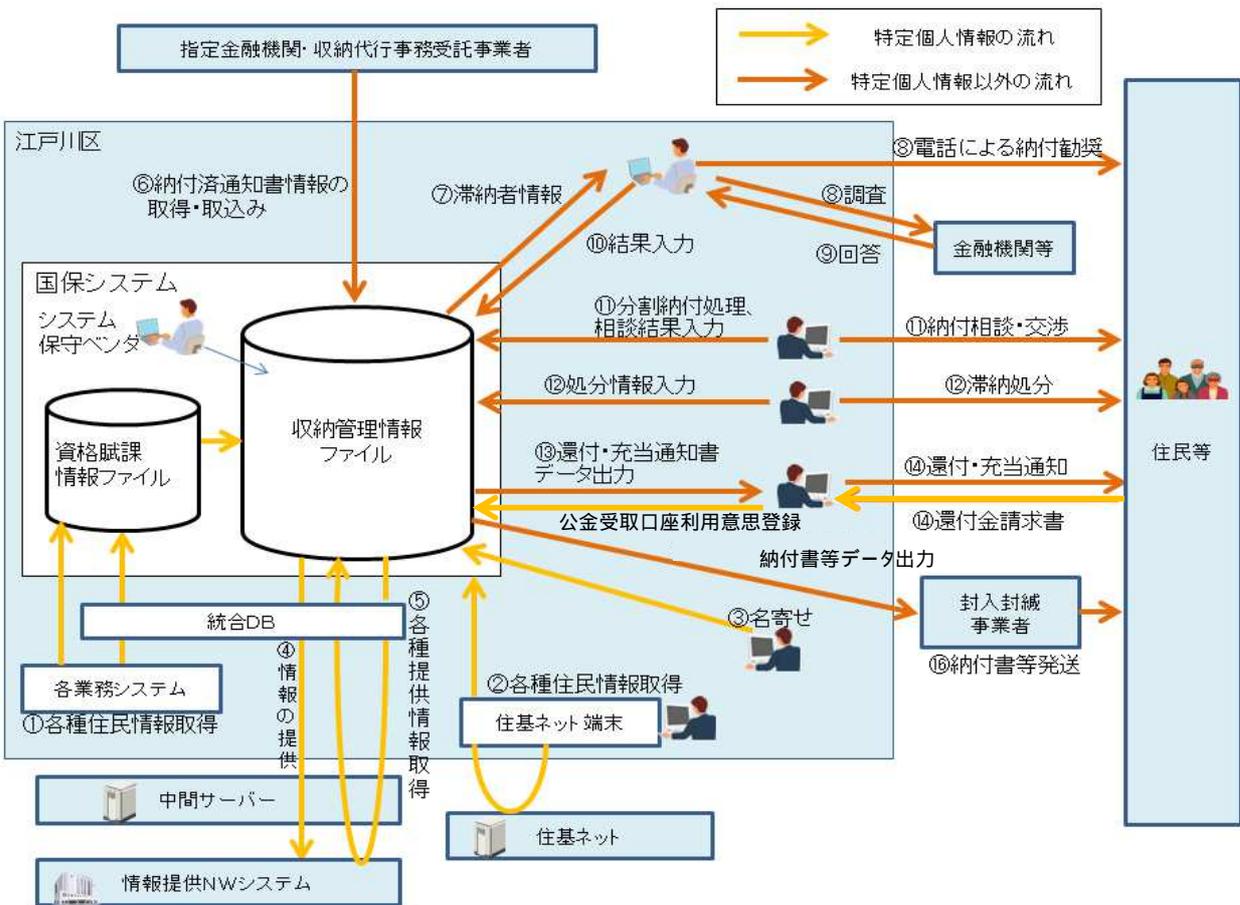


(備考)

- 各種住民情報を統合DB経由又は業務システムより取得する。
- 住登外者の住民票関係情報を住基ネット経由で取得する。
- 4情報、個人番号で名寄せし、給付情報の更新を行う。
- 住民へ勸奨通知等を発送する。(申請書を同封する形式のもの)
- 住民から、各種届出・申請書を受理し、必要に応じて給付業務委託業者を通した上で国保システムに情報を登録する。
- 医療機関からレセプト情報を連携する。
- 給付業務に必要な情報を中間サーバーを介して情報照会を行う。
- 住民等へ各種認定書、通知、納付書、請求書等を発送する。
- 住民、医療機関へ支払をする。
- 国保関係情報を統合DB経由で業務システムへ移転する。
- 税務情報を東京都へ提供する。
- 国保関係情報を統合DB経由で中間サーバーへ提供する。
- 国保情報集約システムとの間で、高額療養費関係情報の提供・取得を行う。

(別添1) 事務の内容

収納管理関連業務

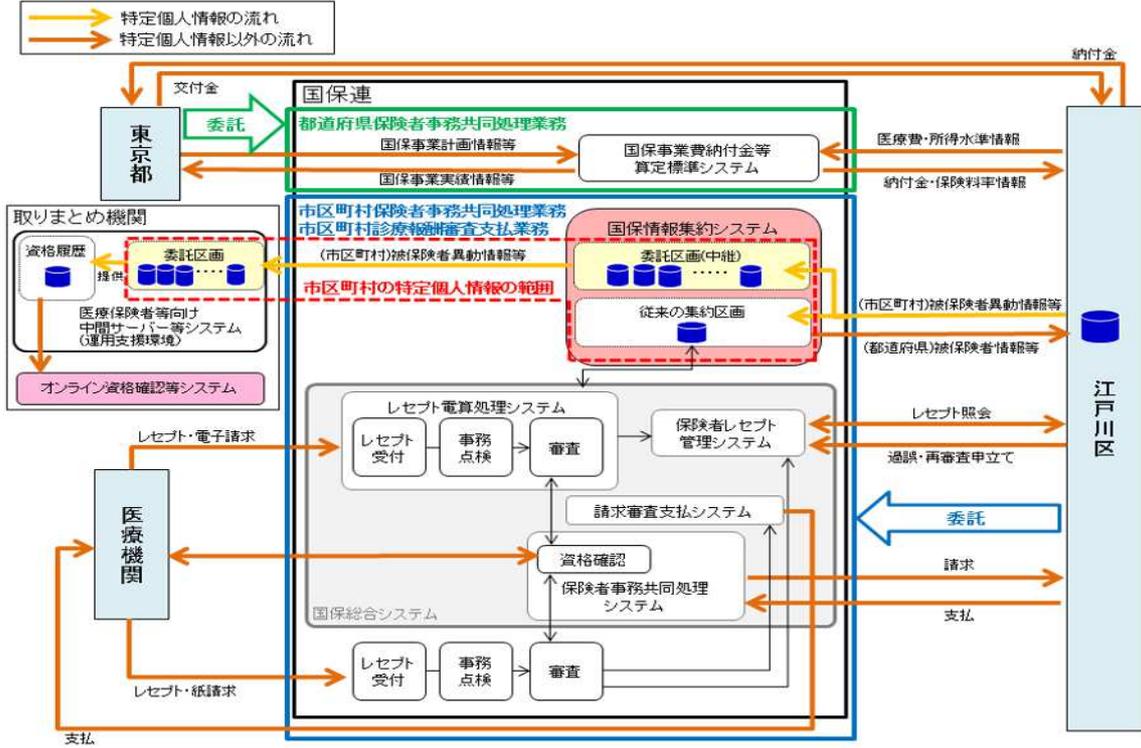


(備考)

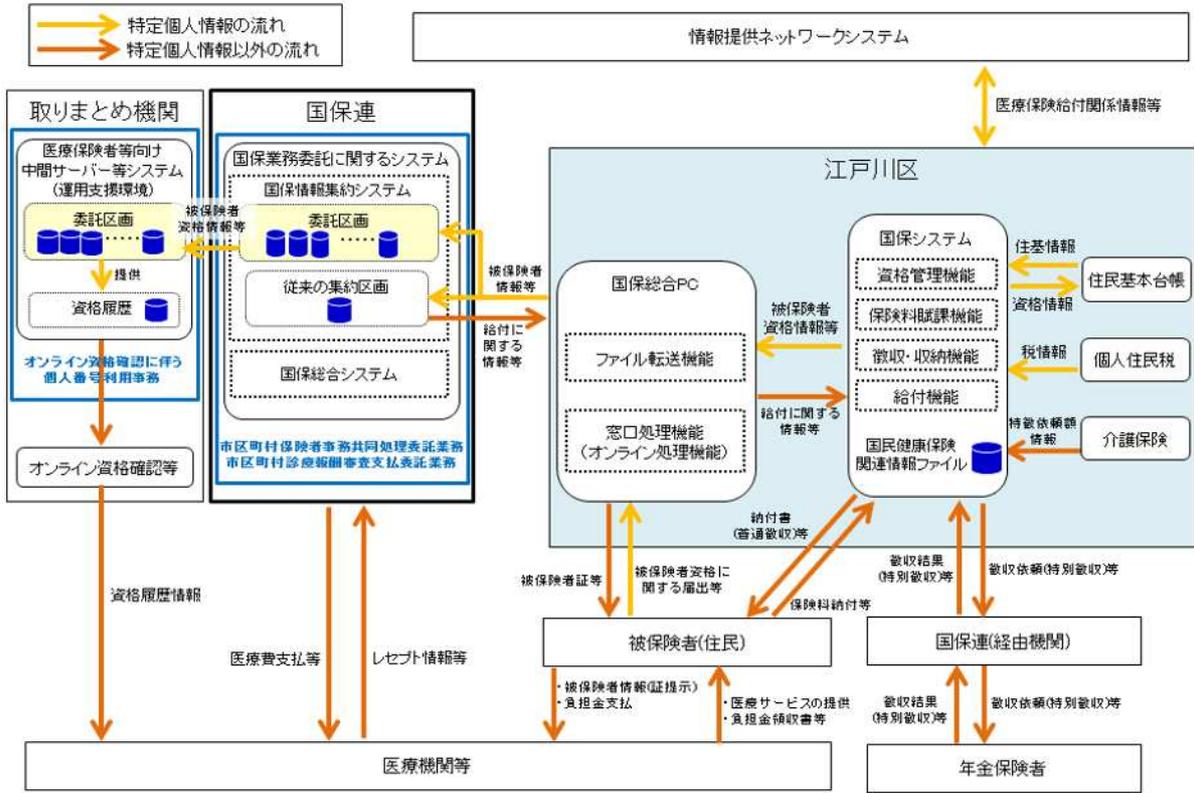
各種住民情報を統合DB経由又は業務システムより取得する。  
 住登外者の住民票関係情報を住基ネット経由で取得する。  
 4情報、個人番号で名寄せし、収納管理情報の更新を行う。  
 国保関係情報を統合DB経由で中間サーバーへ提供する。  
 収納管理業務に必要な情報を中間サーバーを介して情報照会を行う。  
 指定金融機関・収納代行事務受託事業者から納付済通知書情報を取得し、国保システムにデータを取り込む。  
 滞納者情報を委託先事業者に提供する。  
 滞納者について、委託先事業者が財産調査・電話による納付勧奨を行う。  
 委託先事業者が財産調査の照会回答を取得する。  
 委託先事業者が財産調査・電話による納付勧奨の結果を国保システムへ入力する。  
 納付交渉を行い、徴収猶予が必要な場合に、分割納付処理を行う。  
 滞納処分を行う。  
 ・(財産がある場合)差押・参加差押・交付要求・取立処理を行い、結果に基づき、処分通知を行う。  
 ・(財産がない場合)執行停止処理を行う。  
 ・(徴収権がない場合)不納欠損処理を行う。  
 過納・誤納がある場合には、還付・充当に係る通知書を出力する。  
 還付・充当に係る通知書を住民等に送付し、住民等から還付金請求書を取得する。  
 納付書等のデータを出力し、封入封緘事業者へ提供する。  
 封入封緘事業者は納付書・督促状・催告書等を作成し、被保険者に送付する。  
 公金受取口座の利用意思を登録する。

**(別添1) 事務の内容**

**国民健康保険の業務委託とシステムの関係**



**国保総合PCと市区町村システムとの関係**



(備考)

1. 市区町村保険者事務共同処理業務

1-1.国民健康保険の被保険者資格等に関する情報を都道府県単位で管理するため、資格継続業務、高額該当回数の引き継ぎ業務を実施する必要があり、これらの業務を行うために「国保情報集約システム」の共同設置と運用を国保連へ委託する。なお、「国保情報集約システム」では個人番号を用いる。

1-2.上述の他に、高額医療費共同事業、レセプト点検の支援等を委託するが、これらの業務を行う「国保総合システム」では個人番号を使用しない。

1-3.オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保総合(国保集約)システム経由で、医療保険者等向け中間サーバー等システムの委託区画へ被保険者異動情報の登録を行う。

2. 都道府県保険者事務共同処理業務

・都道府県が、国民健康保険の保険給付費(歳出)及び国庫負担金や前期高齢者交付金等の歳入を推計し、保険料収納必要額を推計しその保険収納必要額を確保するために、所得水準に基づき市区町村ごとの保険料収納必要額を算定するとともに、標準保険料率を計算するための「国保事業費納付金等算定標準システム」の設置と運用を国保連に委託する。

・なお、本業務を行う国保事業費納付金等算定標準システムでは個人番号を使用しない。

3. 市区町村診療報酬審査支払業務

・保険医療機関等から提出される診療報酬の審査支払を国保連に委託する。

・なお、本業務及び本業務を行う「国保総合システム」では個人番号は使用しない。

4. オンライン資格確認業務

・医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務

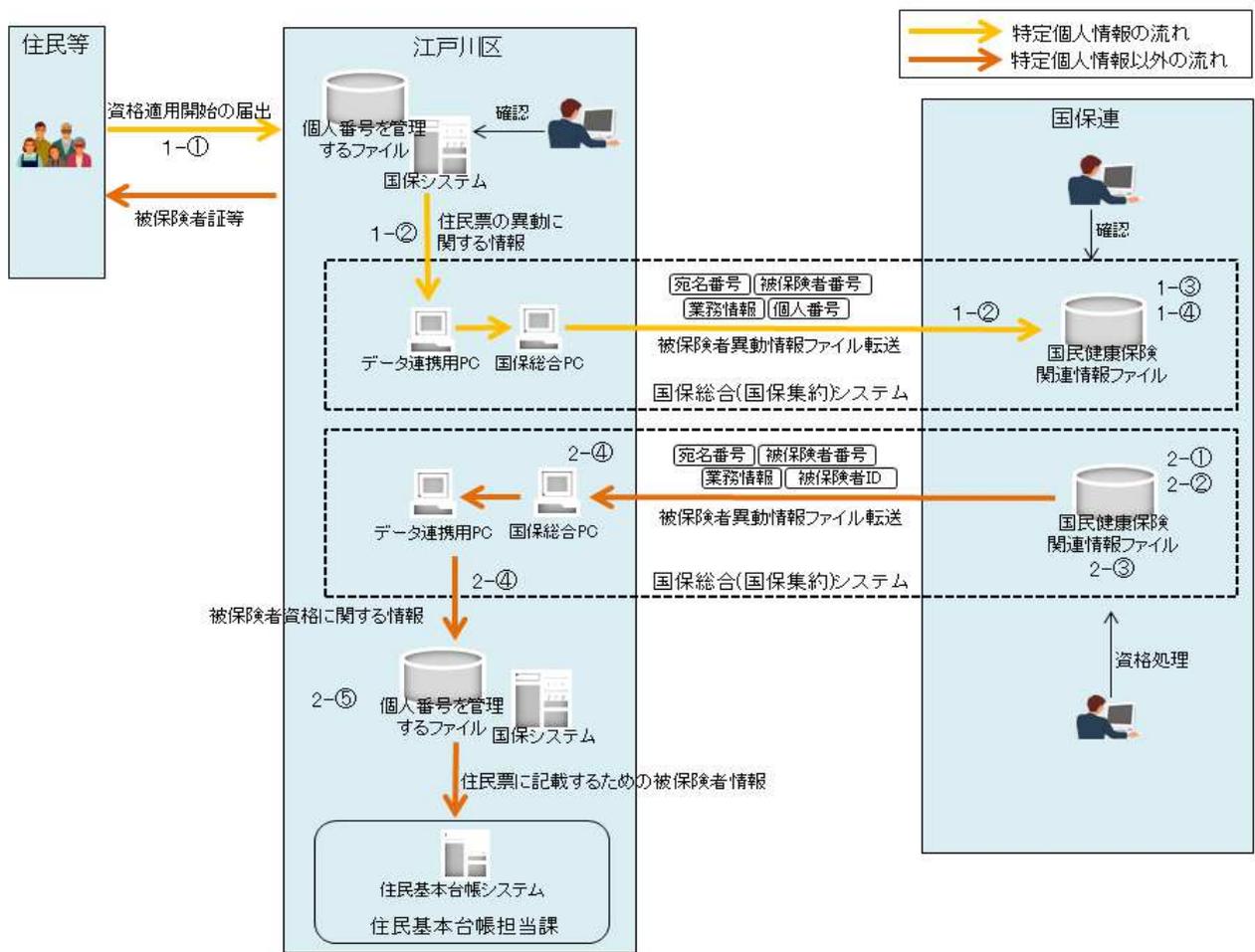
オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個人番号の紐づけ管理などを行う。

・医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務

オンライン資格確認業務のため、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用した、オンライン資格確認等システムで管理している情報との紐付けに使用する情報の提供を行うために機関別符号を取得する。

**(別添1) 事務の内容**

**1. 資格継続業務**



(備考)

#### 1. 資格継続業務

・国民健康保険の被保険者資格は都道府県単位で管理され、被保険者が同一都道府県内の他市区町村へ住所異動した場合は、被保険者資格の喪失・取得は発生しないが、保険料徴収等の事務の主体が市区町村であるため、資格の取得日・喪失日とは別に、自市区町村で事務を行う対象の被保険者である期間を、市区町村は適用開始日と適用終了日で管理することになる。

・国民健康保険の被保険者資格が同一都道府県内の他市区町村へ住所異動した場合は、被保険者資格の喪失・取得が生じないため、被保険者の住所異動に関する情報を市区町村が国保総合(国保集約)システムに送信することで、国保総合(国保集約)システム上では、転出地市区町村から送付された被保険者情報と転入地市区町村から送付された被保険者情報から、被保険者資格の取得や喪失の事務を行うことになる。

・また、市区町村では住民基本台帳に被保険者資格の取得日や喪失日を記載する必要があるため、同日付の情報を国保総合(国保集約)システムから入手した上で、住民票に記載を行うことになる。

##### (1)被保険者異動情報等の送信

1- 市民等から国民健康保険の被保険者に関する資格適用開始の届出を入手し、国保システムに当該情報を登録する。住民には、必要に応じて被保険者証等を交付する。

1- 国保システムから、異動があった被保険者とその世帯に属するすべての被保険者(擬制世帯主を含む)についての被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)を作成し、その後データ連携用PCを用いて、国保連の国保総合(国保集約)システムに送信する。

1- 国保連の国保総合(国保集約)システムでは、送信された「被保険者異動情報」に基づいて、同システムの当該情報を更新する。

1- 国保連の国保総合(国保集約)システムでは、市区町村から送信された当該情報に含まれる「個人番号」によって同一人の判断・確認を行う。また、個人番号の漏洩リスクを低減させるため、都道府県単位で被保険者別に付与された都道府県被保険者IDと、市区町別かつ被保険者別に付与された市町村被保険者IDとが紐付けられて、国保総合(国保集約)システム上でそれらの被保険者IDと関係性が管理される。

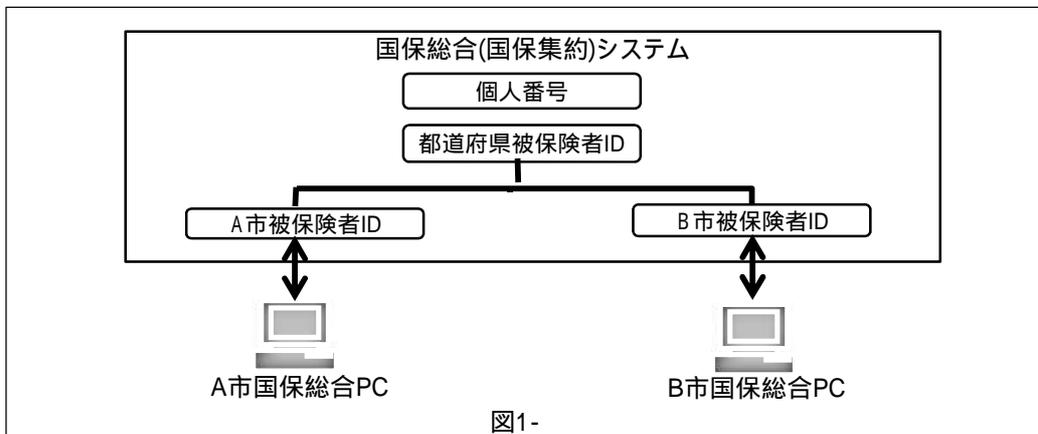


図1-

##### (2)被保険者情報の受信

2- (1)において市区町村のデータ連携用PCから国保連の国保総合(国保集約)システムに送信された「被保険者異動情報」により、都道府県内の市区町村間を転居した場合には、転出市区町村と転入市区町村の適用終了日(転出)と適用開始日(転入)の重複・空白期間等を国保総合(国保集約)システムによってチェックする。また、国保総合(国保集約)システムにおいて被保険者資格の取得・喪失・継続等に関する処理を行う。

2- 国保連の国保総合(国保集約)システムでは、市区町村別かつ被保険者別に付与された市町村被保険者IDに、都道府県被保険者IDが紐付き、さらに、都道府県被保険者IDには個人番号が紐付されている。

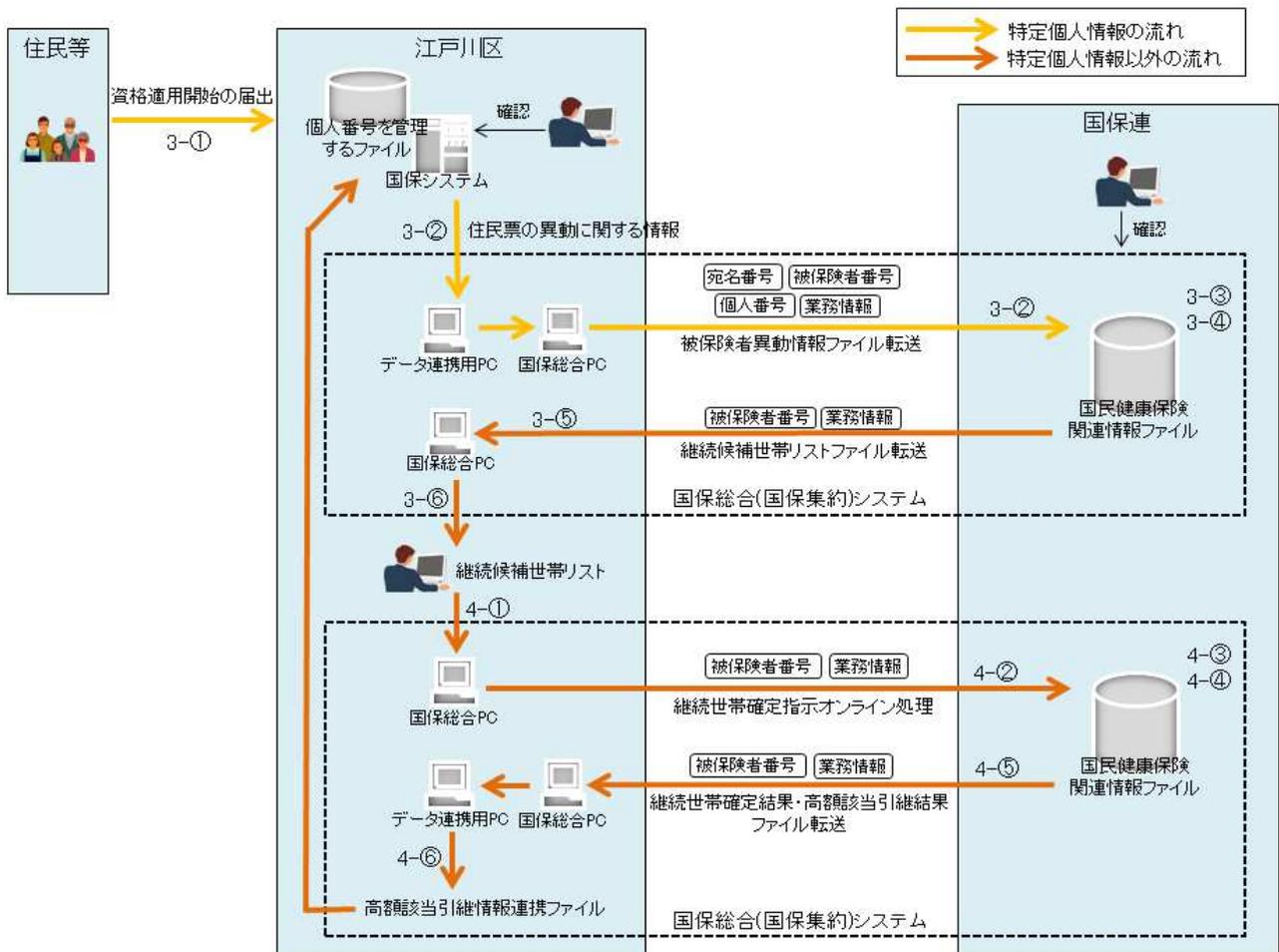
2- 国保連の国保総合(国保集約)システムには、都道府県単位の被保険者異動情報が管理される。

2- 国保連の国保総合(国保集約)システムから市区町村の国保システムに、データ連携用PCを用いて、被保険者情報(国保資格取得喪失年月日連携ファイル、市町村被保険者ID連携ファイル)を配信する。

2- 国保システムでは、配信された被保険者情報に基づいて、同システムの都道府県単位の被保険者情報を更新する。市区町村では、すでに被保険者情報が管理されているため、そこに都道府県単位の被保険者情報を追加して管理する。

**(別添1) 事務の内容**

**2. 高額該当の引き継ぎ業務**



(備考)

## 2. 高額該当回数の引き継ぎ業務

・高額療養費制度は、医療機関等での支払額が、暦月で一定額を超えた場合に、その超過額を支給する制度であり、当月を含む直近12ヶ月間にすでに3回以上高額療養費が支給されている場合は、その月(4回目)以降の高額療養費の支給額が増加(自己負担限度額を引き下げ)するため、高額該当回数を引き継ぐ必要がある。

・国民健康保険の被保険者資格は都道府県単位で管理され、被保険者が同一都道府県内の他市区町村へ住所異動した場合は、被保険者資格の喪失・取得が生じないため、転出地における高額療養費の多数回該当に係る該当回数を転入地に引き継ぎ、前住所地から通算することになる。

・なお、高額療養費制度は世帯単位のため、転出入と同時に世帯の分離や合併等が生じた場合は、どの世帯へ多数回該当に係る該当回数を引き継ぐのか判断を行うことになる。

### (3)継続候補世帯の抽出

3- 住民等から国民健康保険の被保険者資格に関する資格適用開始の届出を入手し、国保システムに当該情報を登録する。

3- 国保システムから、異動があった被保険者とその世帯に属するすべての被保険者(擬制世帯主を含む)についての被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)を作成する。また、作成した被保険者異動情報データを、データ連携用PCを用いて、国保連の国保総合(国保集約)システムに送信する。

3- 国保連の国保総合(国保集約)システムでは、送信された「被保険者異動情報」に基づいて、同システムで継続候補世帯を抽出する。

3- 国保連の国保総合(国保集約)システムに、継続候補世帯リスト情報が作成される。

3- 国保連の国保総合(国保集約)システムから市区町村の国保総合PCに、継続候補世帯リストを配信する。

3- 市区町村において、市区町村の国保総合PCに表示した情報を確認し、継続候補世帯リストの印刷を行う。

### (4)継続世帯の確定及び高額該当回数の引き継ぎ

4- 継続候補世帯リストを見て、継続世帯を判断した上で、市区町村の国保総合PCに必要な事項を登録し、継続世帯の確定指示を行う。

4- 市区町村の国保総合PCから、国保連の国保総合(国保集約)システムに、継続世帯の確定指示が送信される。

4- 国保連の国保総合(国保集約)システムでは、送付された確定指示に基づいて、同システムで継続世帯の確定が実施される。また、確定された継続世帯の情報に基づいて、同システムで高額該当情報の引き継ぎが実施される。

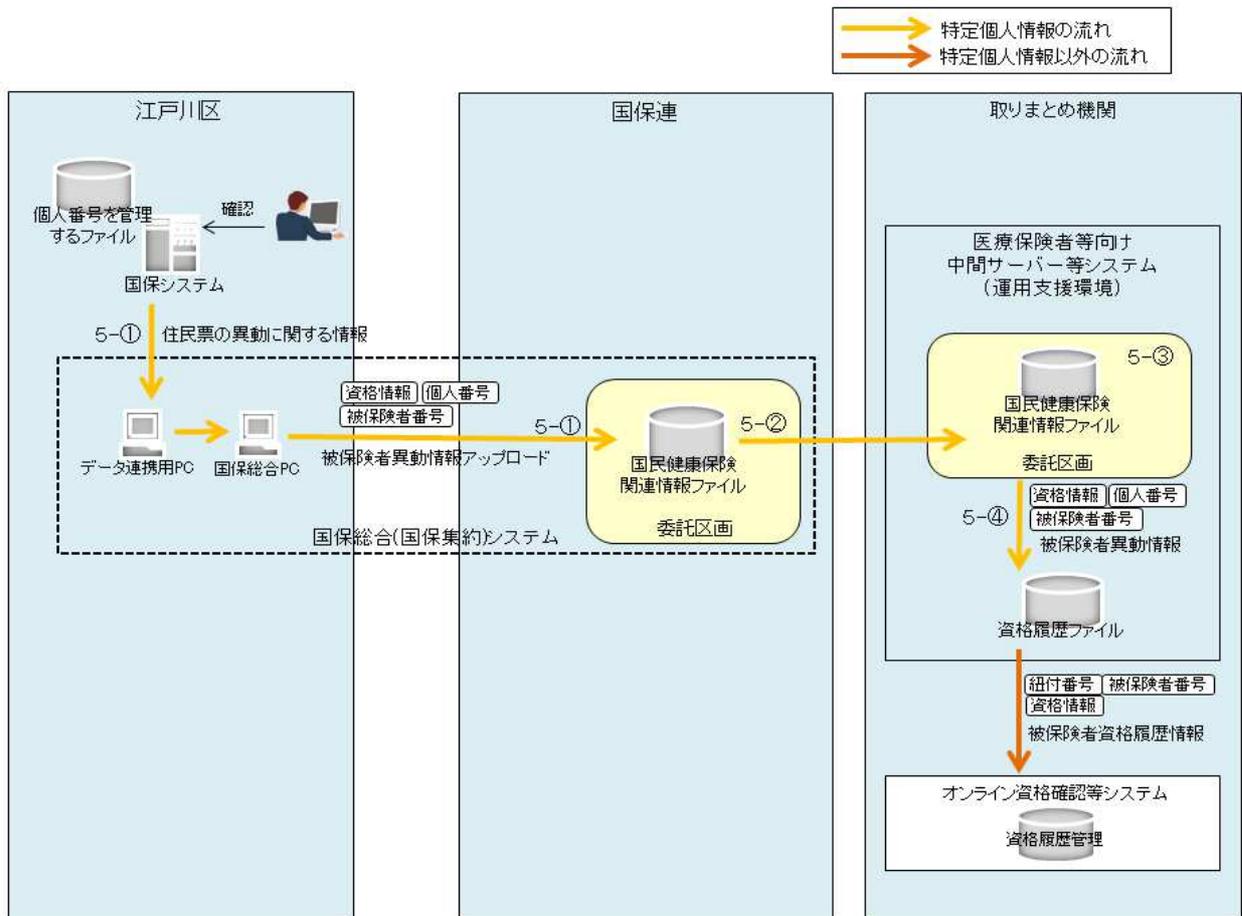
4- 国保連の国保総合(国保集約)システムに、継続世帯確定結果及び高額該当引継結果が作成される。

4- 国保連の国保総合(国保集約)システムから市区町村の国保総合PCに、継続世帯確定結果及び高額該当引継結果を配信する。

4- 市区町村において、市区町村の国保総合PCに表示した情報を確認し、継続世帯が確定したことを確認し、継続世帯確定リストの印刷を行う。また、国保連から送信された高額該当引継情報連携ファイルを、データ連携用PCを用いて国保システムに取り込む。

(別添1) 事務の内容

3. オンライン資格確認業務に係る医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供



(備考)

3. オンライン資格確認業務に係る医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供

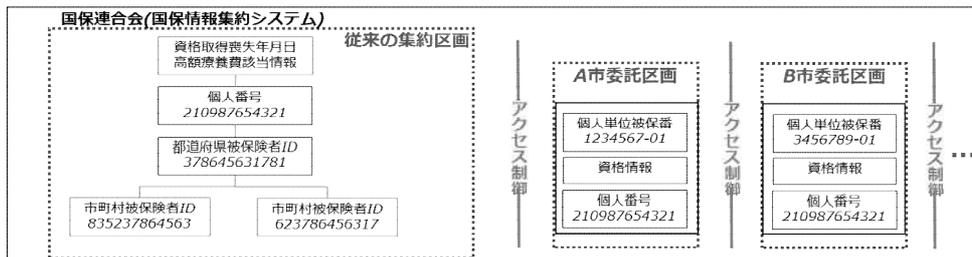
・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、医療保険者等向け中間サーバー等にて加入者の資格履歴情報の管理を行う。

・上述の資格履歴情報の管理を行うため、市区町村において被保険者情報等を抽出し、国保連を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ情報登録を行う。

(5)被保険者異動情報等の送信

5- 国保システムから、異動があった被保険者とその世帯に属するすべての被保険者(擬制世帯主を含む)についての被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)を作成する。また、作成した被保険者異動情報データを、データ連携用PCを用いて、国保連の国保総合(国保集約)システムに送信する。

5- 国保連の国保総合(国保集約)システムの委託区画では、市区町村から送信された「被保険者異動情報」に基づいて、同区画の情報を更新し、更新後の同区画の情報から医療保険者等向け中間サーバー等システムへ送付するための「被保険者異動情報」を作成、医療保険者等向け中間サーバー等へ送信される。国保総合(国保集約)システムの委託区画では、市区町村ごとに論理的に区分された区画に資格情報が恒久的に保存されるが、区画ごとにアクセス制御を行うため、国保総合(国保集約)システム内では、特定個人情報に関する機関間(市区町村間)の提供等は発生しない。



5- 医療保険者等向け中間サーバー等システムの委託区画では、国保総合(国保集約)システムから受信した「被保険者異動情報」に基づいて、同システムの当該情報を更新する。医療保険者等向け中間サーバー等システムでは、市区町村ごとに論理的に区分された区画に資格情報が恒久的に保存されるが、区画ごとにアクセス制御を行うため、特定個人情報の機関間の提供等は発生しない。

5- 医療保険者等向け中間サーバー等システムの委託区画の「被保険者異動情報」に基づいて、同システムの運用支援環境において、委託区画から取得した「被保険者異動情報」を資格履歴ファイルに格納することで、市区町村から取りまとめ機関へ特定個人情報の機関間提供が発生する。

# 特定個人情報ファイルの概要

| 1. 特定個人情報ファイル名 |   |
|----------------|---|
| 資格・賦課情報ファイル    |   |
| 2. 基本情報        |   |
| ファイルの種類        | [ システム用ファイル ]<br>< 選択肢 ><br>1) システム用ファイル<br>2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)   |
| 対象となる本人の数      | [ 10万人以上100万人未満 ]<br>< 選択肢 ><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上   |
| 対象となる本人の範囲     | 国民健康保険加入者及び納付義務者(過去に加入していた又は納付義務者だったものを含む)  |
| その必要性          | 国民健康保険の資格の適正管理及び賦課業務のために必要な特定個人情報を保有  |
| 記録される項目        | [ 100項目以上 ]<br>< 選択肢 ><br>1) 10項目未満<br>2) 10項目以上50項目未満<br>3) 50項目以上100項目未満<br>4) 100項目以上  |
| 主な記録項目         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報<br/>[ ] 個人番号 [ ] 個人番号対応符号 [ ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報<br/>[ ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ ] 連絡先(電話番号等)<br/>[ ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報<br/>[ ] 国税関係情報 [ ] 地方税関係情報 [ ] 健康・医療関係情報<br/>[ ] 医療保険関係情報 [ ] 児童福祉・子育て関係情報 [ ] 障害者福祉関係情報<br/>[ ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ ] 介護・高齢者福祉関係情報<br/>[ ] 雇用・労働関係情報 [ ] 年金関係情報 [ ] 学校・教育関係情報<br/>[ ] 災害関係情報<br/>[ ] その他 ( )</li> </ul>                        |
| その妥当性          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報:対象者を正確に特定するために保有する。</li> <li>・連絡先等情報:世帯主を含む被保険者の現住所や、加入資格情報等を把握するために保有する。(住登外者についても同様)</li> <li>・地方税関係情報:被保険者の地方税情報をもとに、国民健康保険料額を決定するために保有する。</li> <li>・医療保険関係情報:被保険者の資格情報を適切に管理するために保有する。</li> <li>・介護・高齢者福祉関係情報:介護保険の特別徴収情報をもとに、国民健康保険料を特別徴収とするか決定するために保有する。</li> <li>・雇用・労働関係情報:特例対象被保険者の非自発による離職理由を把握し、国民健康保険料を減免するために保有する。</li> <li>・年金関係情報:国民健康保険料を年金から特別徴収するために保有する。</li> </ul> |
| 全ての記録項目        | 別添2を参照。   |
| 保有開始日          | 平成27年10月  |
| 事務担当部署         | 江戸川区 健康部 医療保険課  |

### 3. 特定個人情報の入手・使用

|                 |   |
|-----------------|---|
| <p>入手元</p>      | <p>[ ] 本人又は本人の代理人</p> <p>[ ] 評価実施機関内の他部署 ( 区民課、各事務所、課税課 )</p> <p>[ ] 行政機関・独立行政法人等 ( 情報提供ネットワークシステムを利用する機関 )</p> <p>[ ] 地方公共団体・地方独立行政法人 ( 情報提供ネットワークシステムを利用する機関、他自治体 )</p> <p>[ ] 民間事業者 ( 他の医療保険者 )</p> <p>[ ] その他 ( 地方公共団体情報システム機構、国保連 )</p>  |
| <p>入手方法</p>     | <p>[ ] 紙 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ</p> <p>[ ] 電子メール [ ] 専用線 [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 情報提供ネットワークシステム</p> <p>[ ] その他 ( 住民基本台帳ネットワークシステム )</p>  |
| <p>入手の時期・頻度</p> | <p>定期的に入手する事務(毎年)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険料当初賦課決定時に、地方税関係情報を庁内連携により入手し、年金関係情報を電子記録媒体により入手。</li> <li>・高齢受給者証の負担割合決定時に、地方税関係情報を庁内連携により入手。</li> </ul> <p>定期的に入手する事務(毎月)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険料の例月賦課更正時に、地方税関係情報の差分を庁内連携により入手。</li> <li>・特別徴収の可否について、年金関係情報を入手。</li> <li>・高齢受給者証の例月更正時に、地方税関係情報を庁内連携により入手。</li> </ul> <p>定期的に入手する事務(日次)</p> <p>平成30年4月1日以後、国保連より、被保険者情報(国保資格取得喪失年月日連携ファイル、市町村被保険者ID連携ファイル等)を入手。</p> <p>個別的に対応する事務(都度)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険資格取得の届出を取得。</li> <li>・国民健康保険新規加入者に関する住民票関係情報、地方税関係情報を庁内連携により入手。</li> <li>・住民税賦課期日における住所地が江戸川区内不在とき、賦課期日における住所地の税務担当課へ地方税関係情報を照会。</li> <li>・被保険者の世帯変更等の届出について、庁内連携により入手。</li> <li>・就学、住所地特例等により、転出後も引き続き江戸川区の国民健康保険の被保険者となるとき、申請書の届出により、転出先の住所地に住民票関係情報を照会。</li> <li>・特例対象被保険者となる申請書の届出により、雇用保険受給資格者情報を照会。</li> </ul> |

|                 |   |
|-----------------|---|
| <p>入手に係る妥当性</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・国保法第9条第1項の規定により、世帯主は、その世帯に属する被保険者の資格の取得に必要な事項を届け出なければならない。届出に基づき、国民健康保険加入資格等の把握や保険料を決定するため、住民票関係情報及び地方税関係情報を庁内連携を利用して取得している。</li> <li>・地方税関係情報については、修正申告等により所得額等が変更となった場合は、国民健康保険料についても再計算が必要である。そのため、毎月地方税関係情報の差分を取得し、変更があるときは国民健康保険料の更正を行う。</li> <li>・年金関係情報は、国民健康保険料を特別徴収するために必要である。</li> <li>・転入者、住所設定者、就学・住所地特例者等の住登外者について、国民健康保険料を正確に計算するためには、住民税賦課期日の住所地から地方税関係情報を取得する必要がある。</li> <li>・特例対象被保険者となるための届出に基づき、雇用保険受給資格の離職理由を取得する必要がある。</li> <li>・国保連から被保険者情報を入手することで、国保総合(国保集約)システム上で管理している被保険者資格を住民基本台帳に記載する際の正確性を担保できる。また、情報の入手に関しては専用線を用いて行うが、信頼性、安定性の高い通信環境が実現でき、さらに通信内容の暗号化とあわせて通信内容の漏えいや盗聴に対するリスクが低く、頻繁に通信が必要な場合には通所の通信回線である公衆網を使うよりも低コストとなることが期待できる。</li> </ul> |
| <p>本人への明示</p>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険の資格関係情報や、国民健康保険料の賦課に必要な各種情報の取得については、番号法、国民健康保険法等により、広く国民に周知している。</li> <li>・住民票関係情報については、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第1条の規定に基づき、取得・利用している。</li> </ul>  |

|                |      |  |
|----------------|------|--|
| 使用目的           |      | 国民健康保険資格取得等の受付、本人確認、登録、正確な国民健康保険料の決定と減免を行うため。  |
| 変更の妥当性         |      | -  |
| 使用の主体          | 使用部署 | 医療保険課、区民課保険年金係、各事務所保険年金係等  |
|                | 使用者数 | [ 100人以上500人未満 ]<br><選択肢><br>1) 10人未満<br>2) 10人以上50人未満<br>3) 50人以上100人未満<br>4) 100人以上500人未満<br>5) 500人以上1,000人未満<br>6) 1,000人以上  |
| 使用方法           |      | 1. 国民健康保険の加入、喪失などの資格に関する受付と国民健康保険料の決定に関する事務<br>・住民票関係情報から、加入者の住所情報、世帯異動情報等を取得する。<br>・地方税関係情報を取得し、国民健康保険料、高齢受給者証の負担割合を決定する。<br>・介護保険料の特別徴収情報を取得し、国民健康保険料の特別徴収が可能か決定する。<br>・その他、保険料減免の対象となる事実があるとき、申請書の届出を受け減免処理を行う。<br>・他保険加入や転出の届出により、国民健康保険被保険者資格の喪失を行う。<br>・就学、住所地特例等、住登外者の国民健康保険加入について、申請書の届出を受け、住所地の住民票関係情報等を取得し、手続を行う。<br><br>2. 転入者、住登外者の地方税関係情報取得に関する事務<br>・転入者については、国民健康保険加入届出日の翌日、前住所地へ地方税関係情報を照会する。前住所地の回答により賦課期日時点の住所が異なる場合には、さらに前の住所地へ照会を繰り返し、賦課期日時点の自治体より地方税関係情報を取得し、国民健康保険料を決定する。<br>・住登外者については、江戸川区国民健康保険被保険者となる届出があった翌日以降、賦課期日時点の住所地へ地方税関係情報を照会、取得し、国民健康保険料を決定する。また、毎年の国民健康保険料本算定時にも、地方税情報を照会、取得し、国民健康保険料を決定する。<br><br>3. 国民健康保険料更正に関する事務<br>・地方税関係情報の修正について、庁内連携により差分を取得し、国民健康保険料を更正する。 |
| 情報の突合          |      | 1. 国民健康保険の加入、喪失等の資格に関する受付と保険料決定に関する事務<br>・国民健康保険加入届出書と住民票関係情報、地方税関係情報、医療保険関係情報等を突合して、国民健康保険資格・賦課情報を作成する。<br>・国民健康保険資格・賦課情報と地方税関係情報を突合して、国民健康保険料、高齢受給者証の負担割合を決定する。<br>・国民健康保険資格・賦課情報と介護保険特別徴収情報を突合して、国民健康保険の特別徴収の対象となる者を決定する。<br>・国民健康保険料の減免に関する申請書の届出により、国民健康保険資格・賦課情報と減免に必要な情報を突合して、国民健康保険料の減免を行う。<br><br>2. 転入者、住登外者の地方税関係情報取得に関する事務<br>・国民健康保険資格・賦課情報と賦課期日における住所地の地方税関係情報を突合して、国民健康保険料、高齢受給者証の負担割合を決定する。<br><br>3. 国民健康保険料更正に関する事務<br>・国民健康保険資格・賦課情報と地方税関係情報の差分を突合して、国民健康保険料を更正する。  |
| 情報の統計分析        |      | 特定個人情報を用いて特定の個人を判別しうる統計・分析は行っていない。   |
| 権利利益に影響を与え得る決定 |      | ・国民健康保険への加入を届け出て、国民健康保険被保険者となることによって、医療保険の各種給付の受給資格を得る。<br>・国民健康保険加入世帯について、被保険者数及び、世帯の所得に基づき、国民健康保険料を決定、更正する。  |
| 使用開始日          |      | 平成28年1月1日  |



| 委託事項2～5               |  |  |  |
|-----------------------|--|--|--|
| 委託事項2                 | 中間サーバーへの特定個人情報登録等に係る事務   |  |  |
| 委託内容                  | 中間サーバーへの特定個人情報の登録、維持、管理、中間サーバーとの接続環境整備等  |  |  |
| 取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 | [ 特定個人情報ファイルの全体 ]  | < 選択肢 ><br>1) 特定個人情報ファイルの全体<br>2) 特定個人情報ファイルの一部  |  |
|                       | 対象となる本人の数  | [ 10万人以上100万人未満 ]  | < 選択肢 ><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上 |
|                       | 対象となる本人の範囲   | 中間サーバーに登録すべきデータに関わる被保険者等   |  |
|                       | その妥当性  | 番号法第19条第8号 別表第二で規定される事務の実施に当たって、特定個人情報の登録等が必要であるため。  |  |
| 委託先における取扱者数           | [ 10人未満 ]  | < 選択肢 ><br>1) 10人未満<br>2) 10人以上50人未満<br>3) 50人以上100人未満<br>4) 100人以上500人未満<br>5) 500人以上1,000人未満<br>6) 1,000人以上  |  |
| 委託先への特定個人情報ファイルの提供方法  | <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br><input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙<br><input type="checkbox"/> その他 ( 統合DB ) |  |  |
| 委託先名の確認方法             | 江戸川区情報公開条例上の開示請求に基づき、公開している  |  |  |
| 委託先名                  | 株式会社日立システムズ  |  |  |
| 再委託                   | 再委託の有無   | [ 再委託する ]  | < 選択肢 ><br>1) 再委託する    2) 再委託しない   |
|                       | 再委託の許諾方法   | 以下の事項について、委託先から申請を受け、許諾を判断。<br>・再委託の必要性<br>・再委託先の選定基準<br>・再委託先の委託管理方法<br>・再委託先の名称、代表者及び所在地<br>・再委託する業務の内容<br>・再委託する業務に含まれる情報の種類<br>・再委託先のセキュリティ管理体制<br>等 |  |
|                       | 再委託事項  | 事案に応じて、適宜調整。   |  |

|                       |                   |   |
|-----------------------|-------------------|---|
| <b>委託事項3</b>          |                   | 資格継続業務、高額該当回数を引き継ぎ業務に関する市町村保険者事務共同処理業務  |
| 委託内容                  |                   | <p>・療養給付の審査・支払に付随する業務として、都道府県単位で管理することとなる資格取得年月日や喪失年月日の管理(資格継続業務)と、同一都道府県内で転居があった場合における高額療養費の該当回数を通算するための同一世帯判定に必要な情報等の管理(高額該当の引き継ぎ業務)を委託する(国保情報集約システムを使用する)。</p> <p>・なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。</p> <p>・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、国保連は、市区町村より受領した被保険者資格異動に関するデータを編集し、医療保険者等向け中間サーバー等へ送信、登録を行う。</p>   |
| 取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 | [ 特定個人情報ファイルの全体 ] | <p>&lt; 選択肢 &gt;</p> <p>1) 特定個人情報ファイルの全体</p> <p>2) 特定個人情報ファイルの一部</p>  |
|                       | 対象となる本人の数         | <p>[ 10万人以上100万人未満 ]</p> <p>&lt; 選択肢 &gt;</p> <p>1) 1万人未満</p> <p>2) 1万人以上10万人未満</p> <p>3) 10万人以上100万人未満</p> <p>4) 100万人以上1,000万人未満</p> <p>5) 1,000万人以上</p>  |
|                       | 対象となる本人の範囲        | <p>・被保険者( ): 都道府県の区域内に住所を有する者で、他の医療保険制度の被保険者でない者のうち、江戸川区に住所を有する者</p> <p>・擬制世帯主: 被保険者が属する住民基本台帳上の世帯主のうち、国民健康保険の被保険者でない者(例: 国保に加入している世帯員がいるが、その世帯の世帯主は社会保険に加入している場合に、この国保に未加入の世帯主を「擬制世帯主」という。)</p> <p>・過去に被保険者であった者及び過去に擬制世帯主であった者</p> <p>国民健康保険法第5条から第6条に基づく被保険者のうち、江戸川区に加入資格が適用される者をいう</p>  |
|                       | その妥当性             | <p>・被保険者の情報は、国民健康保険に関する事務の基礎情報であるため管理する必要がある。</p> <p>・医療費の自己負担限度額が非課税区分に該当するかどうかを判定する際には、擬制世帯主の住民税課税状況を含んで判定をするため、被保険者のみでなく、擬制世帯主の情報も必要である。</p> <p>・療養給付の審査・支払に関する業務等を行う上で、被保険者とその被保険者が属する世帯の世帯主(擬制世帯主)に関する所得等の情報を管理する必要がある。</p> <p>・国保法第110条によって保険給付を受ける権利は、2年間有効、地方自治法(昭和22年法律第67号)第236条第1項によって不当利得の返還を受ける権利は5年間有効とされているため、過去の特定個人情報についても管理する必要がある。</p> <p>・なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務及びオンライン資格確認業務に係る医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者資格情報の提供(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。</p> |
| 委託先における取扱者数           |                   | <p>[ 10人以上50人未満 ]</p> <p>&lt; 選択肢 &gt;</p> <p>1) 10人未満</p> <p>2) 10人以上50人未満</p> <p>3) 50人以上100人未満</p> <p>4) 100人以上500人未満</p> <p>5) 500人以上1,000人未満</p> <p>6) 1,000人以上</p>  |
| 委託先への特定個人情報ファイルの提供方法  |                   | <p>[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙</p> <p>[ ] その他 ( )</p>  |
| 委託先名の確認方法             |                   | 江戸川区情報公開条例上の開示請求に基づき、公開している   |
| 委託先名                  |                   | 東京都国民健康保険団体連合会  |
| 再委託                   | 再委託の有無            | <p>[ 再委託する ]</p> <p>&lt; 選択肢 &gt;</p> <p>1) 再委託する 2) 再委託しない</p>   |
|                       | 再委託の許諾方法          | 再委託を行う場合には、委託先から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託先に関する業務の履行能力、再委託予定金額等及びその他江戸川区のセキュリティポリシー等で委託先に求めるべきとされている情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に関する履行体制図の提出を受け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していることなど、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で再委託を承認する。  |
|                       | 再委託事項             | 資格継続業務で使用する国保総合(国保集約)システムに関する運用業務の一部(バッチ処理パラメータの入力/バッチ処置の実行/バックアップデータの取得と保管/システム障害発生時の復旧支援作業/各種マスターメンテナンス/外字作成・登録)など。   |

|                       |                   |   |   |
|-----------------------|-------------------|---|---|
| <b>委託事項4</b>          |                   | 医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務   |   |
| 委託内容                  |                   | オンライン資格確認業務のため、医療保険者等向け中間サーバー等において、個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個人番号との紐付管理などを行う。   |   |
| 取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 | [ 特定個人情報ファイルの全体 ] | < 選択肢 ><br>1) 特定個人情報ファイルの全体<br>2) 特定個人情報ファイルの一部   |   |
|                       | 対象となる本人の数         | [ 10万人以上100万人未満 ]   | < 選択肢 ><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上              |
|                       | 対象となる本人の範囲        | ・被保険者( )：都道府県の区域内に住所を有する者で、他の医療保険制度の被保険者でない者のうち、江戸川区に住所を有する者<br>・擬制世帯主：被保険者が属する住民基本台帳上の世帯主のうち、国民健康保険の被保険者でない者(例：国保に加入している世帯員がいるが、その世帯の世帯主は社会保険に加入している場合に、この国保に未加入の世帯主を「擬制世帯主」という。)<br>・過去に被保険者であった者及び過去に擬制世帯主であった者<br>国保法第5条から第6条に基づく被保険者のうち、江戸川区に加入資格が適用される者をいう  |   |
|                       | その妥当性             | オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、加入者の資格履歴情報の管理を行う。   |   |
| 委託先における取扱者数           |                   | [ 10人以上50人未満 ]  | < 選択肢 ><br>1) 10人未満<br>2) 10人以上50人未満<br>3) 50人以上100人未満<br>4) 100人以上500人未満<br>5) 500人以上1,000人未満<br>6) 1,000人以上 |
| 委託先への特定個人情報ファイルの提供方法  |                   | <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br><input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙<br><input type="checkbox"/> その他 ( )   |   |
| 委託先名の確認方法             |                   | 江戸川区情報公開条例上の開示請求に基づき、公開している   |   |
| 委託先名                  |                   | 東京都国民健康保険団体連合会<br>(東京都国民健康保険団体連合会は、国保中央会に再委託する)   |   |
| 再委託                   | 再委託の有無            | [ 再委託する ]   | < 選択肢 ><br>1) 再委託する    2) 再委託しない  |
|                       | 再委託の許諾方法          | 委託先の国保連から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他江戸川区が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、国保連と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。)<br><br>運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。<br>・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること<br>・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること<br>・日本国内でのデータ保管を条件としていること<br>・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。<br><br>運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者及び運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上及び運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面に示した上で、許諾を得ること。 |   |
|                       | 再委託事項             | 医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務<br>(国保中央会から再々委託する「医療保険者等向け中間サーバー等の運用・保守業務」を含む)  |   |

|                       |   |  |  |
|-----------------------|---|--|--|
| <b>委託事項5</b>          |   | 医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務  |  |
| 委託内容                  |   | オンライン資格確認業務のため、医療保険者等向け中間サーバー等において、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用した、オンライン資格確認等システムで管理している情報との紐付けに使用する情報の提供を行うために機関別符号を取得する。   |  |
| 取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 | [ 特定個人情報ファイルの全体 ]   | < 選択肢 ><br>1) 特定個人情報ファイルの全体<br>2) 特定個人情報ファイルの一部  |  |
|                       | 対象となる本人の数   | [ 10万人以上100万人未満 ]  | < 選択肢 ><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上 |
|                       | 対象となる本人の範囲  | ・被保険者( )：都道府県の区域内に住所を有する者で、他の医療保険制度の被保険者でない者のうち、江戸川区に住所を有する者<br>・擬制世帯主：被保険者が属する住民基本台帳上の世帯主のうち、国民健康保険の被保険者でない者(例：国保に加入している世帯員がいるが、その世帯の世帯主は社会保険に加入している場合に、この国保に未加入の世帯主を「擬制世帯主」という。)<br>・過去に被保険者であった者及び過去に擬制世帯主であった者<br>国保法第5条から第6条に基づく被保険者のうち、江戸川区に加入資格が適用される者をいう   |  |
|                       | その妥当性   | 市区町村とオンライン資格確認システムとの対応窓口を支払基金に一本化するため、オンライン資格確認業務に用いる機関別符号を支払基金が一元的に取得するため。  |  |
| 委託先における取扱者数           | [ 10人以上50人未満 ]  | < 選択肢 ><br>1) 10人未満<br>2) 10人以上50人未満<br>3) 50人以上100人未満<br>4) 100人以上500人未満<br>5) 500人以上1,000人未満<br>6) 1,000人以上  |  |
| 委託先への特定個人情報ファイルの提供方法  | <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br><input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙<br><input type="checkbox"/> その他 ( ) |  |  |
| 委託先名の確認方法             | 江戸川区情報公開条例上の開示請求に基づき、公開している   |  |  |
| 委託先名                  | 社会保険診療報酬支払基金  |  |  |
| 再委託                   | 再委託の有無  | [ 再委託する ]  | < 選択肢 ><br>1) 再委託する    2) 再委託しない   |
|                       | 再委託の許諾方法  | 委託先の支払基金から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他江戸川区が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、支払基金と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。)<br><br>運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。<br>・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること<br>・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること<br>・日本国内でのデータ保管を条件としていること<br>・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。<br><br>運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者及び運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上及び運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。 |  |
|                       | 再委託事項   | 医療保険者等向け中間サーバー等の運用・保守業務  |  |
| <b>委託事項6～10</b>       |   |  |  |

|                              |                   |   |
|------------------------------|-------------------|---|
| <b>委託事項6</b>                 |                   | 国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務   |
| <b>委託内容</b>                  |                   | 国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務(アプリケーション改修、データパッチ実施等)及びシステム運用事務(バックアップ取得、システム障害等発生時のデータ復旧等)   |
| <b>取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲</b> |                   | <input type="checkbox"/> 特定個人情報ファイルの全体<br><small>&lt; 選択肢 &gt;</small> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 特定個人情報ファイルの全体</li> <li>2) 特定個人情報ファイルの一部</li> </ol>   |
|                              | <b>対象となる本人の数</b>  | <input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満<br><small>&lt; 選択肢 &gt;</small> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 1万人未満</li> <li>2) 1万人以上10万人未満</li> <li>3) 10万人以上100万人未満</li> <li>4) 100万人以上1,000万人未満</li> <li>5) 1,000万人以上</li> </ol>  |
|                              | <b>対象となる本人の範囲</b> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者( ): 都道府県の区域内に住所を有する者で、他の医療保険制度の被保険者でない者のうち、江戸川区に住所を有する者</li> <li>・擬制世帯主: 被保険者が属する住民基本台帳上の世帯主のうち、国民健康保険の被保険者でない者(例: 国保に加入している世帯員がいるが、その世帯の世帯主は社会保険に加入している場合に、この国保に未加入の世帯主を「擬制世帯主」という。)</li> <li>・過去に被保険者であった者及び過去に擬制世帯主であった者</li> </ul> 国保法第5条から第6条に基づく被保険者のうち、江戸川区に加入資格が適用される者をいう  |
|                              | <b>その妥当性</b>      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者の情報は、国民健康保険に関する事務の基礎情報であるため管理する必要がある。</li> <li>・医療費の自己負担限度額が非課税区分に該当するかどうかを判定する際には、擬制世帯主の住民税課税状況を含んで判定をするため、被保険者のみでなく、擬制世帯主の情報も必要である。</li> <li>・療養給付の審査・支払に関する業務等を行う上で、被保険者とその被保険者が属する世帯の世帯主(擬制世帯主)に関する所得等の情報を管理する必要がある。</li> <li>・国保法第110条によって保険給付を受ける権利は、2年間有効、地方自治法第236条1項によって不当利得の返還を受ける権利は5年間有効とされているため、過去の特定個人情報についても管理する必要がある。</li> <li>・なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務およびオンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者資格情報の提供(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。</li> </ul>   |
| <b>委託先における取扱者数</b>           |                   | <input type="checkbox"/> 10人以上50人未満<br><small>&lt; 選択肢 &gt;</small> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 10人未満</li> <li>2) 10人以上50人未満</li> <li>3) 50人以上100人未満</li> <li>4) 100人以上500人未満</li> <li>5) 500人以上1,000人未満</li> <li>6) 1,000人以上</li> </ol>  |
| <b>委託先への特定個人情報ファイルの提供方法</b>  |                   | <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br><input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙<br><input type="checkbox"/> その他 ( )   |
| <b>委託先名の確認方法</b>             |                   | 江戸川区情報公開条例上の開示請求に基づき、公開している   |
| <b>委託先名</b>                  |                   | 東京都国民健康保険団体連合会<br>(東京都国民健康保険団体連合会は、国保中央会に再委託する)   |
| <b>再委託</b>                   | <b>再委託の有無</b>     | <input type="checkbox"/> 再委託する<br><small>&lt; 選択肢 &gt;</small> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 再委託する</li> <li>2) 再委託しない</li> </ol>  |
|                              | <b>再委託の許諾方法</b>   | <p>委託先の国保連から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他江戸川区が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、国保連と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。)</p> <p>国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること</li> <li>・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること</li> <li>・日本国内でのデータ保管を条件としていること</li> <li>・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。</li> <li>・クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に基づくクラウドサービスリストに掲載されているものとする。</li> </ul> <p>国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者及び運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上及び運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。</p> |
|                              | <b>再委託事項</b>      | 国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務の全て  |

| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) |   |
|------------------------------|---|
| 提供・移転の有無                     | [ ] 提供を行っている ( 28 ) 件 [ ] 移転を行っている ( 13 ) 件<br>[ ] 行っていない   |
| 提供先1                         | 厚生労働大臣  |
| 法令上の根拠                       | 番号法第19条第8号 別表第二の1の項   |
| 提供先における用途                    | 健康保険法第5条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務  |
| 提供する情報                       | 医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報(以下この評価書において「医療保険給付関係情報」という。)                                    |
| 提供する情報の対象となる本人の数             | [ 10万人以上100万人未満 ]<br><選択肢><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上 |
| 提供する情報の対象となる本人の範囲            | 国民健康保険加入者及び納付義務者(過去に加入していた又は納付義務者だったものを含む)  |
| 提供方法                         | [ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線<br>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙<br>[ ] その他 ( 統合DB )          |
| 時期・頻度                        | 照会を受けたら都度   |
| <b>提供先2～5</b>                |   |
| 提供先2                         | 全国健康保険協会  |
| 法令上の根拠                       | 番号法第19条第8号 別表第二の2の項   |
| 提供先における用途                    | 健康保険法による保険給付の支給に関する事務   |
| 提供する情報                       | 医療保険給付関係情報  |
| 提供する情報の対象となる本人の数             | [ 10万人以上100万人未満 ]<br><選択肢><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上 |
| 提供する情報の対象となる本人の範囲            | 国民健康保険加入者及び納付義務者(過去に加入していた又は納付義務者だったものを含む)  |
| 提供方法                         | [ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線<br>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙<br>[ ] その他 ( 統合DB )          |
| 時期・頻度                        | 照会を受けたら都度   |

|                   |  |
|-------------------|--|
| <b>提供先3</b>       | 健康保険組合   |
| 法令上の根拠            | 番号法第19条第8号 別表第二の3の項  |
| 提供先における用途         | 健康保険法による保険給付の支給に関する事務  |
| 提供する情報            | 医療保険給付関係情報   |
| 提供する情報の対象となる本人の数  | [ 10万人以上100万人未満 ]<br><small>&lt; 選択肢 &gt;<br/> 1) 1万人未満<br/> 2) 1万人以上10万人未満<br/> 3) 10万人以上100万人未満<br/> 4) 100万人以上1,000万人未満<br/> 5) 1,000万人以上</small> |
| 提供する情報の対象となる本人の範囲 | 国民健康保険加入者及び納付義務者(過去に加入していた又は納付義務者だったものを含む)   |
| 提供方法              | [ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線<br>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙<br>[ ] その他 ( 統合DB )   |
| 時期・頻度             | 照会を受けたら都度  |
| <b>提供先4</b>       | 厚生労働大臣   |
| 法令上の根拠            | 番号法第19条第8号 別表第二の4の項  |
| 提供先における用途         | 船員保険法第4条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務   |
| 提供する情報            | 医療保険給付関係情報   |
| 提供する情報の対象となる本人の数  | [ 10万人以上100万人未満 ]<br><small>&lt; 選択肢 &gt;<br/> 1) 1万人未満<br/> 2) 1万人以上10万人未満<br/> 3) 10万人以上100万人未満<br/> 4) 100万人以上1,000万人未満<br/> 5) 1,000万人以上</small> |
| 提供する情報の対象となる本人の範囲 | 国民健康保険加入者及び納付義務者(過去に加入していた又は納付義務者だったものを含む)   |
| 提供方法              | [ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線<br>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙<br>[ ] その他 ( 統合DB )   |
| 時期・頻度             | 照会を受けたら都度  |

|                   |   |  |
|-------------------|---|--|
| <b>提供先5</b>       | 全国健康保険協会  |  |
| 法令上の根拠            | 番号法第19条第8号 別表第二の5の項   |  |
| 提供先における用途         | 船員保険法による保険給付の支給に関する事務   |  |
| 提供する情報            | 医療保険給付関係情報  |  |
| 提供する情報の対象となる本人の数  | [ 10万人以上100万人未満 ]   | <選択肢><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上 |
| 提供する情報の対象となる本人の範囲 | 国民健康保険加入者及び納付義務者(過去に加入していた又は納付義務者だったものを含む)  |  |
| 提供方法              | <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線<br><input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br><input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙<br><input type="checkbox"/> その他 ( 統合DB ) |  |
| 時期・頻度             | 照会を受けたら都度   |  |
| <b>提供先6～10</b>    |   |  |
| <b>提供先6</b>       | 市町村長  |  |
| 法令上の根拠            | 番号法第19条第8号 別表第二の17の項  |  |
| 提供先における用途         | 予防接種法による給付(同法第15条第1項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務  |  |
| 提供する情報            | 医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報  |  |
| 提供する情報の対象となる本人の数  | [ 10万人以上100万人未満 ]   | <選択肢><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上 |
| 提供する情報の対象となる本人の範囲 | 国民健康保険加入者及び納付義務者(過去に加入していた又は納付義務者だったものを含む)  |  |
| 提供方法              | <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線<br><input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br><input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙<br><input type="checkbox"/> その他 ( 統合DB ) |  |
| 時期・頻度             | 照会を受けたら都度   |  |

|                   |   |
|-------------------|---|
| <b>提供先7</b>       | 都道府県知事  |
| 法令上の根拠            | 番号法第19条第8号 別表第二の22の項  |
| 提供先における用途         | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する事務  |
| 提供する情報            | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第30条の2に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報  |
| 提供する情報の対象となる本人の数  | [ 10万人以上100万人未満 ]<br>< 選択肢 ><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上 |
| 提供する情報の対象となる本人の範囲 | 国民健康保険加入者及び納付義務者(過去に加入していた又は納付義務者だったものを含む)  |
| 提供方法              | [ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線<br>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙<br>[ ] その他 ( 統合DB )            |
| 時期・頻度             | 照会を受けたら都度   |
| <b>提供先8</b>       | 都道府県知事等   |
| 法令上の根拠            | 番号法第19条第8号 別表第二の26の項  |
| 提供先における用途         | 生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務   |
| 提供する情報            | 医療保険給付関係情報  |
| 提供する情報の対象となる本人の数  | [ 10万人以上100万人未満 ]<br>< 選択肢 ><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上 |
| 提供する情報の対象となる本人の範囲 | 国民健康保険加入者及び納付義務者(過去に加入していた又は納付義務者だったものを含む)  |
| 提供方法              | [ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線<br>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙<br>[ ] その他 ( 統合DB )            |
| 時期・頻度             | 照会を受けたら都度   |

|                   |   |
|-------------------|---|
| <b>提供先9</b>       | 市町村長  |
| 法令上の根拠            | 番号法第19条第8号 別表第二の27の項  |
| 提供先における用途         | 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務  |
| 提供する情報            | 医療保険給付関係情報  |
| 提供する情報の対象となる本人の数  | [ 10万人以上100万人未満 ]<br>< 選択肢 ><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上 |
| 提供する情報の対象となる本人の範囲 | 国民健康保険加入者及び納付義務者(過去に加入していた又は納付義務者だったものを含む)  |
| 提供方法              | [ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線<br>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙<br>[ ] その他 ( 統合DB )            |
| 時期・頻度             | 照会を受けたら都度   |
| <b>提供先10</b>      | 社会福祉協議会   |
| 法令上の根拠            | 番号法第19条第8号 別表第二の30の項  |
| 提供先における用途         | 社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務   |
| 提供する情報            | 医療保険給付関係情報  |
| 提供する情報の対象となる本人の数  | [ 10万人以上100万人未満 ]<br>< 選択肢 ><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上 |
| 提供する情報の対象となる本人の範囲 | 国民健康保険加入者及び納付義務者(過去に加入していた又は納付義務者だったものを含む)  |
| 提供方法              | [ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線<br>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙<br>[ ] その他 ( 統合DB )            |
| 時期・頻度             | 照会を受けたら都度   |

| 提供先11～15          |  |
|-------------------|--|
| 提供先11             | 日本私立学校振興・共済事業団   |
| 法令上の根拠            | 番号法第19条第8号 別表第二の33の項   |
| 提供先における用途         | 私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務   |
| 提供する情報            | 医療保険給付関係情報   |
| 提供する情報の対象となる本人の数  | [ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上 |
| 提供する情報の対象となる本人の範囲 | 国民健康保険加入者及び納付義務者(過去に加入していた又は納付義務者だったものを含む)   |
| 提供方法              | [ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線<br>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙<br>[ ] その他 ( 統合DB )       |
| 時期・頻度             | 照会を受けたら都度  |
| 提供先12             | 国家公務員共済組合  |
| 法令上の根拠            | 番号法第19条第8号 別表第二の39の項   |
| 提供先における用途         | 国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務   |
| 提供する情報            | 医療保険給付関係情報   |
| 提供する情報の対象となる本人の数  | [ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上 |
| 提供する情報の対象となる本人の範囲 | 国民健康保険加入者及び納付義務者(過去に加入していた又は納付義務者だったものを含む)   |
| 提供方法              | [ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線<br>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙<br>[ ] その他 ( 統合DB )       |
| 時期・頻度             | 照会をうけたら都度  |

|                   |  |
|-------------------|--|
| <b>提供先13</b>      | 市町村長又は国民健康保険組合   |
| 法令上の根拠            | 番号法第19条第8号 別表第二の42の項   |
| 提供先における用途         | 国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務  |
| 提供する情報            | 医療保険給付関係情報   |
| 提供する情報の対象となる本人の数  | [ 10万人以上100万人未満 ]<br><small>&lt; 選択肢 &gt;<br/> 1) 1万人未満<br/> 2) 1万人以上10万人未満<br/> 3) 10万人以上100万人未満<br/> 4) 100万人以上1,000万人未満<br/> 5) 1,000万人以上</small> |
| 提供する情報の対象となる本人の範囲 | 国民健康保険加入者及び納付義務者(過去に加入していた又は納付義務者だったものを含む)   |
| 提供方法              | [ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線<br>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙<br>[ ] その他 ( 統合DB )   |
| 時期・頻度             | 照会をうけたら都度  |
| <b>提供先14</b>      | 厚生労働大臣又は共済組合等  |
| 法令上の根拠            | 番号法第19条第8号 別表第二の46の項   |
| 提供先における用途         | 国民健康保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務   |
| 提供する情報            | 国民健康保険法第76条の4において準用する介護保険法第136条第1項(同法第140条第3項において準用する場合を含む。)、第138条第1項又は第141条第1項の規定により通知することとされている事項に関する情報  |
| 提供する情報の対象となる本人の数  | [ 10万人以上100万人未満 ]<br><small>&lt; 選択肢 &gt;<br/> 1) 1万人未満<br/> 2) 1万人以上10万人未満<br/> 3) 10万人以上100万人未満<br/> 4) 100万人以上1,000万人未満<br/> 5) 1,000万人以上</small> |
| 提供する情報の対象となる本人の範囲 | 国民健康保険加入者及び納付義務者(過去に加入していた又は納付義務者だったものを含む)   |
| 提供方法              | [ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線<br>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙<br>[ ] その他 ( 統合DB )   |
| 時期・頻度             | 照会をうけたら都度  |

|                   |  |
|-------------------|--|
| <b>提供先15</b>      | 地方公務員共済組合  |
| 法令上の根拠            | 番号法第19条第8号 別表第二の58の項   |
| 提供先における用途         | 地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務  |
| 提供する情報            | 医療保険給付関係情報   |
| 提供する情報の対象となる本人の数  | [ 10万人以上100万人未満 ]<br><small>&lt; 選択肢 &gt;</small><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上 |
| 提供する情報の対象となる本人の範囲 | 国民健康保険加入者及び納付義務者(過去に加入していた又は納付義務者だったものを含む)   |
| 提供方法              | [ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線<br>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙<br>[ ] その他 ( 統合DB )                                 |
| 時期・頻度             | 照会をうけたら都度  |
| <b>提供先16～20</b>   |  |
| <b>提供先16</b>      | 市町村長   |
| 法令上の根拠            | 番号法第19条第8号 別表第二の62の項   |
| 提供先における用途         | 老人福祉法による費用の徴収に関する事務  |
| 提供する情報            | 医療保険給付関係情報   |
| 提供する情報の対象となる本人の数  | [ 10万人以上100万人未満 ]<br><small>&lt; 選択肢 &gt;</small><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上 |
| 提供する情報の対象となる本人の範囲 | 国民健康保険加入者及び納付義務者(過去に加入していた又は納付義務者だったものを含む)   |
| 提供方法              | [ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線<br>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙<br>[ ] その他 ( 統合DB )                                 |
| 時期・頻度             | 照会をうけたら都度  |

|                   |  |
|-------------------|--|
| <b>提供先17</b>      | 後期高齢者医療広域連合  |
| 法令上の根拠            | 番号法第19条第8号 別表第二の80の項   |
| 提供先における用途         | 高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務   |
| 提供する情報            | 医療保険給付関係情報   |
| 提供する情報の対象となる本人の数  | [ 10万人以上100万人未満 ]<br><small>&lt; 選択肢 &gt;<br/> 1) 1万人未満<br/> 2) 1万人以上10万人未満<br/> 3) 10万人以上100万人未満<br/> 4) 100万人以上1,000万人未満<br/> 5) 1,000万人以上</small> |
| 提供する情報の対象となる本人の範囲 | 国民健康保険加入者及び納付義務者(過去に加入していた又は納付義務者だったものを含む)   |
| 提供方法              | [ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線<br>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙<br>[ ] その他 ( 統合DB )   |
| 時期・頻度             | 照会をうけたら都度  |
| <b>提供先18</b>      | 都道府県知事等  |
| 法令上の根拠            | 番号法第19条第8号 別表第二の87の項   |
| 提供先における用途         | 中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務  |
| 提供する情報            | 医療保険給付関係情報   |
| 提供する情報の対象となる本人の数  | [ 10万人以上100万人未満 ]<br><small>&lt; 選択肢 &gt;<br/> 1) 1万人未満<br/> 2) 1万人以上10万人未満<br/> 3) 10万人以上100万人未満<br/> 4) 100万人以上1,000万人未満<br/> 5) 1,000万人以上</small> |
| 提供する情報の対象となる本人の範囲 | 国民健康保険加入者及び納付義務者(過去に加入していた又は納付義務者だったものを含む)   |
| 提供方法              | [ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線<br>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙<br>[ ] その他 ( 統合DB )   |
| 時期・頻度             | 照会をうけたら都度  |

|                   |   |
|-------------------|---|
| <b>提供先19</b>      | 厚生労働大臣  |
| 法令上の根拠            | 番号法第19条第8号 別表第二の88の項  |
| 提供先における用途         | 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給に関する事務  |
| 提供する情報            | 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第18条第1項ただし書に規定する他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報   |
| 提供する情報の対象となる本人の数  | [ 10万人以上100万人未満 ]<br>< 選択肢 ><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上 |
| 提供する情報の対象となる本人の範囲 | 国民健康保険加入者及び納付義務者(過去に加入していた又は納付義務者だったものを含む)  |
| 提供方法              | [ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線<br>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙<br>[ ] その他 ( 統合DB )            |
| 時期・頻度             | 照会をうけたら都度   |
| <b>提供先20</b>      | 市町村長  |
| 法令上の根拠            | 番号法第19条第8号 別表第二の93の項  |
| 提供先における用途         | 介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務  |
| 提供する情報            | 医療保険給付関係情報  |
| 提供する情報の対象となる本人の数  | [ 10万人以上100万人未満 ]<br>< 選択肢 ><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上 |
| 提供する情報の対象となる本人の範囲 | 国民健康保険加入者及び納付義務者(過去に加入していた又は納付義務者だったものを含む)  |
| 提供方法              | [ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線<br>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙<br>[ ] その他 ( 統合DB )            |
| 時期・頻度             | 照会を受けたら都度   |

|                   |   |
|-------------------|---|
| <b>移転先1</b>       | 障害者福祉課  |
| 法令上の根拠            | 江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第3項による番号別表第二の12、15、109の項  |
| 移転先における用途         | 児童福祉法(昭和22年法律第164号)による肢体不自由児通所医療費の支給に関する事務、児童福祉法による障害児入所医療費の支給に関する事務、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援給付の支給に関する事務 |
| 移転する情報            | 国民健康保険資格得喪情報  |
| 移転する情報の対象となる本人の数  | [ 10万人以上100万人未満 ]<br><選択肢><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上               |
| 移転する情報の対象となる本人の範囲 | 国民健康保険加入者及び納付義務者(過去に加入していた又は納付義務者だったものを含む)  |
| 移転方法              | [ ] 庁内連携システム [ ] 専用線<br>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙<br>[ ] その他 ( 国保システム )                            |
| 時期・頻度             | 日次  |
| <b>移転先2～5</b>     |   |
| <b>移転先2</b>       | 介護保険課   |
| 法令上の根拠            | 江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第2項による条例別表第二の4の項、同条第3項による番号別表第二の62の項  |
| 移転先における用途         | 老人福祉法(昭和38年法律第133号)による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務  |
| 移転する情報            | 国民健康保険資格得喪情報  |
| 移転する情報の対象となる本人の数  | [ 10万人以上100万人未満 ]<br><選択肢><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上               |
| 移転する情報の対象となる本人の範囲 | 国民健康保険加入者及び納付義務者(過去に加入していた又は納付義務者だったものを含む)  |
| 移転方法              | [ ] 庁内連携システム [ ] 専用線<br>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙<br>[ ] その他 ( )                                   |
| 時期・頻度             | 日次  |

|                   |   |
|-------------------|---|
| <b>移転先3</b>       | 区民課、各事務所  |
| 法令上の根拠            | 住民基本台帳法第7条  |
| 移転先における用途         | 住民票の記載事項の変更   |
| 移転する情報            | 国民健康保険資格得喪情報  |
| 移転する情報の対象となる本人の数  | [ 10万人以上100万人未満 ]<br>< 選択肢 ><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上 |
| 移転する情報の対象となる本人の範囲 | 国民健康保険加入者及び納付義務者(過去に加入していた又は納付義務者だったものを含む)  |
| 移転方法              | [ ] 庁内連携システム [ ] 専用線<br>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙<br>[ ] その他 ( )                       |
| 時期・頻度             | 日次  |
| <b>移転先4</b>       | 課税課、納税課   |
| 法令上の根拠            | 江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第2項による条例別表第二の1の項、同条第3項による番号法別表第二の27の項   |
| 移転先における用途         | 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務  |
| 移転する情報            | 国民健康保険資格得喪情報  |
| 移転する情報の対象となる本人の数  | [ 10万人以上100万人未満 ]<br>< 選択肢 ><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上 |
| 移転する情報の対象となる本人の範囲 | 国民健康保険加入者及び納付義務者(過去に加入していた又は納付義務者だったものを含む)  |
| 移転方法              | [ ] 庁内連携システム [ ] 専用線<br>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙<br>[ ] その他 ( 国保システム、庁内ネットワーク )       |
| 時期・頻度             | 国保システムで移転する情報に関しては照会を受けたら都度、庁内ネットワークで移転する情報に関しては年次  |

|                   |  |
|-------------------|--|
| <b>移転先5</b>       | 医療保険課高齢者医療係  |
| 法令上の根拠            | 江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第2項による条例別表第二の30の項  |
| 移転先における用途         | 高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務   |
| 移転する情報            | 国民健康保険資格得喪情報   |
| 移転する情報の対象となる本人の数  | [ 10万人以上100万人未満 ]<br><small>&lt; 選択肢 &gt;<br/> 1) 1万人未満<br/> 2) 1万人以上10万人未満<br/> 3) 10万人以上100万人未満<br/> 4) 100万人以上1,000万人未満<br/> 5) 1,000万人以上</small> |
| 移転する情報の対象となる本人の範囲 | 国民健康保険加入者及び納付義務者(過去に加入していた又は納付義務者だったものを含む)   |
| 移転方法              | [ ] 庁内連携システム [ ] 専用線<br>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙<br>[ ] その他 ( 国保システム )   |
| 時期・頻度             | 照会をうけたら都度  |
| <b>移転先6～10</b>    |  |
| <b>移転先6</b>       | 介護保険課  |
| 法令上の根拠            | 江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第2項による条例別表第二の3の項、同条第3項による番号法別表第二の93の項  |
| 移転先における用途         | 介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務  |
| 移転する情報            | 国民健康保険資格得喪情報   |
| 移転する情報の対象となる本人の数  | [ 10万人以上100万人未満 ]<br><small>&lt; 選択肢 &gt;<br/> 1) 1万人未満<br/> 2) 1万人以上10万人未満<br/> 3) 10万人以上100万人未満<br/> 4) 100万人以上1,000万人未満<br/> 5) 1,000万人以上</small> |
| 移転する情報の対象となる本人の範囲 | 国民健康保険加入者及び納付義務者(過去に加入していた又は納付義務者だったものを含む)   |
| 移転方法              | [ ] 庁内連携システム [ ] 専用線<br>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙<br>[ ] その他 ( )  |
| 時期・頻度             | 月次   |

|                   |   |
|-------------------|---|
| <b>移転先7</b>       | 児童家庭課   |
| 法令上の根拠            | 江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第2項による条例別表第二の23、24の項  |
| 移転先における用途         | 江戸川区子ども医療費助成条例による医療費の助成に関する事務、江戸川区ひとり親家庭等医療費助成条例による医療費の助成に関する事務   |
| 移転する情報            | 国民健康保険資格得喪情報  |
| 移転する情報の対象となる本人の数  | [ 10万人以上100万人未満 ]<br>< 選択肢 ><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上 |
| 移転する情報の対象となる本人の範囲 | 国民健康保険加入者及び納付義務者(過去に加入していた又は納付義務者だったものを含む)  |
| 移転方法              | [ ] 庁内連携システム [ ] 専用線<br>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙<br>[ ] その他 ( 国保システム )                |
| 時期・頻度             | 照会をうけたら都度   |
| <b>移転先8</b>       | 生活援護第一課、生活援護第二課、生活援護第三課   |
| 法令上の根拠            | 江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第3項による番号法別表第二の26の項  |
| 移転先における用途         | 生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務   |
| 移転する情報            | 国民健康保険資格得喪情報  |
| 移転する情報の対象となる本人の数  | [ 10万人以上100万人未満 ]<br>< 選択肢 ><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上 |
| 移転する情報の対象となる本人の範囲 | 国民健康保険加入者及び納付義務者(過去に加入していた又は納付義務者だったものを含む)  |
| 移転方法              | [ ] 庁内連携システム [ ] 専用線<br>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙<br>[ ] その他 ( 参照システム )                |
| 時期・頻度             | 照会をうけたら都度   |

|                   |  |
|-------------------|--|
| <b>移転先9</b>       | 生活援護第一課  |
| 法令上の根拠            | 江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第3項による番号法別表第二の87の項   |
| 移転先における用途         | 中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務  |
| 移転する情報            | 国民健康保険資格得喪情報   |
| 移転する情報の対象となる本人の数  | [ 1万人以上10万人未満 ]<br><small>&lt; 選択肢 &gt;<br/> 1) 1万人未満<br/> 2) 1万人以上10万人未満<br/> 3) 10万人以上100万人未満<br/> 4) 100万人以上1,000万人未満<br/> 5) 1,000万人以上</small> |
| 移転する情報の対象となる本人の範囲 | 国民健康保険加入者及び納付義務者(過去に加入していた又は納付義務者だったものを含む)   |
| 移転方法              | [ ] 庁内連携システム [ ] 専用線<br>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙<br>[ ] その他 ( 参照システム )   |
| 時期・頻度             | 照会をうけたら都度  |
| <b>移転先10</b>      | 生活援護第一課、生活援護第二課、生活援護第三課  |
| 法令上の根拠            | 江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第2項による条例別表第二の16の項  |
| 移転先における用途         | 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務  |
| 移転する情報            | 国民健康保険資格得喪情報   |
| 移転する情報の対象となる本人の数  | [ 1万人以上10万人未満 ]<br><small>&lt; 選択肢 &gt;<br/> 1) 1万人未満<br/> 2) 1万人以上10万人未満<br/> 3) 10万人以上100万人未満<br/> 4) 100万人以上1,000万人未満<br/> 5) 1,000万人以上</small> |
| 移転する情報の対象となる本人の範囲 | 国民健康保険加入者及び納付義務者(過去に加入していた又は納付義務者だったものを含む)   |
| 移転方法              | [ ] 庁内連携システム [ ] 専用線<br>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙<br>[ ] その他 ( 参照システム )   |
| 時期・頻度             | 照会をうけたら都度  |

| 移転先11～15          |  |
|-------------------|--|
| 移転先11             | 健康サービス課  |
| 法令上の根拠            | 江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第3項による番号法別表第二の17の項   |
| 移転先における用途         | 予防接種法による給付(同法第15条第1項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務   |
| 移転する情報            | 国民健康保険資格得喪情報   |
| 移転する情報の対象となる本人の数  | [ 10万人以上100万人未満 ]<br><small>&lt; 選択肢 &gt;</small><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上 |
| 移転する情報の対象となる本人の範囲 | 国民健康保険加入者及び納付義務者(過去に加入していた又は納付義務者だったものを含む)   |
| 移転方法              | [ ] 庁内連携システム [ ] 専用線<br>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙<br>[ ] その他 ( 参照システム )                                     |
| 時期・頻度             | 照会をうけたら都度  |
| 移転先12             | 保健予防課  |
| 法令上の根拠            | 江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第3項による番号法別表第二の9、97、109の項   |
| 移転先における用途         | 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務               |
| 移転する情報            | 国民健康保険資格得喪情報   |
| 移転する情報の対象となる本人の数  | [ 10万人以上100万人未満 ]<br><small>&lt; 選択肢 &gt;</small><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上 |
| 移転する情報の対象となる本人の範囲 | 国民健康保険加入者及び納付義務者(過去に加入していた又は納付義務者だったものを含む)   |
| 移転方法              | [ ] 庁内連携システム [ ] 専用線<br>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙<br>[ ] その他 ( 国保システム )                                     |
| 時期・頻度             | 照会をうけたら都度  |

|                        |       |   |
|------------------------|-------|---|
| <b>移転先13</b>           |       | 保健予防課   |
| 法令上の根拠                 |       | 江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第2項による条例別表第二の32、33の項  |
| 移転先における用途              |       | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則(平成十一年東京都規則第百十二号)による結核患者の医療費の助成に関する事務、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則(平成十八年東京都規則第十二号)による精神通院医療費の助成に関する事務   |
| 移転する情報                 |       | 国民健康保険資格得喪情報  |
| 移転する情報の対象となる本人の数       |       | [ 10万人以上100万人未満 ]<br><選択肢><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上   |
| 移転する情報の対象となる本人の範囲      |       | 国民健康保険加入者及び納付義務者(過去に加入していた又は納付義務者だったものを含む)  |
| 移転方法                   |       | [ ] 庁内連携システム [ ] 専用線<br>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙<br>[ ] その他 ( 国保システム )  |
| 時期・頻度                  |       |   |
| <b>6. 特定個人情報の保管・消去</b> |       |   |
| 保管場所                   |       | <江戸川区における措置><br>・セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物内のうち、さらに厳格な入退室管理を行っている区画に設置したサーバー内に保管している。<br>・サーバーへのアクセスは、全庁的に管理しているID、パスワードによる認証が必要である。<br>・申告書及び届出書等の紙媒体については、施錠ができる倉庫に保管している。<br><br><中間サーバー・プラットフォームにおける措置><br>・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室の際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。<br>・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 |
| 保管期間                   | 期間    | [ 20年以上 ]<br><選択肢><br>1) 1年未満 2) 1年 3) 2年<br>4) 3年 5) 4年 6) 5年<br>7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上<br>10) 定められていない   |
|                        | その妥当性 | 平成27年度にデータ削除のルールを定めた。平成28年度以降はそのルールに沿って毎年度削除している。   |
| 消去方法                   |       | <江戸川区における措置><br>・国保システム内のデータについては、平成27年度にデータ削除のルールを定めた。平成28年度以降はそのルールに沿って毎年度削除している。<br>・申告書及び届出書等の紙媒体については、外部業者による裁断溶解処理、又は職員が裁断処理している。<br><br><中間サーバー・プラットフォームにおける措置><br>・特定個人情報の消去は、地方公共団体からの操作によって実施される為、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。<br>・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。                   |
| <b>7. 備考</b>           |       |   |
| -                      |       |   |

## 添付資料( 特定個人情報ファイルの概要(1) 提供先21以降)

| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) |  |
|------------------------------|--|
| <b>提供先21</b>                 | 都道府県知事又は保健所を設置する市の長  |
| 法令上の根拠                       | 番号法第19条第8号 別表第二の97の項   |
| 提供先における用途                    | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務   |
| 提供する情報                       | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報  |
| 提供する情報の対象となる本人の数             | <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;">[ 10万人以上100万人未満 ]</div> <div style="font-size: small;">                     &lt; 選択肢 &gt;<br/>                     1) 1万人未満<br/>                     2) 1万人以上10万人未満<br/>                     3) 10万人以上100万人未満<br/>                     4) 100万人以上1,000万人未満<br/>                     5) 1,000万人以上                 </div> </div>  |
| 提供する情報の対象となる本人の範囲            | 国民健康保険加入者及び納付義務者(過去に加入していた又は納付義務者だったものを含む)   |
| 提供方法                         | <div style="display: flex; flex-wrap: wrap;"> <div style="width: 50%;"><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</div> <div style="width: 50%;"><input type="checkbox"/> 専用線</div> <div style="width: 50%;"><input type="checkbox"/> 電子メール</div> <div style="width: 50%;"><input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</div> <div style="width: 50%;"><input type="checkbox"/> フラッシュメモリ</div> <div style="width: 50%;"><input type="checkbox"/> 紙</div> <div style="width: 50%;"><input type="checkbox"/> その他 ( 統合DB )</div> </div> |
| 時期・頻度                        | 照会を受けたら都度  |
| <b>提供先22</b>                 | 独立行政法人日本学生支援機構   |
| 法令上の根拠                       | 番号法第19条第8号 別表第二の106の項  |
| 提供先における用途                    | 独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務  |
| 提供する情報                       | 医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報   |
| 提供する情報の対象となる本人の数             | <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;">[ 10万人以上100万人未満 ]</div> <div style="font-size: small;">                     &lt; 選択肢 &gt;<br/>                     1) 1万人未満<br/>                     2) 1万人以上10万人未満<br/>                     3) 10万人以上100万人未満<br/>                     4) 100万人以上1,000万人未満<br/>                     5) 1,000万人以上                 </div> </div>  |
| 提供する情報の対象となる本人の範囲            | 国民健康保険加入者及び納付義務者(過去に加入していた又は納付義務者だったものを含む)   |
| 提供方法                         | <div style="display: flex; flex-wrap: wrap;"> <div style="width: 50%;"><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</div> <div style="width: 50%;"><input type="checkbox"/> 専用線</div> <div style="width: 50%;"><input type="checkbox"/> 電子メール</div> <div style="width: 50%;"><input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</div> <div style="width: 50%;"><input type="checkbox"/> フラッシュメモリ</div> <div style="width: 50%;"><input type="checkbox"/> 紙</div> <div style="width: 50%;"><input type="checkbox"/> その他 ( 統合DB )</div> </div> |
| 時期・頻度                        | 照会を受けたら都度  |

|                   |  |
|-------------------|--|
| <b>提供先23</b>      | 都道府県知事   |
| 法令上の根拠            | 番号法第19条第8号 別表第二の120の項  |
| 提供先における用途         | 難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務  |
| 提供する情報            | 難病の患者に対する医療等に関する法律第12条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報  |
| 提供する情報の対象となる本人の数  | [ 10万人以上100万人未満 ]<br><small>&lt; 選択肢 &gt;</small><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上 |
| 提供する情報の対象となる本人の範囲 | 国民健康保険加入者及び納付義務者(過去に加入していた又は納付義務者だったものを含む)   |
| 提供方法              | [ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線<br>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙<br>[ ] その他 ( 統合DB )                                 |
| 時期・頻度             | 照会を受けたら都度  |
| <b>提供先24</b>      | 都道府県知事   |
| 法令上の根拠            | 番号法第19条第8号 別表第二の9の項  |
| 提供先における用途         | 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務   |
| 提供する情報            | 児童福祉法第19条の7に規定する他の法令による給付の支給に関する情報   |
| 提供する情報の対象となる本人の数  | [ 10万人以上100万人未満 ]<br><small>&lt; 選択肢 &gt;</small><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上 |
| 提供する情報の対象となる本人の範囲 | 国民健康保険加入者及び納付義務者(過去に加入していた又は納付義務者だったものを含む)   |
| 提供方法              | [ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線<br>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙<br>[ ] その他 ( 統合DB )                                 |
| 時期・頻度             | 照会を受けたら都度  |

|                   |   |
|-------------------|---|
| <b>提供先25</b>      | 市町村長  |
| 法令上の根拠            | 番号法第19条第8号 別表第二の12の項  |
| 提供先における用途         | 児童福祉法による肢体不自由児通所医療費の支給に関する事務  |
| 提供する情報            | 児童福祉法第21条の5の31に規定する他の法令による給付の支給に関する情報   |
| 提供する情報の対象となる本人の数  | [ 10万人以上100万人未満 ]<br><選択肢><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上 |
| 提供する情報の対象となる本人の範囲 | 国民健康保険加入者及び納付義務者(過去に加入していた又は納付義務者だったものを含む)  |
| 提供方法              | [ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線<br>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙<br>[ ] その他 ( 統合DB )          |
| 時期・頻度             | 照会を受けたら都度   |
| <b>提供先26</b>      | 都道府県知事  |
| 法令上の根拠            | 番号法第19条第8号 別表第二の15の項  |
| 提供先における用途         | 児童福祉法による障害児入所医療費の支給に関する事務   |
| 提供する情報            | 児童福祉法第24条の22に規定する他の法令による給付の支給に関する情報   |
| 提供する情報の対象となる本人の数  | [ 10万人以上100万人未満 ]<br><選択肢><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上 |
| 提供する情報の対象となる本人の範囲 | 国民健康保険加入者及び納付義務者(過去に加入していた又は納付義務者だったものを含む)  |
| 提供方法              | [ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線<br>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙<br>[ ] その他 ( 統合DB )          |
| 時期・頻度             | 照会を受けたら都度   |

|                   |   |
|-------------------|---|
| <b>提供先27</b>      | 厚生労働大臣  |
| 法令上の根拠            | 番号法第19条第8号 別表第二の78の項  |
| 提供先における用途         | 雇用保険法による傷病手当の支給に関する事務   |
| 提供する情報            | 雇用保険法第37条第8項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報   |
| 提供する情報の対象となる本人の数  | [ 10万人以上100万人未満 ]<br>< 選択肢 ><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上 |
| 提供する情報の対象となる本人の範囲 | 国民健康保険加入者及び納付義務者(過去に加入していた又は納付義務者だったものを含む)  |
| 提供方法              | [ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線<br>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙<br>[ ] その他 ( 統合DB )            |
| 時期・頻度             | 照会を受けたら都度   |
| <b>提供先28</b>      | 都道府県知事又は市町村長  |
| 法令上の根拠            | 番号法第19条第8号 別表第二の109の項   |
| 提供先における用途         | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務  |
| 提供する情報            | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第7条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報  |
| 提供する情報の対象となる本人の数  | [ 10万人以上100万人未満 ]<br>< 選択肢 ><br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上             |
| 提供する情報の対象となる本人の範囲 | 国民健康保険加入者及び納付義務者(過去に加入していた又は納付義務者だったものを含む)  |
| 提供方法              | [ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線<br>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙<br>[ ] その他 ( 統合DB )            |
| 時期・頻度             | 照会を受けたら都度   |

# 特定個人情報ファイルの概要

| 1. 特定個人情報ファイル名 |   |
|----------------|---|
| 給付情報ファイル       |   |
| 2. 基本情報        |   |
| ファイルの種類        | [ システム用ファイル ] < 選択肢 ><br>1) システム用ファイル<br>2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)  |
| 対象となる本人の数      | [ 10万人以上100万人未満 ] < 選択肢 ><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上  |
| 対象となる本人の範囲     | 国民健康保険加入者及びその他給付対象者(過去に国民健康保険加入者だったものを含む)   |
| その必要性          | 国民健康保険の適正な給付業務の実現のために必要な特定個人情報を保有   |
| 記録される項目        | [ 100項目以上 ] < 選択肢 ><br>1) 10項目未満<br>2) 10項目以上50項目未満<br>3) 50項目以上100項目未満<br>4) 100項目以上   |
| 主な記録項目         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報<br/>[ ] 個人番号 [ ] 個人番号対応符号 [ ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報<br/>[ ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ ] 連絡先(電話番号等)<br/>[ ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報<br/>[ ] 国税関係情報 [ ] 地方税関係情報 [ ] 健康・医療関係情報<br/>[ ] 医療保険関係情報 [ ] 児童福祉・子育て関係情報 [ ] 障害者福祉関係情報<br/>[ ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ ] 介護・高齢者福祉関係情報<br/>[ ] 雇用・労働関係情報 [ ] 年金関係情報 [ ] 学校・教育関係情報<br/>[ ] 災害関係情報<br/>[ ] その他 ( 公金受取口座情報 )</li> </ul> |
| その妥当性          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報:対象者を正確に特定するために保有する。</li> <li>・連絡先等情報:対象者の居住地、世帯情報を把握するために保有する。</li> <li>・地方税関係情報:対象者の自己負担限度額等の計算、給付金の支給対象者の判断をするために保有する。</li> <li>・健康・医療関係情報、医療保険関係情報:正確な保険給付を行うために保有する。</li> <li>・障害者関係情報:障害者医療費助成を受けている者を把握するために保有する。</li> <li>・介護保険関係情報:高額介護合算の計算のために保有する。</li> <li>・公金受取口座情報:公金受取口座として住民が公的給付支給等口座登録簿へ登録した預貯金口座への給付を希望する場合、当該口座情報への給付を行うために保有する。</li> </ul>          |
| 全ての記録項目        | 別添2を参照。   |
| 保有開始日          | 平成27年10月  |
| 事務担当部署         | 江戸川区 健康部 医療保険課  |

### 3. 特定個人情報の入手・使用

|          |   |
|----------|---|
| 入手元      | <input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人<br><input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( 区民課、各事務所、課税課、障害者福祉課、介護保険課 )<br><input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( デジタル庁 )<br><input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( 情報提供ネットワークシステムを利用する機関、他自治体 )<br><input type="checkbox"/> 民間事業者 ( 他の医療保険者 )<br><input type="checkbox"/> その他 ( 地方公共団体情報システム機構、国保連、各医療機関 )  |
| 入手方法     | <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ<br><input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム<br><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム<br><input type="checkbox"/> その他 ( 住民基本台帳ネットワークシステム )   |
| 入手の時期・頻度 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・各種住民情報、住記情報：窓口開庁時間に疑似リアル連携</li> <li>・各種給付の届出、申請書：年間を通して随時</li> <li>・引き継ぎ情報(継続候補世帯リスト、継続世帯確定リスト等)：平成30年4月1日以後に、月一回の頻度</li> <li>・公金受取口座情報：公金受取口座による給付金の受取の意思表示をした住民に係る給付金の都度照会</li> </ul>   |
| 入手に係る妥当性 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・各種住民情報、住記情報：本人確認情報、本人情報入力に係る事務処理負荷軽減のため、庁内連携システムを利用して入手している。</li> <li>・各種給付の届出、申請書：原則として本人からの紙ベースによる提供で必要な情報を入手している。</li> <li>・高額該当の引き継ぎ情報：国民健康保険に関して、被保険者資格等の管理を都道府県単位で実施する必要があり、個人番号利用事務の一部を国保連に委託しているため、江戸川区が保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業等を実施するためには、国保連から当該情報を入手する必要がある。高額療養費制度は、医療機関等での支払額が、暦月で一定額を超えた場合に、その超過額を支給する制度のため月次計算を行うが、その計算前に月次で連携を行うことで、支給の正確性を確保するために入手している。なお、入手は専用線を用いて行うが、信頼性、安定性の高い通信環境が実現でき、さらに通信内容の暗号化とあわせて通信内容の漏えいや盗聴に対するリスクが低く、頻繁に通信が必要な場合には通所の通信回線である公衆網を使うよりも低コストとなることが期待できる。</li> <li>・公金受取口座情報については、申請書等により確認した本人意思に基づいて取得する。</li> </ul> |
| 本人への明示   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険の給付に必要な各種情報については、番号法、国民健康保険法等に基づき、収集していることを、広く国民に周知している。</li> <li>・住民票関係情報については、住民基本台帳法第1条の規定に基づき、取得・利用している。</li> <li>・公金受取口座情報については、申請書等に同情報を給付事務で使用するごとの意思確認欄を設ける。</li> </ul>   |



|              |                       |  |
|--------------|-----------------------|--|
|              | <p>情報の突合</p>          | <p>・医療保険関係情報、4情報、住民票関係情報を突合して、国民健康保険加入者世帯の資格の有無を確認する。【上記1、2、3、4、5】<br/>         ・医療保険関係情報、4情報、住民票関係情報、地方税関係情報を突合して、国民健康保険加入者世帯の自己負担限度額等の確認、給付金支給対象者の確認をする。【上記1、2】<br/>         ・医療保険関係情報、4情報、住民票関係情報、介護・高齢者福祉関係情報を突合して、国民健康保険加入者の介護保険支給状況を確認する。【上記1】</p> |
|              | <p>情報の統計分析</p>        | <p>国・都への報告資料等のため統計・分析を行うが、特定個人情報を用いて特定の個人を判別しうる統計・分析は行っていない。</p>   |
|              | <p>権利利益に影響を与え得る決定</p> | <p>所得額、負担医療費に基づき、給付の決定をする。</p>   |
| <p>使用開始日</p> | <p>平成28年1月1日</p>      |  |



| 委託事項2～5               |  |  |  |
|-----------------------|--|--|--|
| 委託事項2                 | 中間サーバーへの特定個人情報登録等に係る事務   |  |  |
| 委託内容                  | 中間サーバーへの特定個人情報の登録、維持、管理、中間サーバーとの接続環境整備等  |  |  |
| 取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 | [ 特定個人情報ファイルの全体 ]  | < 選択肢 ><br>1) 特定個人情報ファイルの全体<br>2) 特定個人情報ファイルの一部  |  |
|                       | 対象となる本人の数  | [ 10万人以上100万人未満 ]  | < 選択肢 ><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上 |
|                       | 対象となる本人の範囲   | 中間サーバーに登録すべきデータに関わる被保険者等   |  |
|                       | その妥当性  | 番号法第19条第8号 別表第二で規定される事務の実施に当たって、特定個人情報の登録等が必要であるため。  |  |
| 委託先における取扱者数           | [ 10人未満 ]  | < 選択肢 ><br>1) 10人未満<br>2) 10人以上50人未満<br>3) 50人以上100人未満<br>4) 100人以上500人未満<br>5) 500人以上1,000人未満<br>6) 1,000人以上  |  |
| 委託先への特定個人情報ファイルの提供方法  | [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙<br>[ ] その他 ( 統合DB ) |  |  |
| 委託先名の確認方法             | 江戸川区情報公開条例上の開示請求に基づき、公開している。   |  |  |
| 委託先名                  | 株式会社日立システムズ  |  |  |
| 再委託                   | 再委託の有無   | [ 再委託する ]  | < 選択肢 ><br>1) 再委託する 2) 再委託しない  |
|                       | 再委託の許諾方法   | 以下の事項について、委託先から申請を受け、許諾を判断。<br>・再委託の必要性<br>・再委託先の選定基準<br>・再委託先の委託管理方法<br>・再委託先の名称、代表者及び所在地<br>・再委託する業務の内容<br>・再委託する業務に含まれる情報の種類<br>・再委託先のセキュリティ管理体制<br>等 |  |
|                       | 再委託事項  | 事案に応じて、適宜調整。   |  |

|                       |                   |  |   |
|-----------------------|-------------------|--|---|
| <b>委託事項3</b>          |                   | レセプト点検等給付業務の委託   |   |
| 委託内容                  |                   | レセプト点検・不当利得・療養費・高額療養費事務に関する定型業務を行う   |   |
| 取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 | [ 特定個人情報ファイルの全体 ] | < 選択肢 ><br>1) 特定個人情報ファイルの全体<br>2) 特定個人情報ファイルの一部  |   |
|                       | 対象となる本人の数         | [ 10万人以上100万人未満 ]  | < 選択肢 ><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上              |
|                       | 対象となる本人の範囲        | 国民健康保険加入者及びその他給付対象者(過去に国民健康保険加入者だったものを含む)  |   |
|                       | その妥当性             | 職員は複雑化する医療保険制度への対応など、専門性の高い業務への対応に重点を置くことが求められているため、定型的かつ大量に処理が必要な当該業務に関しては外部業者への委託が必要である。   |   |
| 委託先における取扱者数           |                   | [ 10人未満 ]  | < 選択肢 ><br>1) 10人未満<br>2) 10人以上50人未満<br>3) 50人以上100人未満<br>4) 100人以上500人未満<br>5) 500人以上1,000人未満<br>6) 1,000人以上 |
| 委託先への特定個人情報ファイルの提供方法  |                   | <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br><input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙<br><input type="checkbox"/> その他 ( 医療保険課事務室内の作業スペースにて国保システム端末及び国保総合システム端末を直接操作する。 ) |   |
| 委託先名の確認方法             |                   | 江戸川区情報公開条例上の開示請求に基づき、公開している。   |   |
| 委託先名                  |                   | ヒューマンリソシア株式会社  |   |
| 再委託                   | 再委託の有無            | [ 再委託しない ]   | < 選択肢 ><br>1) 再委託する    2) 再委託しない  |
|                       | 再委託の許諾方法          |  |   |
|                       | 再委託事項             |  |   |

|                       |   |   |
|-----------------------|---|---|
| <b>委託事項4</b>          |   | 資格継続業務、高額該当回数の引き継ぎ業務に関する市町村保険者事務共同処理業務  |
| 委託内容                  |   | <p>・療養給付の審査・支払に付随する業務として、都道府県単位で管理することとなる資格取得年月日や喪失年月日の管理(資格継続業務)と、同一都道府県内で転居があった場合における高額療養費の該当回数を通算するための同一世帯判定に必要な情報等の管理(高額該当の引き継ぎ業務)を委託する(国保情報集約システムを使用する)。</p> <p>・なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。</p> <p>・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、国保連は、市区町村より受領した被保険者資格異動に関するデータを編集し、医療保険者等向け中間サーバー等へ送信、登録を行う。</p> |
| 取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 |   | <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 特定個人情報ファイルの全体 ]      1) 特定個人情報ファイルの全体<br/>2) 特定個人情報ファイルの一部</p>  |
|                       | 対象となる本人の数   | <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]      1) 1万人未満<br/>2) 1万人以上10万人未満<br/>3) 10万人以上100万人未満<br/>4) 100万人以上1,000万人未満<br/>5) 1,000万人以上</p>  |
|                       | 対象となる本人の範囲  | <p>・被保険者( )：都道府県の区域内に住所を有する者で、他の医療保険制度の被保険者でない者のうち、江戸川区に住所を有する者</p> <p>・擬制世帯主：被保険者が属する住民基本台帳上の世帯主のうち、国民健康保険の被保険者でない者(例：国保に加入している世帯員がいるが、その世帯の世帯主は社会保険に加入している場合に、この国保に未加入の世帯主を「擬制世帯主」という。)</p> <p>・過去に被保険者であった者及び過去に擬制世帯主であった者</p> <p>国民健康保険法第5条から第6条に基づく被保険者のうち、江戸川区に加入資格が適用される者をいう</p>   |
| その妥当性                 | <p>被保険者の情報は、国民健康保険に関する事務の基礎情報であるため管理する必要がある。</p> <p>・医療費の自己負担限度額が非課税区分に該当するかどうかを判定する際には、擬制世帯主の住民税課税状況を含んで判定をするため、被保険者のみでなく、擬制世帯主の情報も必要である。</p> <p>・療養給付の審査・支払に関する業務等を行う上で、被保険者とその被保険者が属する世帯の世帯主(擬制世帯主)に関する所得等の情報を管理する必要がある。</p> <p>・国民健康保険法第110条によって保険給付を受ける権利は2年間有効、地方自治法第236条第1項によって不当利得の返還を受ける権利は5年間有効とされているため、過去の特定個人情報についても管理する必要がある。</p> <p>・なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務及びオンライン資格確認業務のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者資格情報の提供(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。</p> |   |
| 委託先における取扱者数           | <p>[ 10人以上50人未満 ]      &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 10人未満      2) 10人以上50人未満<br/>3) 50人以上100人未満      4) 100人以上500人未満<br/>5) 500人以上1,000人未満      6) 1,000人以上</p>  |   |
| 委託先への特定個人情報ファイルの提供方法  | <p>[ ] 専用線      [ ] 電子メール      [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ      [ ] 紙</p> <p>[ ] その他 ( 医療保険課事務室内の作業スペースにて国保システム端末及び国保総合システム端末を直接操作する。 )</p>  |   |
| 委託先名の確認方法             | 江戸川区情報公開条例上の開示請求に基づき、公開している。  |   |
| 委託先名                  | 東京都国民健康保険団体連合会  |   |
| 再委託                   | 再委託の有無  | <p>[ 再委託する ]      &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 再委託する      2) 再委託しない</p>  |
|                       | 再委託の許諾方法  | 再委託を行う場合には、委託先から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託先に関する業務の履行能力、再委託予定金額等及びその他江戸川区のセキュリティポリシー等で委託先に求めるべきとされている情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に関する履行体制図の提出を受け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していることなど、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で再委託を承認する。  |
|                       | 再委託事項   | 資格継続業務で使用する国保総合(国保集約)システムに関する運用業務の一部(バッチ処理パラメータの入力/バッチ処置の実行/バックアップデータの取得と保管/システム障害発生時の復旧支援作業/各種マスターメンテナンス/外字作成・登録)など。   |

|                       |   |   |  |
|-----------------------|---|---|--|
| <b>委託事項5</b>          |   | 医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務   |  |
| 委託内容                  |   | オンライン資格確認業務のため、医療保険者等向け中間サーバー等において、個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個人番号との紐付管理などを行う。   |  |
| 取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 | [ 特定個人情報ファイルの全体 ]   | < 選択肢 ><br>1) 特定個人情報ファイルの全体<br>2) 特定個人情報ファイルの一部   |  |
|                       | 対象となる本人の数   | [ 10万人以上100万人未満 ]   | < 選択肢 ><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上 |
|                       | 対象となる本人の範囲  | ・被保険者( )：都道府県の区域内に住所を有する者で、他の医療保険制度の被保険者でない者のうち、江戸川区に住所を有する者<br>・擬制世帯主：被保険者が属する住民基本台帳上の世帯主のうち、国民健康保険の被保険者でない者(例：国保に加入している世帯員がいるが、その世帯の世帯主は社会保険に加入している場合に、この国保に未加入の世帯主を「擬制世帯主」という。)<br>・過去に被保険者であった者及び過去に擬制世帯主であった者<br>国保法第5条から第6条に基づく被保険者のうち、江戸川区に加入資格が適用される者をいう  |  |
|                       | その妥当性   | オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、加入者の資格履歴情報の管理を行う。   |  |
| 委託先における取扱者数           | [ 10人以上50人未満 ]  | < 選択肢 ><br>1) 10人未満<br>2) 10人以上50人未満<br>3) 50人以上100人未満<br>4) 100人以上500人未満<br>5) 500人以上1,000人未満<br>6) 1,000人以上   |  |
| 委託先への特定個人情報ファイルの提供方法  | <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br><input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙<br><input type="checkbox"/> その他 ( ) |   |  |
| 委託先名の確認方法             | 江戸川区情報公開条例上の開示請求に基づき、公開している。  |   |  |
| 委託先名                  | 東京都国民健康保険団体連合会<br>(東京都国民健康保険団体連合会は、国保中央会に再委託する)   |   |  |
| 再委託                   | 再委託の有無  | [ 再委託する ]   | < 選択肢 ><br>1) 再委託する    2) 再委託しない   |
|                       | 再委託の許諾方法  | 委託先の国保連から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他江戸川区が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、国保連と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。)<br><br>運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。<br>・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること<br>・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること<br>・日本国内でのデータ保管を条件としていること<br>・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。<br><br>運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者及び運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上及び運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面に示した上で、許諾を得ること。 |  |
|                       | 再委託事項   | 医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務<br>(国保中央会から再々委託する「医療保険者等向け中間サーバー等の運用・保守業務」を含む)  |  |
| <b>委託事項6～10</b>       |   |   |  |

|                       |                   |  |
|-----------------------|-------------------|--|
| <b>委託事項6</b>          |                   | 医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務  |
| 委託内容                  |                   | オンライン資格確認業務のため、医療保険者等向け中間サーバー等において、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用したオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供を行うために機関別符号を取得する。  |
| 取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 | [ 特定個人情報ファイルの全体 ] | < 選択肢 ><br>1) 特定個人情報ファイルの全体<br>2) 特定個人情報ファイルの一部  |
|                       | 対象となる本人の数         | < 選択肢 ><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上   |
|                       | 対象となる本人の範囲        | ・被保険者( )：都道府県の区域内に住所を有する者で、他の医療保険制度の被保険者でない者のうち、江戸川区に住所を有する者<br>・擬制世帯主：被保険者が属する住民基本台帳上の世帯主のうち、国民健康保険の被保険者でない者(例：国保に加入している世帯員がいるが、その世帯の世帯主は社会保険に加入している場合に、この国保に未加入の世帯主を「擬制世帯主」という。)<br>・過去に被保険者であった者及び過去に擬制世帯主であった者<br>国保法第5条から第6条に基づき被保険者のうち、江戸川区に加入資格が適用される者をいう   |
|                       | その妥当性             | 市区町村とオンライン資格確認システムとの対応窓口を支払基金に一本化するため、オンライン資格確認業務のために用いる機関別符号を支払基金が一元的に取得するため。   |
| 委託先における取扱者数           |                   | [ 10人以上50人未満 ] < 選択肢 ><br>1) 10人未満 2) 10人以上50人未満<br>3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満<br>5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上  |
| 委託先への特定個人情報ファイルの提供方法  |                   | [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙<br>[ ] その他 ( )  |
| 委託先名の確認方法             |                   | 江戸川区情報公開条例上の開示請求に基づき、公開している  |
| 委託先名                  |                   | 社会保険診療報酬支払基金   |
| 再委託                   | 再委託の有無            | [ 再委託する ] < 選択肢 ><br>1) 再委託する 2) 再委託しない  |
|                       | 再委託の許諾方法          | 委託先の支払基金から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他江戸川区が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、支払基金と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。)<br><br>運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。<br>・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること<br>・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること<br>・日本国内でのデータ保管を条件としていること<br>・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。<br><br>運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者及び運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上及び運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。 |
|                       | 再委託事項             | 医療保険者等向け中間サーバー等の運用・保守業務  |

|                       |   |  |  |
|-----------------------|---|--|--|
| <b>委託事項7</b>          |   | 国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務  |  |
| 委託内容                  |   | 国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務(アプリケーション改修、データバッチ実施等)及びシステム運用事務(バックアップ取得、システム障害等発生時のデータ復旧等)  |  |
| 取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 | [ 特定個人情報ファイルの全体 ]   | < 選択肢 ><br>1) 特定個人情報ファイルの全体<br>2) 特定個人情報ファイルの一部  |  |
|                       | 対象となる本人の数   | [ 10万人以上100万人未満 ]  | < 選択肢 ><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上 |
|                       | 対象となる本人の範囲  | ・被保険者( ): 都道府県の区域内に住所を有する者で、他の医療保険制度の被保険者でない者のうち、江戸川区に住所を有する者<br>・擬制世帯主: 被保険者が属する住民基本台帳上の世帯主のうち、国民健康保険の被保険者でない者(例: 国保に加入している世帯員がいるが、その世帯の世帯主は社会保険に加入している場合に、この国保に未加入の世帯主を「擬制世帯主」という。)<br>・過去に被保険者であった者及び過去に擬制世帯主であった者<br>国保法第5条から第6条に基づく被保険者のうち、江戸川区に加入資格が適用される者をいう  |  |
|                       | その妥当性   | ・被保険者の情報は、国民健康保険に関する事務の基礎情報であるため管理する必要がある。<br>・医療費の自己負担限度額が非課税区分に該当するかどうかを判定する際には、擬制世帯主の住民税課税状況を含んで判定をするため、被保険者のみでなく、擬制世帯主の情報も必要である。<br>・療養給付の審査・支払に関する業務等を行う上で、被保険者とその被保険者が属する世帯の世帯主(擬制世帯主)に関する所得等の情報を管理する必要がある。<br>・国保法第110条によって保険給付を受ける権利は、2年間有効、地方自治法第236条1項によって不当利得の返還を受ける権利は5年間有効とされているため、過去の特定個人情報についても管理する必要がある。<br>・なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務およびオンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者資格情報の提供(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。  |  |
| 委託先における取扱者数           | [ 10人以上50人未満 ]  | < 選択肢 ><br>1) 10人未満<br>2) 10人以上50人未満<br>3) 50人以上100人未満<br>4) 100人以上500人未満<br>5) 500人以上1,000人未満<br>6) 1,000人以上  |  |
| 委託先への特定個人情報ファイルの提供方法  | [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙<br>[ ] その他 ( ) |  |  |
| 委託先名の確認方法             | 江戸川区情報公開条例上の開示請求に基づき、公開している   |  |  |
| 委託先名                  | 東京都国民健康保険団体連合会<br>(東京都国民健康保険団体連合会は、国保中央会に再委託する)                                 |  |  |
| 再委託                   | 再委託の有無  | [ 再委託する ]  | < 選択肢 ><br>1) 再委託する 2) 再委託しない  |
|                       | 再委託の許諾方法  | 委託先の国保連から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他江戸川区が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、国保連と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。)<br><br>国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。<br>・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること<br>・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること<br>・日本国内でのデータ保管を条件としていること<br>・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。<br>・クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に基づくクラウドサービスリストに掲載されているものとする。 |  |
|                       | 再委託事項   | 国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務の全て   |  |

| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) |   |
|------------------------------|---|
| 提供・移転の有無                     | [ ] 提供を行っている ( 27 ) 件 [ ] 移転を行っている ( 8 ) 件<br>[ ] 行っていない  |
| 提供先1                         | 厚生労働大臣  |
| 法令上の根拠                       | 番号法第19条第8号 別表第二の1の項   |
| 提供先における用途                    | 健康保険法第5条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務  |
| 提供する情報                       | 医療保険給付関係情報  |
| 提供する情報の対象となる本人の数             | [ 10万人以上100万人未満 ]<br>< 選択肢 ><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上 |
| 提供する情報の対象となる本人の範囲            | 国民健康保険加入者及びその他給付対象者(過去に国民健康保険加入者だったものを含む)   |
| 提供方法                         | [ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線<br>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙<br>[ ] その他 ( 統合DB )            |
| 時期・頻度                        | 照会を受けたら都度   |
| <b>提供先2～5</b>                |   |
| 提供先2                         | 全国健康保険協会  |
| 法令上の根拠                       | 番号法第19条第8号 別表第二の2の項   |
| 提供先における用途                    | 健康保険法による保険給付の支給に関する事務   |
| 提供する情報                       | 医療保険給付関係情報  |
| 提供する情報の対象となる本人の数             | [ 10万人以上100万人未満 ]<br>< 選択肢 ><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上 |
| 提供する情報の対象となる本人の範囲            | 国民健康保険加入者及びその他給付対象者(過去に国民健康保険加入者だったものを含む)   |
| 提供方法                         | [ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線<br>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙<br>[ ] その他 ( 統合DB )            |
| 時期・頻度                        | 照会を受けたら都度   |

|                   |  |
|-------------------|--|
| <b>提供先3</b>       | 健康保険組合   |
| 法令上の根拠            | 番号法第19条第8号 別表第二の3の項  |
| 提供先における用途         | 健康保険法による保険給付の支給に関する事務  |
| 提供する情報            | 医療保険給付関係情報   |
| 提供する情報の対象となる本人の数  | [ 10万人以上100万人未満 ]<br><small>&lt; 選択肢 &gt;<br/> 1) 1万人未満<br/> 2) 1万人以上10万人未満<br/> 3) 10万人以上100万人未満<br/> 4) 100万人以上1,000万人未満<br/> 5) 1,000万人以上</small> |
| 提供する情報の対象となる本人の範囲 | 国民健康保険加入者及びその他給付対象者(過去に国民健康保険加入者だったものを含む)  |
| 提供方法              | [ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線<br>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙<br>[ ] その他 ( 統合DB )   |
| 時期・頻度             | 照会を受けたら都度  |
| <b>提供先4</b>       | 厚生労働大臣   |
| 法令上の根拠            | 番号法第19条第8号 別表第二の4の項  |
| 提供先における用途         | 船員保険法第4条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務   |
| 提供する情報            | 医療保険給付関係情報   |
| 提供する情報の対象となる本人の数  | [ 10万人以上100万人未満 ]<br><small>&lt; 選択肢 &gt;<br/> 1) 1万人未満<br/> 2) 1万人以上10万人未満<br/> 3) 10万人以上100万人未満<br/> 4) 100万人以上1,000万人未満<br/> 5) 1,000万人以上</small> |
| 提供する情報の対象となる本人の範囲 | 国民健康保険加入者及びその他給付対象者(過去に国民健康保険加入者だったものを含む)  |
| 提供方法              | [ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線<br>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙<br>[ ] その他 ( 統合DB )   |
| 時期・頻度             | 照会を受けたら都度  |

|                   |  |
|-------------------|--|
| <b>提供先5</b>       | 全国健康保険協会   |
| 法令上の根拠            | 番号法第19条第8号 別表第二の5の項  |
| 提供先における用途         | 船員保険法による保険給付の支給に関する事務  |
| 提供する情報            | 医療保険給付関係情報   |
| 提供する情報の対象となる本人の数  | [ 10万人以上100万人未満 ]<br><small>&lt; 選択肢 &gt;<br/> 1) 1万人未満<br/> 2) 1万人以上10万人未満<br/> 3) 10万人以上100万人未満<br/> 4) 100万人以上1,000万人未満<br/> 5) 1,000万人以上</small> |
| 提供する情報の対象となる本人の範囲 | 国民健康保険加入者及びその他給付対象者(過去に国民健康保険加入者だったものを含む)  |
| 提供方法              | [ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線<br>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙<br>[ ] その他 ( 統合DB )   |
| 時期・頻度             | 照会を受けたら都度  |
| <b>提供先6～10</b>    |  |
| <b>提供先6</b>       | 市町村長   |
| 法令上の根拠            | 番号法第19条第8号 別表第二の17の項   |
| 提供先における用途         | 予防接種法による給付(同法第15条第1項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務   |
| 提供する情報            | 医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報   |
| 提供する情報の対象となる本人の数  | [ 10万人以上100万人未満 ]<br><small>&lt; 選択肢 &gt;<br/> 1) 1万人未満<br/> 2) 1万人以上10万人未満<br/> 3) 10万人以上100万人未満<br/> 4) 100万人以上1,000万人未満<br/> 5) 1,000万人以上</small> |
| 提供する情報の対象となる本人の範囲 | 国民健康保険加入者及びその他給付対象者(過去に国民健康保険加入者だったものを含む)  |
| 提供方法              | [ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線<br>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙<br>[ ] その他 ( 統合DB )   |
| 時期・頻度             | 照会を受けたら都度  |

|                   |   |
|-------------------|---|
| <b>提供先7</b>       | 都道府県知事  |
| 法令上の根拠            | 番号法第19条第8号 別表第二の22の項  |
| 提供先における用途         | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する事務  |
| 提供する情報            | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第30条の2に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報  |
| 提供する情報の対象となる本人の数  | [ 10万人以上100万人未満 ]<br>< 選択肢 ><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上 |
| 提供する情報の対象となる本人の範囲 | 国民健康保険加入者及びその他給付対象者(過去に国民健康保険加入者だったものを含む)   |
| 提供方法              | [ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線<br>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙<br>[ ] その他 ( 統合DB )            |
| 時期・頻度             | 照会を受けたら都度   |
| <b>提供先8</b>       | 都道府県知事等   |
| 法令上の根拠            | 番号法第19条第8号 別表第二の26の項  |
| 提供先における用途         | 生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務   |
| 提供する情報            | 医療保険給付関係情報  |
| 提供する情報の対象となる本人の数  | [ 10万人以上100万人未満 ]<br>< 選択肢 ><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上 |
| 提供する情報の対象となる本人の範囲 | 国民健康保険加入者及びその他給付対象者(過去に国民健康保険加入者だったものを含む)   |
| 提供方法              | [ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線<br>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙<br>[ ] その他 ( 統合DB )            |
| 時期・頻度             | 照会を受けたら都度   |

|                   |   |
|-------------------|---|
| <b>提供先9</b>       | 市町村長  |
| 法令上の根拠            | 番号法第19条第8号 別表第二の27の項  |
| 提供先における用途         | 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務  |
| 提供する情報            | 医療保険給付関係情報  |
| 提供する情報の対象となる本人の数  | [ 10万人以上100万人未満 ]<br>< 選択肢 ><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上 |
| 提供する情報の対象となる本人の範囲 | 国民健康保険加入者及びその他給付対象者(過去に国民健康保険加入者だったものを含む)   |
| 提供方法              | [ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線<br>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙<br>[ ] その他 ( 統合DB )            |
| 時期・頻度             | 照会を受けたら都度   |
| <b>提供先10</b>      | 社会福祉協議会   |
| 法令上の根拠            | 番号法第19条第8号 別表第二の30の項  |
| 提供先における用途         | 社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務   |
| 提供する情報            | 医療保険給付関係情報  |
| 提供する情報の対象となる本人の数  | [ 10万人以上100万人未満 ]<br>< 選択肢 ><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上 |
| 提供する情報の対象となる本人の範囲 | 国民健康保険加入者及びその他給付対象者(過去に国民健康保険加入者だったものを含む)   |
| 提供方法              | [ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線<br>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙<br>[ ] その他 ( 統合DB )            |
| 時期・頻度             | 照会を受けたら都度   |

| 提供先11～15          |   |
|-------------------|---|
| 提供先11             | 日本私立学校振興・共済事業団  |
| 法令上の根拠            | 番号法第19条第8号 別表第二の33の項  |
| 提供先における用途         | 私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務  |
| 提供する情報            | 医療保険給付関係情報  |
| 提供する情報の対象となる本人の数  | [ 10万人以上100万人未満 ] <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt; 選択肢 &gt;</li> <li>1) 1万人未満</li> <li>2) 1万人以上10万人未満</li> <li>3) 10万人以上100万人未満</li> <li>4) 100万人以上1,000万人未満</li> <li>5) 1,000万人以上</li> </ul>  |
| 提供する情報の対象となる本人の範囲 | 国民健康保険加入者及びその他給付対象者(過去に国民健康保険加入者だったものを含む)   |
| 提供方法              | <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線<br><input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br><input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙<br><input type="checkbox"/> その他 ( 統合DB ) |
| 時期・頻度             | 照会を受けたら都度   |
| 提供先12             | 国家公務員共済組合   |
| 法令上の根拠            | 番号法第19条第8号 別表第二の39の項  |
| 提供先における用途         | 国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務  |
| 提供する情報            | 医療保険給付関係情報  |
| 提供する情報の対象となる本人の数  | [ 10万人以上100万人未満 ] <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt; 選択肢 &gt;</li> <li>1) 1万人未満</li> <li>2) 1万人以上10万人未満</li> <li>3) 10万人以上100万人未満</li> <li>4) 100万人以上1,000万人未満</li> <li>5) 1,000万人以上</li> </ul>  |
| 提供する情報の対象となる本人の範囲 | 国民健康保険加入者及びその他給付対象者(過去に国民健康保険加入者だったものを含む)   |
| 提供方法              | <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線<br><input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br><input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙<br><input type="checkbox"/> その他 ( 統合DB ) |
| 時期・頻度             | 照会を受けたら都度   |

|                   |   |
|-------------------|---|
| <b>提供先13</b>      | 市町村長又は国民健康保険組合  |
| 法令上の根拠            | 番号法第19条第8号 別表第二の42の項  |
| 提供先における用途         | 国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務   |
| 提供する情報            | 医療保険給付関係情報  |
| 提供する情報の対象となる本人の数  | [ 10万人以上100万人未満 ]<br>< 選択肢 ><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上 |
| 提供する情報の対象となる本人の範囲 | 国民健康保険加入者及びその他給付対象者(過去に国民健康保険加入者だったものを含む)   |
| 提供方法              | [ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線<br>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙<br>[ ] その他 ( 統合DB )            |
| 時期・頻度             | 照会を受けたら都度   |
| <b>提供先14</b>      | 地方公務員共済組合   |
| 法令上の根拠            | 番号法第19条第8号 別表第二の58の項  |
| 提供先における用途         | 地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務   |
| 提供する情報            | 医療保険給付関係情報  |
| 提供する情報の対象となる本人の数  | [ 10万人以上100万人未満 ]<br>< 選択肢 ><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上 |
| 提供する情報の対象となる本人の範囲 | 国民健康保険加入者及びその他給付対象者(過去に国民健康保険加入者だったものを含む)   |
| 提供方法              | [ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線<br>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙<br>[ ] その他 ( 統合DB )            |
| 時期・頻度             | 照会を受けたら都度   |

|                   |  |
|-------------------|--|
| <b>提供先15</b>      | 市町村長   |
| 法令上の根拠            | 番号法第19条第8号 別表第二の62の項   |
| 提供先における用途         | 老人福祉法による費用の徴収に関する事務  |
| 提供する情報            | 医療保険給付関係情報   |
| 提供する情報の対象となる本人の数  | [ 10万人以上100万人未満 ]<br><small>&lt; 選択肢 &gt;<br/> 1) 1万人未満<br/> 2) 1万人以上10万人未満<br/> 3) 10万人以上100万人未満<br/> 4) 100万人以上1,000万人未満<br/> 5) 1,000万人以上</small> |
| 提供する情報の対象となる本人の範囲 | 国民健康保険加入者及びその他給付対象者(過去に国民健康保険加入者だったものを含む)  |
| 提供方法              | [ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線<br>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙<br>[ ] その他 ( 統合DB )   |
| 時期・頻度             | 照会を受けたら都度  |
| <b>提供先16～20</b>   |  |
| <b>提供先16</b>      | 後期高齢者医療広域連合  |
| 法令上の根拠            | 番号法第19条第8号 別表第二の80の項   |
| 提供先における用途         | 高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務   |
| 提供する情報            | 医療保険給付関係情報   |
| 提供する情報の対象となる本人の数  | [ 10万人以上100万人未満 ]<br><small>&lt; 選択肢 &gt;<br/> 1) 1万人未満<br/> 2) 1万人以上10万人未満<br/> 3) 10万人以上100万人未満<br/> 4) 100万人以上1,000万人未満<br/> 5) 1,000万人以上</small> |
| 提供する情報の対象となる本人の範囲 | 国民健康保険加入者及びその他給付対象者(過去に国民健康保険加入者だったものを含む)  |
| 提供方法              | [ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線<br>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙<br>[ ] その他 ( 統合DB )   |
| 時期・頻度             | 照会を受けたら都度  |

|                   |  |
|-------------------|--|
| <b>提供先17</b>      | 都道府県知事等  |
| 法令上の根拠            | 番号法第19条第8号 別表第二の87の項   |
| 提供先における用途         | 中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務  |
| 提供する情報            | 医療保険給付関係情報   |
| 提供する情報の対象となる本人の数  | [ 10万人以上100万人未満 ]<br><small>&lt; 選択肢 &gt;</small><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上 |
| 提供する情報の対象となる本人の範囲 | 国民健康保険加入者及びその他給付対象者(過去に国民健康保険加入者だったものを含む)  |
| 提供方法              | [ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線<br>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙<br>[ ] その他 ( 統合DB )                                 |
| 時期・頻度             | 照会を受けたら都度  |
| <b>提供先18</b>      | 厚生労働大臣   |
| 法令上の根拠            | 番号法第19条第8号 別表第二の88の項   |
| 提供先における用途         | 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給に関する事務   |
| 提供する情報            | 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第18条第1項ただし書に規定する他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報  |
| 提供する情報の対象となる本人の数  | [ 10万人以上100万人未満 ]<br><small>&lt; 選択肢 &gt;</small><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上 |
| 提供する情報の対象となる本人の範囲 | 国民健康保険加入者及びその他給付対象者(過去に国民健康保険加入者だったものを含む)  |
| 提供方法              | [ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線<br>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙<br>[ ] その他 ( 統合DB )                                 |
| 時期・頻度             | 照会を受けたら都度  |

|                   |  |
|-------------------|--|
| <b>提供先19</b>      | 市町村長   |
| 法令上の根拠            | 番号法第19条第8号 別表第二の93の項   |
| 提供先における用途         | 介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務   |
| 提供する情報            | 医療保険給付関係情報   |
| 提供する情報の対象となる本人の数  | [ 10万人以上100万人未満 ]<br><small>&lt; 選択肢 &gt;<br/> 1) 1万人未満<br/> 2) 1万人以上10万人未満<br/> 3) 10万人以上100万人未満<br/> 4) 100万人以上1,000万人未満<br/> 5) 1,000万人以上</small> |
| 提供する情報の対象となる本人の範囲 | 国民健康保険加入者及びその他給付対象者(過去に国民健康保険加入者だったものを含む)  |
| 提供方法              | [ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線<br>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙<br>[ ] その他 ( 統合DB )   |
| 時期・頻度             | 照会を受けたら都度  |
| <b>提供先20</b>      | 都道府県知事又は保健所を設置する市の長  |
| 法令上の根拠            | 番号法第19条第8号 別表第二の97の項   |
| 提供先における用途         | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務   |
| 提供する情報            | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第39条第1項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報   |
| 提供する情報の対象となる本人の数  | [ 10万人以上100万人未満 ]<br><small>&lt; 選択肢 &gt;<br/> 1) 1万人未満<br/> 2) 1万人以上10万人未満<br/> 3) 10万人以上100万人未満<br/> 4) 100万人以上1,000万人未満<br/> 5) 1,000万人以上</small> |
| 提供する情報の対象となる本人の範囲 | 国民健康保険加入者及びその他給付対象者(過去に国民健康保険加入者だったものを含む)  |
| 提供方法              | [ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線<br>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙<br>[ ] その他 ( 統合DB )   |
| 時期・頻度             | 照会を受けたら都度  |

|                   |   |
|-------------------|---|
| <b>移転先1</b>       | 障害者福祉課  |
| 法令上の根拠            | 江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第3項による番号法別表第二の12、15、109の項   |
| 移転先における用途         | 児童福祉法による肢体不自由児通所医療費の支給に関する事務、児童福祉法による障害児入所医療費の支給に関する事務、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務               |
| 移転する情報            | 国民健康保険給付情報  |
| 移転する情報の対象となる本人の数  | [ 10万人以上100万人未満 ]<br><選択肢><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上 |
| 移転する情報の対象となる本人の範囲 | 国民健康保険加入者及びその他給付対象者(過去に国民健康保険加入者だったものを含む)   |
| 移転方法              | [ ] 庁内連携システム [ ] 専用線<br>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙<br>[ ] その他 ( 国保システム )              |
| 時期・頻度             | 照会を受けたら都度   |
| <b>移転先2～5</b>     |   |
| <b>移転先2</b>       | 医療保険課高齢者医療係   |
| 法令上の根拠            | 江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第2項による条例別表第二の30の項   |
| 移転先における用途         | 高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務  |
| 移転する情報            | 国民健康保険給付情報  |
| 移転する情報の対象となる本人の数  | [ 10万人以上100万人未満 ]<br><選択肢><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上 |
| 移転する情報の対象となる本人の範囲 | 国民健康保険加入者及びその他給付対象者(過去に国民健康保険加入者だったものを含む)   |
| 移転方法              | [ ] 庁内連携システム [ ] 専用線<br>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙<br>[ ] その他 ( 国保システム )              |
| 時期・頻度             | 照会を受けたら都度   |

|                   |   |
|-------------------|---|
| <b>移転先3</b>       | 生活援護第一課、生活援護第二課、生活援護第三課   |
| 法令上の根拠            | 江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第3項による番号法別表第二の26の項  |
| 移転先における用途         | 生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務   |
| 移転する情報            | 国民健康保険給付情報  |
| 移転する情報の対象となる本人の数  | [ 10万人以上100万人未満 ]<br>< 選択肢 ><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上 |
| 移転する情報の対象となる本人の範囲 | 国民健康保険加入者及びその他給付対象者(過去に国民健康保険加入者だったものを含む)   |
| 移転方法              | [ ] 庁内連携システム [ ] 専用線<br>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙<br>[ ] その他 ( 参照システム )                |
| 時期・頻度             | 照会を受けたら都度   |
| <b>移転先4</b>       | 生活援護第一課   |
| 法令上の根拠            | 江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第3項による番号法別表第二の87の項  |
| 移転先における用途         | 中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務   |
| 移転する情報            | 国民健康保険給付情報  |
| 移転する情報の対象となる本人の数  | [ 1万人以上10万人未満 ]<br>< 選択肢 ><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上   |
| 移転する情報の対象となる本人の範囲 | 国民健康保険加入者及びその他給付対象者(過去に国民健康保険加入者だったものを含む)   |
| 移転方法              | [ ] 庁内連携システム [ ] 専用線<br>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙<br>[ ] その他 ( 参照システム )                |
| 時期・頻度             | 照会を受けたら都度   |

|                   |   |   |
|-------------------|---|---|
| <b>移転先5</b>       | 生活援護第一課、生活援護第二課、生活援護第三課   |   |
| 法令上の根拠            | 江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第2項による条例別表第二の16の項   |   |
| 移転先における用途         | 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務   |   |
| 移転する情報            | 国民健康保険給付情報  |   |
| 移転する情報の対象となる本人の数  | [ 1万人以上10万人未満 ]   | < 選択肢 ><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上            |
| 移転する情報の対象となる本人の範囲 | 国民健康保険加入者及びその他給付対象者(過去に国民健康保険加入者だったものを含む)   |   |
| 移転方法              | <input type="checkbox"/> 庁内連携システム<br><input type="checkbox"/> 電子メール<br><input type="checkbox"/> フラッシュメモリ<br><input type="checkbox"/> その他 ( 参照システム ) | <input type="checkbox"/> 専用線<br><input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br><input type="checkbox"/> 紙 |
| 時期・頻度             | 照会を受けたら都度   |   |
| <b>移転先6～10</b>    |   |   |
| <b>移転先6</b>       | 児童家庭課   |   |
| 法令上の根拠            | 江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第2項による条例別表第二の23、24の項  |   |
| 移転先における用途         | 江戸川区子ども医療費助成条例による医療費の助成に関する事務、江戸川区ひとり親家庭等医療費助成条例による医療費の助成に関する事務   |   |
| 移転する情報            | 国民健康保険給付情報  |   |
| 移転する情報の対象となる本人の数  | [ 10万人以上100万人未満 ]   | < 選択肢 ><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上            |
| 移転する情報の対象となる本人の範囲 | 国民健康保険加入者及びその他給付対象者(過去に国民健康保険加入者だったものを含む)   |   |
| 移転方法              | <input type="checkbox"/> 庁内連携システム<br><input type="checkbox"/> 電子メール<br><input type="checkbox"/> フラッシュメモリ<br><input type="checkbox"/> その他 ( 国保システム ) | <input type="checkbox"/> 専用線<br><input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br><input type="checkbox"/> 紙 |
| 時期・頻度             | 照会を受けたら都度   |   |

|                   |   |
|-------------------|---|
| <b>移転先7</b>       | 健康サービス課   |
| 法令上の根拠            | 江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第3項による番号法別表第二の17の項  |
| 移転先における用途         | 予防接種法による給付(同法第15条第1項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務  |
| 移転する情報            | 国民健康保険給付情報  |
| 移転する情報の対象となる本人の数  | [ 10万人以上100万人未満 ]<br><選択肢><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上 |
| 移転する情報の対象となる本人の範囲 | 国民健康保険加入者及びその他給付対象者(過去に国民健康保険加入者だったものを含む)   |
| 移転方法              | [ ] 庁内連携システム [ ] 専用線<br>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙<br>[ ] その他 (参照システム )               |
| 時期・頻度             | 照会を受けたら都度   |
| <b>移転先8</b>       | 保健予防課   |
| 法令上の根拠            | 江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第3項による番号法別表第二の97、109の項  |
| 移転先における用途         | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務                     |
| 移転する情報            | 国民健康保険給付情報  |
| 移転する情報の対象となる本人の数  | [ 10万人以上100万人未満 ]<br><選択肢><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上 |
| 移転する情報の対象となる本人の範囲 | 国民健康保険加入者及びその他給付対象者(過去に国民健康保険加入者だったものを含む)   |
| 移転方法              | [ ] 庁内連携システム [ ] 専用線<br>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙<br>[ ] その他 (参照システム )               |
| 時期・頻度             | 照会を受けたら都度   |

| 6. 特定個人情報の保管・消去 |   |  |
|-----------------|---|--|
| 保管場所            | <p>&lt;江戸川区における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物内のうち、さらに厳格な入退室管理を行っている区画に設置したサーバー内に保管。</li> <li>・サーバーへのアクセスは、全庁的に管理しているID、パスワードによる認証が必要。</li> <li>・申告書及び届出書等の紙媒体については、施錠ができる倉庫に保管している。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室の際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。</li> <li>・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</li> </ul> |  |
| 保管期間            | 期間  | <p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: center;">1) 1年未満                      2) 1年                              3) 2年</p> <p style="text-align: center;">4) 3年                              5) 4年                              6) 5年</p> <p style="text-align: center;">7) 6年以上10年未満      8) 10年以上20年未満      9) 20年以上</p> <p style="text-align: center;">10) 定められていない</p> <p style="text-align: center;">[            20年以上            ]</p> |
|                 | その妥当性   | 平成27年度にデータ削除のルールを定めた。平成28年度以降はそのルールに沿って毎年度削除している。  |
| 消去方法            | <p>&lt;江戸川区における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国保システム内のデータについては、平成27年度にデータ削除のルールを定めた。平成28年度以降はそのルールに沿って毎年度削除している。</li> <li>・申告書及び届出書等の紙媒体については、外部業者による裁断溶解処理、又は職員が裁断処理している。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報の消去は、地方公共団体からの操作によって実施される為、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。</li> <li>・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。</li> </ul>                  |  |
| 7. 備考           |   |  |
| -               |   |  |

## 添付資料( 特定個人情報ファイルの概要(1) 提供先21以降)

| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) |   |
|------------------------------|---|
| <b>提供先21</b>                 | 独立行政法人日本学生支援機構  |
| 法令上の根拠                       | 1   |
| 提供先における用途                    | 独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務   |
| 提供する情報                       | 医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報  |
| 提供する情報の対象となる本人の数             | [ 10万人以上100万人未満 ]<br>< 選択肢 ><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上 |
| 提供する情報の対象となる本人の範囲            | 国民健康保険加入者及び納付義務者(過去に加入していた又は納付義務者だったものを含む)  |
| 提供方法                         | [ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線<br>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙<br>[ ] その他 ( 統合DB )            |
| 時期・頻度                        | 照会を受けたら都度   |
| <b>提供先22</b>                 | 都道府県知事  |
| 法令上の根拠                       | 番号法第19条第8号 別表第二の120の項   |
| 提供先における用途                    | 難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務   |
| 提供する情報                       | 難病の患者に対する医療等に関する法律第12条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報   |
| 提供する情報の対象となる本人の数             | [ 10万人以上100万人未満 ]<br>< 選択肢 ><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上 |
| 提供する情報の対象となる本人の範囲            | 国民健康保険加入者及びその他給付対象者(過去に国民健康保険加入者だったものを含む)   |
| 提供方法                         | [ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線<br>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙<br>[ ] その他 ( 統合DB )            |
| 時期・頻度                        | 照会を受けたら都度   |

|                   |   |
|-------------------|---|
| <b>提供先23</b>      | 都道府県知事  |
| 法令上の根拠            | 番号法第19条第8号 別表第二の9の項   |
| 提供先における用途         | 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務  |
| 提供する情報            | 児童福祉法第19条の7に規定する他の法令による給付の支給に関する情報  |
| 提供する情報の対象となる本人の数  | [ 10万人以上100万人未満 ]<br><選択肢><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上 |
| 提供する情報の対象となる本人の範囲 | 国民健康保険加入者及び納付義務者(過去に加入していた又は納付義務者だったものを含む)  |
| 提供方法              | [ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線<br>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙<br>[ ] その他 ( 統合DB )          |
| 時期・頻度             | 照会を受けたら都度   |
| <b>提供先24</b>      | 市町村長  |
| 法令上の根拠            | 番号法第19条第8号 別表第二の12の項  |
| 提供先における用途         | 児童福祉法による肢体不自由児通所医療費の支給に関する事務  |
| 提供する情報            | 児童福祉法第21条の5の31に規定する他の法令による給付の支給に関する情報   |
| 提供する情報の対象となる本人の数  | [ 10万人以上100万人未満 ]<br><選択肢><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上 |
| 提供する情報の対象となる本人の範囲 | 国民健康保険加入者及び納付義務者(過去に加入していた又は納付義務者だったものを含む)  |
| 提供方法              | [ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線<br>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙<br>[ ] その他 ( 統合DB )          |
| 時期・頻度             | 照会を受けたら都度   |

|                   |  |
|-------------------|--|
| <b>提供先25</b>      | 都道府県知事   |
| 法令上の根拠            | 番号法第19条第8号 別表第二の15の項   |
| 提供先における用途         | 児童福祉法による障害児入所医療費の支給に関する事務  |
| 提供する情報            | 児童福祉法第24条の22に規定する他の法令による給付の支給に関する情報  |
| 提供する情報の対象となる本人の数  | [ 10万人以上100万人未満 ]<br><small>&lt; 選択肢 &gt;</small><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上 |
| 提供する情報の対象となる本人の範囲 | 国民健康保険加入者及び納付義務者(過去に加入していた又は納付義務者だったものを含む)   |
| 提供方法              | [ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線<br>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙<br>[ ] その他 ( 統合DB )                                 |
| 時期・頻度             | 照会を受けたら都度  |
| <b>提供先26</b>      | 厚生労働大臣   |
| 法令上の根拠            | 番号法第19条第8号 別表第二の78の項   |
| 提供先における用途         | 雇用保険法による傷病手当の支給に関する事務  |
| 提供する情報            | 雇用保険法第37条第8項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報  |
| 提供する情報の対象となる本人の数  | [ 10万人以上100万人未満 ]<br><small>&lt; 選択肢 &gt;</small><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上 |
| 提供する情報の対象となる本人の範囲 | 国民健康保険加入者及び納付義務者(過去に加入していた又は納付義務者だったものを含む)   |
| 提供方法              | [ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線<br>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙<br>[ ] その他 ( 統合DB )                                 |
| 時期・頻度             | 照会を受けたら都度  |

|                   |   |
|-------------------|---|
| <b>提供先27</b>      | 都道府県知事又は市町村長  |
| 法令上の根拠            | 番号法第19条第8号 別表第二の109の項   |
| 提供先における用途         | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務  |
| 提供する情報            | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第7条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報  |
| 提供する情報の対象となる本人の数  | [ 10万人以上100万人未満 ]<br>< 選択肢 ><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上   |
| 提供する情報の対象となる本人の範囲 | 国民健康保険加入者及び納付義務者(過去に加入していた又は納付義務者だったものを含む)  |
| 提供方法              | [ ] 情報提供ネットワークシステム                      [ ] 専用線<br>[ ] 電子メール    [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ ] フラッシュメモリ    [ ] 紙<br>[ ] その他 ( 統合DB ) |
| 時期・頻度             | 照会を受けたら都度   |

# 特定個人情報ファイルの概要

| 1. 特定個人情報ファイル名 |   |
|----------------|---|
| 収納管理情報ファイル     |   |
| 2. 基本情報        |   |
| ファイルの種類        | [ システム用ファイル ] < 選択肢 ><br>1) システム用ファイル<br>2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)  |
| 対象となる本人の数      | [ 10万人以上100万人未満 ] < 選択肢 ><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上  |
| 対象となる本人の範囲     | 国民健康保険加入者及び納付義務者(過去に加入していた又は納付義務者だったものを含む)  |
| その必要性          | 国民健康保険料の適正な収納管理業務実現のために必要な特定個人情報を保有   |
| 記録される項目        | [ 100項目以上 ] < 選択肢 ><br>1) 10項目未満<br>2) 10項目以上50項目未満<br>3) 50項目以上100項目未満<br>4) 100項目以上   |
| 主な記録項目         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報<br/>[ ] 個人番号 [ ] 個人番号対応符号 [ ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報<br/>[ ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ ] 連絡先(電話番号等)<br/>[ ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報<br/>[ ] 国税関係情報 [ ] 地方税関係情報 [ ] 健康・医療関係情報<br/>[ ] 医療保険関係情報 [ ] 児童福祉・子育て関係情報 [ ] 障害者福祉関係情報<br/>[ ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ ] 介護・高齢者福祉関係情報<br/>[ ] 雇用・労働関係情報 [ ] 年金関係情報 [ ] 学校・教育関係情報<br/>[ ] 災害関係情報<br/>[ ] その他 ( 公金受取口座情報 )</li> </ul>   |
| その妥当性          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報: 対象者を正確に特定するために保有する。</li> <li>・連絡先等情報: 本人への連絡、通知等の送付先の設定及び確認をするために保有する。</li> <li>・地方税関係情報: 国民健康保険加入者世帯の滞納整理に関する業務のために保有する。</li> <li>・医療保険関係情報: 算出された国民健康保険料を把握するために保有する。</li> <li>・生活保護・社会福祉関係情報: 生活保護を受給しているか把握するために保有する。</li> <li>・年金関係情報: 国民健康保険料を年金から特別徴収するために保有する。</li> <li>・公金受取口座情報: 公金受取口座として住民が公的給付支給等口座登録簿へ登録した預貯金口座への還付を希望する場合、当該口座情報への還付を行うために保有する。</li> </ul> |
| 全ての記録項目        | 別添2を参照。   |
| 保有開始日          | 平成27年10月  |
| 事務担当部署         | 江戸川区健康部医療保険課  |

| 3. 特定個人情報の入手・使用   |  |  |         |  |          |               |                |                 |                   |
|-------------------|--|--|---------|--|----------|---------------|----------------|-----------------|-------------------|
| 入手元               | <input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人<br><input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署（区民課、各事務所、課税課）<br><input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等（デジタル庁）<br><input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人（情報提供ネットワークシステムを利用する機関、他自治体）<br><input type="checkbox"/> 民間事業者（）<br><input type="checkbox"/> その他（地方公共団体情報システム機構）    |  |         |  |          |               |                |                 |                   |
| 入手方法              | <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ<br><input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム<br><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム<br><input type="checkbox"/> その他（住民基本台帳ネットワークシステム） |  |         |  |          |               |                |                 |                   |
| 入手の時期・頻度          | ・住民票関係情報の取得に関する事務：窓口開庁時間に疑似リアル連携<br>・公金受取口座情報：公金受取口座による還付金の受取の意思表示をした住民に係る還付金の都度照会   |  |         |  |          |               |                |                 |                   |
| 入手に係る妥当性          | ・住民票関係情報：本人確認情報、本人情報入力に係る事務処理負荷軽減のため、庁内連携システムを利用して取得している。<br>・公金受取口座情報については、還付請求書等により確認した本人意思に基づいて取得する。  |  |         |  |          |               |                |                 |                   |
| 本人への明示            | ・住民票関係情報については、住民基本台帳法第1条の規定に基づき、取得・利用している。<br>・公金受取口座情報については、還付請求書等に同情報を還付事務で使用することの意思確認欄を設ける。   |  |         |  |          |               |                |                 |                   |
| 使用目的              | 国民健康保険料の適正な収納管理のため。  |  |         |  |          |               |                |                 |                   |
| 変更の妥当性            | -  |  |         |  |          |               |                |                 |                   |
| 使用の主体             | 使用部署   | 医療保険課、区民課保険年金係、各事務所保険年金係等  |         |  |          |               |                |                 |                   |
|                   | 使用者数   | [ 100人以上500人未満 ] <table style="display: inline-table; vertical-align: top; margin-left: 20px;"> <tr><td colspan="2">&lt; 選択肢 &gt;</td></tr> <tr><td>1) 10人未満</td><td>2) 10人以上50人未満</td></tr> <tr><td>3) 50人以上100人未満</td><td>4) 100人以上500人未満</td></tr> <tr><td>5) 500人以上1,000人未満</td><td>6) 1,000人以上</td></tr> </table> | < 選択肢 > |  | 1) 10人未満 | 2) 10人以上50人未満 | 3) 50人以上100人未満 | 4) 100人以上500人未満 | 5) 500人以上1,000人未満 |
| < 選択肢 >           |  |  |         |  |          |               |                |                 |                   |
| 1) 10人未満          | 2) 10人以上50人未満  |  |         |  |          |               |                |                 |                   |
| 3) 50人以上100人未満    | 4) 100人以上500人未満  |  |         |  |          |               |                |                 |                   |
| 5) 500人以上1,000人未満 | 6) 1,000人以上  |  |         |  |          |               |                |                 |                   |

使用方法

1. 国民健康保険料収納管理に関する業務

国民健康保険法に基づき賦課された国民健康保険料の収納情報を管理する。

賦課情報の入手

国民健康保険料の賦課情報を国保資格賦課情報ファイルから入手する。

収納(納付済通知書)情報の入手

指定金融機関、収納代行事務受託事業者より、住民が納付した情報を入手する。入手した収納情報をデータ化し、国保システムに一括登録する。

2. 過誤納金に関する業務

過納金もしくは誤納金が生じた場合、還付・充当通知書を出し、住民に通知する。住民から取得した還付金請求情報を国保システムに登録する。

3. 督促に関する業務

国民健康保険法、地方税法に基づき、納期限までに完納しない住民の未納保険料額等の情報を督促用データファイルに出力し、封入封緘委託事業者に提供し、督促状の印刷及び封入封緘等を行い、滞納者に督促状を送付する。

4. 滞納整理に関する業務

国民健康保険法、地方税法、国税徴収法に基づき、滞納者に対し、納付交渉、催告、調査、滞納処分等を行う。

収納管理情報の入手

国民健康保険料の賦課・収納情報を国保システムから入手する。

催告書の送付

滞納者の未納保険料額等の情報を催告書用データファイルに出力し、封入封緘委託事業者に提供し、催告書の印刷及び封入封緘等を行い、滞納者に催告書を送付する。

納付交渉

滞納者との納付交渉により、納付意思があるにも関わらず完納に至らない場合、分割納付、徴収猶予を行う。分割納付、徴収猶予情報の登録は国保システムで行い、管理する。

各種調査

国民健康保険法、地方税法、国税徴収法に基づき、滞納者について、官公署に対する実態調査及び金融機関等に対する財産調査を行う。調査の結果、入手した情報は、国保システムに登録し管理する。

滞納処分

国民健康保険法、地方税法、国税徴収法に基づき、各種調査結果に応じて、滞納処分を行う。滞納処分情報は国保システムで登録し管理する。

・差押、参加差押、交付要求

国民健康保険法、地方税法、国税徴収法に基づき、財産がある場合、差押、参加差押、交付要求を行う。差押・参加差押・交付要求の情報は国保システムで登録し管理する。処分結果は滞納者及び関係者へ通知する。

・公売、配当、充当

国民健康保険法、地方税法、国税徴収法に基づき、完納しない場合、公売、配当、充当を行う。公売、配当、充当の情報は国保システムで登録し、管理する。処分結果は滞納者及び関係者へ通知する。

・執行停止

国民健康保険法、地方税法に基づき、各種調査の結果、財産がないことが判明した場合、執行停止処理を行う。

・不納欠損

国民健康保険法、地方税法に基づき、時効及び執行停止により徴収権が消滅した場合、不納欠損処理を行う。

5. 電話勧奨業務

電話勧奨業務を委託した事業者が、国保システムから入手した各種情報を基に、電話による納付勧奨を行う。

|       |                |   |
|-------|----------------|---|
|       | 情報の突合          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療保険関係情報、4情報、住民票関係情報を突合して、国民健康保険加入者世帯の資格の有無を確認する。</li> <li>・医療保険関係情報、4情報、住民票関係情報、地方税関係情報を突合して、国民健康保険加入者世帯の滞納処分を決定する。</li> <li>・医療保険関係情報、4情報、住民票関係情報、生活保護・社会福祉関係情報を突合して、国民健康保険加入者世帯の執行停止を決定する。</li> <li>・医療保険関係情報、4情報、住民票関係情報、年金関係情報を突合して、国民健康保険加入者世帯のうち特別徴収世帯の収納状況を確認する。</li> </ul> |
|       | 情報の統計分析        | 国民健康保険料の賦課徴収、滞納整理に関する統計や分析は行っているが、特定個人情報を用いて特定の個人を判別しうる統計・分析は行っていない。  |
|       | 権利利益に影響を与え得る決定 | <p>収納情報に基づき、過誤納金が発生した場合、還付、充当処理を行う。</p> <p>滞納情報に基づき、財産調査等の結果に応じて、滞納処分を行う。</p>   |
| 使用開始日 | 平成28年1月1日      |   |



| 委託事項2～5               |  |  |  |
|-----------------------|--|--|--|
| 委託事項2                 | 中間サーバーへの特定個人情報登録等に係る事務   |  |  |
| 委託内容                  | 中間サーバーへの特定個人情報の登録、維持、管理、中間サーバーとの接続環境整備等  |  |  |
| 取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 | [ 特定個人情報ファイルの全体 ]  | < 選択肢 ><br>1) 特定個人情報ファイルの全体<br>2) 特定個人情報ファイルの一部  |  |
|                       | 対象となる本人の数  | [ 10万人以上100万人未満 ]  | < 選択肢 ><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上 |
|                       | 対象となる本人の範囲   | 中間サーバーに登録すべきデータに関わる被保険者等   |  |
|                       | その妥当性  | 番号法第19条第8号 別表第二で規定される事務の実施に当たって、特定個人情報の登録等が必要であるため。  |  |
| 委託先における取扱者数           | [ 10人未満 ]  | < 選択肢 ><br>1) 10人未満<br>2) 10人以上50人未満<br>3) 50人以上100人未満<br>4) 100人以上500人未満<br>5) 500人以上1,000人未満<br>6) 1,000人以上  |  |
| 委託先への特定個人情報ファイルの提供方法  | [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙<br>[ ] その他 ( 統合DB ) |  |  |
| 委託先名の確認方法             | 江戸川区情報公開条例上の開示請求に基づき、公開している。   |  |  |
| 委託先名                  | 株式会社日立システムズ  |  |  |
| 再委託                   | 再委託の有無   | [ 再委託する ]  | < 選択肢 ><br>1) 再委託する 2) 再委託しない  |
|                       | 再委託の許諾方法   | 以下の事項について、委託先から申請を受け、許諾を判断。<br>・再委託の必要性<br>・再委託先の選定基準<br>・再委託先の委託管理方法<br>・再委託先の名称、代表者及び所在地<br>・再委託する業務の内容<br>・再委託する業務に含まれる情報の種類<br>・再委託先のセキュリティ管理体制<br>等 |  |
|                       | 再委託事項  | 事案に応じて、適宜調整。   |  |

| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) |   |
|------------------------------|---|
| 提供・移転の有無                     | [ ] 提供を行っている ( 16 ) 件 [ ] 移転を行っている ( 2 ) 件<br>[ ] 行っていない  |
| 提供先1                         | 厚生労働大臣  |
| 法令上の根拠                       | 番号法第19条第8号 別表第二の1の項   |
| 提供先における用途                    | 健康保険法第5条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務  |
| 提供する情報                       | 医療保険給付関係情報  |
| 提供する情報の対象となる本人の数             | [ 10万人以上100万人未満 ]<br>< 選択肢 ><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上 |
| 提供する情報の対象となる本人の範囲            | 国民健康保険加入者及び納付義務者(過去に加入していた又は納付義務者だったものを含む)  |
| 提供方法                         | [ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線<br>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙<br>[ ] その他 ( 統合DB )            |
| 時期・頻度                        | 照会を受けたら都度   |
| <b>提供先2～5</b>                |   |
| 提供先2                         | 全国健康保険協会  |
| 法令上の根拠                       | 番号法第19条第8号 別表第二の2の項   |
| 提供先における用途                    | 健康保険法による保険給付の支給に関する事務   |
| 提供する情報                       | 医療保険給付関係情報  |
| 提供する情報の対象となる本人の数             | [ 10万人以上100万人未満 ]<br>< 選択肢 ><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上 |
| 提供する情報の対象となる本人の範囲            | 国民健康保険加入者及び納付義務者(過去に加入していた又は納付義務者だったものを含む)  |
| 提供方法                         | [ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線<br>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙<br>[ ] その他 ( 統合DB )            |
| 時期・頻度                        | 照会を受けたら都度   |

|                   |  |
|-------------------|--|
| <b>提供先3</b>       | 健康保険組合   |
| 法令上の根拠            | 番号法第19条第8号 別表第二の3の項  |
| 提供先における用途         | 健康保険法による保険給付の支給に関する事務  |
| 提供する情報            | 医療保険給付関係情報   |
| 提供する情報の対象となる本人の数  | [ 10万人以上100万人未満 ]<br><small>&lt; 選択肢 &gt;<br/> 1) 1万人未満<br/> 2) 1万人以上10万人未満<br/> 3) 10万人以上100万人未満<br/> 4) 100万人以上1,000万人未満<br/> 5) 1,000万人以上</small> |
| 提供する情報の対象となる本人の範囲 | 国民健康保険加入者及び納付義務者(過去に加入していた又は納付義務者だったものを含む)   |
| 提供方法              | [ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線<br>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙<br>[ ] その他 ( 統合DB )   |
| 時期・頻度             | 照会を受けたら都度  |
| <b>提供先4</b>       | 厚生労働大臣   |
| 法令上の根拠            | 番号法第19条第8号 別表第二の4の項  |
| 提供先における用途         | 船員保険法第4条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務   |
| 提供する情報            | 医療保険給付関係情報   |
| 提供する情報の対象となる本人の数  | [ 10万人以上100万人未満 ]<br><small>&lt; 選択肢 &gt;<br/> 1) 1万人未満<br/> 2) 1万人以上10万人未満<br/> 3) 10万人以上100万人未満<br/> 4) 100万人以上1,000万人未満<br/> 5) 1,000万人以上</small> |
| 提供する情報の対象となる本人の範囲 | 国民健康保険加入者及び納付義務者(過去に加入していた又は納付義務者だったものを含む)   |
| 提供方法              | [ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線<br>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙<br>[ ] その他 ( 統合DB )   |
| 時期・頻度             | 照会を受けたら都度  |

|                   |   |  |
|-------------------|---|--|
| <b>提供先5</b>       | 全国健康保険協会  |  |
| 法令上の根拠            | 番号法第19条第8号 別表第二の5の項   |  |
| 提供先における用途         | 船員保険法による保険給付の支給に関する事務   |  |
| 提供する情報            | 医療保険給付関係情報  |  |
| 提供する情報の対象となる本人の数  | [ 10万人以上100万人未満 ]   | < 選択肢 ><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上 |
| 提供する情報の対象となる本人の範囲 | 国民健康保険加入者及び納付義務者(過去に加入していた又は納付義務者だったものを含む)  |  |
| 提供方法              | <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線<br><input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br><input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙<br><input type="checkbox"/> その他 ( 統合DB ) |  |
| 時期・頻度             | 照会を受けたら都度   |  |
| <b>提供先6～10</b>    |   |  |
| <b>提供先6</b>       | 都道府県知事等   |  |
| 法令上の根拠            | 番号法第19条第8号 別表第二の26の項  |  |
| 提供先における用途         | 生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務   |  |
| 提供する情報            | 医療保険給付関係情報  |  |
| 提供する情報の対象となる本人の数  | [ 10万人以上100万人未満 ]   | < 選択肢 ><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上 |
| 提供する情報の対象となる本人の範囲 | 国民健康保険加入者及び納付義務者(過去に加入していた又は納付義務者だったものを含む)  |  |
| 提供方法              | <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線<br><input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br><input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙<br><input type="checkbox"/> その他 ( 統合DB ) |  |
| 時期・頻度             | 照会を受けたら都度   |  |

|                   |   |
|-------------------|---|
| <b>提供先7</b>       | 市町村長  |
| 法令上の根拠            | 番号法第19条第8号 別表第二の27の項  |
| 提供先における用途         | 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務  |
| 提供する情報            | 医療保険給付関係情報  |
| 提供する情報の対象となる本人の数  | [ 10万人以上100万人未満 ]<br>< 選択肢 ><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上 |
| 提供する情報の対象となる本人の範囲 | 国民健康保険加入者及び納付義務者(過去に加入していた又は納付義務者だったものを含む)  |
| 提供方法              | [ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線<br>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙<br>[ ] その他 ( 統合DB )            |
| 時期・頻度             | 照会を受けたら都度   |
| <b>提供先8</b>       | 社会福祉協議会   |
| 法令上の根拠            | 番号法第19条第8号 別表第二の30の項  |
| 提供先における用途         | 社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務   |
| 提供する情報            | 医療保険給付関係情報  |
| 提供する情報の対象となる本人の数  | [ 10万人以上100万人未満 ]<br>< 選択肢 ><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上 |
| 提供する情報の対象となる本人の範囲 | 国民健康保険加入者及び納付義務者(過去に加入していた又は納付義務者だったものを含む)  |
| 提供方法              | [ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線<br>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙<br>[ ] その他 ( 統合DB )            |
| 時期・頻度             | 照会を受けたら都度   |

|                   |  |
|-------------------|--|
| <b>提供先9</b>       | 日本私立学校振興・共済事業団   |
| 法令上の根拠            | 番号法第19条第8号 別表第二の33の項   |
| 提供先における用途         | 私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務   |
| 提供する情報            | 医療保険給付関係情報   |
| 提供する情報の対象となる本人の数  | [ 10万人以上100万人未満 ]<br><small>&lt; 選択肢 &gt;<br/> 1) 1万人未満<br/> 2) 1万人以上10万人未満<br/> 3) 10万人以上100万人未満<br/> 4) 100万人以上1,000万人未満<br/> 5) 1,000万人以上</small> |
| 提供する情報の対象となる本人の範囲 | 国民健康保険加入者及び納付義務者(過去に加入していた又は納付義務者だったものを含む)   |
| 提供方法              | [ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線<br>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙<br>[ ] その他 ( 統合DB )   |
| 時期・頻度             | 照会を受けたら都度  |
| <b>提供先10</b>      | 国家公務員共済組合  |
| 法令上の根拠            | 番号法第19条第8号 別表第二の39の項   |
| 提供先における用途         | 国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務   |
| 提供する情報            | 医療保険給付関係情報   |
| 提供する情報の対象となる本人の数  | [ 10万人以上100万人未満 ]<br><small>&lt; 選択肢 &gt;<br/> 1) 1万人未満<br/> 2) 1万人以上10万人未満<br/> 3) 10万人以上100万人未満<br/> 4) 100万人以上1,000万人未満<br/> 5) 1,000万人以上</small> |
| 提供する情報の対象となる本人の範囲 | 国民健康保険加入者及び納付義務者(過去に加入していた又は納付義務者だったものを含む)   |
| 提供方法              | [ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線<br>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙<br>[ ] その他 ( 統合DB )   |
| 時期・頻度             | 照会を受けたら都度  |

| 提供先11～15          |   |
|-------------------|---|
| 提供先11             | 市町村長又は国民健康保険組合  |
| 法令上の根拠            | 番号法第19条第8号 別表第二の42の項  |
| 提供先における用途         | 国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務   |
| 提供する情報            | 医療保険給付関係情報  |
| 提供する情報の対象となる本人の数  | [ 10万人以上100万人未満 ] <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt; 選択肢 &gt;</li> <li>1) 1万人未満</li> <li>2) 1万人以上10万人未満</li> <li>3) 10万人以上100万人未満</li> <li>4) 100万人以上1,000万人未満</li> <li>5) 1,000万人以上</li> </ul>  |
| 提供する情報の対象となる本人の範囲 | 国民健康保険加入者及び納付義務者(過去に加入していた又は納付義務者だったものを含む)  |
| 提供方法              | <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線<br><input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br><input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙<br><input type="checkbox"/> その他 ( 統合DB ) |
| 時期・頻度             | 照会を受けたら都度   |
| 提供先12             | 地方公務員共済組合   |
| 法令上の根拠            | 番号法第19条第8号 別表第二の58の項  |
| 提供先における用途         | 地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務   |
| 提供する情報            | 医療保険給付関係情報  |
| 提供する情報の対象となる本人の数  | [ 10万人以上100万人未満 ] <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt; 選択肢 &gt;</li> <li>1) 1万人未満</li> <li>2) 1万人以上10万人未満</li> <li>3) 10万人以上100万人未満</li> <li>4) 100万人以上1,000万人未満</li> <li>5) 1,000万人以上</li> </ul>  |
| 提供する情報の対象となる本人の範囲 | 国民健康保険加入者及び納付義務者(過去に加入していた又は納付義務者だったものを含む)  |
| 提供方法              | <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線<br><input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br><input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙<br><input type="checkbox"/> その他 ( 統合DB ) |
| 時期・頻度             | 照会を受けたら都度   |

|                   |   |
|-------------------|---|
| <b>提供先13</b>      | 市町村長  |
| 法令上の根拠            | 番号法第19条第8号 別表第二の62の項  |
| 提供先における用途         | 老人福祉法による費用の徴収に関する事務   |
| 提供する情報            | 医療保険給付関係情報  |
| 提供する情報の対象となる本人の数  | [ 10万人以上100万人未満 ]<br>< 選択肢 ><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上 |
| 提供する情報の対象となる本人の範囲 | 国民健康保険加入者及び納付義務者(過去に加入していた又は納付義務者だったものを含む)  |
| 提供方法              | [ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線<br>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙<br>[ ] その他 ( 統合DB )            |
| 時期・頻度             | 照会を受けたら都度   |
| <b>提供先14</b>      | 後期高齢者医療広域連合   |
| 法令上の根拠            | 番号法第19条第8号 別表第二の80の項  |
| 提供先における用途         | 高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務  |
| 提供する情報            | 医療保険給付関係情報  |
| 提供する情報の対象となる本人の数  | [ 10万人以上100万人未満 ]<br>< 選択肢 ><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上 |
| 提供する情報の対象となる本人の範囲 | 国民健康保険加入者及び納付義務者(過去に加入していた又は納付義務者だったものを含む)  |
| 提供方法              | [ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線<br>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙<br>[ ] その他 ( 統合DB )            |
| 時期・頻度             | 照会を受けたら都度   |

|                   |  |
|-------------------|--|
| <b>提供先15</b>      | 都道府県知事等  |
| 法令上の根拠            | 番号法第19条第8号 別表第二の87の項   |
| 提供先における用途         | 中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務  |
| 提供する情報            | 医療保険給付関係情報   |
| 提供する情報の対象となる本人の数  | [ 10万人以上100万人未満 ]<br><small>&lt; 選択肢 &gt;</small><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上 |
| 提供する情報の対象となる本人の範囲 | 国民健康保険加入者及び納付義務者(過去に加入していた又は納付義務者だったものを含む)   |
| 提供方法              | [ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線<br>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙<br>[ ] その他 ( 統合DB )                                 |
| 時期・頻度             | 照会を受けたら都度  |
| <b>提供先16～20</b>   |  |
| <b>提供先16</b>      | 市町村長   |
| 法令上の根拠            | 番号法第19条第8号 別表第二の93の項   |
| 提供先における用途         | 介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務   |
| 提供する情報            | 医療保険給付関係情報   |
| 提供する情報の対象となる本人の数  | [ 10万人以上100万人未満 ]<br><small>&lt; 選択肢 &gt;</small><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上 |
| 提供する情報の対象となる本人の範囲 | 国民健康保険加入者及び納付義務者(過去に加入していた又は納付義務者だったものを含む)   |
| 提供方法              | [ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線<br>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙<br>[ ] その他 ( 統合DB )                                 |
| 時期・頻度             | 照会を受けたら都度  |

|                   |   |
|-------------------|---|
| <b>移転先1</b>       | 課税課、納税課   |
| 法令上の根拠            | 江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第2項による条例別表第二の1の項、同条第3項による番号法別表第二の27の項   |
| 移転先における用途         | 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務  |
| 移転する情報            | 国民健康保険料滞納情報   |
| 移転する情報の対象となる本人の数  | [ 10万人以上100万人未満 ]<br>< 選択肢 ><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上 |
| 移転する情報の対象となる本人の範囲 | 国民健康保険加入者及び納付義務者(過去に加入していた又は納付義務者だったものを含む)  |
| 移転方法              | [ ] 庁内連携システム [ ] 専用線<br>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙<br>[ ] その他 ( 国保システム )                |
| 時期・頻度             | 照会を受けたら都度   |
| <b>移転先2～5</b>     |   |
| <b>移転先2</b>       | 医療保険課高齢者医療係   |
| 法令上の根拠            | 江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第2項による条例別表第二の30の項   |
| 移転先における用途         | 高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務  |
| 移転する情報            | 国民健康保険料滞納情報   |
| 移転する情報の対象となる本人の数  | [ 10万人以上100万人未満 ]<br>< 選択肢 ><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上 |
| 移転する情報の対象となる本人の範囲 | 国民健康保険加入者及び納付義務者(過去に加入していた又は納付義務者だったものを含む)  |
| 移転方法              | [ ] 庁内連携システム [ ] 専用線<br>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙<br>[ ] その他 ( 国保システム )                |
| 時期・頻度             | 照会を受けたら都度   |



## (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

国保資格・賦課情報ファイル(全記録項目:498項目)

【共通情報】(記録項目:3項目)

宛名番号、登録業務コード、更新情報

【個人番号情報】(記録項目:5項目)

個人番号、個人番号異動年月日、情報提供用個人識別符号、団体内統合宛名番号、情報提供等の記録等

【宛名情報】(記録項目:25項目)

世帯番号、履歴管理情報、世帯主個人情報、区内住所情報、異動情報、住所を定めた日、氏名、性別、生年月日、続柄、筆頭者、前住所情報、転出先情報、住民となった日、消除情報、宛名種別、通称名、併記名、国籍情報、在留資格情報、住登外\_異動情報、住登外\_世帯主情報、住登外\_住所情報、住登外\_登録情報、住登外\_廃止情報

【送付先情報】(記録項目:6項目)

送付先氏名、送付先住所情報、送付先登録情報、送付先備考情報、送付先廃止情報、送付先履歴管理情報

【口座振替情報】(記録項目:7項目)

口座振替期間情報、納付方法、金融機関情報、預金種別、口座番号、口座名義人情報、口座登録情報

【資格情報】(記録項目:92項目)

国保記号番号、世帯異動情報、国保異動情報、保険証情報、被保険者数、世帯主宛名番号、異動元国保記号番号、異動先国保記号番号、国保資格得喪情報、電話番号、取得時世帯番号、資格証情報、宛名番号、資格区分、退職資格区分、世帯主区分、個人異動情報、一般資格得喪情報、変更異動情報、退職得喪情報、世帯主資格得喪情報、住登外情報、卒業見込年月日、擬制世帯理由、退職本人宛名番号、当初一般資格取得年月日、当初退職資格取得年月日、社保情報、旧国保適用期限情報、外国人本名/通称名区分、退職区分、退職異動情報、介護適用除外期限情報、異動元先区分、変更区分、メニュー区分、世帯番号、郵便番号情報、市内住所情報、市外住所情報、家族識別、国籍、行政区、異動得喪区分、事象区分、年金情報、世帯主異動区分、介護一般得喪情報、介護退職得喪情報、旧被扶養適用期間情報、個別適用期間情報、保険証交付年度、保険証交付番号、保険証区分、保険証内訳情報、保険証種別、保険証発行情報、前期高齢証交付年度、前期高齢証履歴番号、前期高齢証適用期間情報、前期高齢世帯履歴番号、前期高齢個人履歴番号、課税区分、負担割合、前期高齢異動情報、前期高齢証発効情報、限度額認定証交付年月日、負担割合等連絡票交付年月日、本人課税区分、申告種類コード、住民税非課税区分コード、老人区分、所得額、年金収入額、調整控除対象情報、自動判定負担割合、申請負担割合、課税状態異動情報、発効課税区分、交付課税区分、高額該当区分、優先区分、介護得喪情報、国保適用開始終了情報、市町村被保険者ID、氏名(漢字)(券面記載)、氏名(漢字)(券面記載)文字数・未登録外字有無、自己情報提供不可フラグ、記号番号枝番、基準日時点前期該当区分、限度額適用所得区分、限度額適用所得区分適用期間情報

[賦課情報] (記録項目: 355項目) 相当年度、賦課履歴情報、全体所得額合計額、全体所得割算定基準額、全体所得割額、全体所得情報、全体均等割額、全体算定税額、全体均等割減額、全体減額合計額、全体算出税額、全体限度額超過額、全体年間税額、全体月割減額、全体月割後額、全体増累計額、全体減累計額、全体一部増減額、全体増減後額、全体決定端数額、全体算出決定額、全体減免税額、全体減免後額、全体増差益額、全体調整額、全体決定税額、全体軽減基準総所得額、全体分離譲渡所得額、医療全体所得額合計額、医療全体所得割算定基準額、医療全体所得割額、医療全体所得情報、医療全体均等割額、医療全体算定税額、医療全体均等割減額、医療全体減額合計額、医療全体算出税額、医療全体限度額超過額、医療全体年間税額、医療全体月割減額、医療全体月割後額、医療全体増累計額、医療全体減累計額、医療全体一部増減額、医療全体増減後額、医療全体決定端数額、医療全体算出決定額、医療全体減免税額、医療全体減免後額、医療全体増差益額、医療全体調整額、医療全体決定税額、医療全体軽減基準総所得額、医療全体分離譲渡所得額、医療退職所得額合計額、医療退職所得割算定基準額、医療退職所得割額、医療退職所得情報、医療退職均等割額、医療退職算定税額、医療退職均等割減額、医療退職減額合計額、医療退職算出税額、医療退職限度額超過額、医療退職年間税額、医療退職月割減額、医療退職月割後額、医療退職増累計額、医療退職減累計額、医療退職一部増減額、医療退職増減後額、医療退職決定端数額、医療退職算出決定額、医療退職減免税額、医療退職減免後額、医療退職増差益額、医療退職調整額、医療退職決定税額、医療退職軽減基準総所得額、医療退職分離譲渡所得額、介護全体所得額合計額、介護全体所得割算定基準額、介護全体所得割額、介護全体所得情報、介護全体均等割額、介護全体算定税額、介護全体均等割減額、介護全体減額合計額、介護全体算出税額、介護全体限度額超過額、介護全体年間税額、介護全体月割月数、介護全体月割後額、介護全体月割減額、介護全体増累計額、介護全体減累計額、介護全体一部増減額、介護全体増減後額、介護全体決定端数額、介護全体算出決定額、介護全体減免税額、介護全体減免後額、介護全体増差益額、介護全体調整額、介護全体決定税額、介護全体軽減基準総所得額、介護全体分離譲渡所得額、介護退職所得額合計額、介護退職所得割算定基準額、介護退職所得割額、介護退職所得情報、介護退職均等割額、介護退職算定税額、介護退職均等割減額、介護退職減額合計額、介護退職算出税額、介護退職限度額超過額、介護退職年間税額、介護退職月割減額、介護退職月割後額、介護退職増累計額、介護退職減累計額、介護退職一部増減額、介護退職増減後額、介護退職決定端数額、介護退職算出決定額、介護退職減免税額、介護退職減免後額、介護退職増差益額、介護退職調整額、介護退職決定税額、介護退職軽減基準総所得額、介護退職分離譲渡所得額、後期全体所得額合計額、後期全体所得割算定基準額、後期全体所得割額、後期全体所得情報、後期全体均等割額、後期全体均等割減額、後期全体平等割減額、後期全体減額合計額、後期全体算出税額、後期全体限度額超過額、後期全体年間税額、後期全体増累計額、後期全体減累計額、後期全体一部増減額、後期全体増減後額、後期全体決定端数額、後期全体算出決定額、後期全体減免税額、後期全体減免後額、後期全体増差益額、後期全体調整額、後期全体決定税額、後期全体軽減基準総所得額、後期全体分離譲渡所得額、後期退職所得額合計額、後期退職所得割算定基準額、後期退職所得割額、後期退職所得情報、後期退職均等割額、後期退職算定税額、後期退職均等割減額、後期退職減額合計額、後期退職算出税額、後期退職限度額超過額、後期退職年間税額、後期退職月割減額、後期退職月割後額、後期退職増累計額、後期退職減累計額、後期退職一部増減額、後期退職増減後額、後期退職決定端数額、後期退職算出決定額、後期退職減免税額、後期退職減免後額、後期退職増差益額、後期退職調整額、後期退職決定税額、後期退職軽減基準総所得額、後期退職分離譲渡所得額、年度別決定税額情報、医療退職分按分率情報、介護退職分按分率情報、前年度全体税額情報、医療賦課期日区分、医療世帯区分、医療退職世帯区分、医療被保険者数、医療退職被保険者数、医療最終時点区分、医療最終世帯区分、医療最終退職世帯区分、医療最終被保険者数、医療最終退職被保険者数、課税月数、未申告区分、世帯所得種類、全体住民税所得割額、全体住民税均等割額、全体激変緩和年金特別控除額、全体住民税フラット化控除額、医療全体住民税所得割額、医療全体住民税均等割額、医療全体激変緩和年金特別控除額、医療全体住民税フラット化控除額、医療退職住民税所得割額、医療退職住民税均等割額、医療退職激変緩和年金特別控除額、医療退職住民税フラット化控除額、介護全体住民税所得割額、介護全体住民税均等割額、介護全体激変緩和年金特別控除額、介護全体住民税フラット化控除額、介護退職住民税所得割額、介護退職住民税均等割額、介護退職激変緩和年金特別控除額、介護退職住民税フラット化控除額、後期全体住民税所得割額、後期全体住民税均等割額、後期全体住民税フラット化控除額、後期退職住民税所得割額、後期退職住民税均等割額、後期退職住民税フラット化控除額、主扶養区分、本扶養区分、外国人氏名使用区分、医療一般得喪情報、介護一般得喪情報、介護退職得喪情報、旧国保得喪情報、給与割増控除額、総所得額、所得割基礎控除額、所得割算定基準額、医療退職得喪情報、前住所地照会情報、申告種類、所得種類、損通情報、給与収入額、その他所得額、専従者給与控除額、分離譲渡益額、年金収入額、特別控除額、所得控除額、基礎控除額、みなし法人区分、専従者区分、国保税金区分、青色申告区分、その他専従者人数、扶養人数、住民税所得割課税標準額、住民税所得割額、住民税均等割額、住民税非課税区分、営業所得額、農業所得額、その他事業所得額、不動産所得額、利子所得額、配当所得額、給与所得額、雑所得額、総合譲渡一時所得額、分離譲渡所得額、年金所得額、株式譲渡所得額、他所得額、特徴指定番号、特徴個人番号、住民税普徴番号、固定個人分税額、固定共有分税額、固定合計税額、固定共有区分、個人分名寄番号、共有分件数、個人結合区分、住民税突合個人番号、固定突合個人番号、給与専従者収入額、繰越雑損失額等、繰越純損失額等、軽減基準総所得額、失業軽減後給与所得額、失業軽減後総所得等、失業軽減後軽減基準総所得額、失業軽減前総所得等、失業軽減適用情報、賦課期日時点失業軽減、適用税率、旧被扶養者月別情報、医療全体激変緩和控除額、介護全体激変緩和控除額、住民税課税標準(分離除く)、後期支援全体均等割額、後期支援全体均等割減額、失業軽減後住民税所得割額、失業軽減後住民税均等割額、失業軽減前住民税所得割額、失業軽減前住民税均等割額、全体所得割額うち失業軽減期間分、旧ただし書き移行経過措置適用区分、旧ただし書き移行経過措置減額、失業軽減後旧ただし書き移行経過措置適用区分、失業軽減後旧ただし書き移行経過措置減額、失業軽減後住民税所得割課税標準額、賦課年度、通知書番号、特徴通知書番号、納付期限情報、特徴全体期別税額、特徴医療全体期別税額、特徴医療退職期別税額、特徴介護全体期別税額、特徴介護退職期別税額、特徴後期全体期別税額、特徴後期退職期別税額、特徴納付期限年月日、国保減免区分、所得変更情報、課税標準合計額、低所得判定額、特徴通知年月、特別徴収義務者、通知内容、基礎年金番号、各種区分、処理結果、各種年月日、特徴金額、特徴対象年金額、共済年金証書記号番号、介護特徴額、特徴停止区分、仮徴収賦課履歴番号、条約適用利子等の額、条約適用配当等の額、特例適用利子等の額、特例適用配当等の額

[規制対象情報] (記録項目: 8項目) 宛名番号、申請年月日、規制情報コード、本人確認書類コード、決定(却下)年月日、支援開始年月日、支援終了年月日、支援終了フラグ

**(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目**

給付情報ファイル(全記録項目:289項目)

[共通情報](記録項目:3項目)

宛名番号、登録業務コード、更新情報

[個人番号情報](記録項目:5項目)

個人番号、個人番号異動年月日、情報提供用個人識別符号、団体内統合宛名番号、情報提供等の記録等

[宛名情報](記録項目:25項目)

世帯番号、履歴管理情報、世帯主個人情報、区内住所情報、異動情報、住所を定めた日、氏名、性別、生年月日、続柄、筆頭者、前住所情報、転出先情報、住民となった日、消除情報、宛名種別、通称名、併記名、国籍情報、在留資格情報、住登外\_異動情報、住登外\_世帯主情報、住登外\_住所情報、住登外\_登録情報、住登外\_廃止情報

[送付先情報](記録項目:6項目)

送付先氏名、送付先住所情報、送付先登録情報、送付先備考情報、送付先廃止情報、送付先履歴管理情報

[口座振替情報](記録項目:8項目)

口座振替期間情報、納付方法、金融機関情報、預金種別、口座番号、口座名義人情報、口座登録情報、公金口座利用有無フラグ

[給付情報](記録項目:245項目)

国保記号番号、処理年月、簿冊レセプト番号、レセプト種類、入外区分、医療機関情報、診療科目区分、病院区分、マル長区分、マル福区分、明細書区分、疾病区分、疾病数、診療期間情報、治癒転帰区分、中止転帰区分、転院転帰区分、急性期入院区分、保険区分、本人家族区分、合計点数、減免点数、薬剤一部負担額、公費情報、初診点数、初診回数、再診回数、指導有無区分、調基有無、減額認定区分、特別療養費区分、費用金額、一部負担額、他法優先額、地方単独額、国保優先公費負担額、特例通知送付年月日、特例支給整理番号、高額現物給付分高額情報、不当利得整理番号、状態区分、エラー情報、再審査申出情報、再審査結果情報、過誤理由、貸付区分、委任区分、給付区分、拡大区分、負担区分、在総診区分、新費用額、新保険者負担額、新一部負担額、新他法優先額、新地方単独額、新国保優先額、新自己負担額、新食事標準負担額、新負担区分、償還分前期高齢者外来支給金額、償還分前期高齢者世帯合算支給金額、追加分前期高齢者金額情報、窓口負担額、公害点数、高額管理番号、支給決定情報、高額療養費支給情報、合算順区分、支出済区分、前期高齢者金額情報、自己負担限度額特例区分、個人合算支給金額、高額償還分高額情報、高額判定基準額、高額判定基準率額、支給調整額、支給整理番号、出産育児一時金情報、金融機関情報、預金種別区分、母親宛番号、子供個人情報、双生児該当区分、死産該当区分、手入力/受取代理区分、検証番号情報、医療機関金融機関情報、医療機関口座情報、受付部課区分、直接支払情報、死亡者情報、葬祭費情報、献体該当情報、受付年月日、決定点数、その他医療費情報、請求10割情報、請求金額、決定10割情報、決定支給金額、柔整療養費不支給理由、一般療養費不支給理由、不支給理由情報、決定負担区分、初診年月日、点数表、団体医療機関情報、支払先区分、納付年月日、一般得喪事由情報、一般保険証回収年月日、退職者情報、老人保険情報、老人県制度情報、老人条例情報、加入社保情報、請求取消年月日、納入年月日、納入金額、振込年月日、納入場所区分、予約年月日、レセプト送付年月日、分納納付回数、分納回数、証区分、認定証番号、減額認定証情報、長期入院開始年月日、特定疾病情報、特別支給金情報、対象年度、課税状態異動情報、課税区分、高額該当状態情報、高額該当区分、高額療養費申請情報、多数回区分、高額合算件数、一部負担合計額、薬剤一部負担合計額、高額療養費情報、前期課税区分、支出済金額、高額分類、現物給付額(前期外来分)、高額療養額情報、償還給付額情報、高額求償額情報、保留開始年月、保留区分、保留終了年月、事故情報、単独事故区分、発生場所、届出受付年月日、発見区分、過失程度、処理方法、加害者情報、自賠償保険情報、任意保険情報、傷病願送付年月日、代位取得情報、一般分入院現物給付分高額支給金額、一般分合計給付額、請求願送付年月日、給付金額、過失割合、当月納入金額、完了年月日、第三者情報、食事情報、確定点数、簿冊番号、負担割合、交付情報、受給者証情報、限度区分、保健所受付年月日、高額療養費貸付情報、請求先情報、受診者宛番号、前期医療費総額、世帯医療費総額、前期外来情報、前期世帯貸付済区分、世帯合算額情報、高額療養費予定情報、支給支払区分、管理番号、申請者情報、支給金額情報、制度区分、後期被保険者番号、被用者保険情報、介護被保険者番号、自己負担額証明書整理番号、高齢者分自己負担合計額、自己負担額、高齢者分自己負担金額、証明書発行情報、問い合わせ先情報、計算結果送付先情報、他保険者区分、合算国保記号番号、限度額情報、高齢者分限度額情報、国保支給額、介護支給額、支給結果区分、支給年月日、高齢者課税区分、支給明細情報、高齢者分支給額情報、口座管理番号、加入期間情報、被保険者資格喪失事由、保険者情報、一部負担金減免期間、一部負担金減免割合、転居に伴う負担限度額特例対象世帯フラグ、転居月75歳到達時特例対象者フラグ、自己負担合計額、うち都公費分自己負担合計額、うち都公費分自己負担金額、都公費該当区分、システム算出値自己負担合計額、システム算出値レセプト自己負担合計額、システム算出値高額療養費合計額、システム算出値レセプト自己負担金額、システム算出値高額療養費金額、自己負担額合算一連番号、自己負担額合算一連番号枝番、支給額合計、按分後支給額、うち都公費分支給額、本算定計算日、合算後自己負担合計額、合算後自己負担合計額うち都公費分、基準日記号番号、基準日世帯主宛番号、基準年月日、基準日所得区分

**(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目**

収納管理情報ファイル(全記録項目:213項目)

【共通情報】(記録項目:3項目)

宛名番号、登録業務コード、更新情報

【個人番号情報】(記録項目:5項目)

個人番号、個人番号異動年月日、情報提供用個人識別符号、団体内統合宛名番号、情報提供等の記録等

【宛名情報】(記録項目:25項目)

世帯番号、履歴管理情報、世帯主個人情報、区内住所情報、異動情報、住所を定めた日、氏名、性別、生年月日、続柄、筆頭者、前住所情報、転出先情報、住民となった日、消除情報、宛名種別、通称名、併記名、国籍情報、在留資格情報、住登外\_異動情報、住登外\_世帯主情報、住登外\_住所情報、住登外\_登録情報、住登外\_廃止情報

【送付先情報】(記録項目:6項目)

送付先氏名、送付先住所情報、送付先登録情報、送付先備考情報、送付先廃止情報、送付先履歴管理情報

【口座振替情報】(記録項目:8項目)

口座振替期間情報、納付方法、金融機関情報、預金種別、口座番号、口座名義人情報、口座登録情報、公金口座利用有無フラグ

【収納情報】(記録項目:169項目)

税目区分、賦課年度、相当年度、徴収番号、年税割額、年均等割額、年督促手数料、年収入情報、調定区分、都市計画税額、所有者区分、土地家屋区分、特徴年税額、排気量、車体情報、廃止年月日、申告区分、按分率、国保記号番号、介護一般年税額、介護退職年税額、介護按分率、事件番号、期別税額、申告年月日、期別収入額、金融機関別連番、納付区分、分納計画区分、口座停止区分、還付区分、充当区分、督促催告不要区分、期別督促手数料、期別収入督促手数料、延滞金累積額、確定延滞金額、延免区分、証券預かり区分、執行開始情報、執行解除情報、徴収猶予開始情報、徴収猶予解除情報、開始処分情報、解除処分情報、繰越調定額、督促状発付年月日、滞繰調定額、マスタ登録区分、証明停止区分、削除区分、口座不能理由情報、速報消込区分、事業期間情報、期区分、申告番号、納付回数、領収年月日、収入年月日、収入額、収入延滞金額、収入督促手数料、納付先金融機関区分、帳票区分、異動額、支出充当額、報奨金額、無効区分、収入区分、シーケンス番号、納付額、納付退職額、延滞金額、収入合計額、納付形態区分、収入内訳区分、還付充当情報、元税目、元賦課年度、元相当年度、元徴収番号、元事業始期年月日、元事業終期年月日、元期区分、元申告番号、元調定年月、元調定区分、元所有者区分、元税額税額、元収入額、元督促手数料、元収入督促手数料、元収入延滞金額、元過誤納情報、元内訳本税額、元内訳延滞金額、元内訳加算金額、元納付回数、元納付先金融機関、元帳票区分、元領収年月日、元収入年月日、元法定納期年月日、元指定納期年月日、元申告年月日、元発生年月日、先税目区分、先賦課年度、先相当年度、先徴収番号、先事業期間情報、先期区分、先申告番号、先調定年月、先納付回数、先未納額、先未納督促手数料、先未納延滞金額、先充当額、先充当督促手数料、先充当延滞金額、先法定納期年月日、先指定納期年月日、金融機関情報、預金種別、口座名義人情報、支出命令番号、一般退職区分、再起区分、起算日表示区分、起算年月日、加算日数、現年過年区分、加算金有無区分、受付年月日、受付場所区分、支払方法区分、執行処理年月日、過誤納区分、課区分、分納回数、決算年度、調定年月、税額税額、督促手数料、分納納期年月日、納付方法区分、延滞金区分、納期年月日、分納番号、誓約年月日、開始期別、終了期別、取消年月日、分納納付額、納付済額、納期限、収入日、納付済区分、取消済区分、相談情報、年度切替区分、变更前収入額、变更后収入額、变更前収入督促手数料、变更后収入督促手数料、变更前延滞金額、变更后延滞金額、調定額

## (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

○「オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供」業務を実施するために、以下の項目を市区町村国保の特定個人情報ファイルの記録項目へ追加する必要がある。

- ・被保険者証記号及び被保険者証番号ごとに付番した枝番(個人を識別する2桁の番号)
- ・券面記載の被保険者証記号
- ・券面記載の被保険者証番号
- ・券面記載の氏名(漢字)
- ・券面記載の氏名(漢字)の読み仮名
- ・券面記載氏名が通称名の場合の本名等(漢字)
- ・券面記載氏名が通称名の場合の本名等(漢字)の読み仮名
- ・被保険者証裏面への性別記載の有無
- ・DV被害者等に関する自己情報不開示の申し出の有無
- ・自己負担限度額が変更となった場合、または治癒により証を回収した場合の回収の理由が発生した日

# 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (7.リスク1 を除く。)

|   |   |
|---|---|
| <b>1. 特定個人情報ファイル名</b>                         |   |
| 資格・賦課情報ファイル                                   |   |
| <b>2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）</b> |   |
| <b>リスク1： 目的外の入手が行われるリスク</b>                   |   |
| 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・江戸川区民の個人番号、4情報、その他の住民票関係情報の入手方法は、住記システムにて入力した情報を、統合DB経由で取得する方法に限定されるため、対象者以外の情報を入手することはない。</li> <li>・各種住民情報の入手方法は、担当業務システムにて入力した情報を統合DB経由又は直接連携で取得する方法に限定されるため、対象者以外の情報を入手することはない。</li> <li>・住民、他自治体から入手する資格・賦課申請情報は、1件ごとに氏名・住所・生年月日等を確認の上、対象者以外の情報を入手しないように精査している。</li> <li>・市町村コミュニケーションサーバ(以下「市町村CS」という。)からの住基情報の入手は、事前に国保システムに登録されている住民に関する情報の入手に、運用上限定している。</li> <li>・国保連からの入手については、国保連の国保総合(国保集約)システムに限定されており、配信されるデータは国保連において、関連性や妥当性及び整合性のチェック( )が行われていることが前提となるため、対象者以外の情報を入手することはない。</li> <li>ここでいう関連性・整合性チェックとは、すでに個人番号が紐付いている(宛名番号が同じ)人に、以前と異なる個人番号を紐付けようとした場合、あるいは個人番号が空白の場合に、確認リストを出力する等の機能のことを指す。</li> </ul>   |
| 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・江戸川区民の個人番号、4情報、その他の住民票関係情報の入手方法は、住記システムにて入力した情報を、統合DB経由で予め定められたインタフェース仕様に基づき、取得する方法に限定されるため、必要な情報以外の情報を入手することはない。</li> <li>・各種住民情報の入手方法は、担当業務システムにて入力した情報を、統合DB経由又は直接連携で予め定められたインタフェース仕様に基づき、取得する方法に限定されるため、必要な情報以外の情報を入手することはない。</li> <li>・住民、他自治体から入手する資格・賦課申請情報は、予め定められた帳票様式に基づき入手するため、必要な情報以外を入手することはない。</li> <li>・市町村CSからの住基情報の入手は、国保システムで管理している項目に関する情報の入手に、運用上限定している。</li> <li>・国保連からの入手について、入手元は国保連の国保総合(国保集約)システムに限定されており、配信されるデータは国保連においてあらかじめ指定されたインタフェース( )によって配信されることが前提となるため、必要な情報以外を入手することはない。</li> <li>ここでいう指定されたインタフェースとは、国保総合(国保集約)システムの外部インタフェース仕様書に記載されている国保連の国保総合(国保集約)システムと江戸川区に設置するデータ連携用PCとの間でやりとりされるデータ定義のことをいい、その定義に従った項目(法令等で定められた範囲)でない、国保連の国保総合(国保集約)システムからデータ配信ができないしくみになっている。</li> </ul> |
| その他の措置の内容                                     | -   |
| リスクへの対策は十分か                                   | <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;">[</div> <div style="margin-right: 10px;">十分である</div> <div style="margin-right: 10px;">]</div> <div style="margin-right: 10px;">&lt; 選択肢 &gt;</div> <div style="margin-right: 10px;">1) 特に力を入れている</div> <div style="margin-right: 10px;">2) 十分である</div> <div style="margin-right: 10px;">3) 課題が残されている</div> </div>  |
| <b>リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク</b>                |   |
| リスクに対する措置の内容                                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・江戸川区民の個人番号、4情報、その他の住民票関係情報、各種住民情報の入手については、入退室管理をしているデータセンタ内のサーバー間通信に限定することで、安全を担保している。</li> <li>・住民、他自治体からの入手は、予め決められた方法(職員による窓口受付、職員による郵送受付等)に限定した入手とすることで、詐取・奪取が行われないようにしている。</li> <li>・市町村CSは生体認証による認証を行っているため、市町村CSで確認した情報を国保システムに登録できる職員等は限定されている。</li> <li>・国保総合PC及びデータ連携用PCにおける措置として、特定個人情報の入手元は、国保連の国保総合(国保集約)システムに限定されており、専用線を用いるとともに、指定されたインタフェース(法令で定められる範囲)でしか入手できないようシステムで制御しており、国保総合(国保集約)システムの外部インタフェース仕様書に記載されている対象、周期及びデータ定義等によって、江戸川区と国保連の双方に共通の認識があり、その定義に従った内容でないデータの送受信ができないことで、不適切な方法で入手が行われるリスクを軽減している。</li> </ul>   |
| リスクへの対策は十分か                                   | <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;">[</div> <div style="margin-right: 10px;">十分である</div> <div style="margin-right: 10px;">]</div> <div style="margin-right: 10px;">&lt; 選択肢 &gt;</div> <div style="margin-right: 10px;">1) 特に力を入れている</div> <div style="margin-right: 10px;">2) 十分である</div> <div style="margin-right: 10px;">3) 課題が残されている</div> </div>  |

| リスク3： 入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク    |   |
|------------------------------------|---|
| 入手の際の本人確認の措置の内容                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・統合DB等庁内システムから入手する情報については、入手元の各業務で本人確認を行っている。</li> <li>・住民、他自治体から入手する資格・賦課申請情報は、申請書等に記載された個人番号に基づき、国保システムで本人確認を行う。また、窓口にて、住民から直接申請書を受け取るような場合には、個人番号カード(個人番号カードがない場合には通知カードと顔写真付の証明書(運転免許証、パスポート等))に基づき、本人確認を行う。</li> <li>・国保総合PC及びデータ連携用PCにおける措置として、特定個人情報の入手元は、国保連の国保総合(国保集約)システムに限定されているとともに、国保総合PC及びデータ連携用PCにおいて国保連から入手する情報は、江戸川区において本人確認を行った上で国保連に送信した被保険者情報に、国保連が事務処理等を行った結果を付加して配信された情報であるため、本人確認の措置に問題はない。</li> <li>・さらに、国保連においても江戸川区の国保システムと同様の宛名番号をキーとして個人識別事項を管理しており、宛名番号をキーとして必要なデータが配信されることをシステム上で担保することで正確性を確保している。</li> <li>・国保連から入手した特定個人情報は、江戸川区の国保システムの被保険者データと突合し正確性を確認してから、当該システムのデータベースへ更新することとしており、不整合があった場合は、国保連に電話等で連絡し是正を求めることとしている。</li> </ul>   |
| 個人番号の真正性確認の措置の内容                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記の通り、入手の各段階で、本人確認とともに、個人番号の真正性確認を行っている。</li> <li>・また、国保連から入手する特定個人情報ファイルには、個人番号は記録されていない。</li> </ul>   |
| 特定個人情報の正確性確保の措置の内容                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記の通り、入手の各段階で、本人確認とともに、特定個人情報の正確性を確保している。</li> <li>・職員にて収集した情報に基づいて、適宜、職権で修正することで、正確性を確保している。</li> <li>・住民への交付、国民健康保険料の通知等により、住民から特定個人情報の誤り等の指摘があれば、調査を行い、誤りが確認できた場合には修正を行っている。</li> <li>・国保総合PC及びデータ連携用PCにおける措置として、国保連から配信される被保険者情報については、江戸川区及び他市から送信された被保険者異動情報等をもとに、国保総合(国保集約)システムにおいて処理を行い、その処理結果は江戸川区及び他市の双方に配信され、江戸川区及び他市の職員が確認している。</li> <li>・国保連から配信される継続世帯確定結果については、江戸川区から送信した被保険者異動情報等をもとに、国保総合(国保集約)システムにおいて処理を行い、その処理結果を江戸川区の職員が確認している。</li> <li>・入手した特定個人情報は、江戸川区の国保システムの被保険者データと突合し正確性を確認してから、当該システムのデータベースへ更新することとしており、不整合があった場合は、国保連に電話等で連絡し是正を求めることとしている。</li> </ul>   |
| その他の措置の内容                          | -   |
| リスクへの対策は十分か                        | <p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>  |
| リスク4： 入手の際に特定個人情報 that 漏えい・紛失するリスク |   |
| リスクに対する措置の内容                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・江戸川区民の個人番号、4情報、その他の住民票関係情報、各種住民情報の入手は、入退室管理をしているデータセンタ内のサーバー間通信に限定することで、情報漏えい、紛失等を防止している。</li> <li>・住民、他自治体から提出された申請情報の入手については、予め提出先を広く周知することで、送付先誤り等による情報漏えい・紛失等を防止している。</li> <li>・市町村CSで確認した住基情報を国保システムに登録する際には、市町村CSでの確認結果を記載した紙を、国保システムへの入力完了後に施錠可能なキャビネット等に保存することで、情報漏えい、紛失等を防止している。また、一定期間経過後は裁断処分している。</li> <li>&lt;国保連からの入手に係る措置の内容については以下のとおりである。&gt;</li> <li>・江戸川区の国保総合PC及びデータ連携用PCは、国保連のみと接続され、接続には専用線を用いる。</li> <li>・江戸川区の国保総合PC及びデータ連携用PCと国保連の国保総合(国保集約)システムとの通信には、認証・通信内容の暗号化を実施している。</li> <li>・江戸川区の国保総合PC及びデータ連携用PCと国保連の国保総合(国保集約)システムとの専用ネットワークは、ウイルス対策ソフト、ファイアウォール等によってセキュアなシステム稼働環境を確保することにより、不適切な方法によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。</li> <li>・ウイルス対策ソフトは自動でアップデートを行うこととしており、接続拠点の追加、削除等を含め、ファイアウォール等の設定変更が必要となった際は、国保連により迅速に実施される。</li> <li>・国保総合PC及びデータ連携用PCへのログイン時の職員認証の他に、ログインを実施した職員・時刻・操作内容の記録が実施されるため、その抑止効果として、不適切な操作等によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。</li> </ul> |
| リスクへの対策は十分か                        | <p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>  |

|   |  |
|---|--|
| 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 |  |
| -   |  |
| <b>3. 特定個人情報の使用</b>   |  |
| リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク                       |  |
| 宛名システム等における措置の内容  | ・個人番号と紐付けて取得する情報は、特定個人情報として定義した住民票関係情報にシステムの機能として限定している為、業務上必要な情報以外と紐付けすることはない。  |
| 事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容                                    | ・個人番号と紐付けて管理する情報は、特定個人情報として定義した「ファイルの概要」の記録される項目部分で明示した業務上必要な情報にシステムの機能として限定している為、業務上必要な情報以外と紐付けすることはない。   |
| その他の措置の内容   | <p>&lt;国保総合PC及びデータ連携用PCにおける措置&gt;</p> <p>・各市区町村の職員等が不正にデータ抽出等できないように、GUIによるデータ抽出機能( )は国保総合PC及びデータ連携用PCに搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはなく、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクを軽減している。</p> <p>ここでいうGUIによるデータ抽出機能とは、国民健康保険関係情報ファイルのデータベースからデータを抽出するに当たって、抽出条件等を端末の画面上から簡単なマウス操作等で指定でき、CSV等のデータ形式でデータ連携用PC上のハードディスク等にファイルを出力する機能のことを指す。</p>  |
| リスクへの対策は十分か   | [ 十分である ] <選択肢><br>1) 特に力を入れている 2) 十分である<br>3) 課題が残されている   |
| リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク               |  |
| ユーザ認証の管理  | [ 行っている ] <選択肢><br>1) 行っている 2) 行っていない  |
| 具体的な管理方法  | <p>・庁内ネットワークへのログインは、職員が常時携帯するICカードとパスワードでの認証を必要としているため、権限のない第三者は利用できない。</p> <p>・国保システムへのアクセスは、職員が常時携帯するICカードでのSSO認証を必要としているため、権限のない第三者は利用できない。</p> <p>・国保システムの操作において、ICカードのユーザIDにより、業務システムの利用権限を付与しているため、権限のない第三者は利用できない。</p> <p>&lt;国保総合PC及びデータ連携用PCにおける措置&gt;</p> <p>・国保総合PC及びデータ連携用PCを使用する必要がある職員のみがログイン時のパスワード等を管理するようにする。</p> <p>・ログインしたまま端末を放置せず、離席時にはログアウトすることやログインID、パスワードの使いまわしをしないことを徹底している。</p> <p>・パスワードは、規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用する。</p> |
| アクセス権限の発効・失効の管理   | [ 行っている ] <選択肢><br>1) 行っている 2) 行っていない  |
| 具体的な管理方法  | <p>・正規職員については、ICカードの発行、失効は、職員課にて行い、職員課からの人事情報に基づき、DX推進課にて庁内ネットワークのログイン権限を設定している。また、非正規職員については、各業務主管課からの申請に基づき、DX推進課にてICカードの発行、失効、庁内ネットワークへのログイン権限を設定している。</p> <p>・業務システムの利用権限を有するユーザIDの発行、失効は、職員課からの人事情報に基づき、医療保険課内のアクセス管理権限を有する職員にて、一元的に管理している。また、非正規職員等は、契約期間に応じて、ユーザIDに有効期限を設定している。</p>   |
| アクセス権限の管理   | [ 行っている ] <選択肢><br>1) 行っている 2) 行っていない  |
| 具体的な管理方法  | <p>・ICカードのユーザID情報については、DX推進課にて、定期的にチェックを行い、不要なIDが残存しないようにしている。</p> <p>・業務システムの利用権限を有するユーザIDについても、ユーザIDの管理者にて、定期的にチェックを行い、不要なIDが残存しないようにしている。また、利用期間が明確であれば、ユーザIDに有効期限を設定し、期限到来により自動的にアクセス制限されるようにしている。</p>   |

|                                   |   |  |
|-----------------------------------|---|--|
| 特定個人情報の使用の記録                      | [ 記録を残している ]  | <選択肢><br>1) 記録を残している 2) 記録を残していない              |
| 具体的な方法                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ユーザIDとともに、庁内ネットワークへのログイン、メールの送受信記録、外部媒体への出力、業務サーバーへのアクセス等操作記録を、ログとして保管している。</li> <li>・ユーザIDとともに、国保システム内での特定個人情報への登録、更新、削除、参照の操作記録を、ログとして取得し、保管している。</li> <li>・また、情報漏えい等が発生した場合には、当該操作に関わるログを確認できるようになっている。</li> </ul> <p>&lt;国保総合PC及びデータ連携用PCにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国保総合PC及びデータ連携用PCへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容を記録している。</li> <li>・情報システム管理者は定期的又はセキュリティ上の問題が発生した際に、記録の内容と関連する書面の記録を照合して確認し、不正な運用が行われていないかを監査する。</li> <li>・当該記録については、一定期間保存することとしている。</li> </ul>                  |  |
| その他の措置の内容                         | -   |  |
| リスクへの対策は十分か                       | [ 十分である ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている 2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク             |   |  |
| リスクに対する措置の内容                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・各種操作ログを取得しているため、業務外利用をした場合には特定可能であることを職員に周知し、業務外利用を抑止している。</li> <li>・全職員に対し、年に数回、個人情報保護に関するeラーニングを受講させ、業務外利用を防止している。また、新規任用者に対し、研修を実施し、業務外利用を防止している。</li> <li>・非正規職員は、契約時に、業務上知り得た情報の業務外利用の禁止に関する条項を含む承諾書に、署名をしている。</li> <li>・他市区町村や行政機関において、市民等の情報を業務外の目的で閲覧したり、市民等の情報を外部に漏らしたりした者についての新聞記事等を、課内にて情報共有している。</li> </ul>   |  |
| リスクへの対策は十分か                       | [ 十分である ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている 2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク      |   |  |
| リスクに対する措置の内容                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・バックアップファイルの作成は、入退室管理をしているデータセンタでの作業に限定され、また、バックアップファイルの持ち出しは区による承認を必須としている。</li> <li>・特定個人情報ファイルの外部媒体への出力は、特定の端末で実施することに限定している。また、操作ログにより操作者、操作内容が把握可能であると広く関係者に周知することで、不正な複製がないよう対策している。</li> </ul> <p>&lt;国保総合PC及びデータ連携用PCにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各市区町村の職員等が不正にデータ抽出等できないように、GUIによるデータ抽出機能はデータ連携用PCに搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはない。</li> <li>・国保総合PC及びデータ連携用PCへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容が記録され、国保連においても定期的又はセキュリティ上の問題が発生した際に、記録の内容を確認し、不正な運用が行われていないかが監査される。</li> </ul> |  |
| リスクへの対策は十分か                       | [ 十分である ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている 2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 |   |  |
| -                                 |   |  |



|                                   |           |  |
|-----------------------------------|-----------|--|
| 特定個人情報の提供ルール                      | [ 定めている ] | <選択肢><br>1) 定めている 2) 定めていない  |
| 委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法 |           | <p>&lt;市区町村保険者事務共同処理業務&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原則認めていないが、実施する場合には、以下を義務付けている。</li> <li>・再委託先への特定個人情報の提供の際には、再委託先の必要性、選定基準、再委託先での委託管理方法、再委託先のセキュリティ管理体制等を区側に報告してもらい、問題ないことが確認できれば、承認している。</li> <li>・必要に応じて、委託先事業者による再委託先事業者の管理が、当初のルールどおりに実施されていることの報告を受ける。</li> </ul> <p>&lt;医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・契約書において江戸川区が保有する個人情報を第三者に漏らしてはならない旨を定めており、委託先から他者への特定個人情報の提供を認めていない。</li> <li>・定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監査する。</li> </ul>                               |
| 委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法 |           | <p>&lt;市区町村保険者事務共同処理業務&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・庁内、データセンタから委託先事業者へ特定個人情報を提供する場合には、事前に委託先事業者から目的、用途、保存期間等を含めた申請を受け、問題ないようであれば区側で承認を与えている。必要に応じて、電子媒体への出力の際には暗号化等を実施することとしている。なお、提供等の記録については、「個人情報保護管理簿」を作成しており、1年保管している。</li> </ul> <p>&lt;医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・提供情報は、業務委託完了時にすべて返却又は消去する。</li> <li>・定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監査する。</li> </ul>   |
| 特定個人情報の消去ルール                      | [ 定めている ] | <選択肢><br>1) 定めている 2) 定めていない  |
| ルール内容及びルール遵守の確認方法                 |           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・庁内から委託先事業者へ提供した特定個人情報の消去は、委託事業者側から任意の様式により、消去結果に係る報告書を提出してもらっている。</li> <li>・データセンタから委託先事業者へ特定個人情報を提供する場合には、事前に委託先事業者からデータ消去の方法、時期等の申請を義務付けている。また、契約履行完了時に、特定個人情報ファイルの返還、消去を義務付けている。委託先事業者側での特定個人情報ファイルの消去は、委託事業者側から任意の様式により、消去結果に係る報告書を提出してもらっている。</li> <li>・委託契約終了後は、委託先から特定個人情報等の消去・廃棄等に関する報告書を提出させ、消去及び廃棄状況の確認を行う。</li> </ul> <p>&lt;クラウド移行作業時に関する措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。</li> </ul> |
| 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定       | [ 定めている ] | <選択肢><br>1) 定めている 2) 定めていない  |
| 規定の内容                             |           | <p>機密保持契約として以下を定めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託業務作業外の職員、第三者への提供、開示、漏えいの禁止。</li> <li>・目的外利用の禁止。</li> <li>・無断複製の禁止。</li> <li>・契約終了後の返還、廃棄、消去。</li> <li>・セキュリティ事故発生時の報告。</li> <li>・安全管理体制の報告、資料提出。</li> <li>・厳重な保管。</li> <li>・再委託に係る規定。</li> </ul>   |

|                             |              |   |
|-----------------------------|--------------|---|
| 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 | [ 十分に行っている ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている 2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない 4) 再委託していない   |
| 具体的な方法                      |              | <p>・再委託が必要な場合は委託先から事前に再委託の必要性について書面で確認をし、承認を行っている。</p> <p>・再委託を行う場合には、委託と同様の機密保持契約の遵守を規定しており、委託先から適宜報告を受け、改善の必要がある場合には改善の指示を行い、改善結果の報告を受けている。</p> <p>・国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること</li> <li>・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること</li> <li>・日本国内でのデータ保管を条件としていること</li> <li>・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。</li> </ul> <p>・クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に基づくクラウドサービスリストに掲載されているものとする。</p> <p>・国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。</p> <p>&lt;医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務&gt;</p> <p>・医療保険者等向け中間サーバー等の運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1)ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること</li> <li>(2)セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること</li> <li>(3)日本国内でのデータ保管を条件としていること</li> <li>(4)上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。</li> </ol> <p>・運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者及び運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上及び運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。</p> <p>&lt;国保総合(国保集約)システムのクラウド移行作業時に関する措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業には、委託先の責任者が特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効するが、当該IDの権限及び数は必要最小限とし、作業者は範囲を超えた操作が行えないよう系統的に制御することを委託先に遵守させることとしている。</li> <li>・移行作業終了の際には、委託先の責任者が迅速にアクセス権限を更新し、当該IDを失効させることを委託先に遵守させることとしている</li> <li>・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。</li> <li>・移行以外の目的・用途でファイルを作成しないよう、委託先に対して周知徹底を行うとともに、作業時にチェックリストなどを用いて不必要な複製がされていないか記録を残すことを委託先に遵守させることとしている。</li> <li>・特定個人情報ファイルにアクセスする移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施することを委託先に遵守させることとしている。</li> <li>・移行作業に関しては定期的にログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視することを委託先に遵守させることとしている。</li> </ul> |
| その他の措置の内容                   | -            |   |
| リスクへの対策は十分か                 | [ 十分である ]    | <選択肢><br>1) 特に力を入れている 2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |

#### 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

##### < 国保連における措置 >

- ・国保総合(国保集約)システムにおいて保有する特定個人情報、インターネットに流出することを防止するため、国保総合(国保集約)システムはインターネットには接続できないようシステム面の措置を講じている。
- ・国保総合(国保集約)システムではUTM(コンピュータウイルスやハッキング等の脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。
- ・国保総合(国保集約)システムでは、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、パターンファイルの更新を行う。
- ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要なセキュリティパッチの適用を行う。
- ・国保総合(国保集約)システムのデータベースに直接アクセスできる端末を国保連の管理区域に設置し、設置場所への入退室記録管理、監視カメラによる監視及び施錠管理を行う。
- ・特定個人情報等を取扱う機器、電子媒体及び書類等の盗難又は紛失等を防止するために、物理的な安全管理措置を講ずる。
- ・国保総合(国保集約)システムを使用して特定個人情報ファイルの複製等の操作が可能な職員を最小限に限定する。
- ・特定個人情報ファイルを電子記録媒体に複製する際には、不必要な複製を制限するため、事前に特定個人情報保護責任者(連合会)の承認を得る。
- ・許可された電子記録媒体又は機器等以外のものについて使用の制限等の必要な措置を講ずる。また、記録機能を有する機器の情報システム端末等への接続の制限等の必要な措置を講ずる。
- ・電子記録媒体は、媒体管理簿で管理し、保管庫に施錠保管する。電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。保管する必要がない使用済の電子記録媒体はシュレッダーで粉碎し破棄する。

##### < 取りまとめ機関における措置 >

- ・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。

| 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)                     |   | [ ] 提供・移転しない  |
|---|---|---|
| リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク  |   |   |
| 特定個人情報の提供・移転の記録   | [ 記録を残している ]  | < 選択肢 ><br>1) 記録を残している      2) 記録を残していない              |
| 具体的な方法  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・庁内組織間でのデータ連携は、すべてログとして記録を保持している。</li> <li>・庁内組織間での電子媒体での連携は、移転の記録を台帳で保持している。</li> <li>・国保事務以外での国保システムの利用は、すべてログとして記録を保持している。</li> <li>・他自治体への紙の送付では、台帳に記載し、情報提供を実施している。</li> </ul>  |   |
| 特定個人情報の提供・移転に関するルール   | [ 定めている ]   | < 選択肢 ><br>1) 定めている      2) 定めていない                    |
| ルールの内容及びルール遵守の確認方法  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・庁内組織間でのデータ連携については、予め定められた仕様に基づく自動連携であるため、職員による意図的な不正なやり取りは発生しない。</li> <li>・庁内組織間での電子媒体での連携は、移転処理を実施する職員を限定し、庁内で予め定められたルール(暗号化等)により移転を行っている。</li> <li>・国保事務以外での国保システムの利用は、予め定められた仕様に基づく利用であるため、職員による意図的な不正なやり取りは発生しない。</li> <li>・他自治体への紙の送付の際には、複数職員による確認をしている。</li> </ul>   |   |
| その他の措置の内容   | -   |   |
| リスクへの対策は十分か   | [ 十分である ]   | < 選択肢 ><br>1) 特に力を入れている      2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク  |   |   |
| リスクに対する措置の内容  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・庁内連携については、予め定められた仕様に基づく、サーバー間通信に限定しており、不適切な方法でのデータ連携は実施できないように対策している。</li> <li>・庁内組織間での電子媒体での連携は、移転処理を実施する職員を限定し、庁内で予め定められたルール(暗号化等)により移転を行っており、不適切な方法でのデータ連携は実施できないように対策している。</li> <li>・国保事務以外での国保システムの利用は、予め定められた仕様に基づき、開示範囲を限定しており、不適切な方法でのデータ連携は実施できないように対策している。</li> <li>・他自治体への紙の送付は、予め他自治体との間で定めた運用ルールに基づき、データ提供を行っている。</li> </ul> <p>提供・移転に関しての法令上の根拠は、「 章5. 特定個人情報の提供・移転」を参照</p> |   |
| リスクへの対策は十分か   | [ 十分である ]   | < 選択肢 ><br>1) 特に力を入れている      2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク                     |   |   |
| リスクに対する措置の内容  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・庁内連携については、予め定められた仕様に基づき、自動的にデータを抽出し、データを提供しているため、誤った情報・相手とやり取りすることはない。</li> <li>・庁内組織間での電子媒体での連携は、移転処理を実施する職員を限定し、庁内で予め定められたルール(暗号化等)により移転を行っているため、誤った情報・相手に移転する事はない。</li> <li>・国保事務以外での国保システムの利用は、予め定められた仕様に基づき、開示範囲を限定しており、情報の利用者を限定しているため、誤った情報、誤った相手とやり取りすることはない。</li> <li>・他自治体への紙の送付は、複数職員での確認を義務付けており、誤った情報・相手に提供する事はない。</li> </ul>  |   |
| リスクへの対策は十分か   | [ 十分である ]   | < 選択肢 ><br>1) 特に力を入れている      2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 |   |   |
| -   |   |   |

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続  接続しない(入手)  接続しない(提供)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

|                     |   |
|---------------------|---|
| <p>リスクに対する措置の内容</p> | <p>&lt; 国保システム、統合DBのソフトウェアにおける措置 &gt;<br/>         ・情報照会処理については、当該事務の権限を有する職員のみを実施できるようにアクセス権限を設定している。<br/>         ・情報照会処理については、業務システム側で操作ログを記録しており、処理実施者、操作内容を把握している。</p> <p>&lt; 国保システム、統合DBの運用における措置 &gt;<br/>         ・業務システムで記録している操作ログにより、目的外の入手が行われていないことを適宜確認している。また、操作ログにより操作者、操作内容が把握可能である旨、広く関係者に周知している。<br/>         ・番号法に定められている事務以外での情報照会は禁止されている旨、広く関係者に周知している。</p> <p>&lt; 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 &gt;<br/>         ・情報照会機能( 1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト( 2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。<br/>         ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能( 3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。<br/>         ( 1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。<br/>         ( 2) 番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。<br/>         ( 3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p> <p>&lt; 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 &gt;<br/>         -</p> <p>&lt; 中間サーバー、統合DBの運用における措置 &gt;<br/>         ・情報提供等記録/アクセス記録、アクセスログ(ログイン認証、操作内容、特定個人情報アクセスログ、アクセス時間、処理時刻等)、DBログを、適宜、確認している。<br/>         ・また、中間サーバー側において、上記ログを取得しており、操作者、操作内容が把握可能である旨、広く関係者に周知している。</p> |
|---------------------|---|

|                    |  |
|--------------------|--|
| <p>リスクへの対策は十分か</p> | <p><input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <b>&lt; 選択肢 &gt;</b><br/>         1) 特に力を入れている 2) 十分である<br/>         3) 課題が残されている</p> |
|--------------------|--|

リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク

|                     |   |
|---------------------|---|
| <p>リスクに対する措置の内容</p> | <p>&lt; 国保システム、統合DBのソフトウェアにおける措置 &gt;<br/>         ・中間サーバーと統合DB、国保システム間の連携は、LGWAN、庁内ネットワーク及びサーバー間通信に限定されるため、安全が確保されている。</p> <p>&lt; 国保システム、統合DBの運用における措置 &gt;<br/>         -</p> <p>&lt; 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 &gt;<br/>         ・中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。</p> <p>&lt; 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 &gt;<br/>         ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。<br/>         ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>&lt; 中間サーバーの運用における措置 &gt;<br/>         -</p> |
|---------------------|---|

|                    |  |
|--------------------|--|
| <p>リスクへの対策は十分か</p> | <p><input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <b>&lt; 選択肢 &gt;</b><br/>         1) 特に力を入れている 2) 十分である<br/>         3) 課題が残されている</p> |
|--------------------|--|

| リスク3: 入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク |  |
|---------------------------------|--|
| リスクに対する措置の内容                    | <p>&lt; 国保システム、統合DBのソフトウェアにおける措置 &gt;<br/> ・情報照会に当たっては、中間サーバーから入手した特定個人情報が統合DB、国保システムへの登録の際に誤った状態で登録されることがないことを、検証工程で十分に確認しているため、入手に当たって特定個人情報が不正確となることはない。</p> <p>&lt; 国保システムの運用における措置 &gt;<br/> -</p> <p>&lt; 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 &gt;<br/> ・中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</p> <p>&lt; 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 &gt;<br/> -</p> <p>&lt; 中間サーバーの運用における措置 &gt;<br/> -</p>  |
| リスクへの対策は十分か                     | [ 十分である ] < 選択肢 ><br>1) 特に力を入れている 2) 十分である<br>3) 課題が残されている   |
| リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク   |  |
| リスクに対する措置の内容                    | <p>&lt; 国保システム、統合DBのソフトウェアにおける措置 &gt;<br/> ・中間サーバーと統合DB、国保システム間の連携は、LGWAN、庁内ネットワーク及びサーバー間通信に限定されるため、漏えい・紛失するリスクを排除している。</p> <p>&lt; 国保システム、統合DBの運用における措置 &gt;<br/> -</p> <p>&lt; 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 &gt;<br/> ・中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している( )。<br/> ・既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。<br/> ・情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。<br/> ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。<br/> ( ) 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p> <p>&lt; 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 &gt;<br/> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。<br/> ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。<br/> ・中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。</p> <p>&lt; 中間サーバーの運用における措置 &gt;<br/> -</p> |
| リスクへの対策は十分か                     | [ 十分である ] < 選択肢 ><br>1) 特に力を入れている 2) 十分である<br>3) 課題が残されている   |

|                       |   |
|-----------------------|---|
| リスク5: 不正な提供が行われるリスク   |   |
| リスクに対する措置の内容          | <p>&lt; 国保システム、統合DBのソフトウェアにおける措置 &gt;<br/>         ・特定個人情報の提供は、原則、各システム間の自動連携に限定しているため、職員が意図的に不正な提供を行うことを防止している。</p> <p>&lt; 国保システム、統合DBの運用における措置 &gt;<br/>         ・中間サーバー側に登録していない、自動応答を制限している等の場合、職員の操作により特定個人情報提供を行う場合には、情報提供に当たって上長承認を得た上で、国保システム、統合DBにて処理を実行する運用を義務付けている。</p> <p>&lt; 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 &gt;<br/>         ・情報提供機能( )により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。<br/>         ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。<br/>         ・機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。<br/>         ( )情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p> <p>&lt; 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 &gt;<br/>         -</p> <p>&lt; 中間サーバーの運用における措置 &gt;<br/>         ・中間サーバー側で取得した情報提供に係るログを使って、不正な提供が行われていないことを、必要に応じて確認する。</p> |
| リスクへの対策は十分か           | <p>[ 十分である ] &lt; 選択肢 &gt;<br/>         1) 特に力を入れている 2) 十分である<br/>         3) 課題が残されている</p>   |
| リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク |   |
| リスクに対する措置の内容          | <p>&lt; 国保システム、統合DBのソフトウェアにおける措置 &gt;<br/>         ・中間サーバーと統合DB、国保システム間の連携は、LGWAN、庁内ネットワーク及びサーバー間通信に限定している。</p> <p>&lt; 国保システム、統合DBの運用における措置 &gt;<br/>         -</p> <p>&lt; 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 &gt;<br/>         ・セキュリティ管理機能( )により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。<br/>         ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。<br/>         ( )暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照会リストを管理する機能。</p> <p>&lt; 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 &gt;<br/>         ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。<br/>         ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。<br/>         ・中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。</p> <p>&lt; 中間サーバーの運用における措置 &gt;<br/>         -</p>   |
| リスクへの対策は十分か           | <p>[ 十分である ] &lt; 選択肢 &gt;<br/>         1) 特に力を入れている 2) 十分である<br/>         3) 課題が残されている</p>   |



| 7. 特定個人情報の保管・消去           |   |   |
|---------------------------|---|---|
| リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク |   |   |
| NISC政府機関統一基準群             | [ 政府機関ではない ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している<br>3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない |
| 安全管理体制                    | [ 十分に整備している ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している<br>3) 十分に整備していない             |
| 安全管理規程                    | [ 十分に整備している ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している<br>3) 十分に整備していない             |
| 安全管理体制・規程の職員への周知          | [ 十分に周知している ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している<br>3) 十分に周知していない             |
| 物理的対策                     | [ 特に力を入れて行っている ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない                |
| 具体的な対策の内容                 | <江戸川区における措置><br>・特定個人情報を保管するサーバーの設置場所では、入退室管理を行っている。<br>・特定個人情報を扱う職員が離席する際には、特定個人情報を記した書類は机上に放置せず、キャビネットに施錠保管している。<br>・特定個人情報を扱う端末は、セキュリティワイヤにより盗難防止を行い、端末起動時はICカードとパスワードによる認証によりログインし、特定個人情報を扱う職員が離席する際には、時間経過によるロックを行い、ロック解除時はICカードで解除している。<br>・特定個人情報を含むデータを持ち出し、媒体に保管する場合は、セキュリティ管理者へ都度申請し承認を受けるなどの運用ルールを定め、遵守している。<br>・特定個人情報を保管するサーバーに係る脅威に対して、無停電電源装置の設置、室温管理、ケーブルの安全管理、耐震対策、防火措置、防水措置等を講じている。<br><br><中間サーバー・プラットフォームにおける措置><br>・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。<br>・事前に申請し承認されていない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。                                       |   |
| 技術的対策                     | [ 特に力を入れて行っている ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない                |
| 具体的な対策の内容                 | <江戸川区における措置><br>・ウイルス対策ソフトを導入し、定期的にパターンファイルの更新を行っている。<br>・OSやアプリケーション等に対するセキュリティ対策用修正ソフトウェア(いわゆるセキュリティパッチ)を適用している。<br>・ファイアウォールにより、サーバーへのアクセスを制御している。<br>・日次でバックアップファイルを取得して、テープとディスクに記録している。<br><br><中間サーバー・プラットフォームにおける措置><br>・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。<br>・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。<br>・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。<br><br><データ連携用PCにおける措置><br>・データ連携用PCで使用できる外部媒体は、情報システム管理者が使用許可したもののみを使用可能とする。<br>・データ連携用PCには、ウイルス対策ソフトを導入し、ウイルスパターンファイルは適時更新する。<br>・不正アクセス防止策として、ファイアウォールを導入している。<br>・オペレーティングシステム等にはパッチの適用を随時に、できるだけ速やかに実施している。 |   |

|   |   |  |
|---|---|--|
| バックアップ  | [ 十分に行っている ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない |
| 事故発生時手順の策定・周知   | [ 十分に行っている ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない |
| 過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか   | [ 発生あり ]  | <選択肢><br>1) 発生あり 2) 発生なし                             |
| その内容  | 令和3年6月28日に行った廃棄作業において、保存期限内の文書(戸籍附票記載事項通知確認書及び出力リスト1,822件並びに転属通知537件分)を誤って廃棄し溶解処理していたことが、同年7月2日に発覚した。                                     |  |
| 再発防止策の内容  | これまで行っていた、廃棄する箱に廃棄年度を赤字表示する処理に加え、連番を振ってチェックしてから廃棄文書積み込み用トラックへの積込を行うこととし、現場には指示・確認できる職員を常駐させる。   |  |
| 死者の個人番号   | [ 保管している ]  | <選択肢><br>1) 保管している 2) 保管していない                        |
| 具体的な保管方法  | データセンタ内のサーバーで管理しており、生存者の個人番号と同様の方法にて安全管理措置を実施している。  |  |
| その他の措置の内容   | -   |  |
| リスクへの対策は十分か   | [ 十分である ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている 2) 十分である<br>3) 課題が残されている       |
| リスク2: 特定個人情報古い情報のまま保管され続けるリスク   |   |  |
| リスクに対する措置の内容  | 江戸川区民の個人番号、4情報、その他の住民票関係情報は、連携処理の中で不具合が発生した場合、エラーとして検知できるように設定しているため、古い情報のまま保存され続けることはない。<br>住民からの申請に基づき、調査等を行い、正確な記録を確保するために必要な措置を講じている。 |  |
| リスクへの対策は十分か   | [ 十分である ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている 2) 十分である<br>3) 課題が残されている       |
| リスク3: 特定個人情報消去されずいつまでも存在するリスク   |   |  |
| 消去手順  | [ 定めている ]   | <選択肢><br>1) 定めている 2) 定めていない                          |
| 手順の内容   | 国保システム内のデータについては、平成27年度にデータ削除のルールを定めた。平成28年度以降はそのルールに沿って毎年度削除している。<br>申告書及び届出書等の紙媒体については、外部業者による裁断溶解処理、又は職員が裁断処理している。                     |  |
| その他の措置の内容   | -   |  |
| リスクへの対策は十分か   | [ 十分である ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている 2) 十分である<br>3) 課題が残されている       |
| 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置  |   |  |
| <p>&lt;取りまとめ機関における措置&gt;</p> <p>支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。</p> |   |  |

# 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (7.リスク1 を除く。)

|  |  |
|--|--|
| <b>1. 特定個人情報ファイル名</b>                          |  |
| 給付情報ファイル                                       |  |
| <b>2. 特定個人情報の入手 (情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b> |  |
| リスク1: 目的外の入手が行われるリスク                           |  |
| 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・江戸川区民の個人番号、4情報、その他の住民票関係情報の入手方法は、住記システムにて入力した情報を、統合DB経由で取得する方法に限定されるため、対象者以外の情報を入手することはない。</li> <li>・各種住民情報の入手方法は、担当業務システムにて入力した情報を統合DB経由又は直接連携で取得する方法に限定されるため、対象者以外の情報を入手することはない。</li> <li>・業務主管課から入手する自己負担額情報は、1件ごとに氏名・住所等を確認の上、対象者以外の情報を入手しないように精査している。</li> <li>・住民から入手する各種申請情報は、1件ごとに氏名・住所等を確認の上、対象者以外の情報を入手しないように精査している。</li> <li>・市町村CSからの住基情報の入手は、事前に国保システムに登録されている住民に関する情報の入手に、運用上限定している。</li> <li>・国保連からの入手については、国保連の国保総合(国保集約)システムに限定されており、配信されるデータは国保連において、関連性や妥当性及び整合性のチェック( )が行われていることが前提となるため、対象者以外の情報を入手することはない。</li> <li>ここでいう関連性・整合性チェックとは、すでに個人番号が紐付いている(宛名番号が同じ)人に、以前と異なる個人番号を紐付けようとした場合、あるいは個人番号が空白の場合に、確認リストを出力する等の機能のことを指す。</li> </ul>  |
| 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・江戸川区民の個人番号、4情報、その他の住民票関係情報の入手方法は、住記システムにて入力した情報を、統合DB経由で予め定められたインタフェース仕様に基づき、取得する方法に限定されるため、必要な情報以外の情報を入手することはない。</li> <li>・各種住民情報の入手方法は、担当業務システムにて入力した情報を、統合DB経由又は直接連携で予め定められたインタフェース仕様に基づき、取得する方法に限定されるため、必要な情報以外の情報を入手することはない。</li> <li>・業務主管課から入手する自己負担額情報は、予め定められた帳票様式に基づき入手するため、必要な情報以外を入手しないようにしている。</li> <li>・住民から入手する各種申請情報は、予め定められた帳票様式に基づき入手するため、必要な情報以外を入手することはない。</li> <li>・市町村CSからの住基情報の入手は、国保システムで管理している項目に関する情報の入手に、運用上限定している。</li> <li>・国保連からの入手について、入手元は国保連の国保総合(国保集約)システムに限定されており、配信されるデータは国保連においてあらかじめ指定されたインタフェース( )によって配信されることが前提となるため、必要な情報以外を入手することはない。</li> <li>ここでいう指定されたインタフェースとは、国保総合(国保集約)システムの外部インタフェース仕様書に記載されている国保連の国保総合(国保集約)システムと市区町村に設置するデータ連携用PCとの間でやりとりされるデータ定義のことをいい、その定義に従った項目(法令等で定められた範囲)でないと、国保連の国保総合(国保集約)システムからデータ配信ができないしくみになっている。</li> </ul> |
| その他の措置の内容                                      | -  |
| リスクへの対策は十分か                                    | <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;">[ 十分である ]</div> <div style="text-align: center;"> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> </div> </div>  |
| リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク                        |  |
| リスクに対する措置の内容                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・江戸川区民の個人番号、4情報、その他の住民票関係情報、各種住民情報の入手については、入退室管理をしているデータセンタ内のサーバー間通信に限定することで、安全を担保している。</li> <li>・業務主管課から入手する自己負担額情報は、受け取りの職員を限定し、受け取った紙・媒体は施錠管理可能なキャビネットで保管する事により、詐取・奪取が行われないようにしている。</li> <li>・住民からの入手は、予め決められた方法(職員による窓口受付、職員による郵送受付等)に限定した入手とすることで、詐取・奪取が行われないようにしている。</li> <li>・市町村CSは生体認証による認証を行っているため、市町村CSで確認した情報を国保システムに登録できる職員等は限定されている。</li> <li>・国保総合PC及びデータ連携用PCにおける措置として、特定個人情報の入手元は、国保連の国保総合(国保集約)システムに限定されており、専用線を用いるとともに、指定されたインタフェース(法令で定められる範囲)でしか入手できないようシステムで制御しており、国保総合(国保集約)システムの外部インタフェース仕様書に記載されている対象、周期及びデータ定義等によって、江戸川区と国保連の双方に共通の認識があり、その定義に従った内容でないとデータの送受信ができないことで、不適切な方法で入手が行われるリスクを軽減している。</li> </ul>   |
| リスクへの対策は十分か                                    | <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;">[ 十分である ]</div> <div style="text-align: center;"> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> </div> </div>  |

| リスク3： 入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク    |   |
|------------------------------------|---|
| 入手の際の本人確認の措置の内容                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・統合DB等庁内から入手する情報については、入手元の各業務で本人確認を行っている。</li> <li>・住民から入手する各種申請情報は、申請書等に記載された個人番号に基づき、国保システムで本人確認を行う。また、窓口にて、住民から直接申請書を受け取るような場合には、個人番号カード(個人番号カードがない場合には通知カードと顔写真付の証明書(運転免許証、パスポート等))に基づき、本人確認を行う。</li> <li>・国保総合PC及びデータ連携用PCにおける措置として、特定個人情報の入手元は、国保連の国保総合(国保集約)システムに限定されているとともに、国保総合PC及びデータ連携用PCにおいて国保連から入手する情報は、江戸川区において本人確認を行った上で国保連に送信した被保険者情報に、国保連が事務処理等を行った結果を付加して配信された情報であるため、本人確認の措置に問題はない。</li> <li>・さらに、国保連においても江戸川区の国保システムと同様の宛名番号をキーとして個人識別事項を管理しており、宛名番号をキーとして必要なデータが配信されることをシステム上で担保することで正確性を確保している。</li> <li>・国保連から入手した特定個人情報は、江戸川区の国保システムの被保険者データと突合し正確性を確認してから、当該システムのデータベースへ更新することとしており、不整合があった場合は、国保連に電話等で連絡し是正を求めることとしている。</li> </ul>   |
| 個人番号の真正性確認の措置の内容                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記の通り、入手の各段階で、本人確認とともに、個人番号の真正性確認を行っている。</li> <li>・また、国保連から入手する特定個人情報ファイルには、個人番号は記録されていない。</li> </ul>   |
| 特定個人情報の正確性確保の措置の内容                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記の通り、入手の各段階で、本人確認とともに、特定個人情報の正確性を確保している。</li> <li>・職員にて収集した情報に基づいて、適宜、職権で修正することで、正確性を確保している。</li> <li>・住民への交付、国保料の通知等により、住民から特定個人情報の誤り等の指摘があれば、調査を行い、誤りが確認できた場合には修正を行っている。</li> <li>・国保総合PC及びデータ連携用PCにおける措置として、国保連から配信される被保険者情報については、江戸川区及び他市から送信された被保険者異動情報等をもとに、国保総合(国保集約)システムにおいて処理を行い、その処理結果は江戸川区及び他市の双方に配信され、江戸川区及び他市の職員が確認している。</li> <li>・国保連から配信される継続世帯確定結果については、江戸川区から送信した被保険者異動情報等をもとに、国保総合(国保集約)システムにおいて処理を行い、その処理結果を江戸川区の職員が確認している。</li> <li>・入手した特定個人情報は、江戸川区の国保システムの被保険者データと突合し正確性を確認してから、当該システムのデータベースへ更新することとしており、不整合があった場合は、国保連に電話等で連絡し是正を求めることとしている。</li> </ul>   |
| その他の措置の内容                          | -   |
| リスクへの対策は十分か                        | <p>[ 十分である ]</p> <p>&lt; 選択肢 &gt;<br/> 1) 特に力を入れている      2) 十分である<br/> 3) 課題が残されている</p>   |
| リスク4： 入手の際に特定個人情報 that 漏えい・紛失するリスク |   |
| リスクに対する措置の内容                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・江戸川区民の個人番号、4情報、その他の住民票関係情報、各種住民情報の入手は、入退室管理をしているデータセンタ内のサーバー間通信に限定することで、情報漏えい、紛失等を防止している。</li> <li>・業務主管課から入手する自己負担額情報は、紙、電子媒体の情報を、国保システムへの入力完了後に、すぐに消去、廃棄を行うことで漏えいを防止している。</li> <li>・住民から提出された申請情報の入手については、予め提出先を広く周知することで、送付先誤り等による情報漏えい・紛失等を防止している。</li> <li>・市町村CSで確認した住基情報を国保システムに登録する際には、市町村CSでの確認結果を記載した紙を、国保システムへの入力完了後に施錠可能なキャビネット等に保存することで、情報漏えい、紛失等を防止している。また、一定期間経過後は裁断処分している。</li> </ul> <p>&lt; 国保連からの入手に係る措置の内容については以下のとおりである。 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・江戸川区の国保総合PC及びデータ連携用PCは、国保連のみと接続され、接続には専用線を用いる。</li> <li>・江戸川区の国保総合PC及びデータ連携用PCと国保連の国保総合(国保集約)システムとの通信には、認証・通信内容の暗号化を実施している。</li> <li>・江戸川区の国保総合PC及びデータ連携用PCと国保連の国保総合(国保集約)システムとの専用ネットワークは、ウイルス対策ソフト、ファイアウォール等によってセキュアなシステム稼働環境を確保することにより、不適切な方法によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。</li> <li>・ウイルス対策ソフトは自動でアップデートを行うこととしており、接続拠点の追加、削除等を含め、ファイアウォール等の設定変更が必要となった際は、国保連により迅速に実施される。</li> <li>・国保総合PC及びデータ連携用PCへのログイン時の職員認証の他に、ログインを実施した職員・時刻・操作内容の記録が実施されるため、その抑止効果として、不適切な操作等によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。</li> </ul> |
| リスクへの対策は十分か                        | <p>[ 十分である ]</p> <p>&lt; 選択肢 &gt;<br/> 1) 特に力を入れている      2) 十分である<br/> 3) 課題が残されている</p>   |

|   |  |
|---|--|
| 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 |  |
| -   |  |
| <b>3. 特定個人情報の使用</b>   |  |
| リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク                       |  |
| 宛名システム等における措置の内容  | ・個人番号と紐付けて取得する情報は、特定個人情報として定義した住民票関係情報にシステムの機能として限定している為、業務上必要な情報以外と紐付けすることはない。  |
| 事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容                                    | ・個人番号と紐付けて管理する情報は、特定個人情報として定義した「ファイルの概要」の記録される項目部分で明示した業務上必要な情報にシステムの機能として限定している為、業務上必要な情報以外と紐付けすることはない。   |
| その他の措置の内容   | <p>&lt;国保総合PC及びデータ連携用PCにおける措置&gt;</p> <p>・各市区町村の職員等が不正にデータ抽出等できないように、GUIによるデータ抽出機能( )は国保総合PC及びデータ連携用PCに搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはなく、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクを軽減している。</p> <p>ここでいうGUIによるデータ抽出機能とは、国民健康保険関係情報ファイルのデータベースからデータを抽出するに当たって、抽出条件等を端末上の画面上から簡単なマウス操作等で指定でき、CSV等のデータ形式で国保総合PC及びデータ連携用PC上のハードディスク等にファイルを出力する機能のことを指す。</p>   |
| リスクへの対策は十分か   | [ 十分である ]      <選択肢><br>1) 特に力を入れている      2) 十分である<br>3) 課題が残されている   |
| リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク               |  |
| ユーザ認証の管理  | [ 行っている ]      <選択肢><br>1) 行っている      2) 行っていない  |
| 具体的な管理方法  | <p>・庁内ネットワークへのログインは、職員が常時携帯するICカードとパスワードでの認証を必要としているため、権限のない第三者は利用できない。</p> <p>・国保システムへのアクセスは、職員が常時携帯するICカードでのSSO認証を必要としているため、権限のない第三者は利用できない。</p> <p>・国保システムの操作において、ICカードのユーザIDにより、業務システムの利用権限を付与しているため、権限のない第三者は利用できない。</p> <p>&lt;国保総合PC及びデータ連携用PCにおける措置&gt;</p> <p>・国保総合PC及びデータ連携用PCを使用する必要がある職員のみがログイン時のパスワード等を管理するようにする。</p> <p>・ログインしたまま端末を放置せず、離席時にはログアウトすることやログインID、パスワードの使いまわしをしないことを徹底している。</p> <p>・パスワードは、規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用する。</p> |
| アクセス権限の発効・失効の管理   | [ 行っている ]      <選択肢><br>1) 行っている      2) 行っていない  |
| 具体的な管理方法  | <p>・正規職員については、ICカードの発行、失効は、職員課にて行い、職員課からの人事情報に基づき、DX推進課にて庁内ネットワークのログイン権限を設定している。また、非正規職員については、各業務主管課からの申請に基づき、DX推進課にてICカードの発行、失効、庁内ネットワークへのログイン権限を設定している。</p> <p>・業務システムの利用権限を有するユーザIDの発行、失効は、職員課からの人事情報に基づき、医療保険課内のアクセス管理権限を有する職員にて、一元的に管理している。また、非正規職員等は、契約期間に応じて、ユーザIDに有効期限を設定している。</p>   |
| アクセス権限の管理   | [ 行っている ]      <選択肢><br>1) 行っている      2) 行っていない  |
| 具体的な管理方法  | <p>・ICカードのユーザID情報については、DX推進課にて、定期的にチェックを行い、不要なIDが残存しないようにしている。</p> <p>・業務システムの利用権限を有するユーザIDについても、ユーザIDの管理者にて、定期的にチェックを行い、不要なIDが残存しないようにしている。また、利用期間が明確であれば、ユーザIDに有効期限を設定し、期限到来により自動的にアクセス制限されるようにしている。</p>   |

|                                   |   |
|-----------------------------------|---|
| 特定個人情報の使用の記録                      | [ 記録を残している ] <選択肢><br>1) 記録を残している 2) 記録を残していない  |
| 具体的な方法                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ユーザIDとともに、庁内ネットワークへのログイン、メールの送受信記録、外部媒体への出力、業務サーバーへのアクセス等操作記録を、ログとして保管している。</li> <li>・ユーザIDとともに、国保システム内での特定個人情報への登録、更新、削除、参照の操作記録を、ログとして取得し、保管している。</li> <li>・また、情報漏えい等が発生した場合には、当該操作に関わるログを確認できるようになっている。</li> </ul> <p>&lt;国保総合PC及びデータ連携用PCにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国保総合PC及びデータ連携用PCへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容を記録している。</li> <li>・情報システム管理者は定期的又はセキュリティ上の問題が発生した際に、記録の内容と関連する書面の記録を照合して確認し、不正な運用が行われていないかを監査する。</li> <li>・情報システム管理者は定期的に、記録の内容を確認し、不正な運用が行われていないかを点検する。</li> <li>・当該記録については、一定期間保存することとしている。</li> </ul>  |
| その他の措置の内容                         | -   |
| リスクへの対策は十分か                       | [ 十分である ] <選択肢><br>1) 特に力を入れている 2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| リスク3： 従業者が事務外で使用するリスク             |   |
| リスクに対する措置の内容                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・各種操作ログを取得しているため、業務外利用をした場合には特定可能であることを職員に周知し、業務外利用を抑止している。</li> <li>・全職員に対し、年に数回、個人情報保護に関するeラーニングを受講させ、業務外利用を防止している。また、新規任用者に対し、研修を実施し、業務外利用を防止している。</li> <li>・非正規職員は、契約時に、業務上知り得た情報の業務外利用の禁止に関する条項を含む承諾書に、署名をしている。</li> <li>・他市区町村や行政機関において、市民等の情報を業務外の目的で閲覧したり、市民等の情報を外部に漏らしたりした者についての新聞記事等を、課内にて情報共有している。</li> </ul>   |
| リスクへの対策は十分か                       | [ 十分である ] <選択肢><br>1) 特に力を入れている 2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| リスク4： 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク      |   |
| リスクに対する措置の内容                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・バックアップファイルの作成は、入退室管理をしているデータセンタでの作業に限定され、また、バックアップファイルの持ち出しは区による承認を必須としている。</li> <li>・特定個人情報ファイルの外部媒体への出力は、特定の端末で実施することに限定している。また、操作ログにより操作者、操作内容が把握可能であると広く関係者に周知することで、不正な複製がないように対策している。</li> </ul> <p>&lt;国保総合PC及びデータ連携用PCにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各市区町村の職員等が不正にデータ抽出等できないように、GUIによるデータ抽出機能は国保総合PC及びデータ連携用PCに搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはない。</li> <li>・国保総合PCへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容が記録され、国保連合会においても定期的又はセキュリティ上の問題が発生した際に、記録の内容を確認し、不正な運用が行われていないかが監査される。</li> <li>・国保総合PC及びデータ連携用PCへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容が記録され、不正な運用が行われていないかを適宜点検することができる。</li> </ul> |
| リスクへの対策は十分か                       | [ 十分である ] <選択肢><br>1) 特に力を入れている 2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 |   |
| -                                 |   |

| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託   |   | [ ] 委託しない  |
|--|---|--|
| 委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク<br>委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク<br>委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク<br>委託契約終了後の不正な使用等のリスク<br>再委託に関するリスク |   |  |
| 情報保護管理体制の確認  | 委託仕様書に「受託者は、契約書及び「個人情報保護に関する特約条項」に基づき、個人情報の管理と情報セキュリティについて、万全の対策措置を講ずること」と記載している。   |  |
| 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限  | [ 制限している ]  | < 選択肢 ><br>1) 制限している                      2) 制限していない     |
| 具体的な制限方法   | <p>市区町村保険者事務共同処理業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内、データセンタにて、委託先事業者が特定個人情報の閲覧、更新等を行う場合には、委託先事業者向けのユーザIDを発行し、閲覧、更新等の処理を実施できる担当者を限定している。また、事前に作業者名簿の提出も義務付けている。</li> <li>・庁外の委託先事業者の事業所での作業では、管理体制名簿の提出、入退室の管理をしている室内での業務の実行、取扱者へはセキュリティ研修の受講を義務付けている。</li> <li>・アクセス権限を付与する従業員数を必要最小限に制限し、付与するアクセス権限も必要最小限とすることを委託事業者に遵守させることとしている。</li> </ul> <p>&lt; 医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・取りまとめ機関の職員に許可された業務メニューのみ表示するよう医療保険者等向け中間サーバー等で制御している。</li> <li>・運用管理要領等にアクセス権限と事務の対応表を規定し、職員と会計年度任用職員、取りまとめ機関と委託事業者の所属の別等により、実施できる事務の範囲を限定している。</li> <li>・アクセス権限と事務の対応表は随時見直しを行う。</li> <li>・パスワードは、規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用する。</li> </ul> <p>&lt; 国保総合(国保集約)システムのクラウド移行作業時に関する措置 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業には、委託先の責任者が特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効するが、当該IDの権限及び数は必要最小限とし、作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステムの制御することを委託先に遵守させることとしている。</li> <li>・移行作業終了の際には、委託先の責任者が迅速にアクセス権限を更新し、当該IDを失効させることを委託先に遵守させることとしている。</li> </ul>   |  |
| 特定個人情報ファイルの取扱いの記録  | [ 記録を残している ]  | < 選択肢 ><br>1) 記録を残している                      2) 記録を残していない |
| 具体的な方法   | <p>&lt; 市区町村保険者事務共同処理業務 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内、データセンタでの作業においては、委託先事業者向けユーザIDに紐付く操作ログを取得することで、特定個人情報ファイルの取扱い記録を残している。</li> <li>・庁外の委託先事業者の事業所での作業では、各委託事業者の作業場所での入退室管理を行っている。</li> <li>・国保連の国保総合(国保集約)システムにおいては、特定個人情報にアクセスした従業員等・時刻・操作内容を記録している。</li> <li>・国保連の特定個人情報保護責任者は、定期的に又はセキュリティ上の問題が発生した際には、特定個人情報にアクセスした記録を確認し、不正な運用が行われていないかを点検する。</li> </ul> <p>&lt; 医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・操作ログを中間サーバーで記録している。</li> <li>・操作ログは、セキュリティ上の問題が発生した際、又は必要なタイミングでチェックを行う。</li> </ul> <p>&lt; 国保総合(国保集約)システムのクラウド移行作業時に関する措置 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。</li> <li>・移行作業にあたって、作業員以外には対象ファイルにアクセスできないようにし、リスク範囲を限定することを委託先に遵守させることとしている。</li> <li>・移行以外の目的・用途でファイルを作成しないよう、委託先に対して周知徹底を行うとともに、作業時にチェックリストなどを用いて不必要な複製がされていないか記録を残すことを委託先に遵守させることとしている。</li> <li>・特定個人情報ファイルにアクセスする移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施することを委託先に遵守させることとしている。</li> <li>・移行作業に関しては定期的にログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視することを委託先に遵守させることとしている。</li> </ul> |  |

|                                   |           |   |
|-----------------------------------|-----------|---|
| 特定個人情報の提供ルール                      | [ 定めている ] | <選択肢><br>1) 定めている 2) 定めていない   |
| 委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法 |           | <p>&lt;市区町村保険者事務共同処理業務&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原則認めていないが、実施する場合には、以下を義務付けている。</li> <li>・再委託先への特定個人情報の提供の際には、再委託先の必要性、選定基準、再委託先での委託管理方法、再委託先のセキュリティ管理体制等を区側に報告してもらい、問題ないことが確認できれば、承認している。</li> <li>・必要に応じて、委託先事業者による再委託先事業者の管理が、当初のルールどおりに実施されていることの報告を受ける。</li> </ul> <p>&lt;医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・契約書において江戸川区が保有する個人情報を第三者に漏らしてはならない旨を定めており、委託先から他者への特定個人情報の提供を認めていない。</li> <li>・定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監査する。</li> </ul>  |
| 委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法 |           | <p>&lt;市区町村保険者事務共同処理業務&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・庁内、データセンタから委託先事業者へ特定個人情報を提供する場合には、事前に委託先事業者から目的、用途、保存期間等を含めた申請を受け、問題ないようであれば区側で承認を与えている。必要に応じて、電子媒体への出力の際には暗号化等を実施することとしている。なお、提供等の記録については、「個人情報保護管理簿」を作成しており、1年保管している。</li> </ul> <p>&lt;医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・提供情報は、業務委託完了時にすべて返却又は消去する。</li> <li>・定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監査する。</li> </ul>  |
| 特定個人情報の消去ルール                      | [ 定めている ] | <選択肢><br>1) 定めている 2) 定めていない   |
| ルールの内容及びルール遵守の確認方法                |           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・庁内から委託先事業者へ提供した特定個人情報の消去は、委託事業者側から任意の様式により、消去結果に係る報告書を提出してもらっている。紙の処理の場合は提供した情報が全て返還されたか、チェックを行い、消去した場合は消去結果の報告を受けている。</li> <li>・データセンタから委託先事業者へ特定個人情報を提供する場合には、事前に委託先事業者からデータ消去の方法、時期等の申請を義務付けている。また、契約履行完了時に、特定個人情報ファイルの返還、消去を義務付けている。委託先事業者側での特定個人情報ファイルの消去は、委託事業者側から任意の様式により、消去結果に係る報告書を提出してもらっている。</li> <li>・委託契約終了後は、委託先から特定個人情報等の消去・廃棄等に関する報告書を提出させ、消去及び廃棄状況の確認を行う。</li> </ul> <p>&lt;クラウド移行作業時に関する措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。</li> </ul> |
| 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定       | [ 定めている ] | <選択肢><br>1) 定めている 2) 定めていない   |
| 規定の内容                             |           | <p>機密保持契約として以下を定めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託業務作業外の職員、第三者への提供、開示、漏えいの禁止。</li> <li>・目的外利用の禁止。</li> <li>・無断複製の禁止。</li> <li>・契約終了後の返還、廃棄、消去。</li> <li>・セキュリティ事故発生時の報告。</li> <li>・安全管理体制の報告、資料提出。</li> <li>・厳重な保管。</li> <li>・再委託に係る規定。</li> </ul>  |

|                             |              |   |
|-----------------------------|--------------|---|
| 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 | [ 十分に行っている ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない 4) 再委託していない  |
| 具体的な方法                      |              | <p>・再委託が必要な場合は委託先から事前に再委託の必要性について書面で確認をし、承認を行っている。</p> <p>・再委託を行う場合には、委託と同様の機密保持契約の遵守を規定しており、委託先から適宜報告を受け、改善の必要がある場合には改善の指示を行い、改善結果の報告を受けている。</p> <p>・国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。</p> <p>・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること</p> <p>・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること</p> <p>・日本国内でのデータ保管を条件としていること</p> <p>・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。</p> <p>・クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に基づくクラウドサービスリストに掲載されているものとする。</p> <p>・国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。</p> <p>&lt;医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務&gt;</p> <p>・医療保険者等向け中間サーバー等の運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。</p> <p>(1)ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること</p> <p>(2)セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること</p> <p>(3)日本国内でのデータ保管を条件としていること</p> <p>(4)上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。</p> <p>・運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者及び運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上及び運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。</p> <p>&lt;国保総合(国保集約)システムのクラウド移行作業時に関する措置&gt;</p> <p>・データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業には、委託先の責任者が特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効するが、当該IDの権限及び数は必要最小限とし、作業者は範囲を超えた操作が行えないよう系統的に制御することを委託先に遵守させることとしている。</p> <p>・移行作業終了の際には、委託先の責任者が迅速にアクセス権限を更新し、当該IDを失効させることを委託先に遵守させることとしている。</p> <p>・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。</p> <p>・移行以外の目的・用途でファイルを作成しないよう、委託先に対して周知徹底を行うとともに、作業時にチェックリストなどを用いて不必要な複製がされていないか記録を残すことを委託先に遵守させることとしている。</p> <p>・特定個人情報ファイルにアクセスする移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施することを委託先に遵守させることとしている。・移行作業に関しては定期的にログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視することを委託先に遵守させることとしている。</p> |
| その他の措置の内容                   | -            |   |
| リスクへの対策は十分か                 | [ 十分である ]    | <選択肢><br>1) 特に力を入れている 2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |

## 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

### < 国保連における措置 >

- ・国保総合(国保集約)システムにおいて保有する特定個人情報、インターネットに流出することを防止するため、国保総合(国保集約)システムはインターネットには接続できないようシステム面の措置を講じている。
- ・国保総合(国保集約)システムではUTM(コンピュータウイルスやハッキング等の脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。
- ・国保総合(国保集約)システムでは、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、パターンファイルの更新を行う。
- ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要なセキュリティパッチの適用を行う。
- ・国保総合(国保集約)システムのデータベースに直接アクセスできる端末を国保連の管理区域に設置し、設置場所への入退室記録管理、監視カメラによる監視及び施錠管理を行う。
- ・特定個人情報等を取扱う機器、電子媒体及び書類等の盗難又は紛失等を防止するために、物理的な安全管理措置を講ずる。
- ・国保総合(国保集約)システムを使用して特定個人情報ファイルの複製等の操作が可能な職員を最小限に限定する。
- ・特定個人情報ファイルを電子記録媒体に複製する際には、不必要な複製を制限するため、事前に特定個人情報保護責任者(連合会)の承認を得る。
- ・許可された電子記録媒体又は機器等以外のものについて使用の制限等の必要な措置を講ずる。また、記録機能を有する機器の情報システム端末等への接続の制限等の必要な措置を講ずる。
- ・電子記録媒体は、媒体管理簿で管理し、保管庫に施錠保管する。電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。保管する必要がない使用済の電子記録媒体はシュレッダーで粉碎し破棄する。

### < 取りまとめ機関における措置 >

- ・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。

| 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)                      |   | [ ] 提供・移転しない  |
|--|---|---|
| リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク   |   |   |
| 特定個人情報の提供・移転の記録  | [ 記録を残している ]  | <選択肢><br>1) 記録を残している      2) 記録を残していない              |
| 具体的な方法   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・庁内組織間での紙での情報連携は、台帳に記載し記録を保持している。</li> <li>・国保事務以外での国保システムの利用は、すべてログとして記録を保持している。</li> <li>・他自治体への紙の送付では、台帳に記載し、情報提供を実施している。</li> </ul>  |   |
| 特定個人情報の提供・移転に関するルール  | [ 定めている ]   | <選択肢><br>1) 定めている      2) 定めていない                    |
| ルール内容及びルール遵守の確認方法  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・庁内組織間での紙での情報連携については、提供の際に、複数職員による確認をしている。</li> <li>・国保事務以外での国保システムの利用は、予め定められた仕様に基づく利用であるため、職員による意図的な不正なやり取りは発生しない。</li> <li>・他自治体への紙の送付の際には、複数職員による確認をしている。</li> </ul>   |   |
| その他の措置の内容  | -   |   |
| リスクへの対策は十分か  | [ 十分である ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている      2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク   |   |   |
| リスクに対する措置の内容   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・庁内組織間での紙での情報連携については、予め定められた運用ルールに基づき提供を行っており、不適切な方法でのデータ連携は実施できないよう対策している。</li> <li>・国保事務以外での国保システムの利用は、予め定められた仕様に基づき、開示範囲を限定しており、不適切な方法でのデータ連携は実施できないよう対策している。</li> <li>・他自治体への紙の送付は、予め他自治体との間で定めた運用ルールに基づき、データ提供を行っている。</li> </ul> <p>提供・移転に関しての法令上の根拠は、「 章5.特定個人情報の提供・移転」を参照</p> |   |
| リスクへの対策は十分か  | [ 十分である ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている      2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク                      |   |   |
| リスクに対する措置の内容   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・庁内組織間での紙での情報連携については、複数職員での確認をしており、誤った情報・相手に提供する事はない。</li> <li>・国保事務以外での国保システムの利用は、予め定められた仕様に基づき、開示範囲を限定しており、情報の利用者を限定しているため、誤った情報、誤った相手とやり取りすることはない。</li> <li>・他自治体への紙の送付は、複数職員での確認をしており、誤った情報・相手に提供する事はない。</li> </ul>  |   |
| リスクへの対策は十分か  | [ 十分である ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている      2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 特定個人情報の提供・移転 (委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 |   |   |
| -  |   |   |

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ] 接続しない(入手) [ ] 接続しない(提供)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

|              |   |
|--------------|---|
| リスクに対する措置の内容 | <p>&lt; 国保システム、統合DBのソフトウェアにおける措置 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報照会処理については、当該事務の権限を有する職員のみを実施できるようにアクセス権限を設定している。</li> <li>・情報照会処理については、業務システム側で操作ログを記録しており、処理実施者、操作内容を把握している。</li> </ul> <p>&lt; 国保システム、統合DBの運用における措置 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務システムで記録している操作ログにより、目的外の入手が行われていないことを適宜確認している。また、操作ログにより操作者、操作内容が把握可能である旨、広く関係者に周知している。</li> <li>・番号法に定められている事務以外での情報照会は禁止されている旨、広く関係者に周知している。</li> </ul> <p>&lt; 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報照会機能( 1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト( 2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</li> <li>・中間サーバーの職員認証・権限管理機能( 3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</li> <li>( 1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</li> <li>( 2) 番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。</li> <li>( 3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</li> </ul> <p>&lt; 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 &gt;</p> <p>-</p> <p>&lt; 中間サーバー、統合DBの運用における措置 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報提供等記録/アクセス記録、アクセスログ(ログイン認証、操作内容、特定個人情報アクセスログ、アクセス時間、処理時刻等)、DBログを、適宜、確認している。</li> <li>・また、中間サーバー側において、上記ログを取得しており、操作者、操作内容が把握可能である旨、広く関係者に周知している。</li> </ul> |
| リスクへの対策は十分か  | [ 十分である ] <span style="float: right;">                     &lt; 選択肢 &gt;<br/>                     1) 特に力を入れている      2) 十分である<br/>                     3) 課題が残されている                 </span>  |

リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク

|              |  |
|--------------|--|
| リスクに対する措置の内容 | <p>&lt; 国保システム、統合DBのソフトウェアにおける措置 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバーと統合DB、国保システム間の連携は、LGWAN、庁内ネットワーク及びサーバー間通信に限定されるため、安全が確保されている。</li> </ul> <p>&lt; 国保システム、統合DBの運用における措置 &gt;</p> <p>-</p> <p>&lt; 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。</li> </ul> <p>&lt; 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</li> <li>・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</li> </ul> <p>&lt; 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 &gt;</p> <p>-</p> <p>&lt; 中間サーバーの運用における措置 &gt;</p> <p>-</p> |
| リスクへの対策は十分か  | [ 十分である ] <span style="float: right;">                     &lt; 選択肢 &gt;<br/>                     1) 特に力を入れている      2) 十分である<br/>                     3) 課題が残されている                 </span>   |

| リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク    |  |
|-------------------------------|--|
| リスクに対する措置の内容                  | <p>&lt; 国保システム、統合DBのソフトウェアにおける措置 &gt;<br/> ・情報照会に当たっては、中間サーバーから入手した特定個人情報が統合DB、国保システムへの登録の際に誤った状態で登録されないことを、検証工程で十分に確認しているため、入手に当たって特定個人情報が不正確となることはない。</p> <p>&lt; 国保システムの運用における措置 &gt;<br/> -</p> <p>&lt; 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 &gt;<br/> ・中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</p> <p>&lt; 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 &gt;<br/> -</p>  |
| リスクへの対策は十分か                   | <p>[ 十分である ] &lt; 選択肢 &gt;<br/> 1) 特に力を入れている 2) 十分である<br/> 3) 課題が残されている</p>  |
| リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク |  |
| リスクに対する措置の内容                  | <p>&lt; 国保システム、統合DBのソフトウェアにおける措置 &gt;<br/> ・中間サーバーと統合DB、国保システム間の連携は、LGWAN、庁内ネットワーク及びサーバー間通信に限定されるため、漏えい・紛失するリスクを排除している。</p> <p>&lt; 国保システム、統合DBの運用における措置 &gt;<br/> -</p> <p>&lt; 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 &gt;<br/> ・中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している( )。<br/> ・既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。<br/> ・情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。<br/> ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。<br/> ( ) 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p> <p>&lt; 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 &gt;<br/> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。<br/> ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。<br/> ・中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。</p> <p>&lt; 中間サーバーの運用における措置 &gt;<br/> -</p> |
| リスクへの対策は十分か                   | <p>[ 十分である ] &lt; 選択肢 &gt;<br/> 1) 特に力を入れている 2) 十分である<br/> 3) 課題が残されている</p>  |

| リスク5: 不正な提供が行われるリスク   |   |
|-----------------------|---|
| リスクに対する措置の内容          | <p>&lt; 国保システム、統合DBのソフトウェアにおける措置 &gt;<br/> ・特定個人情報の提供は、原則、各システム間の自動連携に限定しているため、職員が意図的に不正な提供を行うことを防止している。</p> <p>&lt; 国保システム、統合DBの運用における措置 &gt;<br/> ・中間サーバー側に登録していない、自動応答を制限している等の場合、職員の操作により特定個人情報を提供する場合には、情報提供に当たって上長承認を得た上で、国保システム、統合DBにて処理を実行する運用を義務付けている。</p> <p>&lt; 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 &gt;<br/> ・情報提供機能( )により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。<br/> ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。<br/> ・機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。<br/> ( )情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p> <p>&lt; 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 &gt;<br/> -</p> <p>&lt; 中間サーバーの運用における措置 &gt;<br/> ・中間サーバー側で取得した情報提供に係るログを使って、不正な提供が行われていないことを、必要に応じて確認する。</p> |
| リスクへの対策は十分か           | <p>[            十分である            ]            &lt; 選択肢 &gt;<br/> 1) 特に力を入れている            2) 十分である<br/> 3) 課題が残されている</p>   |
| リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク |   |
| リスクに対する措置の内容          | <p>&lt; 国保システム、統合DBのソフトウェアにおける措置 &gt;<br/> ・中間サーバーと統合DB、国保システム間の連携は、LGWAN、庁内ネットワーク及びサーバー間通信に限定している。</p> <p>&lt; 国保システム、統合DBの運用における措置 &gt;<br/> -</p> <p>&lt; 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 &gt;<br/> ・セキュリティ管理機能( )により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。<br/> ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。<br/> ( )暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照会リストを管理する機能。</p> <p>&lt; 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 &gt;<br/> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。<br/> ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。<br/> ・中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。</p> <p>&lt; 中間サーバーの運用における措置 &gt;<br/> -</p>   |
| リスクへの対策は十分か           | <p>[            十分である            ]            &lt; 選択肢 &gt;<br/> 1) 特に力を入れている            2) 十分である<br/> 3) 課題が残されている</p>   |

| リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク   |   |
|---|---|
| リスクに対する措置の内容  | <p>&lt; 国保システム、統合DBのソフトウェアにおける措置 &gt;<br/> ・情報提供に当たっては、国保システム、統合DBで作成した提供情報が誤った状態で作成されないことを、検証工程で十分に確認しているため、提供に当たって特定個人情報が不正確となることはない。</p> <p>&lt; 国保システム、統合DBの運用における措置 &gt;<br/> ・中間サーバーへ登録した情報に誤りがあることが発覚した場合に備え、事前に定めた修正手順等に沿って、修正作業を行うことを徹底している。</p> <p>&lt; 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 &gt;<br/> ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。<br/> ・情報提供データベース管理機能( )により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。<br/> ・情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。<br/> ( ) 特定個人情報を副本として保存・管理する機能。</p> <p>&lt; 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 &gt;<br/> -</p> <p>&lt; 中間サーバーの運用における措置 &gt;<br/> ・中間サーバーへ登録した情報に誤りがあることが発覚した場合に備え、事前に定めた修正手順等に沿って、修正作業を行うことを徹底している。</p> |
| リスクへの対策は十分か   | <p>[ 十分である ] &lt; 選択肢 &gt;<br/> 1) 特に力を入れている 2) 十分である<br/> 3) 課題が残されている</p>   |
| 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置   |   |
| <p>&lt; 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 &gt;<br/> ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。<br/> ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p>&lt; 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 &gt;<br/> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。<br/> ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。<br/> ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。<br/> ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p> <p>&lt; 江戸川区における措置 &gt;<br/> ・業務システム、中間サーバー接続端末での情報照会、情報提供等を業務マニュアルに記載し、新規従業員に対して、年1回研修を実施している。</p> |   |

| 7. 特定個人情報の保管・消去           |  |   |
|---------------------------|--|---|
| リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク |  |   |
| NISC政府機関統一基準群             | [ 政府機関ではない ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している<br>3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない |
| 安全管理体制                    | [ 十分に整備している ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している<br>3) 十分に整備していない             |
| 安全管理規程                    | [ 十分に整備している ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している<br>3) 十分に整備していない             |
| 安全管理体制・規程の職員への周知          | [ 十分に周知している ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している<br>3) 十分に周知していない             |
| 物理的対策                     | [ 特に力を入れて行っている ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない                |
| 具体的な対策の内容                 | <p>&lt;江戸川区における措置&gt;<br/>           ・特定個人情報を保管するサーバーの設置場所では、入退室管理を行っている。<br/>           ・特定個人情報を扱う職員が離席する際には、特定個人情報を記した書類は机上に放置せず、キャビネットに施錠保管している。<br/>           ・特定個人情報を扱う端末は、セキュリティワイヤにより盗難防止を行い、端末起動時はICカードとパスワードによる認証によりログインし、特定個人情報を扱う職員が離席する際には、時間経過によるロックを行い、ロック解除時はICカードで解除している。<br/>           ・特定個人情報を含むデータを持ち出し、媒体に保管する場合は、セキュリティ管理者へ都度申請し承認を受けるなどの運用ルールを定め、遵守している。<br/>           ・特定個人情報を保管するサーバーに係る脅威に対して、無停電電源装置の設置、室温管理、ケーブルの安全管理、耐震対策、防火措置、防水措置等を講じている。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;<br/>           ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。<br/>           ・事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。</p>  |   |
| 技術的対策                     | [ 特に力を入れて行っている ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない                |
| 具体的な対策の内容                 | <p>&lt;江戸川区における措置&gt;<br/>           ・ウイルス対策ソフトを導入し、定期的にパターンファイルの更新を行っている。<br/>           ・OSやアプリケーション等に対するセキュリティ対策用修正ソフトウェア(いわゆるセキュリティパッチ)を適用している。<br/>           ・ファイアウォールにより、サーバーへのアクセスを制御している。<br/>           ・日次でバックアップファイルを取得して、テープとディスクに記録している。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;<br/>           ・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。<br/>           ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。<br/>           ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p> <p>&lt;国保総合PC及びデータ連携用PCにおける措置&gt;<br/>           ・国保総合PC及びデータ連携用PCで使用できる外部媒体は、情報システム管理者が使用許可したもののみを使用可能とする。<br/>           ・国保総合PC及びデータ連携用PCには、ウイルス対策ソフトを導入し、ウイルスパターンファイルは適時更新する。<br/>           ・不正アクセス防止策として、ファイアウォールを導入している。<br/>           ・オペレーティングシステム等にはパッチの適用を随時に、できるだけ速やかに実施している。</p> |   |

|   |   |  |
|---|---|--|
| バックアップ  | [ 十分に行っている ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない |
| 事故発生時手順の策定・周知   | [ 十分に行っている ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない |
| 過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか   | [ 発生あり ]  | <選択肢><br>1) 発生あり 2) 発生なし                             |
| その内容  | 令和3年6月28日に行った廃棄作業において、保存期限内の文書(戸籍附票記載事項通知確認書及び出力リスト1,822件並びに転属通知537件分)を誤って廃棄し溶解処理していたことが、同年7月2日に発覚した。                                     |  |
| 再発防止策の内容  | これまで行っていた、廃棄する箱に廃棄年度を赤字表示する処理に加え、連番を振ってチェックしてから廃棄文書積み込み用トラックへの積込を行うこととし、現場には指示・確認できる職員を常駐させる。   |  |
| 死者の個人番号   | [ 保管している ]  | <選択肢><br>1) 保管している 2) 保管していない                        |
| 具体的な保管方法  | データセンタ内のサーバーで管理しており、生存者の個人番号と同様の方法にて安全管理措置を実施している。  |  |
| その他の措置の内容   | -   |  |
| リスクへの対策は十分か   | [ 十分である ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている 2) 十分である<br>3) 課題が残されている       |
| リスク2: 特定個人情報古い情報のまま保管され続けるリスク   |   |  |
| リスクに対する措置の内容  | 江戸川区民の個人番号、4情報、その他の住民票関係情報は、連携処理の中で不具合が発生した場合、エラーとして検知できるように設定しているため、古い情報のまま保存され続けることはない。<br>住民からの申請に基づき、調査等を行い、正確な記録を確保するために必要な措置を講じている。 |  |
| リスクへの対策は十分か   | [ 十分である ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている 2) 十分である<br>3) 課題が残されている       |
| リスク3: 特定個人情報消去されずいつまでも存在するリスク   |   |  |
| 消去手順  | [ 定めている ]   | <選択肢><br>1) 定めている 2) 定めていない                          |
| 手順の内容   | 国保システム内のデータについては、平成27年度にデータ削除のルールを定めた。平成28年度以降はそのルールに沿って毎年度削除している。<br>申告書及び届出書等の紙媒体については、外部業者による裁断溶解処理、又は職員が裁断処理している。                     |  |
| その他の措置の内容   | -   |  |
| リスクへの対策は十分か   | [ 十分である ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている 2) 十分である<br>3) 課題が残されている       |
| 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置  |   |  |
| <p>&lt;取りまとめ機関における措置&gt;<br/>支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境」において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務、及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。</p> |   |  |

## 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (7. リスク1 を除く。)

| 1. 特定個人情報ファイル名                          |   |
|---|---|
| 収納管理情報ファイル                              |   |
| 2. 特定個人情報の入手 (情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) |   |
| リスク1: 目的外の入手が行われるリスク                    |   |
| 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・江戸川区民の個人番号、4情報、その他の住民票関係情報の入手方法は、住記システムにて入力した情報を、統合DB経由で取得する方法に限定されるため、対象者以外の情報を入手することはない。</li> <li>・各種住民情報の入手方法は、担当業務システムにて入力した情報を統合DB経由又は直接連携で取得する方法に限定されるため、対象者以外の情報を入手することはない。</li> <li>・住民から入手する還付金請求書情報は、1件ごとに氏名・住所等を確認の上、対象者以外の情報を入手しないように精査している。</li> <li>・市町村CSからの住基情報の入手は、事前に国保システムに登録されている住民に関する情報の入手に、運用上限定している。</li> </ul>   |
| 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・江戸川区民の個人番号、4情報、その他の住民票関係情報の入手方法は、住記システムにて入力した情報を、統合DB経由で予め定められたインターフェース仕様に基づき、取得する方法に限定されるため、必要な情報以外の情報を入手することはない。</li> <li>・各種住民情報の入手方法は、担当業務システムにて入力した情報を、統合DB経由又は直接連携で予め定められたインターフェース仕様に基づき、取得する方法に限定されるため、必要な情報以外の情報を入手することはない。</li> <li>・住民から入手する還付金請求書情報は、予め定められた帳票様式に基づき入手するため、必要な情報以外を入手することはない。</li> <li>・市町村CSからの住基情報の入手は、国保システムで管理している項目に関する情報の入手に、運用上限定している。</li> </ul> |
| その他の措置の内容                               | -   |
| リスクへの対策は十分か                             | <div style="display: flex; align-items: center;"> <span style="margin-right: 10px;">[ 十分である ]</span> <div style="margin-left: 20px;"> <p style="margin: 0;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="margin: 0;">1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p style="margin: 0;">3) 課題が残されている</p> </div> </div>   |
| リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク                 |   |
| リスクに対する措置の内容                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・江戸川区民の個人番号、4情報、その他の住民票関係情報、各種住民情報の入手については、入退室管理をしているデータセンタ内のサーバー間通信に限定することで、安全を担保している。</li> <li>・住民からの入手は、予め決められた窓口(職員による受付、職員による郵送受付等)に限定した入手とすることで、詐取・奪取が行われないようにしている。</li> <li>・市町村CSは生体認証による認証を行っているため、市町村CSで確認した情報を国保システムに登録できる職員等は限定されている。</li> </ul>   |
| リスクへの対策は十分か                             | <div style="display: flex; align-items: center;"> <span style="margin-right: 10px;">[ 十分である ]</span> <div style="margin-left: 20px;"> <p style="margin: 0;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="margin: 0;">1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p style="margin: 0;">3) 課題が残されている</p> </div> </div>   |

|   |  |
|---|--|
| リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク                                  |  |
| 入手の際の本人確認の措置の内容   | ・統合DB等庁内システムから入手する情報については、入手元の各業務で本人確認を行っている。  |
| 個人番号の真正性確認の措置の内容  | ・上記の通り、入手の各段階で、本人確認とともに、個人番号の真正性確認を行っている。  |
| 特定個人情報の正確性確保の措置の内容  | ・上記の通り、入手の各段階で、本人確認とともに、特定個人情報の正確性を確保している。<br>・職員にて収集した情報に基づいて、適宜、職権で修正することで、正確性を確保している。<br>・住民への還付・充当通知により、住民から特定個人情報の誤り等の指摘があれば、調査を行い、誤りが確認できた場合には修正を行っている。  |
| その他の措置の内容   | -  |
| リスクへの対策は十分か   | [ 十分である ] <選択肢><br>1) 特に力を入れている 2) 十分である<br>3) 課題が残されている   |
| リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク                               |  |
| リスクに対する措置の内容  | ・江戸川区民の個人番号、4情報、その他の住民票関係情報、各種住民情報の入手は、入退室管理をしているデータセンタ内のサーバー間通信に限定することで、情報漏えい、紛失等を防止している。<br>・住民から提出された請求書情報の入手については、予め提出先を広く周知することで、送付先誤り等による情報漏えい・紛失等を防止している。<br>・市町村CSで確認した住基情報を国保システムに登録する際には、市町村CSでの確認結果を記載した紙を、国保システムへの入力完了後に施錠可能なキャビネット等に保存することで、情報漏えい、紛失等を防止している。また、一定期間経過後は裁断処分している。 |
| リスクへの対策は十分か   | [ 十分である ] <選択肢><br>1) 特に力を入れている 2) 十分である<br>3) 課題が残されている   |
| 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 |  |
| -   |  |

| 3. 特定個人情報の使用                                  |   |
|---|---|
| リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク         |   |
| 宛名システム等における措置の内容                              | ・個人番号と紐付けて取得する情報は、特定個人情報として定義した住民票関係情報にシステムの機能として限定している為、業務上必要な情報以外と紐付けすることはない。   |
| 事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容                      | ・個人番号と紐付けて管理する情報は、特定個人情報として定義した「ファイルの概要」の記録される項目部分で明示した業務上必要な情報にシステムの機能として限定している為、業務上必要な情報以外と紐付けすることはない。  |
| その他の措置の内容                                     | -   |
| リスクへの対策は十分か                                   | [ 十分である ] <選択肢><br>1) 特に力を入れている 2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク |   |
| ユーザ認証の管理                                      | [ 行っている ] <選択肢><br>1) 行っている 2) 行っていない   |
| 具体的な管理方法                                      | ・庁内ネットワークへのログインは、職員が常時携帯するICカードとパスワードでの認証を必要としているため、権限のない第三者は利用できない。<br>・国保システムへのアクセスは、職員が常時携帯するICカードでのSSO認証を必要としているため、権限のない第三者は利用できない。<br>・国保システムの操作において、ICカードのユーザIDにより、業務システムの利用権限を付与しているため、権限のない第三者は利用できない。  |
| アクセス権限の発効・失効の管理                               | [ 行っている ] <選択肢><br>1) 行っている 2) 行っていない   |
| 具体的な管理方法                                      | ・正規職員については、ICカードの発行、失効は、職員課にて行い、職員課からの人事情報に基づき、DX推進課にて庁内ネットワークのログイン権限を設定している。また、非正規職員については、各業務主管課からの申請に基づき、DX推進課にてICカードの発行、失効、庁内ネットワークへのログイン権限を設定している。<br>・業務システムの利用権限を有するユーザIDの発行、失効は、職員課からの人事情報に基づき、医療保険課内のアクセス管理権限を有する職員にて、一元的に管理している。また、非正規職員等は、契約期間に応じて、ユーザIDに有効期限を設定している。 |
| アクセス権限の管理                                     | [ 行っている ] <選択肢><br>1) 行っている 2) 行っていない   |
| 具体的な管理方法                                      | ・ICカードのユーザID情報については、DX推進課にて、定期的にチェックを行い、不要なIDが残存しないようにしている。<br>・業務システムの利用権限を有するユーザIDについても、ユーザIDの管理者にて、定期的にチェックを行い、不要なIDが残存しないようにしている。また、利用期間が明確であれば、ユーザIDに有効期限を設定し、期限到来により自動的にアクセス制限されるようにしている。   |
| 特定個人情報の使用の記録                                  | [ 記録を残している ] <選択肢><br>1) 記録を残している 2) 記録を残していない  |
| 具体的な方法  | ・ユーザIDとともに、庁内ネットワークへのログイン、メールの送受信記録、外部媒体への出力、業務サーバーへのアクセス等操作記録を、ログとして保管している。<br>・ユーザIDとともに、国保システム内での特定個人情報への登録、更新、削除、参照の操作記録を、ログとして取得し、保管している。<br>・また、情報漏えい等が発生した場合には、当該操作に関わるログを確認できるようになっている。   |
| その他の措置の内容                                     | -   |
| リスクへの対策は十分か                                   | [ 十分である ] <選択肢><br>1) 特に力を入れている 2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |

| リスク3： 従業者が事務外で使用するリスク             |   |
|-----------------------------------|---|
| リスクに対する措置の内容                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・各種操作ログを取得しているため、業務外利用をした場合には特定可能であることを職員に周知し、業務外利用を抑止している。</li> <li>・全職員に対し、年に数回、個人情報保護に関するeラーニングを受講させ、業務外利用を防止している。また、新規任用者に対し、研修を実施し、業務外利用を防止している。</li> <li>・非正規職員は、契約時に、業務上知り得た情報の業務外利用の禁止に関する条項を含む承諾書に、署名をしている。</li> <li>・他市区町村や行政機関において、市民等の情報を業務外の目的で閲覧したり、市民等の情報を外部に漏らしたりした者についての新聞記事等を、課内にて情報共有している。</li> </ul> |
| リスクへの対策は十分か                       | <p>[ 十分である ]      &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>   |
| リスク4： 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク      |   |
| リスクに対する措置の内容                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・バックアップファイルの作成は、入退室管理をしているデータセンタでの作業に限定され、また、バックアップファイルの持ち出しは区による承認を必須としている。</li> <li>・特定個人情報ファイルの外部媒体への出力は、特定の端末で実施することに限定している。また、操作ログにより操作者、操作内容が把握可能であると広く関係者に周知することで、不正な複製がないように対策している。</li> </ul>   |
| リスクへの対策は十分か                       | <p>[ 十分である ]      &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>   |
| 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 |   |
| -                                 |   |



|   |   |  |
|---|---|--|
| 特定個人情報の消去ルール                              | [ 定めている ]   | <選択肢><br>1) 定めている 2) 定めていない                                      |
| ルールの内容及び<br>ルール遵守の確認方法                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・庁内から委託先事業者へ提供した特定個人情報の消去は、委託事業者側から任意の様式により、消去結果に係る報告書を提出してもらっている。</li> <li>・データセンタから委託先事業者へ特定個人情報を提供する場合には、事前に委託先事業者からデータ消去の方法、時期等の申請を義務付けている。また、契約履行完了時に、特定個人情報ファイルの返還、消去を義務付けている。委託先事業者側での特定個人情報ファイルの消去は、委託事業者側から任意の様式により、消去結果に係る報告書を提出してもらっている。</li> </ul> |  |
| 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定               | [ 定めている ]   | <選択肢><br>1) 定めている 2) 定めていない                                      |
| 規定の内容                                     | <p>機密保持契約として以下を定めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託業務作業外の職員、第三者への提供、開示、漏えいの禁止。</li> <li>・目的外利用の禁止。</li> <li>・無断複製の禁止。</li> <li>・契約終了後の返還、廃棄、消去。</li> <li>・セキュリティ事故発生時の報告。</li> <li>・安全管理体制の報告、資料提出。</li> <li>・厳重な保管。</li> <li>・再委託に係る規定。</li> </ul>                                  |  |
| 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保               | [ 十分に行っている ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない 4) 再委託していない |
| 具体的な方法                                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・再委託が必要な場合は委託先から事前に再委託の必要性について書面で確認をし、承認を行っている。</li> <li>・再委託を行う場合には、委託と同様の機密保持契約の遵守を規定しており、委託先から適宜報告を受け、改善の必要がある場合には改善の指示を行い、改善結果の報告を受けている。</li> </ul>  |  |
| その他の措置の内容                                 | -   |  |
| リスクへの対策は十分か                               | [ 十分である ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている 2) 十分である<br>3) 課題が残されている                   |
| 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 |   |  |
| -   |   |  |

| 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)                      |   | [ ] 提供・移転しない  |
|--|---|---|
| リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク   |   |   |
| 特定個人情報の提供・移転の記録  | [ 記録を残している ]  | <選択肢><br>1) 記録を残している      2) 記録を残していない              |
| 具体的な方法   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・庁内組織間での紙での情報連携は、台帳に記載し記録を保持している。</li> <li>・国保事務以外での国保システムの利用は、すべてログとして記録を保持している。</li> <li>・他自治体への紙の送付の際には、複数職員による確認をしている。</li> </ul>  |   |
| 特定個人情報の提供・移転に関するルール  | [ 定めている ]   | <選択肢><br>1) 定めている      2) 定めていない                    |
| ルール内容及びルール遵守の確認方法  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・庁内組織間での紙での情報連携については、提供の際に、複数職員による確認をしている。</li> <li>・国保事務以外での国保システムの利用は、予め定められた仕様に基づく利用であるため、職員による意図的な不正なやり取りは発生しない。</li> <li>・他自治体への紙の送付の際には、複数職員による確認をしている。</li> </ul>   |   |
| その他の措置の内容  | -   |   |
| リスクへの対策は十分か  | [ 十分である ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている      2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク   |   |   |
| リスクに対する措置の内容   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・庁内組織間での紙での情報連携については、予め定められた運用ルールに基づき提供を行っており、不適切な方法でのデータ連携は実施できないように対策している。</li> <li>・国保事務以外での国保システムの利用は、予め定められた仕様に基づき、開示範囲を限定しており、不適切な方法でのデータ連携は実施できないように対策している。</li> <li>・他自治体への紙の送付は、予め他自治体との間で定めた運用ルールに基づき、データ提供を行っている。</li> </ul> <p>提供・移転に関しての法令上の根拠は、「 章5.特定個人情報の提供・移転」を参照</p> |   |
| リスクへの対策は十分か  | [ 十分である ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている      2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク                      |   |   |
| リスクに対する措置の内容   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・庁内組織間での紙での情報連携については、複数職員での確認をしており、誤った情報・相手に提供する事はない。</li> <li>・国保事務以外での国保システムの利用は、予め定められた仕様に基づき、開示範囲を限定しており、情報の利用者を限定しているため、誤った情報、誤った相手とやり取りすることはない。</li> <li>・他自治体への紙の送付は、複数職員での確認をしており、誤った情報・相手に提供する事はない。</li> </ul>  |   |
| リスクへの対策は十分か  | [ 十分である ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている      2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 特定個人情報の提供・移転 (委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 |   |   |
| -  |   |   |

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ] 接続しない(入手) [ ] 接続しない(提供)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

|              |   |
|--------------|---|
| リスクに対する措置の内容 | <p>&lt; 国保システム、統合DBのソフトウェアにおける措置 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報照会処理については、当該事務の権限を有する職員のみを実施できるようにアクセス権限を設定している。</li> <li>・情報照会処理については、業務システム側で操作ログを記録しており、処理実施者、操作内容を把握している。</li> </ul> <p>&lt; 国保システム、統合DBの運用における措置 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務システムで記録している操作ログにより、目的外の入手が行われていないことを適宜確認している。また、操作ログにより操作者、操作内容が把握可能である旨、広く関係者に周知している。</li> <li>・番号法に定められている事務以外での情報照会は禁止されている旨、広く関係者に周知している。</li> </ul> <p>&lt; 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報照会機能( 1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト( 2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</li> <li>・中間サーバーの職員認証・権限管理機能( 3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</li> <li>( 1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</li> <li>( 2) 番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。</li> <li>( 3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</li> </ul> <p>&lt; 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 &gt;</p> <p>-</p> <p>&lt; 中間サーバー、統合DBの運用における措置 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報提供等記録/アクセス記録、アクセスログ(ログイン認証、操作内容、特定個人情報アクセスログ、アクセス時間、処理時刻等)、DBログを、適宜、確認している。</li> <li>・また、中間サーバー側において、上記ログを取得しており、操作者、操作内容が把握可能である旨、広く関係者に周知している。</li> </ul> |
|--------------|---|

|             |           |   |
|-------------|-----------|---|
| リスクへの対策は十分か | [ 十分である ] | < 選択肢 ><br>1) 特に力を入れている      2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
|-------------|-----------|---|

リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク

|              |   |
|--------------|---|
| リスクに対する措置の内容 | <p>&lt; 国保システム、統合DBのソフトウェアにおける措置 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバーと統合DB、国保システム間の連携は、LGWAN、庁内ネットワーク及びサーバー間通信に限定されるため、安全が確保されている。</li> </ul> <p>&lt; 国保システム、統合DBの運用における措置 &gt;</p> <p>-</p> <p>&lt; 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるように設計されるため、安全性が担保されている。</li> </ul> <p>&lt; 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</li> <li>・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</li> </ul> <p>&lt; 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 &gt;</p> <p>-</p> <p>&lt; 中間サーバーの運用における措置 &gt;</p> <p>-</p> |
|--------------|---|

|             |           |   |
|-------------|-----------|---|
| リスクへの対策は十分か | [ 十分である ] | < 選択肢 ><br>1) 特に力を入れている      2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
|-------------|-----------|---|

|                                    |  |
|------------------------------------|--|
| リスク3： 入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク    |  |
| リスクに対する措置の内容                       | <p>&lt; 国保システム、統合DBのソフトウェアにおける措置 &gt;<br/> ・情報照会に当たっては、中間サーバーから入手した特定個人情報が統合DB、国保システムへの登録の際に誤った状態で登録されないことがないことを、検証工程で十分に確認しているため、入手に当たって特定個人情報が不正確となることはない。</p> <p>&lt; 国保システムの運用における措置 &gt;<br/> -</p> <p>&lt; 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 &gt;<br/> ・中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</p> <p>&lt; 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 &gt;<br/> -</p> <p>&lt; 中間サーバーの運用における措置 &gt;<br/> -</p>   |
| リスクへの対策は十分か                        | [ 十分である ] < 選択肢 ><br>1) 特に力を入れている 2) 十分である<br>3) 課題が残されている   |
| リスク4： 入手の際に特定個人情報 that 漏えい・紛失するリスク |  |
| リスクに対する措置の内容                       | <p>&lt; 国保システム、統合DBのソフトウェアにおける措置 &gt;<br/> ・中間サーバーと統合DB、国保システム間の連携は、LGWAN、庁内ネットワーク及びサーバー間通信に限定されるため、漏えい・紛失するリスクを排除している。</p> <p>&lt; 国保システム、統合DBの運用における措置 &gt;<br/> -</p> <p>&lt; 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 &gt;<br/> ・中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している( )。<br/> ・既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。<br/> ・情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。<br/> ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。<br/> ( ) 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p> <p>&lt; 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 &gt;<br/> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。<br/> ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。<br/> ・中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。</p> <p>&lt; 中間サーバーの運用における措置 &gt;<br/> -</p> |
| リスクへの対策は十分か                        | [ 十分である ] < 選択肢 ><br>1) 特に力を入れている 2) 十分である<br>3) 課題が残されている   |



| リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク   |   |
|---|---|
| リスクに対する措置の内容                              | <p>&lt; 国保システム、統合DBのソフトウェアにおける措置 &gt;<br/> ・情報提供に当たっては、国保システム、統合DBで作成した提供情報が誤った状態で作成されないことを、検証工程で十分に確認しているため、提供に当たって特定個人情報が不正確となることはない。</p> <p>&lt; 国保システム、統合DBの運用における措置 &gt;<br/> ・中間サーバーへ登録した情報に誤りがあることが発覚した場合に備え、事前に定めた修正手順等に沿って、修正作業を行うことを徹底している。</p> <p>&lt; 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 &gt;<br/> ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。<br/> ・情報提供データベース管理機能( )により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。<br/> ・情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。<br/> ( ) 特定個人情報を副本として保存・管理する機能。</p> <p>&lt; 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 &gt;<br/> -</p> <p>&lt; 中間サーバーの運用における措置 &gt;<br/> ・中間サーバーへ登録した情報に誤りがあることが発覚した場合に備え、事前に定めた修正手順等に沿って、修正作業を行うことを徹底している。</p> |
| リスクへの対策は十分か                               | <p>[ 十分である ] &lt; 選択肢 &gt;<br/> 1) 特に力を入れている 2) 十分である<br/> 3) 課題が残されている</p>   |
| 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置 |   |
|   | <p>&lt; 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 &gt;<br/> ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。<br/> ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p>&lt; 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 &gt;<br/> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。<br/> ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。<br/> ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。<br/> ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p> <p>&lt; 江戸川区における措置 &gt;<br/> ・業務システム、中間サーバー接続端末での情報照会、情報提供等を業務マニュアルに記載し、新規従業員に対して、年1回研修を実施している。</p>   |

| 7. 特定個人情報の保管・消去           |  |   |
|---------------------------|--|---|
| リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク |  |   |
| NISC政府機関統一基準群             | [ 政府機関ではない ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している<br>3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない |
| 安全管理体制                    | [ 十分に整備している ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している<br>3) 十分に整備していない             |
| 安全管理規程                    | [ 十分に整備している ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している<br>3) 十分に整備していない             |
| 安全管理体制・規程の職員への周知          | [ 十分に周知している ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している<br>3) 十分に周知していない             |
| 物理的対策                     | [ 特に力を入れて行っている ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない                |
| 具体的な対策の内容                 | <p>&lt;江戸川区における措置&gt;<br/>           ・特定個人情報を保管するサーバの設置場所では、入退室管理を行っている。<br/>           ・特定個人情報を扱う職員が離席する際には、特定個人情報を記した書類は机上に放置せず、キャビネットに施錠保管している。<br/>           ・特定個人情報を取扱う端末は、セキュリティワイヤにより盗難防止を行い、端末起動時はICカードとパスワードによる認証によりログインし、特定個人情報を扱う職員が離席する際には、時間経過によるロックを行い、ロック解除時はICカードで解除している。<br/>           ・特定個人情報を含むデータを持ち出し、媒体に保管する場合は、セキュリティ管理者へ都度申請し承認を受けるなどの運用ルールを定め、遵守している。<br/>           ・特定個人情報を保管するサーバーに係る脅威に対して、無停電電源装置の設置、室温管理、ケーブルの安全管理、耐震対策、防火措置、防水措置等を講じている。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;<br/>           ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。<br/>           ・事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないように、警備員などにより確認している。</p> |   |
| 技術的対策                     | [ 特に力を入れて行っている ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない                |
| 具体的な対策の内容                 | <p>&lt;江戸川区における措置&gt;<br/>           ・ウイルス対策ソフトを導入し、定期的にパターンファイルの更新を行っている。<br/>           ・OSやアプリケーション等に対するセキュリティ対策用修正ソフトウェア(いわゆるセキュリティパッチ)を適用している。<br/>           ・ファイアウォールにより、サーバーへのアクセスを制御している。<br/>           ・日次でバックアップファイルを取得して、テープとディスクに記録している。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;<br/>           ・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。<br/>           ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。<br/>           ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p>  |   |
| バックアップ                    | [ 十分に行っている ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない                |

|                                       |   |  |
|---------------------------------------|---|--|
| 事故発生時手順の策定・周知                         | [ 十分に行っている ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない |
| 過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか | [ 発生あり ]  | <選択肢><br>1) 発生あり 2) 発生なし                             |
| その内容                                  | 令和3年6月28日に行った廃棄作業において、保存期限内の文書(戸籍附票記載事項通知確認書及び出力リスト1,822件分並びに転属通知537件分)を誤って廃棄し溶解処理していたことが、同年7月2日に発覚した。                                      |  |
| 再発防止策の内容                              | これまで行っていた、廃棄する箱に廃棄年度を赤字表示する処理に加え、連番を振ってチェックしてから廃棄文書積み込み用トラックへの積込を行うこととし、現場には指示・確認できる職員を常駐させる。   |  |
| 死者の個人番号                               | [ 保管している ]  | <選択肢><br>1) 保管している 2) 保管していない                        |
| 具体的な保管方法                              | データセンタ内のサーバーで管理しており、生存者の個人番号と同様の方法にて安全管理措置を実施している。  |  |
| その他の措置の内容                             | -   |  |
| リスクへの対策は十分か                           | [ 十分である ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている 2) 十分である<br>3) 課題が残されている       |
| リスク2: 特定個人情報古い情報のまま保管され続けるリスク         |   |  |
| リスクに対する措置の内容                          | ・江戸川区民の個人番号、4情報、その他の住民票関係情報は、連携処理の中で不具合が発生した場合、エラーとして検知できるように設定しているため、古い情報のまま保存され続けることはない。<br>・住民からの申請に基づき、調査等を行い、正確な記録を確保するために必要な措置を講じている。 |  |
| リスクへの対策は十分か                           | [ 十分である ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている 2) 十分である<br>3) 課題が残されている       |
| リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク        |   |  |
| 消去手順                                  | [ 定めている ]   | <選択肢><br>1) 定めている 2) 定めていない                          |
| 手順の内容                                 | ・国保システム内のデータについては、平成27年度にデータ削除のルールを定めた。平成28年度以降はそのルールに沿って毎年度削除している。<br>・申告書及び届出書等の紙媒体については、外部業者による裁断溶解処理、又は職員が裁断処理している。                     |  |
| その他の措置の内容                             | -   |  |
| リスクへの対策は十分か                           | [ 十分である ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている 2) 十分である<br>3) 課題が残されている       |
| 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置  |   |  |
| -                                     |   |  |

## その他のリスク対策

| 1. 監査  |   |
|--|---|
| 自己点検   | <p>[ 十分に行っている ] &lt; 選択肢 &gt;<br/>                     1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている<br/>                     3) 十分に行っていない</p> <p>具体的なチェック方法</p> <p>&lt; 国保システムの運用における措置 &gt;<br/>                     ・年に1回、担当部署内において実施している自己点検に用いるチェック項目に、「評価書の記載内容通りの運用がなされていること」に係る内容を追加し、運用状況を確認する。</p> <p>&lt; 中間サーバ・プラットフォームにおける措置 &gt;<br/>                     ・運用規則等に基づき、中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。</p> <p>&lt; 国保総合(国保集約)システムにおける措置 &gt;<br/>                     ・番号法第29条の3第2項に基づき、個人情報保護委員会へ特定個人情報ファイルの取扱いの状況に関する報告をする(それに伴い、国保連にも同様の報告を求めることにする)。</p>  |
| 監査   | <p>[ 十分に行っている ] &lt; 選択肢 &gt;<br/>                     1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている<br/>                     3) 十分に行っていない</p> <p>具体的な内容</p> <p>&lt; 国保システムの運用における措置 &gt;<br/>                     1、監査責任者である総務部長から委託された監査事業者が以下の観点により監査を定期的に内部監査を実施する。<br/>                     ・評価書記載事項と運用実態のチェック<br/>                     ・個人情報保護に関する規定、体制整備<br/>                     ・個人情報保護に関する人的安全管理措置<br/>                     ・職員の役割責任の明確化、安全管理措置の周知・教育<br/>                     ・個人情報保護に関する技術的安全管理措置<br/>                     2、監査の結果を踏まえ、体制や規定を改善していく。</p> <p>&lt; 中間サーバ・プラットフォームにおける措置 &gt;<br/>                     ・運用規則等に基づき、中間サーバ・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。</p>   |
| 2. 従業者に対する教育・啓発  |   |
| 従業者に対する教育・啓発   | <p>[ 十分に行っている ] &lt; 選択肢 &gt;<br/>                     1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている<br/>                     3) 十分に行っていない</p> <p>具体的な方法</p> <p>&lt; 国保システムの運用における措置 &gt;<br/>                     ・職員等(派遣職員、会計年度任用職員等を含む)に対して、個人情報保護に関する研修を行っていく。違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。<br/>                     ・委託業者に対しては、契約に個人情報保護に関する研修の実施、秘密保持に関する内容を含める事を義務付けている。</p> <p>&lt; 中間サーバ・プラットフォームにおける措置 &gt;<br/>                     ・IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。</p> <p>&lt; 国保総合(国保集約)システムに関する措置 &gt;<br/>                     ・教育事項:国保総合(国保集約)システムの操作・運用ならびに個人情報保護に関する教育及び研修<br/>                     ・教育頻度:年間1回程度<br/>                     ・教育方法:集合教育<br/>                     ・教育対象:職員及び嘱託員<br/>                     ・違反行為を行ったものに対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。<br/>                     ・委託先である国保連に対しては、契約内容において、個人情報保護に関する秘密保持契約を締結している。<br/>                     ・教育の未受講者に対しては、再受講の機会を付与している。</p> |
| 3. その他のリスク対策   |   |
| <p>&lt; 中間サーバ・プラットフォームにおける措置 &gt;<br/>                     ・中間サーバ・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p> <p>&lt; 取りまとめ機関における措置 &gt;<br/>                     ・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバ等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。</p> |   |

## 開示請求、問合せ

| 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求   |   |
|--------------------------|---|
| 請求先                      | 江戸川区 健康部 医療保険課<br>郵便番号132-8501<br>江戸川区中央1 - 4 - 1<br>電話: 03-5662-0540   |
| 請求方法                     | 自己情報(開示・訂正・利用停止)請求書を、特定個人情報を保有している主管課に提出することにより受付ける。<br>URL:<br><a href="https://www.city.edogawa.tokyo.jp/e009/kuseijoho/denshi/download/kusejoho/jouhoukoukai/jiko_jouho.html">https://www.city.edogawa.tokyo.jp/e009/kuseijoho/denshi/download/kusejoho/jouhoukoukai/jiko_jouho.html</a> |
| 特記事項                     | 身分証明証等の提示により本人確認を行う。  |
| 手数料等                     | [ 無料 ] <選択肢><br>1) 有料 2) 無料<br>(手数料額、納付方法: )  |
| 個人情報ファイル簿の公表             | [ 行っている ] <選択肢><br>1) 行っている 2) 行っていない   |
| 個人情報ファイル名                | 国民健康保険業務システム  |
| 公表場所                     | 総務部 総務課 文書係   |
| 法令による特別の手続               | -   |
| 個人情報ファイル簿への不記載等          | -   |
| 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ |   |
| 連絡先                      | 江戸川区 健康部 医療保険課<br>電話: 03-5662-0540 ファックス: 03-3651-6536  |
| 対応方法                     | ・問合せがあった場合、問合せの内容と対応の経過について記録を残す。<br>・情報漏えい等に関する問合せがあった場合は、実施機関において必要な対応を行い、総務部総務課文書係に報告する。   |

## 評価実施手続

| 1. 基礎項目評価                |  |
|--------------------------|--|
| 実施日                      | 令和5年10月6日  |
| しきい値判断結果                 | [ 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる ]<br>< 選択肢 ><br>1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる<br>2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施)<br>3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施)<br>4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施) |
| 2. 国民・住民等からの意見の聴取        |  |
| 方法                       | 江戸川区意見公募手続に関する要綱に基づき、意見公募手続を実施し、広く住民等の意見を聴取する。   |
| 実施日・期間                   | 令和5年7月15日から令和5年8月14日までの31日間  |
| 期間を短縮する特段の理由             | -  |
| 主な意見の内容                  | より効率的かつシステムティックな事務処理が期待できる一方で、それに伴うリスクについてはしっかりと検証していただきたい。  |
| 評価書への反映                  | なし   |
| 3. 第三者点検                 |  |
| 実施日                      | 令和5年9月7日   |
| 方法                       | 江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会にて第三者点検を実施。   |
| 結果                       | 特定個人情報保護評価指針に定める目的等に照らし妥当であり、特段の問題は認められないとして承認された。   |
| 4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】 |  |
| 提出日                      |  |
| 個人情報保護委員会による審査           |  |

(別添3) 変更箇所

| 変更日        | 項目   | 変更前の記載   | 変更後の記載  | 提出時期 | 提出時期に係る説明                        |
|------------|--|--|---|------|----------------------------------|
| 平成28年7月15日 | 5. 個人番号の利用・法令上の根拠  | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下この評価書において「番号法」という。)第9条第1項別表第一の30の項<br>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年/内閣府/総務省/令第5号)第2.4条<br>番号法第9条第2項に関する条例制定予定<br>国民健康保険法<br>国民健康保険法施行令<br>国民健康保険法施行規則 等  | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下この評価書において「番号法」という。)第9条第1項別表第一の30の項<br>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年/内閣府/総務省/令第5号)第2.4条<br>江戸川区個人番号の利用に関する条例<br>江戸川区個人番号の利用に関する条例施行規則<br>国民健康保険法<br>国民健康保険法施行令<br>国民健康保険法施行規則 等  | 事後   | 条例等が制定されたため修正したものであり、重要な変更に当たらない |
| 平成28年7月15日 | 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報提供・法令上の根拠                            | 【番号法別表第二における情報提供の根拠】<br>:第三欄(情報提供者)が「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(1, 2, 3, 4, 5, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 58, 62, 80, 87, 93の項)<br>:第三欄(情報提供者)が「他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(17, 88, 106の項)<br>:第三欄(情報提供者)が「他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(2, 97の項)<br>:第三欄(情報提供者)が「難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項(120の項)<br>:第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「国民健康保険法第七十六条の四において準用する介護保険法第百三十六条第一項(同法第百四十条第三項において準用する場合を含む。)、第百三十八条第一項又は第百四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(46の項) | 【番号法別表第二における情報提供の根拠】<br>:第三欄(情報提供者)が「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(1, 2, 3, 4, 5, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 58, 62, 80, 87, 93の項)<br>:第三欄(情報提供者)が「他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(17, 88, 106の項)<br>:第三欄(情報提供者)が「他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(22, 97の項)<br>:第三欄(情報提供者)が「難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項(120の項)<br>:第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「国民健康保険法第七十六条の四において準用する介護保険法第百三十六条第一項(同法第百四十条第三項において準用する場合を含む。)、第百三十八条第一項又は第百四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(46の項) | 事後   | 文言の修正であり、重要な変更には当たらない            |
| 平成28年7月15日 | 7. 評価実施機関における担当部署・所属長                                      | 医療保険課長 小島 善明   | 医療保険課長 岡部 長年  | 事後   | 事前の提出が求められていない                   |
| 平成28年7月15日 | (資格・賦課情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1- 法令上の根拠    | 番号法第9条第2項に関する条例制定予定  | 江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第3項による番号法別表第二の12, 15, 109の項   | 事後   | 事前の提出が求められていない                   |
| 平成28年7月15日 | (資格・賦課情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1- 移転先における用途 | 特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供  | 児童福祉法(昭和22年法律第164号)による肢体不自由児通所医療費の支給に関する事務、児童福祉法による障害児入所医療費の支給に関する事務、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援給付の支給に関する事務   | 事後   | 事前の提出が求められていない                   |
| 平成28年7月15日 | (資格・賦課情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先2- 法令上の根拠    | 番号法第9条第2項に関する条例制定予定  | 江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第2項による条例別表第二の4の項、同条第3項による番号法別表第二の62の項   | 事後   | 事前の提出が求められていない                   |
| 平成28年7月15日 | (資格・賦課情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先3            |  | 削除  | 事後   | 事前の提出が求められていない                   |
| 平成28年7月15日 | (資格・賦課情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先4            |  | 削除  | 事後   | 事前の提出が求められていない                   |
| 平成28年7月15日 | (資格・賦課情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先5            |  | 削除  | 事後   | 事前の提出が求められていない                   |
| 平成28年7月15日 | (資格・賦課情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先             |  | (移転先5を3に、6を4に、7を5に、9を6に、10を7に移動する。) 以下、資格・賦課情報ファイルの移転先については新しい番号で表記   | 事後   | 事前の提出が求められていない                   |
| 平成28年7月15日 | (資格・賦課情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先4- 法令上の根拠    | 番号法第9条第2項に関する条例制定予定  | 江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第2項による条例別表第二の1の項、同条第3項による番号法別表第二の27の項   | 事後   | 事前の提出が求められていない                   |

|            |  |   |   |    |                               |
|------------|--|---|---|----|-------------------------------|
| 平成28年7月15日 | (資格・賦課情報ファイル)<br>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)<br>移転先4- 移転方法                              | [ ] 庁内連携システム<br>[ ] 専用線<br>[ ] 電子メール<br>[ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ ] フラッシュメモリ<br>[ ] 紙<br>[ ] その他(国保システム)                | [ ] その他(国保システム、庁内ネットワーク)<br>~その他の項目は左記と同じ~  | 事後 | 事前の提出が求められていない                |
| 平成28年7月15日 | (資格・賦課情報ファイル)<br>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)<br>移転先4- 時期・頻度                             | 照会を受けたら都度   | 国保システムで移転する情報に関しては照会を受けたら都度、庁内ネットワークで移転する情報に関しては年次  | 事後 | 事前の提出が求められていない                |
| 平成28年7月15日 | (資格・賦課情報ファイル)<br>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)<br>移転先5- 法令上の根拠                            | 番号法第9条第2項に関する条例制定予定   | 江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第2項による条例別表第二の26の項   | 事後 | 事前の提出が求められていない                |
| 平成28年7月15日 | (資格・賦課情報ファイル)<br>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)<br>移転先6- 法令上の根拠                            | 番号法第9条第2項に関する条例制定予定   | 江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第2項による条例別表第二の3の項、同条第3項による番号法別表第二の93の項   | 事後 | 事前の提出が求められていない                |
| 平成28年7月15日 | (資格・賦課情報ファイル)<br>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)<br>移転先6- 移転先における用途                         | 介護保険給付費の審査  | 介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務   | 事後 | 事前の提出が求められていない                |
| 平成28年7月15日 | (資格・賦課情報ファイル)<br>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)<br>移転先7- 法令上の根拠                            | 番号法第9条第2項に関する条例制定予定   | 江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第2項による条例別表第二の21及び22の項   | 事後 | 事前の提出が求められていない                |
| 平成28年7月15日 | (資格・賦課情報ファイル)<br>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)<br>移転先7- 移転先における用途                         | 児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務  | 医療費の助成・支給に関する事務   | 事後 | 事前の提出が求められていない                |
| 平成28年7月15日 | (資格・賦課情報ファイル)<br>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)<br>移転先8(新設)                                |   | (評価書記載のとおり到新設)  | 事後 | 事前の提出が求められていない                |
| 平成28年7月15日 | (資格・賦課情報ファイル)<br>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)<br>移転先9(新設)                                |   | (評価書記載のとおり到新設)  | 事後 | 事前の提出が求められていない                |
| 平成28年7月15日 | (資格・賦課情報ファイル)<br>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)<br>移転先10(新設)                               |   | (評価書記載のとおり到新設)  | 事後 | 事前の提出が求められていない                |
| 平成28年7月15日 | (資格・賦課情報ファイル)<br>6. 特定個人情報の保管・消去 保管期間・期間   | 定められていない  | 20年以上   | 事後 | 事前の提出が求められていない                |
| 平成28年7月15日 | (資格・賦課情報ファイル)<br>6. 特定個人情報の保管・消去 保管期間・その妥当性  | 平成27年度中にデータ削除のルールを定め、以降毎年度削除をする。  | 平成27年度にデータ削除のルールを定めた。今年度以降はそのルールに沿って毎年度削除をする。   | 事後 | 事前の提出が求められていない                |
| 平成28年7月15日 | (資格・賦課情報ファイル)<br>6. 特定個人情報の保管・消去- 消去方法   | <江戸川区における措置><br>・国保システム内のデータについては、平成27年度中にデータ削除のルールを定め、以降毎年度削除をする予定である。<br>・申告書及び届出書等の紙媒体については、外部業者による裁断溶解処理、又は職員が裁断処理している。 | <江戸川区における措置><br>・国保システム内のデータについては、平成27年度にデータ削除のルールを定めた。今年度以降はそのルールに沿って毎年度削除をする。<br>・申告書及び届出書等の紙媒体については、外部業者による裁断溶解処理、又は職員が裁断処理している。 | 事後 | 事前の提出が求められていない                |
| 平成28年7月15日 | (資格・賦課情報ファイル)<br>添付資料(特定個人情報ファイルの概要)1) 提供先21以降) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。提供先23- 法令上の根拠 | 番号法第19条第7号 別表第二の120の項   | 番号法第19条第7号 別表第二の119の項   | 事後 | 事前の提出が求められていない                |
| 平成28年7月15日 | (給付情報ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託・委託の有無  | 6件  | 4件  | 事後 | リスクを明らかに軽減させる変更であり、重要な変更にならない |
| 平成28年7月15日 | (給付情報ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託・委託事項4  |   | 削除  | 事後 | 事前の提出が求められていない                |
| 平成28年7月15日 | (給付情報ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託・委託事項6  |   | 削除  | 事後 | 事前の提出が求められていない                |
| 平成28年7月15日 | (給付情報ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託  |   | (委託事項5を4にする。)   | 事後 | 事前の提出が求められていない                |
| 平成28年7月15日 | (給付情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)- 移転・提供の有無  | [ ] 提供を行っている(25件)<br>[ ] 移転を行っている(3件)<br>[ ] 行っていない   | [ ] 提供を行っている(24件)<br>[ ] 移転を行っている(6件)<br>[ ] 行っていない   | 事後 | 事前の提出が求められていない                |
| 平成28年7月15日 | (給付情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)- 移転先1- 法令上の根拠                                    | 番号法第9条第2項に関する条例制定予定   | 江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第3項による番号法別表第二の12、15、109の項   | 事後 | 事前の提出が求められていない                |

|            |   |   |   |    |                |
|------------|---|---|---|----|----------------|
| 平成28年7月15日 | (給付情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1- 移転先における用途                           | 特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供   | 児童福祉法による肢体不自由児通所医療費の支給に関する事務、児童福祉法による障害児入所医療費の支給に関する事務、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務                               | 事後 | 事前の提出が求められていない |
| 平成28年7月15日 | (給付情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先2                                      |   | 削除  | 事後 | 事前の提出が求められていない |
| 平成28年7月15日 | (給付情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先                                       |   | (移転先3を2にする。) 以下、給付情報ファイルの移転先については新しい番号で表記   | 事後 | 事前の提出が求められていない |
| 平成28年7月15日 | (給付情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先2- 法令上の根拠                              | 番号法第9条第2項に関する条例制定予定   | 江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第2項による条例別表第二の26の項   | 事後 | 事前の提出が求められていない |
| 平成28年7月15日 | (給付情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先3(新設)                                  |   | (評価書記載のとおり到新設)  | 事後 | 事前の提出が求められていない |
| 平成28年7月15日 | (給付情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先4(新設)                                  |   | (評価書記載のとおり到新設)  | 事後 | 事前の提出が求められていない |
| 平成28年7月15日 | (給付情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先5(新設)                                  |   | (評価書記載のとおり到新設)  | 事後 | 事前の提出が求められていない |
| 平成28年7月15日 | (給付情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先6(新設)                                  |   | (評価書記載のとおり到新設)  | 事後 | 事前の提出が求められていない |
| 平成28年7月15日 | (給付情報ファイル) 6. 特定個人情報の保管・消去 保管期間・期間  | 定められていない  | 20年以上   | 事後 | 事前の提出が求められていない |
| 平成28年7月15日 | (給付情報ファイル) 6. 特定個人情報の保管・消去 保管期間・その妥当性   | 平成27年度中にデータ削除のルールを定め、以降毎年度削除をする。  | 平成27年度にデータ削除のルールを定めた。今年度以降はそのルールに沿って毎年度削除をする。   | 事後 | 事前の提出が求められていない |
| 平成28年7月15日 | (給付情報ファイル) 6. 特定個人情報の保管・消去方法  | <江戸川区における措置><br>・国保システム内のデータについては、平成27年度中にデータ削除のルールを定め、以降毎年度削除をする予定である。<br>・申告書及び届出書等の紙媒体については、外部業者による裁断溶解処理、又は職員が裁断処理している。 | <江戸川区における措置><br>・国保システム内のデータについては、平成27年度にデータ削除のルールを定めた。今年度以降はそのルールに沿って毎年度削除をする。<br>・申告書及び届出書等の紙媒体については、外部業者による裁断溶解処理、又は職員が裁断処理している。 | 事後 | 事前の提出が求められていない |
| 平成28年7月15日 | (給付情報ファイル)添付資料(特定個人情報ファイルの概要(1)提供先21以降) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先21- 法令上の根拠 | 番号法第19条第7号 別表第二の106の項   | 番号法第19条第7号 別表第二の106の項   | 事後 | 事前の提出が求められていない |
| 平成28年7月15日 | (給付情報ファイル)添付資料(特定個人情報ファイルの概要(1)提供先21以降) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先22- 法令上の根拠 | 番号法第19条第7号 別表第二の120の項   | 番号法第19条第7号 別表第二の119の項   | 事後 | 事前の提出が求められていない |
| 平成28年7月15日 | (給付情報ファイル)添付資料(特定個人情報ファイルの概要(1)提供先21以降) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先25         |   | 削除  | 事後 | 事前の提出が求められていない |
| 平成28年7月15日 | (収納管理情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1- 法令上の根拠                            | 番号法第9条第2項に関する条例制定予定   | 江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第2項による条例別表第二の1の項、同条第3項による番号法別表第二の27の項   | 事後 | 事前の提出が求められていない |
| 平成28年7月15日 | (収納管理情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先2- 法令上の根拠                            | 番号法第9条第2項に関する条例制定予定   | 江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第2項による条例別表第二の26の項   | 事後 | 事前の提出が求められていない |
| 平成28年7月15日 | (収納管理情報ファイル) 6. 特定個人情報の保管・消去 保管期間・期間  | 定められていない  | 20年以上   | 事後 | 事前の提出が求められていない |
| 平成28年7月15日 | (収納管理情報ファイル) 6. 特定個人情報の保管・消去 保管期間・その妥当性   | 平成27年度中にデータ削除のルールを定め、以降毎年度削除をする。  | 平成27年度にデータ削除のルールを定めた。今年度以降はそのルールに沿って毎年度削除をする。   | 事後 | 事前の提出が求められていない |
| 平成28年7月15日 | (収納管理情報ファイル) 6. 特定個人情報の保管・消去 消去方法   | <江戸川区における措置><br>・国保システム内のデータについては、平成27年度中にデータ削除のルールを定め、以降毎年度削除をする予定である。<br>・申告書及び届出書等の紙媒体については、外部業者による裁断溶解処理、又は職員が裁断処理している。 | <江戸川区における措置><br>・国保システム内のデータについては、平成27年度にデータ削除のルールを定めた。今年度以降はそのルールに沿って毎年度削除をする。<br>・申告書及び届出書等の紙媒体については、外部業者による裁断溶解処理、又は職員が裁断処理している。 | 事後 | 事前の提出が求められていない |

|            |   |   |   |    |                               |
|------------|---|---|---|----|-------------------------------|
| 平成28年7月15日 | (資格・賦課情報ファイル)<br>7. 特定個人情報の保管・消去リスク3-消去手順         | 定めていない  | 定めている   | 事後 | リスクを明らかに軽減させる変更であり、重要な変更当たらない |
| 平成28年7月15日 | (資格・賦課情報ファイル)<br>7. 特定個人情報の保管・消去リスク3-手順の内容        | ・国保システム内のデータについては、平成27年度中にデータ削除のルールを定め、以降毎年削除をする予定。<br>・申請書及び届出書等の紙媒体については、外部事業者による裁断溶解処理、又は職員が裁断処理している。                        | ・国保システム内のデータについては、平成27年度にデータ削除のルールを定めた。今年度以降はそのルールに沿って毎年度削除をする。<br>・申告書及び届出書等の紙媒体については、外部事業者による裁断溶解処理、又は職員が裁断処理している。  | 事後 | リスクを明らかに軽減させる変更であり、重要な変更当たらない |
| 平成28年7月15日 | (資格・賦課情報ファイル)<br>7. 特定個人情報の保管・消去リスク3-リスクへの対策は十分か  | 課題が残されている   | 十分である   | 事後 | リスクを明らかに軽減させる変更であり、重要な変更当たらない |
| 平成28年7月15日 | (給付情報ファイル) 7. 特定個人情報の保管・消去リスク3-消去手順               | 定めていない  | 定めている   | 事後 | リスクを明らかに軽減させる変更であり、重要な変更当たらない |
| 平成28年7月15日 | (給付情報ファイル) 7. 特定個人情報の保管・消去リスク3-手順の内容              | ・国保システム内のデータについては、平成27年度中にデータ削除のルールを定め、以降毎年削除をする予定。<br>・申請書及び届出書等の紙媒体については、外部事業者による裁断溶解処理、又は職員が裁断処理している。                        | ・国保システム内のデータについては、平成27年度にデータ削除のルールを定めた。今年度以降はそのルールに沿って毎年度削除をする。<br>・申告書及び届出書等の紙媒体については、外部事業者による裁断溶解処理、又は職員が裁断処理している。  | 事後 | リスクを明らかに軽減させる変更であり、重要な変更当たらない |
| 平成28年7月15日 | (給付情報ファイル) 7. 特定個人情報の保管・消去リスク3-リスクへの対策は十分か        | 課題が残されている   | 十分である   | 事後 | リスクを明らかに軽減させる変更であり、重要な変更当たらない |
| 平成28年7月15日 | (収納管理情報ファイル)<br>7. 特定個人情報の保管・消去リスク3-消去手順          | 定めていない  | 定めている   | 事後 | リスクを明らかに軽減させる変更であり、重要な変更当たらない |
| 平成28年7月15日 | (収納管理情報ファイル)<br>7. 特定個人情報の保管・消去リスク3-手順の内容         | ・国保システム内のデータについては、平成27年度中にデータ削除のルールを定め、以降毎年削除をする予定。<br>・申請書及び届出書等の紙媒体については、外部事業者による裁断溶解処理、又は職員が裁断処理している。                        | ・国保システム内のデータについては、平成27年度にデータ削除のルールを定めた。今年度以降はそのルールに沿って毎年度削除をする。<br>・申告書及び届出書等の紙媒体については、外部事業者による裁断溶解処理、又は職員が裁断処理している。  | 事後 | リスクを明らかに軽減させる変更であり、重要な変更当たらない |
| 平成28年7月15日 | (収納管理情報ファイル)<br>7. 特定個人情報の保管・消去リスク3-リスクへの対策は十分か   | 課題が残されている   | 十分である   | 事後 | リスクを明らかに軽減させる変更であり、重要な変更当たらない |
| 平成29年4月1日  | 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6- システムの名称   | 国保総合システム  | 次期国保総合システム及び国保情報集約システム(以下この評価書において「国保総合(国保集約)システム」という。)<br>国保総合(国保集約)システムは、東京都国民健康保険団体連合会(以下この評価書において「国保連」という。)に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群と、江戸川区に設置される国保総合PC及びデータ連携用PCで構成される。<br>(データ連携用PCは、国保連から機能提供されるファイル自動連携(送受信)機能を搭載した端末であり、江戸川区と国保連を専用回線で接続し、通信にはSSL/TLSによる暗号化を実施し、ウイルス対策ソフトやファイアウォールの設定によりセキュアな稼働環境を確保している。) | 事前 | 事後で足りるが任意に事前に提出               |
| 平成29年4月1日  | 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6- システムの機能   | ・レセプトの照会及び点検、統計データ出力<br>東京都国民健康保険団体連合会(以下この評価書において「国保連」という。)と専用回線で接続されており、医療機関から国民健康保険の保険者あてに提出されるレセプト等の照会、点検及び統計データの出力機能等を有する。 | (評価書記載のとおり変更)   | 事前 | 事後で足りるが任意に事前に提出               |
| 平成29年4月1日  | 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6- 他システムとの接続 | [ ] その他(媒体等での連携のため、他システムとの接続はしていない。)  | [ ] その他(国保システム)   | 事前 | 事後で足りるが任意に事前に提出               |

|             |                                     |  |  |    |                       |
|-------------|-------------------------------------|--|--|----|-----------------------|
| 平成28年12月15日 | 5. 個人番号の利用-法令上の根拠                   | <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下この評価書において「番号法」という。)<br/>第9条第1項別表第一の30の項<br/>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年/内閣府/総務省/令第5号)第24条<br/>江戸川区個人番号の利用に関する条例<br/>江戸川区個人番号の利用に関する条例施行規則<br/>国民健康保険法<br/>国民健康保険法施行令<br/>国民健康保険法施行規則 等</p>  | <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下この評価書において「番号法」という。)<br/>第9条第1項別表第一の30の項<br/>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年/内閣府/総務省/令第5号)第24条<br/>江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第2項及び第3項<br/>江戸川区個人番号の利用に関する条例施行規則第3条<br/>国民健康保険法<br/>国民健康保険法施行令<br/>国民健康保険法施行規則 等</p>  | 事後 | 文言の修正であり、重要な変更には当たらない |
| 平成29年7月1日   | 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報提供-法令上の根拠     | <p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二<br/>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年/内閣府/総務省/令第7号)(以下この評価書において「令第7号」という。)<br/>【番号法別表第二における情報提供の根拠】<br/>:第三欄(情報提供者)が「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93の項)<br/>:第三欄(情報提供者)が「他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(17、88、106の項)<br/>:第三欄(情報提供者)が「他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(22、97の項)</p>                                  | <p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二<br/>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年/内閣府/総務省/令第7号)(以下この評価書において「別表第二省令」という。)<br/>【番号法別表第二における情報提供の根拠】<br/>:第三欄(情報提供者)が「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93の項)<br/>:第三欄(情報提供者)が「他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項(9、12、15、78、120の項)<br/>:第三欄(情報提供者)が「他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法令により行われる給付の支給に関する情報」が含まれる項(109の項)<br/>:第三欄(情報提供者)が「他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(17、88、106の項)<br/>:第三欄(情報提供者)が「他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(22、97の項)</p> | 事前 | 重要な変更である              |
| 平成29年7月1日   | 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報提供-法令上の根拠(続き) | <p>第二欄(情報提供者)が「難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項(120の項)<br/>:第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「国民健康保険法第七十六条の四において準用する介護保険法第百三十六条第一項(同法第百四十条第三項において準用する場合を含む。)、第百三十八条第一項又は第百四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(46の項)<br/>【令第7号における情報提供の根拠】:第1条第1号第2号イ、第2条第2号第3号イ第5号イ第6号イ第7号イ第12号イ、第3条第2号第3号イ第5号イ第6号イ第7号イ第8号イ、第4条第1号第2号イ、第5条第2号第3号第4号第5号第6号、第19条第1号イ第2号第3号第4号第5号、第20条第8号ハ、第25条第3号イ第7号口第8号イ、第33条第1号、第43条第3号イ第5号口第7号、第44条第1号イ第2号第3号第4号第5号、第46条第1号第2号第3号第4号第5号第6号第7号第8号第2項</p> | <p>:第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「国民健康保険法第七十六条の四において準用する介護保険法第百三十六条第一項(同法第百四十条第三項において準用する場合を含む。)、第百三十八条第一項又は第百四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(46の項)<br/>【別表第二省令における情報提供の根拠】<br/>:第1条第1号第2号イ、第2条第3号第4号イ第6号イ第9号イ第10号イ第16号イ、第3条第3号第4号イ第6号イ第7号第8号イ第9号イ、第4条第1号第2号イ、第5条第4号第5号第6号第7号第8号、第8条第3号ハ、第10条の2第3号、第11条の2第3号、第12条の3第3号、第15条第3号、第19条第1号イ第2号第3号第4号第5号第6号、第20条第8号ハ、第25条第3号イ第7号口第8号イ、第33条第1号、第41条の2第3号、第43条第3号イ第5号イ第7号、第44条第1号イ第2号第3号第4号第5号第6号、第46条第1項第1号第3号第4号第5号第6号第7号第2項、第49条第2号ハ、第55条の2第3号、第59条の3第3号ハ</p>   | 事前 | 重要な変更である              |
| 平成29年7月1日   | 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報提供-法令上の根拠(続き) | <p>別表第二の17、22、30、33、39、46、58、88、120の項に対応する別表第二省令は、改めて命令案の公布後、一部改正により追加予定<br/>別表第二の97、106の項に対応する医療保険給付関係情報の規定なし。<br/>【番号法別表第二における情報照会の根拠】<br/>:第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による事務」が含まれる項(4、2、3、4、4、5の項)<br/>【令第7号における情報照会の根拠】<br/>:第25条、第26条<br/>別表第二の43、45の項に対応する別表第二省令は、改めて命令案の公布後、一部改正により追加予定</p>  | <p>別表第二の30、33、39、46、58、88の項に対応する別表第二省令は、改めて命令案の公布後、一部改正により追加予定<br/>【番号法別表第二における情報照会の根拠】<br/>:第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による事務」が含まれる項(4、2、3、4、4、5の項)<br/>【別表第二省令における情報照会の根拠】<br/>:第25条、第25条の2、第26条<br/>別表第二の45の項に対応する別表第二省令は、改めて命令案の公布後、一部改正により追加予定</p>   | 事前 | 重要な変更である              |

|             |   |  |   |    |                                |
|-------------|---|--|---|----|--------------------------------|
| 平成29年4月1日   | (別添1)事務の内容-資格賦課関連業務                                 |  | 図の変更  | 事前 | 事後で足りるが任意に事前に提出                |
| 平成29年4月1日   | (別添1)事務の内容-資格賦課関連業務-(備考)                            |  | - に変更なし、下記を追加<br>国保情報集約システムとの間で資格取得喪失関係情報の提供・取得を行う。   | 事前 | 事後で足りるが任意に事前に提出                |
| 平成28年12月15日 | (別添1)事務の内容-給付関連業務                                   |  | 図の変更  | 事後 | その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない |
| 平成28年12月15日 | (別添1)事務の内容-給付関連業務-(備考)                              | 住民から、各種届出・申請書を受理する。税務情報を東京都へ提供する。(特定個人情報情報を連携するかは未定) | - 、 - 、 に変更なし<br><br>住民から、各種届出・申請書を受理し、必要に応じて給付業務委託業者やパンチ事業者を通じた上で国保システムに情報を登録する。税務情報を東京都へ提供する。<br><br>下記を追加<br>国保情報集約システムとの間で、高額療養費関係情報の提供・取得を行う。  | 事後 | その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない |
| 平成28年12月15日 | (別添1)事務の内容-収納管理関連業務                                 |  | 図の変更  | 事後 | その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない |
| 平成29年4月1日   | (別添1)事務の内容-国民健康保険の業務委託とシステムの関係                      |  | (評価書記載のとおり新設)   | 事前 | 事後で足りるが任意に事前に提出                |
| 平成29年4月1日   | (別添1)事務の内容-資格継続業務                                   |  | (評価書記載のとおり新設)   | 事前 | 事後で足りるが任意に事前に提出                |
| 平成29年4月1日   | (別添1)事務の内容-高額該当の引き継ぎ業務                              |  | (評価書記載のとおり新設)   | 事前 | 事後で足りるが任意に事前に提出                |
| 平成29年4月1日   | (資格・賦課情報ファイル)<br>3. 特定個人情報の入手・使用- 入手元               | [ ]その他 (地方公共団体情報システム機構、国保連)                          | [ ]その他 (地方公共団体情報システム機構、国保連)<br>- 上記以外の項目に変更なし-  | 事前 | 重要な変更である                       |
| 平成29年4月1日   | (資格・賦課情報ファイル)<br>3. 特定個人情報の入手・使用- 入手方法              | [ ]専用線   | [ ]専用線<br>- 上記以外の項目に変更なし-   | 事前 | 事後で足りるが任意に事前に提出                |
| 平成29年4月1日   | (資格・賦課情報ファイル)<br>3. 特定個人情報の入手・使用- 入手の時期・頻度          |  | 定期的に入手する事務(日次)<br>平成30年4月1日以後、国保連より、被保険者情報(国保資格取得喪失年月日連携ファイル、市町村被保険者ID連携ファイル等)を入手。<br><br>- 上記項目を追記。上記以外の項目に変更なし-   | 事前 | 事後で足りるが任意に事前に提出                |
| 平成29年4月1日   | (資格・賦課情報ファイル)<br>3. 特定個人情報の入手・使用- 入手にかかる妥当性         |  | ・国保連から被保険者情報入手することで、国保総合(国保集約)システム上で管理している被保険者資格を住民基本台帳に記載する際の正確性を担保できる。また、情報の入手に関しては専用線を用いて行うが、信頼性、安定性の高い通信環境が実現でき、さらに通信内容の暗号化とあわせて通信内容の漏えいや盗聴に対するリスクが低く、頻繁に通信が必要な場合には通所の通信回線である公衆網を使うよりも低コストとなることが期待できる。<br><br>- 上記項目を追記。上記以外の項目に変更なし- | 事前 | 事後で足りるが任意に事前に提出                |
| 平成29年4月1日   | (資格・賦課情報ファイル)<br>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託-委託の有無         | (2)件   | (3)件  | 事前 | 重要な変更である                       |
| 平成29年4月1日   | (資格・賦課情報ファイル)<br>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託-委託事項3         |  | (評価書記載のとおり新設)   | 事前 | 重要な変更である                       |
| 平成28年12月15日 | (資格・賦課情報ファイル)<br>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)-移転先5  | [ ]提供を行っている(23)件<br>[ ]移転を行っている(10)件                 | [ ]提供を行っている(28)件<br>[ ]移転を行っている(12)件  | 事後 | その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない |
| 平成28年12月15日 | (資格・賦課情報ファイル)<br>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)-移転先5  | 高齢者医療係   | 医療保険課高齢者医療係   | 事後 | その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない |
| 平成28年12月15日 | (資格・賦課情報ファイル)<br>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)-移転先11 |  | (評価書記載のとおり新設)   | 事後 | その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない |
| 平成28年12月15日 | (資格・賦課情報ファイル)<br>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)-移転先12 |  | (評価書記載のとおり新設)   | 事後 | その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない |

|             |   |   |   |    |                                |
|-------------|---|---|---|----|--------------------------------|
| 平成28年12月15日 | (資格・賦課情報ファイル)<br>6. 特定個人情報の保管・消去・消去方法                       | ・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊または専用ソフト等を利用して完全に消去する。  | ・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。<br><br>- 上記以外の項目に変更なし -   | 事後 | その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない |
| 平成29年7月1日   | (資格・賦課情報ファイル)<br>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)-提供先23- 法令上の根拠 | 番号法第19条第7号 別表第二の119の項   | 番号法第19条第7号 別表第二の120の項   | 事前 | 事後で足りるが任意に事前に提出                |
| 平成29年7月1日   | (資格・賦課情報ファイル)<br>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)-提供先24         |   | (評価書記載のとおり新設)   | 事前 | 事後で足りるが任意に事前に提出                |
| 平成29年7月1日   | (資格・賦課情報ファイル)<br>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)-提供先25         |   | (評価書記載のとおり新設)   | 事前 | 事後で足りるが任意に事前に提出                |
| 平成29年7月1日   | (資格・賦課情報ファイル)<br>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)-提供先26         |   | (評価書記載のとおり新設)   | 事前 | 事後で足りるが任意に事前に提出                |
| 平成29年7月1日   | (資格・賦課情報ファイル)<br>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)-提供先27         |   | (評価書記載のとおり新設)   | 事前 | 事後で足りるが任意に事前に提出                |
| 平成29年7月1日   | (資格・賦課情報ファイル)<br>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)-提供先28         |   | (評価書記載のとおり新設)   | 事前 | 事後で足りるが任意に事前に提出                |
| 平成29年4月1日   | (給付情報ファイル)3. 特定個人情報の入手・使用-入手の時期・頻度                          | ・各種住民情報、住基情報：窓口開庁時間に疑似リアル連携<br>・各種給付の届出、申請書：年間を通して随時<br>・レセプト情報：年間を通して月一回の頻度  | ・各種住民情報、住基情報：窓口開庁時間に疑似リアル連携<br>・各種給付の届出、申請書：年間を通して随時<br>・引き継ぎ情報(継続候補世帯リスト、継続世帯確定リスト等)：平成30年4月1日以後に、月一回の頻度   | 事前 | 事後で足りるが任意に事前に提出                |
| 平成29年4月1日   | (給付情報ファイル)3. 特定個人情報の入手・使用-入手にかかる妥当性                         | ・各種住民情報、住基情報：本人確認情報、本人情報入力に係る事務処理負荷軽減のため、庁内連携システムを利用して入手している。<br>・各種給付の届出、申請書：原則として本人からの紙ベースによる提供が必要な情報を入手している。<br>・レセプト情報：各対象者の情報を提供できる主体が国保連のため、電子媒体を通じて入手している。   | ・各種住民情報、住基情報：本人確認情報、本人情報入力に係る事務処理負荷軽減のため、庁内連携システムを利用して入手している。<br>・各種給付の届出、申請書：原則として本人からの紙ベースによる提供が必要な情報を入手している。<br>・高額該当の引き継ぎ情報：国民健康保険に関して、被保険者資格等の管理を都道府県単位で実施する必要があり、個人番号利用事務の一部を国保連に委託しているため、江戸川区が保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業等を実施するためには、国保連から当該情報を入手する必要がある。高額療養費制度は、医療機関等での支払額が、暦月で一定額を超えた場合に、その超過額を支給する制度のため月次計算を行うが、その計算前に月次で連携を行うことで、支給の正確性を確保するために入手している。なお、入手は専用線を用いて行うが、信頼性、安定性の高い通信環境が実現でき、さらに通信内容の暗号化とあわせて通信内容の漏えいや盗聴に対するリスクが低く、頻繁に通信が必要な場合には通所の通信回線である公衆網を使うよりも低コストとなることが期待できる。 | 事前 | 事後で足りるが任意に事前に提出                |
| 平成29年4月1日   | (給付情報ファイル)3. 特定個人情報の入手・使用-使用方法                              | 1. 診療報酬明細書に関する業務<br>医療機関から診療報酬の請求としてレセプトが国保連へ提出され、国保連から江戸川区へレセプトデータが還元される。江戸川区は、診療年月時点での被保険者資格に疑義のあるレセプトについてオンラインで閲覧しながら、レセプトの点検を行う。<br>点検の結果、医療費の支払が可能であるものは国保連を通じて医療機関へ医療費の支払を行う。<br>2. 各種給付申請受付及び支払に関する業務<br>療養費<br>申請を受け付け、申請書情報を国保システムへ入力する。療養費の支給後、支給決定通知を申請者へ送付する。<br><br>高額療養費<br>1にて国保システムへ登録したレセプトデータと、資格・賦課ファイルとの連携により入手した所得情報から決定された所得区分に応じた自己負担限度額を基に、高額療養費を算出し、支給決定通知を作成して該当者へ発送する。<br>該当者からの申請を受け付け、申請書情報をパンチ事業者によりデータ化した後に、国保システムへ一括登録する。高額療養費の支給後、支給決定通知を該当者へ送付する。 | 1. 各種給付申請受付及び支払に関する業務<br>療養費<br>申請を受け付け、申請書情報を国保システムへ入力する。療養費の支給後、支給決定通知を申請者へ送付する。<br><br>高額療養費<br>国保システムへ登録したレセプトデータと、資格・賦課ファイルとの連携により入手した所得情報から決定された所得区分に応じた自己負担限度額を基に、高額療養費を算出し、支給決定通知を作成して該当者へ発送する。<br>該当者からの申請を受け付け、申請書情報をパンチ事業者によりデータ化した後に、国保システムへ一括登録する。高額療養費の支給後、支給決定通知を該当者へ送付する。   | 事前 | 重要な変更である                       |

|             |   |   |   |    |                                |
|-------------|---|---|---|----|--------------------------------|
| 平成29年4月1日   | (給付情報ファイル)3. 特定個人情報の入手・使用方法(続き)             | <p>高額介護合算療養費<br/>1に国保システムへ登録したレセプトデータ及び介護保険課より入手した介護自己負担額情報を国保システムに取り込み、合算して支給見込額を算出する。支給見込額が算出された該当者に対して支給勧奨通知を送付する。<br/>該当者からの申請を受け付け、申請書情報を国保システムへ入力する。高額介護合算療養費の支給後、支給決定通知を該当者へ送付する。</p> <p>出産育児一時金及び葬祭費<br/>申請を受け付け、申請書情報を国保システムへ入力する。出産育児一時金又は葬祭費の支給後、支給決定通知を申請者へ送付する。</p> <p>3. 限度額適用認定証等発行業務<br/>被保険者からの申請に基づき、申請書情報を国保システムへ入力する。資格・賦課ファイルとの連携により入手した所得情報から決定された所得区分に応じた限度額適用認定証等を国保システムより発行し、被保険者へ交付又は発送する。</p> <p>4. 一部負担金の減額又は免除に関する業務<br/>災害や失業等の特別な理由により医療費の一部負担金を医療機関へ支払うことが困難な被保険者からの申請を受け付け、収入や資産及び当該医療費の概算額等を調査のうえ、一部負担金の減額又は免除の決定を行い、被保険者へ通知する。</p> | <p>高額介護合算療養費<br/>国保システムへ登録したレセプトデータ及び介護保険課より入手した介護自己負担額情報を国保システムに取り込み、合算して支給見込額を算出する。支給見込額が算出された該当者に対して支給勧奨通知を送付する。<br/>該当者からの申請を受け付け、申請書情報を国保システムへ入力する。高額介護合算療養費の支給後、支給決定通知を該当者へ送付する。</p> <p>出産育児一時金及び葬祭費<br/>申請を受け付け、申請書情報を国保システムへ入力する。出産育児一時金又は葬祭費の支給後、支給決定通知を申請者へ送付する。</p> <p>2. 限度額適用認定証等発行業務<br/>被保険者からの申請に基づき、申請書情報を国保システムへ入力する。資格・賦課ファイルとの連携により入手した所得情報から決定された所得区分に応じた限度額適用認定証等を国保システムより発行し、被保険者へ交付又は発送する。</p> <p>3. 一部負担金の減額又は免除に関する業務<br/>災害や失業等の特別な理由により医療費の一部負担金を医療機関へ支払うことが困難な被保険者からの申請を受け付け、収入や資産及び当該医療費の概算額等を調査のうえ、一部負担金の減額又は免除の決定を行い、被保険者へ通知する。</p> | 事前 | 重要な変更である                       |
| 平成29年4月1日   | (給付情報ファイル)3. 特定個人情報の入手・使用方法(続き)             | <p>5. 第三者行為に関する業務<br/>被保険者(被害者)が交通事故等の第三者(加害者)の行為が原因で負傷したり、罹患した場合で、江戸川区が被保険者(被害者)からの届出をもって、第三者(加害者)に代わり被保険者(被害者)の医療費の自己負担分を除く部分を立て替えて医療機関に支払ったとき、立て替えた医療費を過失割合に応じて第三者(加害者)へ請求する。<br/>このとき、被保険者(被害者)からの届出情報を国保システムへ入力する。医療費の額が確定した後に、第三者(加害者)へ納付書及び請求書を送付する。</p> <p>6. 不当利得に関する業務<br/>江戸川区の国民健康保険以外の医療保険に加入する等して既に国民健康保険の資格を喪失しているにも関わらず、江戸川区の国民健康保険証を使用して医療機関を受診し、保険給付を受けてしまった者に対して、その保険給付分の返還を請求する。<br/>このとき、国保システムから返還請求書を出し、該当者へ送付する。また、該当者から納付があった場合に、納付情報を国保システムへ入力する。</p>   | <p>4. 第三者行為に関する業務<br/>被保険者(被害者)が交通事故等の第三者(加害者)の行為が原因で負傷したり、罹患した場合で、江戸川区が被保険者(被害者)からの届出をもって、第三者(加害者)に代わり被保険者(被害者)の医療費の自己負担分を除く部分を立て替えて医療機関に支払ったとき、立て替えた医療費を過失割合に応じて第三者(加害者)へ請求する。<br/>このとき、被保険者(被害者)からの届出情報を国保システムへ入力する。医療費の額が確定した後に、第三者(加害者)へ納付書及び請求書を送付する。</p> <p>5. 不当利得に関する業務<br/>江戸川区の国民健康保険以外の医療保険に加入する等して既に国民健康保険の資格を喪失しているにも関わらず、江戸川区の国民健康保険証を使用して医療機関を受診し、保険給付を受けてしまった者に対して、その保険給付分の返還を請求する。<br/>このとき、国保システムから返還請求書を出し、該当者へ送付する。また、該当者から納付があった場合に、納付情報を国保システムへ入力する。</p>   | 事前 | 重要な変更である                       |
| 平成29年4月1日   | (給付情報ファイル)3. 特定個人情報の入手・使用方法-情報の突合           | <p>・医療保険関係情報、4情報、住民票関係情報を突合して、国民健康保険加入者世帯の資格の有無を確認する。[上記(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(6)]</p> <p>・医療保険関係情報、4情報、住民票関係情報、地方税関係情報を突合して、国民健康保険加入者世帯の自己負担限度額を確認する。[上記(1)、(2)、(3)]</p> <p>・医療保険関係情報、4情報、住民票関係情報、障害者福祉関係情報を突合して、国民健康保険加入者の障害者医療費助成の利用状況を確認する。[上記(1)、(2)]</p> <p>・医療保険関係情報、4情報、住民票関係情報、介護・高齢者福祉関係情報を突合して、国民健康保険加入者の介護保険支給状況を確認する。[上記(2)]</p>   | <p>・医療保険関係情報、4情報、住民票関係情報を突合して、国民健康保険加入者世帯の資格の有無を確認する。[上記1、2、3、4、5]</p> <p>・医療保険関係情報、4情報、住民票関係情報、地方税関係情報を突合して、国民健康保険加入者世帯の自己負担限度額を確認する。[上記1、2]</p> <p>・医療保険関係情報、4情報、住民票関係情報、介護・高齢者福祉関係情報を突合して、国民健康保険加入者の介護保険支給状況を確認する。[上記1]</p>  | 事前 | 重要な変更である                       |
| 平成29年4月1日   | (給付情報ファイル)4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託・委託の有無        | (4)件  | (5)件  | 事前 | 重要な変更である                       |
| 平成29年4月1日   | (給付情報ファイル)4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託・委託事項5        |   | (評価書記載のとおり新設)   | 事前 | 重要な変更である                       |
| 平成28年12月15日 | (給付情報ファイル)5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)      | [ ]提供を行っている(24)件<br>[ ]移転を行っている(6)件   | [ ]提供を行っている(27)件<br>[ ]移転を行っている(8)件   | 事後 | その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない |
| 平成28年12月15日 | (給付情報ファイル)5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)-移転先7 |   | (評価書記載のとおり新設)   | 事後 | その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない |
| 平成28年12月15日 | (給付情報ファイル)5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)-移転先8 |   | (評価書記載のとおり新設)   | 事後 | その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない |

|             |  |   |  |    |                                |
|-------------|--|---|--|----|--------------------------------|
| 平成28年12月15日 | (給付情報ファイル)6. 特定個人情報の保管・消去・消去方法                       | ・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出できないよう、物理的破壊または専用ソフト等を利用して完全に消去する。                                       | ・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出できないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。<br>- 上記以外の項目に変更なし - | 事後 | その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない |
| 平成29年7月1日   | (給付情報ファイル)5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)-提供先22- 法令上の根拠 | 番号法第19条第7号 別表第二の119の項   | 番号法第19条第7号 別表第二の120の項  | 事前 | 事後で足りるが任意に事前に提出                |
| 平成29年7月1日   | (給付情報ファイル)5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)-提供先23         | (東京都に対する提供に関する記載)   | 削除   | 事前 | 事後で足りるが任意に事前に提出                |
| 平成29年7月1日   | (給付情報ファイル)5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)-提供先24         | (東京都に対する提供に関する記載)   | 削除   | 事前 | 事後で足りるが任意に事前に提出                |
| 平成29年7月1日   | (給付情報ファイル)5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)-提供先23         |   | (評価書記載のとおり新設)  | 事前 | 事後で足りるが任意に事前に提出                |
| 平成29年7月1日   | (給付情報ファイル)5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)-提供先24         |   | (評価書記載のとおり新設)  | 事前 | 事後で足りるが任意に事前に提出                |
| 平成29年7月1日   | (給付情報ファイル)5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)-提供先25         |   | (評価書記載のとおり新設)  | 事前 | 事後で足りるが任意に事前に提出                |
| 平成29年7月1日   | (給付情報ファイル)5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)-提供先26         |   | (評価書記載のとおり新設)  | 事前 | 事後で足りるが任意に事前に提出                |
| 平成29年7月1日   | (給付情報ファイル)5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)-提供先27         |   | (評価書記載のとおり新設)  | 事前 | 事後で足りるが任意に事前に提出                |
| 平成29年7月1日   | (収納管理情報ファイル)3. 特定個人情報の入手・使用- 入手の時期・頻度                | ・現住者の住民票関係情報の取得に関する事務:窓口開庁時間に疑似リアル連携<br>・他自治体からの滞納状況等調査回答に係る事務:調査が必要となった都度  | ・住民票関係情報の取得に関する事務:窓口開庁時間に疑似リアル連携   | 事前 | 事後で足りるが任意に事前に提出                |
| 平成29年7月1日   | (収納管理情報ファイル)3. 特定個人情報の入手・使用- 入手にかかる妥当性               | ・住民票関係情報については、本人情報確認、本人情報入力に係る事務処理負荷軽減のため、庁内連携システムを利用して取得している。<br>・地方税法第20条の11により、国民健康保険料に関する調査について必要がある場合に当該調査に関し参考となる資料を取得している。     | ・住民票関係情報:本人確認情報、本人情報入力に係る事務処理負荷軽減のため、庁内連携システムを利用して取得している。  | 事前 | 事後で足りるが任意に事前に提出                |
| 平成29年7月1日   | (収納管理情報ファイル)3. 特定個人情報の入手・使用- 本人への明示                  | ・滞納状況等調査回答に係る各種情報について、地方税法第20条の11に基づき、収集していることを、広く国民に周知している。<br>・住民票関係情報については、江戸川区個人情報保護条例第12条の規定に基づき、国保システム内でも利用していることを、広く区民に周知している。 | ・住民票関係情報については、江戸川区個人情報保護条例第12条の規定に基づき、国保システム内でも利用していることを、広く区民に周知している。  | 事前 | 事後で足りるが任意に事前に提出                |
| 平成29年7月1日   | (収納管理情報ファイル)5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)             | [ ]提供を行っている(17)件  | [ ]提供を行っている(16)件   | 事前 | 事後で足りるが任意に事前に提出                |
| 平成29年7月1日   | (収納管理情報ファイル)5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)-提供先17       |   | 削除   | 事前 | 事後で足りるが任意に事前に提出                |
| 平成28年12月15日 | (収納管理情報ファイル)6. 特定個人情報の保管・消去・消去方法                     | ・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出できないよう、物理的破壊または専用ソフト等を利用して完全に消去する。                                       | ・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出できないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。<br>- 上記以外の項目に変更なし - | 事後 | その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない |

|           |  |   |   |    |                 |
|-----------|--|---|---|----|-----------------|
| 平成29年4月1日 | (別添2)特定個人情報ファイル記録項目-資格・賦課情報ファイル  | 表題部分<br>国保資格・賦課情報ファイル(全記録項目:477項目)<br>【資格情報】の部分<br>【資格情報】(記録項目:83項目)<br>【規制対象情報】の部分<br>記載なし | 表題部分を以下のように変更<br>資格・賦課情報ファイル(全記録項目:487項目)<br>【資格情報】の部分に以下の2項目を追加<br>【資格情報】(記録項目:85項目)<br>国保適用開始終了情報、市町村被保険者ID<br>以下の項目を追加<br>【規制対象情報】(記録項目:8項目)<br>宛名番号、申請年月日、規制情報コード、本人確認書類コード、決定(却下)年月日、支援開始年月日、支援終了年月日、支援終了フラグ   | 事前 | 事後で足りるが任意に事前に提出 |
| 平成29年4月1日 | (別添2)特定個人情報ファイル記録項目-給付情報ファイル   | 表題部分<br>給付情報ファイル(全記録項目:263項目)<br>【給付情報】の部分<br>記載なし  | 表題部分を以下のように変更<br>給付情報ファイル(全記録項目:267項目)<br>【給付情報】の部分に以下の4項目を追加<br>【給付情報】(記録項目:224項目)<br>一部負担金減免期間、一部負担金減免割合、転居に伴う負担限度額特例対象世帯フラグ、転居月75歳到達時特例対象者フラグ  | 事前 | 事後で足りるが任意に事前に提出 |
| 平成29年4月1日 | (資格・賦課情報ファイル)<br>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク1-対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容    |   | ・国保連からの入手については、国保連の国保総合(国保集約)システムに限定されており、配信されるデータは国保連において、関連性や妥当性及び整合性のチェック( )が行われていることが前提となるため、対象者以外の情報を入手することはない。<br>ここでいう関連性・整合性チェックとは、すでに個人番号が紐付いている(宛名番号が同じ)人に、以前と異なる個人番号を紐付けようとした場合、あるいは個人番号が空白の場合に、確認リストを出力する等の機能のことを指す。<br>- 上記項目を追記。上記以外の項目に変更なし-   | 事前 | 重要な変更である        |
| 平成29年4月1日 | (資格・賦課情報ファイル)<br>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク1-必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容 |   | ・国保連からの入手について、入手元は国保連の国保総合(国保集約)システムに限定されており、配信されるデータは国保連においてあらかじめ指定されたインタフェース( )によって配信されることが前提となるため、必要な情報以外を入手することはない。<br>ここでいう指定されたインタフェースとは、国保総合(国保集約)システムの外部インタフェース仕様書に記載されている国保連の国保総合(国保集約)システムと江戸川区に設置するデータ連携用PCとの間でやりとりされるデータ定義のことをいい、その定義に従った項目(法令等で定められた範囲)でない、国保連の国保総合(国保集約)システムからデータ配信ができないしくみになっている。<br>- 上記項目を追記。上記以外の項目に変更なし-   | 事前 | 重要な変更である        |
| 平成29年4月1日 | (資格・賦課情報ファイル)<br>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク2-リスクに対する措置の内容                |   | ・データ連携用PCにおける措置として、特定個人情報の入手元は、国保連の国保総合(国保集約)システムに限定されており、専用線を用いるとともに、指定されたインタフェース(法令で定められる範囲)でしか入手できないようシステムで制御しており、国保総合(国保集約)システムの外部インタフェース仕様書に記載されている対象、周期及びデータ定義等によって、江戸川区と国保連の双方に共通の認識があり、その定義に従った内容でないデータを送受信ができないことで、不適切な方法で入手が行われるリスクを軽減している。<br>- 上記項目を追記。上記以外の項目に変更なし-  | 事前 | 重要な変更である        |
| 平成29年4月1日 | (資格・賦課情報ファイル)<br>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク3-入手の際の本人確認の措置の内容             |   | ・データ連携用PCにおける措置として、特定個人情報の入手元は、国保連の国保総合(国保集約)システムに限定されているとともに、データ連携用PCにおいて国保連から入手する情報は、江戸川区において本人確認を行った上で国保連に送信した被保険者情報に、国保連が事務処理等を行った結果を付加して配信された情報であるため、本人確認の措置に問題はない。<br>さらに、国保連においても江戸川区の国保システムと同様の宛名番号をキーとして個人識別事項を管理しており、宛名番号をキーとして必要なデータが配信されることをシステム上で担保することで正確性を確保している。<br>・国保連から入手した特定個人情報は、江戸川区の国保システムの被保険者データと突合し正確性を確認してから、当該システムのデータベースへ更新することとしており、不整合があった場合は、国保連に電話等で連絡し是正を求めるとしている。<br>- 上記項目を追記。上記以外の項目に変更なし- | 事前 | 重要な変更である        |

|           |   |   |  |    |          |
|-----------|---|---|--|----|----------|
| 平成29年4月1日 | (資格・賦課情報ファイル)<br>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク3-個人番号の真正性確認の措置の内容   |   | ・また、国保連から入手する特定個人情報ファイルには、個人番号は記録されていない。<br>- 上記項目を追記。上記以外の項目に変更なし-  | 事前 | 重要な変更である |
| 平成29年4月1日 | (資格・賦課情報ファイル)<br>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク3-特定個人情報の正確性確保の措置の内容 |   | ・データ連携用PCにおける措置として、国保連から配信される被保険者情報については、江戸川区及び他市から送信された被保険者異動情報等をもとに、国保総合(国保集約)システムにおいて処理を行い、その処理結果は江戸川区及び他市の双方に配信され、江戸川区及び他市の職員が確認している。<br>・国保連から配信される継続世帯確定結果については、江戸川区から送信した被保険者異動情報等をもとに、国保総合(国保集約)システムにおいて処理を行い、その処理結果を江戸川区の職員が確認している。<br>・入手した特定個人情報は、江戸川区の国保システムの被保険者データと突合し正確性を確認してから、当該システムのデータベースへ更新することとしており、不整合があった場合は、国保連に電話等で連絡し是正を求めることとしている。<br>- 上記項目を追記。上記以外の項目に変更なし-   | 事前 | 重要な変更である |
| 平成29年4月1日 | (資格・賦課情報ファイル)<br>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク4-リスクに対する措置の内容       | ・市町村CSで確認した住基情報を国保システムに登録する際には、市町村CSでの確認結果を記載した紙、電子媒体を、国保システムへの入力完了後に、すぐに消去、廃棄を行うことで漏えいを防止している。 | ・市町村CSで確認した住基情報を国保システムに登録する際には、市町村CSでの確認結果を記載した紙を、国保システムへの入力完了後に、すぐに消去、廃棄を行うことで、情報漏えい、紛失等を防止している。また、一定期間経過後は廃棄処分している。  | 事前 | 重要な変更である |
| 平成29年4月1日 | (資格・賦課情報ファイル)<br>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク4-リスクに対する措置の内容(続き)   |   | < 国保連からの入手に係る措置の内容については以下のとおりである。 ><br>・江戸川区のデータ連携用PCは、国保連のみと接続され、接続には専用線を用いる。<br>・江戸川区のデータ連携用PCと国保連の国保総合(国保集約)システムとの通信には、認証・通信内容の暗号化を実施している。<br>・江戸川区のデータ連携用PCと国保連の国保総合(国保集約)システムとの専用ネットワークは、ウイルス対策ソフト、ファイアウォール等によってセキュアなシステム稼働環境を確保することにより、不適切な方法によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。<br>・ウイルス対策ソフトは自動でアップデートを行うこととしており、接続地点の追加、削除等を含め、ファイアウォール等の設定変更が必要となった際は、国保連により迅速に実施される。<br>・データ連携用PCへのログイン時の職員認証の他に、ログインを実施した職員・時刻・操作内容の記録が実施されるため、その抑止効果として、不適切な操作等によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。<br>- 上記項目を追記。上記以外の項目に変更なし- | 事前 | 重要な変更である |
| 平成29年4月1日 | (資格・賦課情報ファイル)<br>3. 特定個人情報の使用 リスク1-その他の措置の内容                                    |   | < データ連携用PCにおける措置 ><br>・各市区町村の職員等が不正にデータ抽出等できないように、GUIによるデータ抽出機能( )はデータ連携用PCに搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはなく、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクを軽減している。<br>ここでいうGUIによるデータ抽出機能とは、国民健康保険関係情報ファイルのデータベースからデータを抽出するにあたって、抽出条件等を端末の画面上から簡単なマウス操作等で指定でき、CSV等のデータ形式でデータ連携用PC上のハードディスク等にファイルを出力する機能のことを指す。   | 事前 | 重要な変更である |
| 平成29年4月1日 | (資格・賦課情報ファイル)<br>3. 特定個人情報の使用 リスク2-ユーザ認証の管理 具体的な管理方法                            |   | < データ連携用PCにおける措置 ><br>・データ連携用PCを使用する必要がある職員のみがログイン時のパスワード等を管理するようにする。<br>・ログインしたまま端末を放置せず、離席時にはログアウトすることやログインID、パスワードの使いまわしをしないことを徹底している。<br>- 上記項目を追記。上記以外の項目に変更なし-   | 事前 | 重要な変更である |

|           |   |  |  |    |          |
|-----------|---|--|--|----|----------|
| 平成29年4月1日 | (資格・賦課情報ファイル)<br>3. 特定個人情報の使用 リスク<br>2. 特定個人情報の使用の記録 具体的な方法                     |  | <p>&lt;データ連携用PCにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・データ連携用PCへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容を記録している。</li> <li>・情報システム管理者は定期的に、記録の内容を確認し、不正な運用が行われていないかを点検する。</li> <li>・当該記録については、一定期間保存することとしている。</li> </ul> <p>～ 上記項目を追記。上記以外の項目に変更なし～</p>  | 事前 | 重要な変更である |
| 平成29年4月1日 | (資格・賦課情報ファイル)<br>3. 特定個人情報の使用 リスク<br>4. リスクに対する措置の内容                            |  | <p>&lt;データ連携用PCにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各市区町村の職員等が不正にデータ抽出等できないように、GUIによるデータ抽出機能はデータ連携用PCに搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはない。</li> <li>・データ連携用PCへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容が記録され、不正な運用が行われていないかを適宜点検することができる。</li> </ul> <p>～ 上記項目を追記。上記以外の項目に変更なし～</p>  | 事前 | 重要な変更である |
| 平成29年4月1日 | (資格・賦課情報ファイル)<br>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限-具体的な制限方法            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・庁内、データセンタにて、委託先事業者が特定個人情報の閲覧、更新等を行う場合には、委託先事業者向けのユーザIDを発行し、閲覧、更新等の処理を実施できる担当者限定している。また、事前に事業者名簿の提出も義務付けている。</li> <li>・庁外の委託先事業者の事業所での作業では、管理体制名簿の提出、入退室の管理をしている室内での業務の実行、取扱者へはセキュリティー研修の受講を義務付けている。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・庁内、データセンタにて、委託先事業者が特定個人情報の閲覧、更新等を行う場合には、委託先事業者向けのユーザIDを発行し、閲覧、更新等の処理を実施できる担当者限定している。また、事前に事業者名簿の提出も義務付けている。</li> <li>・庁外の委託先事業者の事業所での作業では、管理体制名簿の提出、入退室の管理をしている室内での業務の実行、取扱者へはセキュリティー研修の受講を義務付けている。</li> <li>・アクセス権限を付与する従業員数を必要最小限に制限し、付与するアクセス権限も必要最小限とすることを委託事業者に遵守させることとしている。</li> </ul>   | 事前 | 重要な変更である |
| 平成29年4月1日 | (資格・賦課情報ファイル)<br>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの記録-具体的な方法                  |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・国保連の国保総合(国保集約)システムにおいては、特定個人情報にアクセスした従業員等・時刻・操作内容を記録している。</li> <li>・国保連の情報セキュリティ管理者は、定期的に又はセキュリティ上の問題が発生した際には、特定個人情報にアクセスした記録を確認し、不正な運用が行われていないかを点検する。</li> </ul> <p>～ 上記項目を追記。上記以外の項目に変更なし～</p>   | 事前 | 重要な変更である |
| 平成29年4月1日 | (資格・賦課情報ファイル)<br>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の消去ルール-ルールの内容及びルール遵守の確認方法           |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託契約終了後は、委託先から特定個人情報の消去・廃棄等に関する報告書を提出させ、消去及び廃棄状況の確認を行う。</li> </ul> <p>～ 上記項目を追記。上記以外の項目に変更なし～</p>  | 事前 | 重要な変更である |
| 平成29年4月1日 | (資格・賦課情報ファイル)<br>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 |  | <p>&lt;国保連における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国保総合(国保集約)システムにおいて保有する特定個人情報が、インターネットに流出することを防止するため、国保総合(国保集約)システムはインターネットには接続できないようシステム面の措置を講じている。</li> <li>・国保総合(国保集約)システムではUTM(コンピュータウイルスやハッキング等の脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。</li> <li>・国保総合(国保集約)システムでは、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、パターンファイルの更新を行う。</li> <li>・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要なセキュリティパッチの適用を行う。</li> <li>・国保総合(国保集約)システムを厳格な入退室管理を行っている区画に設置し、設置場所への入退室記録管理、監視カメラによる監視及び施錠管理を行う。</li> <li>・特定個人情報等を取扱う機器、電子媒体及び書類等の盗難又は紛失等を防止するために、物理的な安全管理措置を講ずる。</li> <li>・国保総合(国保集約)システムを使用して特定個人情報ファイルの複製等の操作が可能な職員を最小限に限定する。</li> <li>・特定個人情報ファイルを電子記録媒体に複製する際には、不必要な複製を制限するため、事前に情報セキュリティ管理者の承認を得る。</li> </ul> | 事前 | 重要な変更である |

|           |   |   |  |    |          |
|-----------|---|---|--|----|----------|
| 平成29年4月1日 | (資格・賦課情報ファイル)<br>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置<br>(続き) |   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・許可された電子記録媒体又は機器等以外のものについて使用の制限等の必要な措置を講ずる。また、記録機能を有する機器の情報システム端末等への接続の制限等の必要な措置を講ずる。</li> <li>・電子記録媒体は、媒体管理簿で管理し、保管庫に施設保管する。電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。保管する必要がない使用済の電子記録媒体はシュレッダーで粉碎し破棄する。</li> </ul>   | 事前 | 重要な変更である |
| 平成29年4月1日 | (資格・賦課情報ファイル)<br>7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1 技術的対策- 具体的な対策の内容                                  | <p>&lt;江戸川区における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ウイルス対策ソフトを導入し、定期的にパターンファイルの更新を行っている。</li> <li>・OSやアプリケーション等に対するセキュリティ対策用修正ソフトウェア(いわゆるセキュリティパッチ)を適用している。</li> <li>・ファイアウォールにより、サーバーへのアクセスを制御している。</li> <li>・日次でバックアップファイルを取得して、テープとディスクに記録している。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。</li> <li>・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</li> <li>・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</li> </ul> | <p>&lt;江戸川区における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ウイルス対策ソフトを導入し、定期的にパターンファイルの更新を行っている。</li> <li>・OSやアプリケーション等に対するセキュリティ対策用修正ソフトウェア(いわゆるセキュリティパッチ)を適用している。</li> <li>・ファイアウォールにより、サーバーへのアクセスを制御している。</li> <li>・日次でバックアップファイルを取得して、テープとディスクに記録している。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。</li> <li>・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</li> <li>・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</li> </ul> <p>&lt;データ連携用PCにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・データ連携用PCで使用できる外部媒体は、情報システム管理者が使用許可したのもののみを使用可能とする。</li> <li>・データ連携用PCには、ウイルス対策ソフトを導入し、ウイルスパターンファイルは適時更新する。</li> <li>・不正アクセス防止策として、ファイアウォールを導入している。</li> <li>・オペレーティングシステム等にはパッチの適用を随時に、できるだけ速やかに実施している。</li> </ul> | 事前 | 重要な変更である |
| 平成29年4月1日 | (給付情報ファイル)2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク1-対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・国保総合システムでのレセプト情報の入手は、予め決められた仕様に基づくため、対象者以外の情報を入手することはない。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・国保連からの入手については、国保連の国保総合(国保集約)システムに限定されており、配信されるデータは国保連において、関連性や妥当性及び整合性のチェック( )が行われていることが前提となるため、対象者以外の情報を入手することはない。</li> <li>ここでいう関連性・整合性チェックとは、すでに個人番号が紐付いている(宛名番号が同じ)人に、以前と異なる個人番号を紐付けようとした場合、あるいは個人番号が空白の場合に、確認リストを出力する等の機能のことを指す。</li> </ul> <p>～ 上記項目を変更。上記以外の項目に変更なし～</p>  | 事前 | 重要な変更である |
| 平成29年4月1日 | (給付情報ファイル)2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク1-必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務主管課から入手する自己負担額情報は、予め定められた帳票様式に基づき入手するため、必要な情報以外を入手しないようにしている。</li> <li>・国保総合システムでのレセプト情報の入手は、予め定められたインターフェースに基づいて連携されるため、必要な情報以外を入手することはない。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務主管課から入手する自己負担額情報は、予め定められた帳票様式に基づき入手するため、必要な情報以外を入手しないようにしている。</li> <li>・国保連からの入手について、入手元は国保連の国保総合(国保集約)システムに限定されており、配信されるデータは国保連においてあらかじめ指定されたインタフェース( )によって配信されることが前提となるため、必要な情報以外を入手することはない。</li> <li>ここでいう指定されたインタフェースとは、国保総合(国保集約)システムの外部インタフェース仕様書に記載されている国保連の国保総合(国保集約)システムと市区町村に設置するデータ連携用PCとの間でやりとりされるデータ定義のことをいい、その定義に従った項目(法令等で定められた範囲)でないと、国保連の国保総合(国保集約)システムからデータ配信ができないしくみになっている。</li> </ul> <p>～ 上記項目を変更。上記以外の項目に変更なし～</p>   | 事前 | 重要な変更である |

|           |  |   |  |    |          |
|-----------|--|---|--|----|----------|
| 平成29年4月1日 | (給付情報ファイル)2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク2-リスクに対する措置の内容       | ・国保総合システムでのレセプト情報の入手は、システムの利用者を限定し、アクセス者を特定できる方式により、詐取・奪取が行われないようにしている。                         | ・データ連携用PCにおける措置として、特定個人情報の入手元は、国保連の国保総合(国保集約)システムに限定されており、専用線を用いるとともに、指定されたインタフェース(法令で定められる範囲)でしか入手できないようシステムで制御しており、国保総合(国保集約)システムの外部インタフェース仕様書に記載されている対象、周期及びデータ定義等によって、江戸川区と国保連の双方に共通の認識があり、その定義に従った内容でないデータの送受信ができないこと、不適切な方法で入手が行われるリスクを軽減している。<br><br>- 上記項目を変更、上記以外の項目に変更なし-  | 事前 | 重要な変更である |
| 平成29年4月1日 | (給付情報ファイル)2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク3-入手の際の本人確認の措置の内容    | ・国保総合システムから入手する情報については、医療機関での保険証による本人確認、職員による氏名・住所等での本人確認を行っている。                                | ・データ連携用PCにおける措置として、特定個人情報の入手元は、国保連の国保総合(国保集約)システムに限定されているとともに、データ連携用PCにおいて国保連から入手する情報は、江戸川区において本人確認を行った上で国保連に送信した被保険者情報に、国保連が事務処理等を行った結果を付加して配信された情報であるため、本人確認の措置に問題はない。<br>・さらに、国保連においても江戸川区の国保システムと同様の宛名番号をキーとして個人識別事項を管理しており、宛名番号をキーとして必要なデータが配信されることをシステム上で担保することで正確性を確保している。<br>・国保連から入手した特定個人情報は、江戸川区の国保システムの被保険者データと突合し正確性を確認してから、当該システムのデータベースへ更新することとしており、不整合があった場合は、国保連に電話等で連絡し是正を求めることとしている。<br><br>- 上記項目を変更、上記以外の項目に変更なし- | 事前 | 重要な変更である |
| 平成29年4月1日 | (給付情報ファイル)2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク3-個人番号の真正性確認の措置の内容   |   | ・また、国保連から入手する特定個人情報ファイルには、個人番号は記録されていない。<br><br>- 上記項目を追記、上記以外の項目に変更なし-  | 事前 | 重要な変更である |
| 平成29年4月1日 | (給付情報ファイル)2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク3-特定個人情報の正確性確保の措置の内容 |   | ・データ連携用PCにおける措置として、国保連から配信される被保険者情報については、江戸川区及び他市から送信された被保険者異動情報等をもとに、国保総合(国保集約)システムにおいて処理を行い、その処理結果は江戸川区及び他市の双方に配信され、江戸川区及び他市の職員が確認している。<br>・国保連から配信される継続世帯確定結果については、江戸川区から送信した被保険者異動情報等をもとに、国保総合(国保集約)システムにおいて処理を行い、その処理結果を江戸川区の職員が確認している。<br>・入手した特定個人情報は、江戸川区の国保システムの被保険者データと突合し正確性を確認してから、当該システムのデータベースへ更新することとしており、不整合があった場合は、国保連に電話等で連絡し是正を求めることとしている。<br><br>- 上記項目を追記、上記以外の項目に変更なし-   | 事前 | 重要な変更である |
| 平成29年4月1日 | (給付情報ファイル)2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク4-リスクに対する措置の内容       | ・市町村CSで確認した住基情報を国保システムに登録する際には、市町村CSでの確認結果を記載した紙、電子媒体を、国保システムへの入力完了後に、すぐに消去、廃棄を行うことで漏えいを防止している。 | ・市町村CSで確認した住基情報を国保システムに登録する際には、市町村CSでの確認結果を記載した紙を、国保システムへの入力完了後に施錠可能なキャビネット等に保存することで、情報漏えい、紛失等を防止している。また、一定期間経過後は廃棄処分している。   | 事前 | 重要な変更である |

|           |   |   |   |    |          |
|-----------|---|---|---|----|----------|
| 平成29年4月1日 | (給付情報ファイル)2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)リスク4-リスクに対する措置の内容(続き) | ・国保総合システムでレセプト情報を登録する際は、使用した電子媒体を国保システムへの入力完了後は施錠可能なキャビネットに保管することで情報漏えい、紛失等を防止している。 | <p>&lt; 国保連からの入手に係る措置の内容については以下のとおりである。 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・江戸川区のデータ連携用PCは、国保連のみと接続され、接続には専用線を用いる。</li> <li>・江戸川区のデータ連携用PCと国保連の国保総合(国保集約)システムとの通信には、認証・通信内容の暗号化を実施している。</li> <li>・江戸川区のデータ連携用PCと国保連の国保総合(国保集約)システムとの専用ネットワークは、ウイルス対策ソフト、ファイアウォール等によってセキュアなシステム稼働環境を確保することにより、不適切な方法によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。</li> <li>・ウイルス対策ソフトは自動でアップデートを行うこととしており、接続地点の追加、削除等を含め、ファイアウォール等の設定変更が必要となった際は、国保連により迅速に実施される。</li> <li>・データ連携用PCへのログイン時の職員認証の他に、ログインを実施した職員・時刻・操作内容の記録が実施されるため、その抑止効果として、不適切な操作等によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。</li> </ul> | 事前 | 重要な変更である |
| 平成29年4月1日 | (給付情報ファイル)3. 特定個人情報の使用 リスク1-その他の措置の内容                                 |   | <p>&lt; 国保総合PC及びデータ連携用PCにおける措置 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各市区町村の職員等が不正にデータ抽出等できないように、GUIによるデータ抽出機能( )は国保総合PC及びデータ連携用PCに搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはなく、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクを軽減している。</li> </ul> <p>ここでいうGUIによるデータ抽出機能とは、国民健康保険関係情報ファイルのデータベースからデータを抽出するにあたって、抽出条件等を端末の画面上から簡単なマウス操作等で指定でき、CSV等のデータ形式で国保総合PC及びデータ連携用PC上のハードディスク等にファイルを出力する機能のことを指す。</p>  | 事前 | 重要な変更である |
| 平成29年4月1日 | (給付情報ファイル)3. 特定個人情報の管理 リスク2-ユーザ認証の管理 具体的な管理方法                         |   | <p>&lt; 国保総合PC及びデータ連携用PCにおける措置 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国保総合PC及びデータ連携用PCを使用する必要がある職員のみがログイン時のパスワード等を管理するようにする。</li> <li>・ログインしたまま端末を放置せず、離席時にはログアウトすることやログインID、パスワードの使いまわしをしないことを徹底している。</li> </ul> <p>- 上記項目を追記。上記以外の項目に変更なし -</p>   | 事前 | 重要な変更である |
| 平成29年4月1日 | (給付情報ファイル)3. 特定個人情報の使用 リスク2-特定個人情報の使用の記録 具体的な方法                       |   | <p>&lt; 国保総合PC及びデータ連携用PCにおける措置 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国保総合PC及びデータ連携用PCへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容を記録している。</li> <li>・情報システム管理者は定期的に、記録の内容を確認し、不正な運用が行われていないかを点検する。</li> <li>・当該記録については、一定期間保存することとしている。</li> </ul> <p>- 上記項目を追記。上記以外の項目に変更なし -</p>  | 事前 | 重要な変更である |
| 平成29年4月1日 | (給付情報ファイル)3. 特定個人情報の使用 リスク4-リスクに対する措置の内容                              |   | <p>&lt; 国保総合PC及びデータ連携用PCにおける措置 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各市区町村の職員等が不正にデータ抽出等できないように、GUIによるデータ抽出機能は国保総合PC及びデータ連携用PCに搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはない。</li> <li>・国保総合PC及びデータ連携用PCへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容が記録され、不正な運用が行われていないかを適宜点検することができる。</li> </ul> <p>- 上記項目を追記。上記以外の項目に変更なし -</p>  | 事前 | 重要な変更である |

|           |   |   |   |    |          |
|-----------|---|---|---|----|----------|
| 平成29年4月1日 | (給付情報ファイル)4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限-具体的な制限方法                                     | ・庁内、データセンタにて、委託先事業者が特定個人情報の閲覧、更新等を行う場合には、委託先事業者向けのユーザIDを発行し、閲覧、更新等の処理を実施できる担当者を限定している。また、事前に作業者名簿の提出も義務付けている。<br>・庁外の委託先事業者の事業所での作業では、管理体制名簿の提出、入退室の管理をしている室内での業務の実行、取扱者へはセキュリティー研修の受講を義務付けている。 | ・庁内、データセンタにて、委託先事業者が特定個人情報の閲覧、更新等を行う場合には、委託先事業者向けのユーザIDを発行し、閲覧、更新等の処理を実施できる担当者を限定している。また、事前に作業者名簿の提出も義務付けている。<br>・庁外の委託先事業者の事業所での作業では、管理体制名簿の提出、入退室の管理をしている室内での業務の実行、取扱者へはセキュリティー研修の受講を義務付けている。<br>・アクセス権限を付与する従業員数を必要最小限に制限し、付与するアクセス権限も必要最小限とすることを委託事業者に遵守させることとしている。   | 事前 | 重要な変更である |
| 平成29年4月1日 | (給付情報ファイル)4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの記録-具体的な方法   |   | ・国保連の国保総合(国保集約)システムにおいては、特定個人情報にアクセスした従業員等・時刻・操作内容を記録している。<br>・国保連の情報セキュリティ管理者は、定期的には又はセキュリティ上の問題が発生した際には、特定個人情報にアクセスした記録を確認し、不正な運用が行われていないかを点検する。<br>- 上記項目を追記。上記以外の項目に変更なし-   | 事前 | 重要な変更である |
| 平成29年4月1日 | (給付情報ファイル)4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の消去ルール-ルールの内容及びルール遵守の確認方法                                    |   | ・委託契約終了後は、委託先から特定個人情報等の消去・廃棄等に関する報告書を提出させ、消去及び廃棄状況の確認を行う。<br>- 上記項目を追記。上記以外の項目に変更なし-  | 事前 | 重要な変更である |
| 平成29年4月1日 | (給付情報ファイル)4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置                          |   | < 国保連における措置 ><br>・国保総合(国保集約)システムにおいて保有する特定個人情報、インターネットに流出することを防止するため、国保総合(国保集約)システムはインターネットには接続できないようシステム面の措置を講じている。<br>・国保総合(国保集約)システムではUTM(コンピュータウイルスやハッキング等の脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。<br>・国保総合(国保集約)システムでは、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、パターンファイルの更新を行う。<br>・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要なセキュリティパッチの適用を行う。<br>・国保総合(国保集約)システムを厳格な入退室管理を行っている区画に設置し、設置場所への入退室記録管理、監視カメラによる監視及び施設管理を行う。<br>・特定個人情報等を取扱う機器、電子媒体及び書類等の盗難又は紛失等を防止するために、物理的な安全管理措置を講ずる。<br>・国保総合(国保集約)システムを使用して特定個人情報ファイルの複製等の操作が可能な職員を最小限に限定する。<br>・特定個人情報ファイルを電子記録媒体に複製する際には、不必要な複製を制限するため、事前に情報セキュリティ管理者の承認を得る。 | 事前 | 重要な変更である |
| 平成29年4月1日 | (給付情報ファイル)4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 (続き)                     |   | ・許可された電子記録媒体又は機器等以外のものについて使用の制限等の必要な措置を講ずる。また、記録機能を有する機器の情報システム端末等への接続の制限等の必要な措置を講ずる。<br>・電子記録媒体は、媒体管理簿で管理し、保管庫に施錠保管する。電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。保管する必要がない使用済の電子記録媒体はシュレッダーで粉砕し破棄する。  | 事前 | 重要な変更である |
| 平成29年4月1日 | (給付情報ファイル)5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)リスク1 特定個人情報の提供・移転の記録-具体的な方法                 | ・国保総合システムへの情報連携は、すべてログとして記録を保持している。   | (削除)<br>- 上記以外の項目に変更なし-   | 事前 | 重要な変更である |
| 平成29年4月1日 | (給付情報ファイル)5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)リスク1 特定個人情報の提供・移転に関するルール-ルールの内容及びルール遵守の確認方法 | ・国保総合システムへの情報連携の際は、複数職員による確認をしている。  | (削除)<br>- 上記以外の項目に変更なし-   | 事前 | 重要な変更である |

|             |   |  |   |    |                       |
|-------------|---|--|---|----|-----------------------|
| 平成29年4月1日   | (給付情報ファイル)5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)リスク2-リスクに対する措置の内容 | ・国保総合システムへの情報連携の際は、予め定められた運用ルール(暗号化、送受信記録の保持等)に基づき、データ提供を行っている。  | (削除)<br>- 上記以外の項目に変更なし -  | 事前 | 重要な変更である              |
| 平成29年4月1日   | (給付情報ファイル)5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)リスク3-リスクに対する措置の内容 | ・国保総合システムへの情報連携の際は、複数職員での確認をしており、誤った情報を提供する事はない。また、情報提供先は一つに限定されるため、誤った相手に提供する事はない。  | (削除)<br>- 上記以外の項目に変更なし -  | 事前 | 重要な変更である              |
| 平成29年4月1日   | (給付情報ファイル)6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク5-リスクに対する措置の内容                       | < 国保システム、統合DBの運用における措置 ><br>・中間サーバー側に登録していない、または自動応答を制限している等の場合、職員の操作により特定個人情報を提供する場合には、情報提供にあたって上長承認を得た上で、国保システム、統合DBにて処理を実行する運用を義務付けている。   | < 国保システム、統合DBの運用における措置 ><br>・中間サーバー側に登録していない、又は自動応答を制限している等の場合、職員の操作により特定個人情報を提供する場合には、情報提供にあたって上長承認を得た上で、国保システム、統合DBにて処理を実行する運用を義務付けている。   | 事後 | 文言の修正であり、重要な変更には当たらない |
| 平成29年4月1日   | (給付情報ファイル)7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1 技術的対策-具体的な対策の内容                          | < 江戸川区における措置 ><br>・ウイルス対策ソフトを導入し、定期的にパターンファイルの更新を行っている。<br>・OSやアプリケーション等に対するセキュリティ対策用修正ソフトウェア(いわゆるセキュリティパッチ)を適用している。<br>・ファイアウォールにより、サーバーへのアクセスを制御している。<br>・日次でバックアップファイルを取得して、テープとディスクに記録している。<br>< 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 ><br>・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。<br>・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。<br>・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 | < 江戸川区における措置 ><br>・ウイルス対策ソフトを導入し、定期的にパターンファイルの更新を行っている。<br>・OSやアプリケーション等に対するセキュリティ対策用修正ソフトウェア(いわゆるセキュリティパッチ)を適用している。<br>・ファイアウォールにより、サーバーへのアクセスを制御している。<br>・日次でバックアップファイルを取得して、テープとディスクに記録している。<br>< 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 ><br>・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。<br>・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。<br>・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。<br>< 国保総合PC及びデータ連携用PCにおける措置 ><br>・国保総合PC及びデータ連携用PCで使用できる外部媒体は、情報システム管理者が使用許可したのみを使用可能とする。<br>・国保総合PC及びデータ連携用PCには、ウイルス対策ソフトを導入し、ウイルスパターンファイルは適時更新する。<br>・不正アクセス防止策として、ファイアウォールを導入している。<br>・オペレーティングシステム等にはパッチの適用を随時に、できるだけ速やかに実施している。 | 事前 | 重要な変更である              |
| 平成29年4月1日   | (収納管理情報ファイル)2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)リスク4-リスクに対する措置の内容     | ・市町村CSで確認した住基情報を国保システムに登録する際には、市町村CSでの確認結果を記載した紙、電子媒体を、国保システムへの入力完了後に、すぐに消去、廃棄を行うことで漏えいを防止している。  | ・市町村CSで確認した住基情報を国保システムに登録する際には、市町村CSでの確認結果を記載した紙を、国保システムへの入力完了後に施錠可能なキャビネット等に保存することで、情報漏えい、紛失等を防止している。また、一定期間経過後は裁断処分している。<br>- 上記項目を変更。上記以外の項目に変更なし -  | 事前 | 重要な変更である              |
| 平成28年12月15日 | (収納管理情報ファイル)7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1 技術的対策-具体的な対策の内容                        | < 江戸川区における措置 ><br>・ウイルス対策ソフトを導入し、定期的にパターンファイルの更新を行っている。  | < 江戸川区における措置 ><br>・ウイルス対策ソフトを導入し、定期的にパターンファイルの更新を行っている。<br>- 上記以外の項目に変更なし -   | 事後 | 文言の修正であり、重要な変更には当たらない |
| 平成29年4月1日   | 1. 監査 自己点検-具体的なチェック方法   |  | < 国保総合(国保集約)システムにおける措置 ><br>・番号法第29条の3第2項に基づき、個人情報保護委員会へ特定個人情報ファイルの取扱いの状況に関する報告をする(それに伴い、国保連にも同様の報告を求めることにする)。<br>- 上記項目を追記。上記以外の項目に変更なし -  | 事前 | 重要な変更である              |

|             |   |   |  |    |                                |
|-------------|---|---|--|----|--------------------------------|
| 平成29年4月1日   | 2. 従業者に対する教育・啓発<br>従業者に対する教育・啓発- 具体的な方法       |   | <p>&lt; 国保総合(国保集約)システムに関する措置 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育事項: 国保総合(国保集約)システムの操作・運用ならびに個人情報保護に関する教育及び研修</li> <li>・教育頻度: 年間1回程度</li> <li>・教育方法: 集合教育</li> <li>・教育対象: 職員及び嘱託員</li> <li>・違反行為を行ったものに対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。</li> <li>・委託先である国保連に対しては、契約内容において、個人情報保護に関する秘密保持契約を締結している。</li> </ul> <p>～ 上記項目を追記。上記以外の項目に変更なし～</p>   | 事前 | 重要な変更である                       |
| 平成28年12月15日 | 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 個人情報ファイル簿の公表・個人情報ファイル名 | 該当する個人情報ファイルの名称を記載(総務課文書係に提出した個人情報業務登録簿に添付されているもの)  | 国民健康保険業務システム   | 事後 | その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない |
| 平成30年7月1日   | 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務- 事務の内容                   | <p>該当者からの申請により各種給付(療養費、高額療養費、高額介護合算療養費、出産育児一時金及び葬祭費)の申請受付及び支払</p> <p>国民健康保険法に基づき賦課された国民健康保険料の収納情報の管理<br/>国民健康保険法、地方税法に基づき、納期限までに完納しない納付義務者に対し督促状の送付<br/>国民健康保険法、地方税法、国税徴収法に基づき、国民健康保険料を滞納している納付義務者(以下この評価書において「滞納者」という。)に対し、納付交渉、催告、調査、滞納処分等</p>  | <p>該当者からの申請により各種給付(療養費、高額療養費、高額介護合算療養費、出産育児一時金、葬祭費及び結核・精神医療給付金)の申請受付及び支払</p> <p>国民健康保険法(昭和33年法律第192号)に基づき賦課された国民健康保険料の収納情報の管理<br/>国民健康保険法、地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき、納期限までに完納しない納付義務者に対し督促状の送付<br/>国民健康保険法、地方税法、国税徴収法(昭和34年法律第147号)に基づき、国民健康保険料を滞納している納付義務者(以下この評価書において「滞納者」という。)に対し、納付交渉、催告、調査、滞納処分等</p> <p>～ 上記以外の項目に変更なし～</p>   | 事前 | 重要な変更である                       |
| 平成30年7月1日   | 3. 個人番号の利用- 法令上の根拠                            | <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下この評価書において「番号法」という。)<br/>第9条第1項別表第一の30の項<br/>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年/内閣府/総務省/令第5号)第24条<br/>江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第2項及び第3項<br/>江戸川区個人番号の利用に関する条例施行規則第3条<br/>国民健康保険法<br/>国民健康保険法施行令<br/>国民健康保険法施行規則 等</p>   | <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下この評価書において「番号法」という。)<br/>第9条第1項第2項及び別表第一の30の項<br/>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年/内閣府/総務省/令第5号)第24条<br/>江戸川区個人番号の利用に関する条例(平成27年10月条例第30号)第4条第1項<br/>江戸川区個人番号の利用に関する条例施行規則(平成27年10月規則第58号)第3条</p>   | 事前 | 重要な変更である                       |
| 平成30年7月1日   | 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携- 法令上の根拠              | <p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二<br/>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年/内閣府/総務省/令第7号)(以下この評価書において「別表第二省令」という。)<br/>・「江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第1項及び別表第二」</p> <p>【番号法別表第二における情報提供の根拠】<br/>: 第三欄(情報提供者)が「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93の項)<br/>: 第三欄(情報提供者)が「他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項(9、12、15、78、120の項)<br/>: 第三欄(情報提供者)が「他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法令により行われる給付の支給に関する情報」が含まれる項(109の項)</p> | <p>・番号法第19条第7号第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二<br/>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年/内閣府/総務省/令第7号)(以下この評価書において「別表第二省令」という。)<br/>・「江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第1項及び別表第二」</p> <p>【番号法別表第二における情報提供の根拠】<br/>: 第三欄(情報提供者)が「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93の項)<br/>: 第三欄(情報提供者)が「他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項(9、12、15、78、119の項)<br/>: 第三欄(情報提供者)が「他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法令により行われる給付の支給に関する情報」が含まれる項(109の項)</p> | 事前 | 重要な変更である                       |

|            |  |   |  |    |                               |
|------------|--|---|--|----|-------------------------------|
| 平成30年7月1日  | 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携-法令上の根拠(続き)                        | <p>：第三欄(情報提供者)が「他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(17、88、106の項)</p> <p>：第三欄(情報提供者)が「他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(22、97の項)</p> <p>：第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「国民健康保険法第七十六条の四において準用する介護保険法第七十六条第一項(同法第四十条第三項において準用する場合を含む。)、第三十八條第一項又は第四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(46の項)</p> <p>【別表第二省令における情報提供の根拠】<br/>：第1条第1号第2号イ、第2条第3号第4号イ第6号イ第9号イ第10号イ第16号イ、第3条第3号第4号イ第6号イ第7号第8号イ第9号イ、第4条第1号第2号イ、第5条第4号第5号第6号第7号第8号、第8条第3号八、第10条の2第3号、</p> | <p>：第三欄(情報提供者)が「他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(17、88、106の項)</p> <p>：第三欄(情報提供者)が「他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(22、97の項)</p> <p>：第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「国民健康保険法第七十六条の四において準用する介護保険法第七十六条第一項(同法第四十条第三項において準用する場合を含む。)、第三十八條第一項又は第四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(46の項)</p> <p>【別表第二省令における情報提供の根拠】<br/>：第1条第1号第2号イ、第2条第3号イ第4号第5号イ第8号イ第10号イ第11号イ第17号イ、第3条第4号イ第5号第6号イ第9号イ第10号イ第11号イ第12号イ、第4条第1号第2号イ、第5条第3号第5号第6号第7号第8号第9号、第8条第3号、第10条の2第2号、</p>   | 事前 | 重要な変更である                      |
| 平成30年7月1日  | 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携-法令上の根拠(続き)                        | <p>第11条の2第3号、第12条の3第3号、第15条第3号、第19条第1号イ第2号第3号第4号第5号第6号、第20条第8号八、第25条第3号イ第7号口第8号イ、第33条第1号、第41条の2第3号、第43条第3号イ第5号イ第7号、第44条第1号イ第2号第3号第4号第5号第6号、第46条第1項第1号第3号第4号第5号第6号第7号第2項、第49条第2号八、第55条の2第3号、第59条の3第3号八</p> <p>別表第二の30、33、39、46、58、88の項に対応する別表第二省令は、改めて命令案の公布後、一部改正により追加予定</p> <p>【番号法別表第二における情報照会の根拠】<br/>：第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による事務」が含まれる項(4,2,4,3,4,4,4,5の項)</p> <p>【別表第二省令における情報照会の根拠】<br/>：第25条、第25条の2、第26条<br/>別表第二の45の項に対応する別表第二省令は、改めて命令案の公布後、一部改正により追加予定</p>  | <p>第11条の2第2号、第12条の3第1号、第15条第1号、第19条第1号イ第2号第3号第4号第5号第6号、第22条の2第2号イ第3号第4号第6号イ第7号第8号第9号、第24条の2第3号イ第4号イ第5号第8号イ第9号イ、第25条第3号イ第7号口第8号イ、第31条の2第4号イ第5号イ第6号第9号イ第10号イ、第33条第1号、第41条の2第3号、第43条第3号イ第5号イ第7号、第44条第1号イ第2号第3号第4号第5号第6号、第46条第1項第1号第3号第4号第5号第6号第7号第2項、第49条第2号イ、第53条第1号イ第2号第5号イ、第55条の2第1号イ第2号、第59条の3第3号イ</p> <p>別表第二の27、30、46、88の項に対応する別表第二省令は、改めて命令の公布後、一部改正により追加予定</p> <p>【番号法別表第二における情報照会の根拠】<br/>：第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による事務」が含まれる項(4,2,4,3,4,4,4,5の項)</p> <p>【別表第二省令における情報照会の根拠】<br/>：第25条、第25条の2、第26条<br/>別表第二の45の項に対応する別表第二省令は、改めて命令の公布後、一部改正により追加予定</p> <p>【江戸川区個人番号の利用に関する条例における情報照会の根拠】<br/>第4条第1項及び別表第二の29の項</p> | 事前 | 重要な変更である                      |
| 平成30年3月31日 | (資格・賦課情報ファイル) 3. 特定個人情報の入手・使用 本人への明示                       | 江戸川区個人情報保護条例第12条  | 江戸川区個人情報保護条例(平成6年3月江戸川区条例第1号)第12条  | 事後 | その他項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない |
| 平成30年3月31日 | (資格・賦課情報ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1-委託先名の確認方法         | 江戸川区情報公開条例  | 江戸川区情報公開条例(平成13年3月江戸川区条例第19号)  | 事後 | その他項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない |
| 平成30年3月31日 | (資格・賦課情報ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2-委託先名              | 中間サーバの運用開始前までに委託先を決定予定。   | 株式会社日立製作所  | 事後 | その他項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない |
| 平成30年3月31日 | (資格・賦課情報ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3-委託先における取扱者数       | 1,000人以上  | 10人以上50人未満   | 事後 | その他項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない |
| 平成30年3月31日 | (資格・賦課情報ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3-再委託事項             | 資格継続業務で使用する国保総合(国保集約)システムに関する運用業務の一部(バッチ処理パラメータの入力/バッチ処置の実行/バックアップデータの取得と保管/システム障害発生時の復旧支援作業/各種マスターメンテナンス/外字作成・登録)など。   | 資格継続業務で使用する国保総合(国保集約)システムに関する運用業務の一部(バッチ処理パラメータの入力/バッチ処置の実行/バックアップデータの取得と保管/システム障害発生時の復旧支援作業/各種マスターメンテナンス/外字作成・登録)/サーバ等ハウジングなど。  | 事後 | その他項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない |
| 平成30年3月31日 | (資格・賦課情報ファイル) 5. 特定個人情報ファイルの提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先5- 法令上の根拠 | 江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第2項による条例別表第二の26の項   | 江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第2項による条例別表第二の30の項  | 事後 | その他項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない |
| 平成30年3月31日 | (資格・賦課情報ファイル) 5. 特定個人情報ファイルの提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先7- 法令上の根拠 | 江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第2項による条例別表第二の21及び22の項   | 江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第2項による条例別表第二の23の項  | 事後 | その他項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない |

|            |   |  |   |    |                               |
|------------|---|--|---|----|-------------------------------|
| 平成30年3月31日 | (資格・賦課情報ファイル)<br>5. 特定個人情報ファイルの提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先7- 移転先における用途  | 医療費の助成・支給に関する事務  | 江戸川区子ども医療費助成条例による医療費の助成に関する事務   | 事後 | その他項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない |
| 平成30年3月31日 | (資格・賦課情報ファイル)<br>5. 特定個人情報ファイルの提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先10- 法令上の根拠    | 江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第2項による条例別表第二の14の項  | 江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第2項による条例別表第二の16の項   | 事後 | その他項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない |
| 平成30年3月31日 | (資格・賦課情報ファイル)<br>5. 特定個人情報ファイルの提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先11- 法令上の根拠    | 江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第2項による条例別表第二の17の項  | 江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第3項による番号法別表第二の17の項  | 事後 | その他項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない |
| 平成30年3月31日 | (資格・賦課情報ファイル)<br>5. 特定個人情報ファイルの提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先12- 法令上の根拠    | 江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第2項による条例別表第二の97の項  | 江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第3項による番号法別表第二の97、109の項  | 事後 | その他項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない |
| 平成30年3月31日 | (資格・賦課情報ファイル)<br>5. 特定個人情報ファイルの提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先12- 移転先における用途 | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務   | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務   | 事後 | その他項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない |
| 平成30年3月31日 | (資格・賦課情報ファイル)<br>6. 特定個人情報の保管・消去- 保管期間-その妥当性                      | 平成27年度にデータ削除のルールを定めた。今年度以降はそのルールに沿って毎年度削除をする。  | 平成27年度にデータ削除のルールを定めた。平成28年度以降はそのルールに沿って毎年度削除している。   | 事後 | その他項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない |
| 平成30年3月31日 | (資格・賦課情報ファイル)<br>7. 特定個人情報の保管・消去- 消去方法                            | <江戸川区における措置><br>・国保システム内のデータについては、平成27年度にデータ削除のルールを定めた。今年度以降はそのルールに沿って毎年度削除をする。  | <江戸川区における措置><br>・国保システム内のデータについては、平成27年度にデータ削除のルールを定めた。平成28年度以降はそのルールに沿って毎年度削除している。<br>～上記以外の項目に変更なし～   | 事後 | その他項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない |
| 平成30年3月31日 | (資格・賦課情報ファイル)<br>5. 特定個人情報ファイルの提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先22            | 都道府県知事   | 独立行政法人日本学生支援機構  | 事後 | その他項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない |
| 平成30年3月31日 | (資格・賦課情報ファイル)<br>5. 特定個人情報ファイルの提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先23- 法令上の根拠    | 番号法第19条第7号 別表第二の120の項  | 番号法第19条第7号 別表第二の119の項   | 事後 | その他項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない |
| 平成30年7月1日  | (給付情報ファイル)2. 基本情報 記録される項目-その妥当性                                   | ・識別情報:対象者を正確に特定するために保有する。<br>・連絡先等情報:対象者の居住地、世帯情報を把握するために保有する。<br>・地方税関係情報:対象者の自己負担限度額を計算するために保有する。<br>・健康・医療関係情報、医療保険関係情報:正確な保険給付を行うために保有する。<br>・障害者関係情報:障害者医療費助成を受けている者を把握するために保有する。<br>・介護保険関係情報:高額介護合算の計算のために保有する。 | ・識別情報:対象者を正確に特定するために保有する。<br>・連絡先等情報:対象者の居住地、世帯情報を把握するために保有する。<br>・地方税関係情報:対象者の自己負担限度額等の計算、給付金の支給対象者の判断のために保有する。<br>・健康・医療関係情報、医療保険関係情報:正確な保険給付を行うために保有する。<br>・障害者関係情報:障害者医療費助成を受けている者を把握するために保有する。<br>・介護保険関係情報:高額介護合算の計算のために保有する。 | 事前 | 事後で足りるが任意に事前に提出               |
| 平成30年7月1日  | (給付情報ファイル)3. 特定個人情報の入手・使用 使用方法                                    | 1. 各種給付申請受付及び支払に関する業務  | 1. 各種給付申請受付及び支払に関する業務<br>結核・精神医療給付金申請を受け付け、申請者が給付金支給対象者であるか審査する。対象者に対しては受給者証を交付する。<br>～ 順番1の部分に上記項目を追記。上記以外の項目に変更なし～  | 事前 | 重要な変更である                      |
| 平成30年7月1日  | (給付情報ファイル)3. 特定個人情報の入手・使用 使用方法-情報の突合                              | ・医療保険関係情報、4情報、住民票関係情報を突合して、国民健康保険加入者世帯の資格の有無を確認する。[上記1、2、3、4、5]<br>・医療保険関係情報、4情報、住民票関係情報、地方税関係情報を突合して、国民健康保険加入者世帯の自己負担限度額を確認する。[上記1、2]<br>・医療保険関係情報、4情報、住民票関係情報、介護・高齢者福祉関係情報を突合して、国民健康保険加入者の介護保険支給状況を確認する。[上記1]        | ・医療保険関係情報、4情報、住民票関係情報を突合して、国民健康保険加入者世帯の資格の有無を確認する。[上記1、2、3、4、5]<br>・医療保険関係情報、4情報、住民票関係情報、地方税関係情報を突合して、国民健康保険加入者世帯の自己負担限度額等の確認、給付金支給対象者の確認をする。[上記1、2]<br>・医療保険関係情報、4情報、住民票関係情報、介護・高齢者福祉関係情報を突合して、国民健康保険加入者の介護保険支給状況を確認する。[上記1]       | 事前 | 重要な変更である                      |
| 平成30年3月31日 | (給付情報ファイル)4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2- 委託先名                        | 中間サーバの運用開始前までに委託先を決定予定。  | 株式会社日立製作所   | 事後 | その他項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない |

|            |  |   |   |    |                               |
|------------|--|---|---|----|-------------------------------|
| 平成30年3月31日 | (給付情報ファイル)4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4- 委託先名                 | ヒューマンタッチ株式会社  | ヒューマンリソシア株式会社   | 事後 | その他項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない |
| 平成30年3月31日 | (給付情報ファイル)4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3- 委託先における取扱者数          | 1,000人以上  | 10人以上50人未満  | 事後 | その他項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない |
| 平成30年3月31日 | (給付情報ファイル)4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3- 再委託事項                | 資格継続業務で使用する国保総合(国保集約)システムに関する運用業務の一部(バッチ処理パラメータの入力/バッチ処置の実行/バックアップデータの取得と保管/システム障害発生時の復旧支援作業/各種マスターメンテナンス/外字作成・登録)など。 | 資格継続業務で使用する国保総合(国保集約)システムに関する運用業務の一部(バッチ処理パラメータの入力/バッチ処置の実行/バックアップデータの取得と保管/システム障害発生時の復旧支援作業/各種マスターメンテナンス/外字作成・登録)/サーバ等ハウジングなど。 | 事後 | その他項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない |
| 平成30年3月31日 | (給付情報ファイル)5. 特定個人情報ファイルの提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先2- 法令上の根拠    | 江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第2項による条例別表第二の26の項   | 江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第2項による条例別表第二の30の項   | 事後 | その他項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない |
| 平成30年3月31日 | (給付情報ファイル)5. 特定個人情報ファイルの提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先5- 法令上の根拠    | 江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第2項による条例別表第二の14の項   | 江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第2項による条例別表第二の16の項   | 事後 | その他項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない |
| 平成30年3月31日 | (給付情報ファイル)5. 特定個人情報ファイルの提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先6- 法令上の根拠    | 江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第2項による条例別表第二の21及び22の項   | 江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第2項による条例別表第二の23の項   | 事後 | その他項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない |
| 平成30年3月31日 | (給付情報ファイル)5. 特定個人情報ファイルの提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先6- 移転先における用途 | 医療費の助成・支給に関する事務   | 江戸川区子ども医療費助成条例による医療費の助成に関する事務   | 事後 | その他項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない |
| 平成30年3月31日 | (給付情報ファイル)5. 特定個人情報ファイルの提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先7- 法令上の根拠    | 江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第2項による条例別表第二の17の項   | 江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第3項による番号法別表第二の17の項  | 事後 | その他項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない |
| 平成30年3月31日 | (給付情報ファイル)5. 特定個人情報ファイルの提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先8- 法令上の根拠    | 江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第2項による条例別表第二の97の項   | 江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第3項による番号法別表第二の97、109の項  | 事後 | その他項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない |
| 平成30年3月31日 | (給付情報ファイル)5. 特定個人情報ファイルの提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先8- 移転先における用途 | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務  | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務                                 | 事後 | その他項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない |
| 平成30年3月31日 | (給付情報ファイル)6. 特定個人情報の保管・消去・保管期間・その妥当性                       | 平成27年度にデータ削除のルールを定めた。今年度以降はそのルールに沿って毎年度削除をする。   | 平成27年度にデータ削除のルールを定めた。平成28年度以降はそのルールに沿って毎年度削除している。   | 事後 | その他項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない |
| 平成30年3月31日 | (給付情報ファイル)7. 特定個人情報の保管・消去・消去方法                             | <江戸川区における措置><br>・国保システム内のデータについては、平成27年度にデータ削除のルールを定めた。今年度以降はそのルールに沿って毎年度削除をする。                                       | <江戸川区における措置><br>・国保システム内のデータについては、平成27年度にデータ削除のルールを定めた。平成28年度以降はそのルールに沿って毎年度削除している。<br>- 上記以外の項目に変更なし -                         | 事後 | その他項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない |
| 平成30年3月31日 | (給付情報ファイル)5. 特定個人情報ファイルの提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先21           | 都道府県知事  | 独立行政法人日本学生支援機構  | 事後 | その他項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない |
| 平成30年3月31日 | (給付情報ファイル)5. 特定個人情報ファイルの提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先22- 法令上の根拠   | 番号法第19条第7号 別表第二の120の項   | 番号法第19条第7号 別表第二の119の項   | 事後 | その他項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない |
| 平成30年3月31日 | (収納管理情報ファイル)4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2- 委託先名               | 中間サーバの運用開始前までに委託先を決定予定。   | 株式会社日立製作所   | 事後 | その他項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない |
| 平成30年3月31日 | (収納管理情報ファイル)5. 特定個人情報ファイルの提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先2- 法令上の根拠  | 江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第2項による条例別表第二の26の項   | 江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第2項による条例別表第二の30の項   | 事後 | その他項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない |

|            |   |   |   |    |                               |
|------------|---|---|---|----|-------------------------------|
| 平成30年3月31日 | (収納管理情報ファイル)<br>6. 特定個人情報の保管・消去・保管期間-その妥当性                                      | 平成27年度にデータ削除のルールを定めた。今年度以降はそのルールに沿って毎年度削除をする。   | 平成27年度にデータ削除のルールを定めた。平成28年度以降はそのルールに沿って毎年度削除している。   | 事後 | その他項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない |
| 平成30年3月31日 | (収納管理情報ファイル)<br>7. 特定個人情報の保管・消去・消去方法  | <江戸川区における措置><br>・国保システム内のデータについては、平成27年度にデータ削除のルールを定めた。今年度以降はそのルールに沿って毎年度削除をする。   | <江戸川区における措置><br>・国保システム内のデータについては、平成27年度にデータ削除のルールを定めた。平成28年度以降はそのルールに沿って毎年度削除している。<br>- 上記以外の項目に変更なし -   | 事後 | その他項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない |
| 平成30年3月31日 | (資格・賦課情報ファイル)<br>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの記録-具体的な方法                                    | ・国保連の情報セキュリティ管理者は、定期的には又はセキュリティ上の問題が発生した際には、特定個人情報にアクセスした記録を確認し、不正な運用が行われていないかを点検する。  | ・国保連の特定個人情報保護責任者は、定期的には又はセキュリティ上の問題が発生した際には、特定個人情報にアクセスした記録を確認し、不正な運用が行われていないかを点検する。  | 事後 | 文言の修正であり、重要な変更には当たらない         |
| 平成30年3月31日 | (資格・賦課情報ファイル)<br>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | ・国保総合(国保集約)システムを厳格な入室管理を行っている区画に設置し、設置場所への入室記録管理、監視カメラによる監視及び施設管理を行う。<br>・特定個人情報ファイルを電子記録媒体に複製する際には、不必要な複製を制限するため、事前に情報セキュリティ管理者の承認を得る。 | ・国保総合(国保集約)システムをデータセンタに設置し、設置場所への入室記録管理、監視カメラによる監視及び施設管理を行う。<br>・特定個人情報ファイルを電子記録媒体に複製する際には、不必要な複製を制限するため、事前に特定個人情報保護責任者(連合会)の承認を得る。<br>- 上記以外の項目に変更なし - | 事後 | 文言の修正であり、重要な変更には当たらない         |
| 平成30年3月31日 | (資格・賦課情報ファイル)<br>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1-リスクに対する措置の内容                        | (2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。   | (2)番号法別表第2及び第19条第7号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。  | 事後 | 法改正に伴う変更であり、重要な変更には当たらない      |
| 平成30年3月31日 | (資格・賦課情報ファイル)<br>7. 特定個人情報の保管・消去 リスク3-消去手順・手順の内容                                | ・国保システム内のデータについては、平成27年度にデータ削除のルールを定めた。今年度以降はそのルールに沿って毎年度削除をする。   | ・国保システム内のデータについては、平成27年度にデータ削除のルールを定めた。平成28年度以降はそのルールに沿って毎年度削除している。   | 事後 | 文言の修正であり、重要な変更には当たらない         |
| 平成30年3月31日 | (給付情報ファイル)4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの記録-具体的な方法                         | ・国保連の情報セキュリティ管理者は、定期的には又はセキュリティ上の問題が発生した際には、特定個人情報にアクセスした記録を確認し、不正な運用が行われていないかを点検する。  | ・国保連の特定個人情報保護責任者は、定期的には又はセキュリティ上の問題が発生した際には、特定個人情報にアクセスした記録を確認し、不正な運用が行われていないかを点検する。  | 事後 | 文言の修正であり、重要な変更には当たらない         |
| 平成30年3月31日 | (給付情報ファイル)4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置        | ・国保総合(国保集約)システムを厳格な入室管理を行っている区画に設置し、設置場所への入室記録管理、監視カメラによる監視及び施設管理を行う。<br>・特定個人情報ファイルを電子記録媒体に複製する際には、不必要な複製を制限するため、事前に情報セキュリティ管理者の承認を得る。 | ・国保総合(国保集約)システムをデータセンタに設置し、設置場所への入室記録管理、監視カメラによる監視及び施設管理を行う。<br>・特定個人情報ファイルを電子記録媒体に複製する際には、不必要な複製を制限するため、事前に特定個人情報保護責任者(連合会)の承認を得る。<br>- 上記以外の項目に変更なし - | 事後 | 文言の修正であり、重要な変更には当たらない         |
| 平成30年3月31日 | (給付情報ファイル)6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1-リスクに対する措置の内容                               | (2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。   | (2)番号法別表第2及び第19条第7号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。  | 事後 | 法改正に伴う変更であり、重要な変更には当たらない      |
| 平成30年3月31日 | (給付情報ファイル)7. 特定個人情報の保管・消去 リスク3-消去手順・手順の内容                                       | ・国保システム内のデータについては、平成27年度にデータ削除のルールを定めた。今年度以降はそのルールに沿って毎年度削除をする。   | ・国保システム内のデータについては、平成27年度にデータ削除のルールを定めた。平成28年度以降はそのルールに沿って毎年度削除している。   | 事後 | 文言の修正であり、重要な変更には当たらない         |
| 平成30年3月31日 | (収納管理情報ファイル)<br>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1-リスクに対する措置の内容                         | (2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。   | (2)番号法別表第2及び第19条第7号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。  | 事後 | 法改正に伴う変更であり、重要な変更には当たらない      |
| 平成30年3月31日 | (収納管理情報ファイル)<br>7. 特定個人情報の保管・消去 リスク3-消去手順・手順の内容                                 | ・国保システム内のデータについては、平成27年度にデータ削除のルールを定めた。今年度以降はそのルールに沿って毎年度削除をする。   | ・国保システム内のデータについては、平成27年度にデータ削除のルールを定めた。平成28年度以降はそのルールに沿って毎年度削除している。   | 事後 | 文言の修正であり、重要な変更には当たらない         |
| 令和元年6月15日  | 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務- 事務の名称   | 国民健康保険法に定められた保険給付の支給、保険料の徴収等に関する事務  | 国民健康保険に関する事務  | 事後 | その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない    |

|           |   |  |  |    |                            |
|-----------|---|--|--|----|----------------------------|
| 令和元年6月15日 | 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム-システム3- システムの機能 | 2. 本人確認情報検索:代表端末又は業務端末において入力された4情報の組合せをキーに都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。  | 2. 本人確認情報検索:統合端末において入力された4情報の組合せをキーに都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。  | 事後 | その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない |
| 令和元年6月15日 | 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム-システム2- システムの機能 |  | 5. 統合宛名情報の管理<br>:各業務システムから登録された宛名情報(住登外者を含む)の団体内統合宛名番号の採番及び管理並びに情報照会及び情報提供に用いる符号の取得状況を管理する。<br>- 上記項目を追記、上記以外の項目に変更なし -  | 事後 | その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない |
| 令和元年6月15日 | 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム-システム6- システムの名称 | 次期国保総合システム及び国保情報集約システム   | 国保総合システム及び国保情報集約システム   | 事後 | その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない |
| 令和元年6月15日 | 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携-法令上の根拠                 | <p>・番号法第19条第7号第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年/内閣府/総務省/令第7号)(以下この評価書において「別表第二省令」という。)</p> <p>・江川区個人番号の利用に関する条例第4条第1項及び別表第二</p> <p>【番号法別表第二における情報提供の根拠】<br/>:第三欄(情報提供者)が「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93の項)</p> <p>:第三欄(情報提供者)が「他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項(9、12、15、78、119の項)</p> <p>:第三欄(情報提供者)が「他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法令により行われる給付の支給に関する情報」が含まれる項(109の項)</p>                     | <p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年/内閣府/総務省/令第7号)(以下この評価書において「別表第二省令」という。)</p> <p>【番号法別表第二における情報提供の根拠】<br/>:第三欄(情報提供者)が「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93の項)</p> <p>:第三欄(情報提供者)が「他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項(9、12、15、78、119の項)</p> <p>:第三欄(情報提供者)が「他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法令により行われる給付の支給に関する情報」が含まれる項(109の項)</p>   | 事後 | 文言の修正であり、重要な変更には当たらない      |
| 令和元年6月15日 | 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携-法令上の根拠(続き)             | <p>:第三欄(情報提供者)が「他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(17、88、106の項)</p> <p>:第三欄(情報提供者)が「他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(22、97の項)</p> <p>:第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「国民健康保険法第七十六条の四において準用する介護保険法第三百三十六条第一項(同法第四百十条第三項において準用する場合を含む。)、第三百三十八条第一項又は第四百四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(46の項)</p> <p>【別表第二省令における情報提供の根拠】<br/>:第1条第1号第2号イ、第2条第3号イ第4号第5号イ第8号イ第10号イ第11号イ第17号イ、第3条第4号イ第5号第6号イ第9号イ第10号第11号イ第12号イ、第4条第1号第2号イ、第5条第3号第5号第6号第7号第8号第9号、第8条第3号、第10条の2第2号、</p> | <p>:第三欄(情報提供者)が「他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(17、88、106の項)</p> <p>:第三欄(情報提供者)が「他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(22、97の項)</p> <p>:第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「国民健康保険法第七十六条の四において準用する介護保険法第三百三十六条第一項(同法第四百十条第三項において準用する場合を含む。)、第三百三十八条第一項又は第四百四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(46の項)</p> <p>【別表第二省令における情報提供の根拠】<br/>:第1条第1号第2号イ、第2条第3号イ第4号第5号イ第8号イ第10号イ第11号イ第17号イ、第3条第4号イ第5号第6号イ第9号イ第10号第11号イ第12号イ、第4条第1号第2号イ、第5条第3号第5号第6号第7号第8号第9号、第8条第3号、第10条の2第2号、</p> | 事後 | 文言の修正であり、重要な変更には当たらない      |

|           |  |  |  |    |                            |
|-----------|--|--|--|----|----------------------------|
| 令和元年6月15日 | 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携・法令上の根拠(続き)                            | 第11条の2第2号、第12条の3第1号、第15条第1号、第19条第1号イ2号第3号第4号第5号第6号、第22条の2第2号イ第3号第4号第6号イ第7号第8号第9号、第24条の2第3号イ第4号イ第5号第8号イ第9号イ、第25条第3号イ第7号口第8号イ、第31条の2第4号イ第5号イ第6号第9号イ第10号イ、第33条第1号、第41条の2第3号、第43条第3号イ第5号イ第7号、第44条第1号イ2号第3号第4号第5号第6号、第46条第1項第1号第3号第4号第5号第6号第7号第2項、第49条第2号イ、第53条第1号イ第2号イ第5号イ、第55条の2第1号イ第2号、第59条の3第3号イ<br>別表第二の27、30、46、88の項に対応する別表第二省令は、改めて命令の公布後、一部改正により追加予定<br>【番号法別表第二における情報照会の根拠】<br>・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による事務」が含まれる項(42,43,44,45の項)<br>【別表第二省令における情報照会の根拠】<br>:第25条、第25条の2、第26条<br>別表第二の45の項に対応する別表第二省令は、改めて命令の公布後、一部改正により追加予定<br>【江戸川区個人番号の利用に関する条例における情報照会の根拠】<br>第4条第1項及び別表第二の29の項 | 第11条の2第2号、第12条の3第1号、第15条第1号、第19条第1号イ2号第3号第4号第5号第6号、第22条の2第2号イ第3号第4号第6号イ第7号第8号第9号、第24条の2第3号イ第4号イ第5号第8号イ第9号イ、第25条第3号イ第7号口第8号イ、第31条の2第4号イ第5号イ第6号第9号イ第10号イ、第33条第1号、第41条の2第3号、第43条第3号イ第5号イ第7号、第44条第1号イ第2号第3号第4号第5号第6号、第46条第1項第1号第3号第4号第5号第6号第7号第2項、第49条第2号イ、第53条第1号イ第2号イ第5号イ、第55条の2第1号イ第2号第3号第4号、第59条の3第3号イ<br>別表第二の27、30、46、88の項に対応する別表第二省令は、改めて命令の公布後、一部改正により追加予定<br>【番号法別表第二における情報照会の根拠】<br>・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による事務」が含まれる項(42,43,44,45の項)<br>【別表第二省令における情報照会の根拠】<br>:第25条、第25条の2、第26条<br>別表第二の45の項に対応する別表第二省令は、改めて命令の公布後、一部改正により追加予定 | 事後 | 文言の修正であり、重要な変更には当たらない      |
| 令和元年6月15日 | 7. 評価実施機関における担当部署・所属長  | 医療保険課長 岡部 長年   | 削除   | 事後 | その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない |
| 令和元年6月15日 | 7. 評価実施機関における担当部署・所属長の役職名                                      | 新設   | 医療保険課長   | 事後 | その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない |
| 令和元年6月15日 | (別添1)事務の内容-資格賦課関連業務  |  | 図の変更   | 事後 | その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない |
| 令和元年6月15日 | (別添1)事務の内容-給付関連業務  |  | 図の変更   | 事後 | その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない |
| 令和元年6月15日 | (別添1)事務の内容-収納管理関連業務  |  | 図の変更   | 事後 | その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない |
| 令和元年6月15日 | (別添1)事務の内容-国民健康保険の業務委託とシステムの関係                                 |  | 図の変更   | 事後 | その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない |
| 令和元年6月15日 | (別添1)事務の内容-国民健康保険の業務委託とシステムの関係-(備考)                            | 次期国保総合システム   | 国保総合システム   | 事後 | その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない |
| 令和元年6月15日 | (資格・賦課情報ファイル)<br>2. 基本情報・記録される項目-その妥当性                         |  | ・識別情報:対象者を正確に特定するために保有する。<br>・連絡先等情報:世帯主を含む被保険者の現住所や、加入資格情報等を把握するために保有する。(住在外者についても同様)<br>・地方税関係情報:被保険者の地方税情報をもとに、国民健康保険料額を決定するために保有する。<br>・介護・高齢者福祉関係情報:介護保険の特別徴収情報をもとに、国民健康保険料を特別徴収とするか決定するために保有する。<br>・雇用・労働関係情報:特別対象被保険者の非自発による離職理由を把握し、国民健康保険料を減免するために保有する。<br>・年金関係情報:国民健康保険料を年金から特別徴収するために保有する。   | 事後 | その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない |
| 令和元年6月15日 | (資格・賦課情報ファイル)<br>4. 特定個人情報の取り扱いの委託・委託事項1- 委託先名                 | 株式会社日立製作所  | 株式会社日立システムズ  | 事後 | その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない |
| 令和元年6月15日 | (資格・賦課情報ファイル)<br>4. 特定個人情報の取り扱いの委託・委託事項2- 委託先名                 | 株式会社日立製作所  | 株式会社日立システムズ  | 事後 | その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない |
| 令和元年6月15日 | (資格・賦課情報ファイル)<br>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)-提供先22- 提供先における用途 | 独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務  | 独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務  | 事後 | その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない |
| 令和元年6月15日 | (資格・賦課情報ファイル)<br>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)-移転先3             | 区民課、各事務所、地域振興課   | 区民課、各事務所   | 事後 | その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない |
| 令和元年6月15日 | (資格・賦課情報ファイル)<br>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)-移転先3- 移転方法       | [ ] その他(国保システム)  | [ ] その他  | 事後 | その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない |

|           |   |  |   |    |                            |
|-----------|---|--|---|----|----------------------------|
| 令和元年6月15日 | (資格・賦課情報ファイル)<br>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)-<br>移転先7- 法令上の根拠    | 江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第2項による条例別表第二の23の項  | 江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第2項による条例別表第二の23、24の項  | 事後 | その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない |
| 令和元年6月15日 | (資格・賦課情報ファイル)<br>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)-<br>移転先7- 移転先における用途 | 江戸川区子ども医療費助成条例による医療費の助成に関する事務  | 江戸川区子ども医療費助成条例による医療費の助成に関する事務、江戸川区ひとり親家庭等医療費助成条例による医療費の助成に関する事務   | 事後 | その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない |
| 令和元年6月15日 | (資格・賦課情報ファイル)<br>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)-<br>移転先11- 法令上の根拠   | 江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第3項による条例別表第二の17の項  | 江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第3項による番号法別表第二の17の項  | 事後 | その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない |
| 令和元年6月15日 | (資格・賦課情報ファイル)<br>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)-<br>移転先12- 移転方法     | [ ] 庁内連携システム   | [ ] 庁内連携システム  | 事後 | その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない |
| 令和元年6月15日 | (資格・賦課情報ファイル)<br>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)-<br>移転先12- 移転方法     | [ ] その他(参照システム)  | [ ] その他(国保システム)   | 事後 | その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない |
| 令和元年6月15日 | (資格・賦課情報ファイル)<br>7. 備考  | -  | -   | 事後 | その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない |
| 令和元年6月15日 | (給付情報ファイル) 3. 特定個人情報の入手・使用-<br>使用方法                               | 高額療養費<br>国保システムへ登録したレセプトデータと、資格・賦課ファイルとの連携により入手した所得情報から決定された所得区分に応じた自己負担限度額を基に、高額療養費を算出し、支給額通知を作成して該当者へ発送する。<br>該当者からの申請を受け付け、申請書情報をパンチ事業者によりデータ化した後に、国保システムへ一括登録する。高額療養費の支給後、支給決定通知を該当者へ送付する。 | 高額療養費<br>国保システムへ登録したレセプトデータと、資格・賦課ファイルとの連携により入手した所得情報から決定された所得区分に応じた自己負担限度額を基に、高額療養費を算出し、支給額通知を作成して該当者へ発送する。<br>該当者からの申請を受け付け、申請書情報をパンチ事業者によりデータ化した後に、国保システムへ一括登録する。外来療養に係る年間の高額療養費については、申請書情報を国保システムへ入力する。高額療養費の支給後、支給決定通知を該当者へ送付する。     | 事後 | 文言の修正であり、重要な変更には当たらない。     |
| 令和元年6月15日 | (給付情報ファイル) 4. 特定個人情報の取り扱いの委託-委託事項1- 委託先名                          | 株式会社日立製作所  | 株式会社日立システムズ   | 事後 | その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない |
| 令和元年6月15日 | (給付情報ファイル) 4. 特定個人情報の取り扱いの委託-委託事項2- 委託先名                          | 株式会社日立製作所  | 株式会社日立システムズ   | 事後 | その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない |
| 令和元年6月15日 | (給付情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)-提供先21- 提供先における用途          | 独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務  | 独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務   | 事後 | その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない |
| 令和元年6月15日 | (給付情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)-移転先6- 法令上の根拠              | 江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第2項による条例別表第二の23の項  | 江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第2項による条例別表第二の23、24の項  | 事後 | その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない |
| 令和元年6月15日 | (給付情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)-移転先6- 移転先における用途           | 江戸川区子ども医療費助成条例による医療費の助成に関する事務  | 江戸川区子ども医療費助成条例による医療費の助成に関する事務、江戸川区ひとり親家庭等医療費助成条例による医療費の助成に関する事務   | 事後 | その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない |
| 令和元年6月15日 | (給付情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)-移転先7- 法令上の根拠              | 江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第3項による条例別表第二の17の項  | 江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第3項による番号法別表第二の17の項  | 事後 | その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない |
| 令和元年6月15日 | (給付情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)-移転先7- 移転方法                | [ ] 庁内連携システム   | [ ] 庁内連携システム  | 事後 | その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない |
| 令和元年6月15日 | (給付情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)-移転先8- 法令上の根拠              | 江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第3項による条例別表第二の97、109の項  | 江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第3項による番号法別表第二の97、109の項  | 事後 | その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない |
| 令和元年6月15日 | (給付情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)-移転先8- 移転方法                | [ ] 庁内連携システム   | [ ] 庁内連携システム  | 事後 | その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない |
| 令和元年6月15日 | (給付情報ファイル) 7. 備考  | -  | -   | 事後 | その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない |
| 令和元年6月15日 | (収納管理情報ファイル)<br>2. 基本情報・記録される項目-その妥当性                             | ・識別情報:対象者を正確に特定するために保有する。<br>・連絡先等情報:本人への連絡、通知等の送付先の設定及び確認をするために保有する。<br>・医療保険関係情報:算出された国民健康保険料を把握するために保有する。<br>・生活保護・社会福祉関係情報:生活保護を受給しているか把握するために保有する。<br>・年金関係情報:国民健康保険料を年金から特別徴収するために保有する。  | ・識別情報:対象者を正確に特定するために保有する。<br>・連絡先等情報:本人への連絡、通知等の送付先の設定及び確認をするために保有する。<br>・地方税関係情報:国民健康保険加入者世帯の滞納整理に関する業務のために保有する。<br>・医療保険関係情報:算出された国民健康保険料を把握するために保有する。<br>・生活保護・社会福祉関係情報:生活保護を受給しているか把握するために保有する。<br>・年金関係情報:国民健康保険料を年金から特別徴収するために保有する。 | 事後 | その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない |
| 令和元年6月15日 | (収納管理情報ファイル)<br>4. 特定個人情報の取り扱いの委託-委託事項1- 委託先名                     | 株式会社日立製作所  | 株式会社日立システムズ   | 事後 | その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない |

|           |   |  |   |    |                             |
|-----------|---|--|---|----|-----------------------------|
| 令和元年6月15日 | (収納管理情報ファイル)<br>4. 特定個人情報の取り扱いの委託・委託事項2-委託先名                                | 株式会社日立製作所  | 株式会社日立システムズ   | 事後 | その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない  |
| 令和元年6月15日 | (収納管理情報ファイル)<br>7. 備考   |  | -   | 事後 | その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない  |
| 令和元年6月15日 | (別添2)特定個人情報ファイル記録項目-給付情報ファイル  | 表題部分<br>給付情報ファイル(全記録項目:267項目)<br><br>【給付情報】(記録項目:224項目)  | 表題部分を以下のように変更<br>給付情報ファイル(全記録項目:288項目)<br><br>【給付情報】の部分に以下の21項目を追加<br>【給付情報】(記録項目:245項目)<br>自己負担合計額、うち都公費分自己負担合計額、うち都公費分自己負担金額、都公費該当区分、システム算出値自己負担合計額、システム算出値レセプト自己負担合計額、システム算出値高額療養費合計額、システム算出値レセプト自己負担金額、システム算出値高額療養費金額、自己負担額合算一連番号、自己負担額合算一連番号枝番、支給額合計、按分後支給額、うち都公費分支給額、本算定計算日、合算後自己負担合計額、合算後自己負担合計額うち都公費分、基準日記号番号、基準日世帯主宛番号、基準年月日、基準日所得区分<br><br>- 上記以外の項目に変更なし - | 事後 | その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない  |
| 令和元年6月15日 | (資格・賦課情報ファイル)<br>3. 特定個人情報の使用-リスク3-リスクに対する措置の内容                             | ・全職員に対し、年に1回、個人情報保護に関するeラーニングを受講させ、業務外利用を防止している。また、新規任用者に対し、研修を実施し、業務外利用を防止している。   | ・全職員に対し、年に数回、個人情報保護に関するeラーニングを受講させ、業務外利用を防止している。また、新規任用者に対し、研修を実施し、業務外利用を防止している。  | 事後 | リスクを軽減させる変更であり、重要な変更には当たらない |
| 令和元年6月15日 | (資格・賦課情報ファイル)<br>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続-リスク2-リスクに対する措置の内容                    | <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置><br>・中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。                                       | <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置><br>・中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。  | 事後 | 名称変更の対応であり、重要な変更には当たらない     |
| 令和元年6月15日 | (資格・賦課情報ファイル)<br>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続-リスク3-リスクに対する措置の内容                    | <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置><br>・中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。 | <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置><br>・中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。  | 事後 | 名称変更の対応であり、重要な変更には当たらない     |
| 令和元年6月15日 | (資格・賦課情報ファイル)<br>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続-リスク5-リスクに対する措置の内容                    | <国保システム、統合DBの運用における措置><br>・中間サーバー側に登録していない、又は自動応答を制限している等の場合、職員の操作により特定個人情報を提供する場合には、情報提供に当たって上長承認を得た上で、国保システム、統合DBにて処理を実行する運用を義務付けている。                          | <国保システム、統合DBの運用における措置><br>・中間サーバー側に登録していない、自動応答を制限している等の場合、職員の操作により特定個人情報を提供する場合には、情報提供に当たって上長承認を得た上で、国保システム、統合DBにて処理を実行する運用を義務付けている。   | 事後 | 文言の修正であり、重要な変更には当たらない       |
| 令和元年6月15日 | (資格・賦課情報ファイル)<br>7. 特定個人情報の保管・消去-リスク1-物理的対策-具体的な対策の内容                       | <江戸川区における措置><br>・特定個人情報を取扱う端末は、セキュリティワイヤにより盗難防止を行い、特定個人情報を扱う職員が離席する際には、時間経過によるロックを行い、ロック解除時はICカードで解除している。<br><br>・特定個人情報を媒体に保管する場合は、運用ルールを定め、遵守している。             | <江戸川区における措置><br>・特定個人情報を取扱う端末は、セキュリティワイヤにより盗難防止を行い、端末起動時はICカードとパスワードによる認証によりログインし、特定個人情報を扱う職員が離席する際には、時間経過によるロックを行い、ロック解除時はICカードで解除している。<br><br>・特定個人情報を含むデータを持ち出し、媒体に保管する場合は、セキュリティ管理者へ都度申請し承認を受けるなどの運用ルールを定め、遵守している。  | 事後 | リスクを軽減させる変更であり、重要な変更には当たらない |
| 令和元年6月15日 | (資格・賦課情報ファイル)<br>7. 特定個人情報の保管・消去-リスク1-過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか | 発生なし   | 発生あり  | 事後 | その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない  |

|           |   |  |  |    |                             |
|-----------|---|--|--|----|-----------------------------|
| 令和元年6月15日 | (資格・賦課情報ファイル)<br>7. 特定個人情報の保管・消去・リスク1- 過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか-その内容     |  | (1)平成30年2月13日、オリンピック・パラリンピック推進担当課において、過去に区が主催したボランティア関連の講座の受講者168名に対し、区主催イベントの告知メールを送信する際、メールアドレスをBCC欄ではなく、誤って宛先欄に入力して、受信者に表示される状態で送信した。<br>(2)平成29年度住民税当初賦課に係る給与支払報告書等処理委託(給与支払報告書のパンチ入力業務384,465件(うち特定個人情報が含まれている可能性があるもの323,248件))において、平成28年12月28日～平成29年3月31日及び平成29年4月1日～同年4月30日の間、本区の許諾を得ない再々委託が行われていた。(平成30年12月26日発覚)なお、入力データ等が消去されていることは確認しており、外部への個人情報の流出は確認されていない。 | 事後 | その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない  |
| 令和元年6月15日 | (資格・賦課情報ファイル)<br>7. 特定個人情報の保管・消去・リスク1- 過去4年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか-再発防止策の内容 |  | (1)メール送信時には、あて先及び添付ファイルを再確認するとともに、送信先が区民や外部関係者の場合は、複数の者で確認することとし、職員への周知を徹底する。<br>(2)給与支払報告書等処理委託においては再委託を認めない。<br>委託先に対して定期的かつ随時(抜き打ち)の立入調査を行うことにより、特定個人情報の取扱いが適正に行われているかどうかを確認する。   | 事後 | その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない  |
| 令和元年6月15日 | (給付情報ファイル) 3. 特定個人情報の使用・リスク3- リスクに対する措置の内容  | ・全職員に対し、年に1回、個人情報保護に関するeラーニングを受講させ、業務外利用を防止している。また、新規任用者に対し、研修を実施し、業務外利用を防止している。   | ・全職員に対し、年に数回、個人情報保護に関するeラーニングを受講させ、業務外利用を防止している。また、新規任用者に対し、研修を実施し、業務外利用を防止している。   | 事後 | リスクを軽減させる変更であり、重要な変更には当たらない |
| 令和元年6月15日 | (給付情報ファイル) 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続・リスク2- リスクに対する措置の内容                                   | <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置><br>・中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。                                       | <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置><br>・中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。   | 事後 | 名称変更の対応であり、重要な変更には当たらない     |
| 令和元年6月15日 | (給付情報ファイル) 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続・リスク3- リスクに対する措置の内容                                   | <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置><br>・中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。 | <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置><br>・中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。   | 事後 | 名称変更の対応であり、重要な変更には当たらない     |
| 令和元年6月15日 | (給付情報ファイル) 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続・リスク5- リスクに対する措置の内容                                   | <国保システム、統合DBの運用における措置><br>・中間サーバー側に登録していない、又は自動応答を制限している等の場合、職員の操作により特定個人情報を提供する場合には、情報提供に当たって上長承認を得た上で、国保システム、統合DBにて処理を実行する運用を義務付けている。                          | <国保システム、統合DBの運用における措置><br>・中間サーバー側に登録していない、自動応答を制限している等の場合、職員の操作により特定個人情報を提供する場合には、情報提供に当たって上長承認を得た上で、国保システム、統合DBにて処理を実行する運用を義務付けている。  | 事後 | 文言の修正であり、重要な変更には当たらない       |
| 令和元年6月15日 | (給付情報ファイル) 7. 特定個人情報の保管・消去・リスク1- 物理的対策-具体的な対策の内容                                      | <江戸川区における措置><br>・特定個人情報を取扱う端末は、セキュリティワイヤにより盗難防止を行い、特定個人情報を扱う職員が離席する際には、時間経過によるロックを行い、ロック解除時はICカードで解除している。<br>・特定個人情報を媒体に保管する場合は、運用ルールを定め、遵守している。                 | <江戸川区における措置><br>・特定個人情報を取扱う端末は、セキュリティワイヤにより盗難防止を行い、端末起動時はICカードとパスワードによる認証によりログインし、特定個人情報を扱う職員が離席する際には、時間経過によるロックを行い、ロック解除時はICカードで解除している。<br>・特定個人情報を含むデータを持ち出し、媒体に保管する場合は、セキュリティ管理者へ都度申請し承認を受けるなどの運用ルールを定め、遵守している。   | 事後 | リスクを軽減させる変更であり、重要な変更には当たらない |
| 令和元年6月15日 | (給付情報ファイル) 7. 特定個人情報の保管・消去・リスク1- 過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか                | 発生なし   | 発生あり   | 事後 | その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない  |
| 令和元年6月15日 | (給付情報ファイル) 7. 特定個人情報の保管・消去・リスク1- 過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか-その内容           |  | (1)平成30年2月13日、オリンピック・パラリンピック推進担当課において、過去に区が主催したボランティア関連の講座の受講者168名に対し、区主催イベントの告知メールを送信する際、メールアドレスをBCC欄ではなく、誤って宛先欄に入力して、受信者に表示される状態で送信した。<br>(2)平成29年度住民税当初賦課に係る給与支払報告書等処理委託(給与支払報告書のパンチ入力業務384,465件(うち特定個人情報が含まれている可能性があるもの323,248件))において、平成28年12月28日～平成29年3月31日及び平成29年4月1日～同年4月30日の間、本区の許諾を得ない再々委託が行われていた。(平成30年12月26日発覚)なお、入力データ等が消去されていることは確認しており、外部への個人情報の流出は確認されていない。 | 事後 | その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない  |

|           |   |  |   |    |                             |
|-----------|---|--|---|----|-----------------------------|
| 令和元年6月15日 | (給付情報ファイル) 7. 特定個人情報の保管・消去-リスク1- 過去4年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか-再発防止策の内容 | -  | (1)メール送信時には、あて先及び添付ファイルを再確認するとともに、送信先が区民や外部関係者の場合は、複数の者で確認することとし、職員への周知を徹底する。<br>(2)給与支払報告書等処理委託においては再委託先に対して定期的かつ随時(抜き打ち)の立入調査を行うことにより、特定個人情報の取扱いが適正に行われているかどうかを確認する。  | 事後 | その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない  |
| 令和元年6月15日 | (収納管理情報ファイル) 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)-リスク3- 入手の際の本人確認の措置の内容       | ・統合DB等庁内システムから入手する情報については、入手元の各業務で本人確認を行っている。<br>・住民から入手する還付金請求情報は、窓口にて、住民から直接申請を受け取るような場合には、個人番号カード(個人番号カードがない場合には通知カードと顔写真付の証明書(運転免許証、パスポート等))に基づき、本人確認を行う。    | ・統合DB等庁内システムから入手する情報については、入手元の各業務で本人確認を行っている。   | 事後 | 誤記の修正であり、重要な変更には当たらない       |
| 令和元年6月15日 | (収納管理情報ファイル) 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続-リスク2-リスクに対する措置の内容                            | <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置><br>・中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。                                       | <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置><br>・中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。  | 事後 | 名称変更の対応であり、重要な変更には当たらない     |
| 令和元年6月15日 | (収納管理情報ファイル) 3. 特定個人情報の使用-リスク3-リスクに対する措置の内容                                     | ・全職員に対し、年に1回、個人情報保護に関するeラーニングを受講させ、業務外利用を防止している。また、新規任用者に対し、研修を実施し、業務外利用を防止している。   | ・全職員に対し、年に数回、個人情報保護に関するeラーニングを受講させ、業務外利用を防止している。また、新規任用者に対し、研修を実施し、業務外利用を防止している。  | 事後 | リスクを軽減させる変更であり、重要な変更には当たらない |
| 令和元年6月15日 | (収納管理情報ファイル) 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続-リスク3-リスクに対する措置の内容                            | <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置><br>・中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。 | <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置><br>・中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。  | 事後 | 名称変更の対応であり、重要な変更には当たらない     |
| 令和元年6月15日 | (首脳管理情報ファイル) 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続-リスク5-リスクに対する措置の内容                            | <国保システム、統合DBの運用における措置><br>・中間サーバー側に登録していない、又は自動応答を制限している等の場合、職員の操作により特定個人情報を提供する場合には、情報提供に当たって上長承認を得た上で、国保システム、統合DBにて処理を実行する運用を義務付けている。                          | <国保システム、統合DBの運用における措置><br>・中間サーバー側に登録していない、自動応答を制限している等の場合、職員の操作により特定個人情報を提供する場合には、情報提供に当たって上長承認を得た上で、国保システム、統合DBにて処理を実行する運用を義務付けている。   | 事後 | 文言の修正であり、重要な変更には当たらない       |
| 令和元年6月15日 | (収納管理情報ファイル) 7. 特定個人情報の保管・消去-リスク1- 物理的対策-具体的な対策の内容                              | <江戸川区における措置><br>・特定個人情報を取扱う端末は、セキュリティワイヤにより盗難防止を行い、特定個人情報を扱う職員が離席する際には、時間経過によるロックを行い、ロック解除時はICカードで解除している。<br>・特定個人情報を媒体に保管する場合は、運用ルールを定め、遵守している。                 | <江戸川区における措置><br>・特定個人情報を取扱う端末は、セキュリティワイヤにより盗難防止を行い、端末起動時はICカードとパスワードによる認証によりログインし、特定個人情報を扱う職員が離席する際には、時間経過によるロックを行い、ロック解除時はICカードで解除している。<br>・特定個人情報を含むデータを持ち出し、媒体に保管する場合は、セキュリティ管理者へ都度申請し承認を受けるなどの運用ルールを定め、遵守している。  | 事後 | リスクを軽減させる変更であり、重要な変更には当たらない |
| 令和元年6月15日 | (収納管理情報ファイル) 7. 特定個人情報の保管・消去-リスク1- 過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか        | 発生なし   | 発生あり  | 事後 | その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない  |
| 令和元年6月15日 | (収納管理情報ファイル) 7. 特定個人情報の保管・消去-リスク1- 過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか-その内容   | -  | (1)平成30年2月13日、オリンピック・パラリンピック推進担当課において、過去に区が主催したボランティア関連の講座の受講者168名に対し、区主催イベントの告知メールを送信する際、メールアドレスをBCC欄ではなく、誤って宛先欄に入力して、受信者に表示される状態で送信した。<br>(2)平成29年度住民税当初賦課に係る給与支払報告書等処理委託(給与支払報告書のパンチ入力業務384,465件(うち特定個人情報が含まれている可能性があるもの323,248件))において、平成28年12月28日～平成29年3月31日及び平成29年4月1日～同年4月30日の間、本区の許諾を得ない再委託が行われていた。(平成30年12月26日発覚)なお、入力データ等が消去されていることは確認しており、外部への個人情報の流出は確認されていない。 | 事後 | その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない  |

|           |   |  |  |    |                            |
|-----------|---|--|--|----|----------------------------|
| 令和元年6月15日 | (収納管理情報ファイル)<br>7. 特定個人情報の保管・消去・リスク1 - 過去4年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか-再発防止策の内容 | -  | (1)メール送信時には、あて先及び添付ファイルを再確認するとともに、送信先が区民や外部関係者の場合は、複数の者で確認することとし、職員への周知を徹底する。<br>(2)給与支払報告書等処理委託においては再委託を認めない。<br>委託先に対して定期的かつ随時(抜き打ち)の立入調査を行うことにより、特定個人情報の取扱いが適正に行われているかどうかを確認する。   | 事後 | その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない |
| 令和元年6月15日 | 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 - 請求方法   | URL:<br><a href="http://www.city.edogawa.tokyo.jp/denshi/shins-eisho/jouhoukoukai/jiko_jouho.html">http://www.city.edogawa.tokyo.jp/denshi/shins-eisho/jouhoukoukai/jiko_jouho.html</a>  | URL:<br><a href="https://www.city.edogawa.tokyo.jp/e009/kuseij-oho/denshi/download/kusejoho/jouhoukoukai/jiko_jouho.html">https://www.city.edogawa.tokyo.jp/e009/kuseij-oho/denshi/download/kusejoho/jouhoukoukai/jiko_jouho.html</a>  | 事後 | その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない |
| 令和元年6月15日 | 1. 基礎項目評価 - 実施日   | 平成28年12月15日  | 平成30年3月31日   | 事後 | その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない |
| 令和元年6月15日 | 評価書全体   | あたり<br>あたって<br>および<br>手続き  | 当たり<br>当たって<br>及び<br>手続  | 事後 | 文言の修正であり、重要な変更には当たらない      |
| 令和2年8月14日 | 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 - 事務の内容  | 3. 収納管理関連業務(「(別添1)事務の内容」を参照)<br>国民健康保険法(昭和33年法律第192号)に基づき賦課された国民健康保険料の収納情報の管理<br>過納金もしくは誤納金が生じた場合、還付・充当通知書の出力、納付義務者への通知<br>国民健康保険法、地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき、納期限までに完納しない納付義務者に対し督促状の送付<br>国民健康保険法、地方税法、国税徴収法(昭和34年法律第147号)に基づき、国民健康保険料を滞納している納付義務者(以下この評価書において「滞納者」という。)に対し、納付交渉、催告、調査、滞納処分等<br>電話による納付勧奨<br>国民健康保険関係情報を中間サーバーへ提供又は照会 | 3. 収納管理関連業務(「(別添1)事務の内容」を参照)<br>国民健康保険法(昭和33年法律第192号)(以下この評価書において「国保法」という。)に基づき賦課された国民健康保険料の収納情報の管理<br>過納金もしくは誤納金が生じた場合、還付・充当通知書の出力、納付義務者への通知<br>国保法、地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき、納期限までに完納しない納付義務者に対し督促状の送付<br>国保法、地方税法、国税徴収法(昭和34年法律第147号)に基づき、国民健康保険料を滞納している納付義務者(以下この評価書において「滞納者」という。)に対し、納付交渉、催告、調査、滞納処分等<br>電話による納付勧奨<br>国民健康保険関係情報を中間サーバーへ提供又は照会   | 事後 | 文言の修正であり、重要な変更には当たらない      |
| 令和2年10月1日 | 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 - 事務の内容(続き)  |  | 4. オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下この評価書において「オンライン資格確認の準備業務」という。)(「(別添1)事務の内容」を参照)<br>医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律(令和元年法律第9号)により、オンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたこと、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会または社会保険診療報酬支払基金(以下この評価書において「支払基金」という。)(以下この評価書において「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国保法第113条の3第1項及び第2項に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、東京都国民健康保険団体連合会(以下この評価書において「国保連」という。)から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下この評価書において「国保中央会」という。)及び支払基金(以下この評価書において「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同で行う。 | 事前 | 重要な変更である                   |

|           |   |  |   |                 |                            |
|-----------|---|--|---|-----------------|----------------------------|
| 令和2年10月1日 | 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務- 事務の内容 (続き)                    |  | <p>オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連から委託を受けた国保中央会が、江戸川区からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、江戸川区から被保険者及び世帯構成員の個人情報抽出し、国保連を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。</p> <p>オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が江戸川区からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、江戸川区から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。</p> <p>- 上記項目を追記。上記以外の項目に変更なし -</p>   | 事前              | 重要な変更である                   |
| 令和2年8月14日 | 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6- システムの名称     | 国保総合(国保集約)システムは、東京都国民健康保険団体連合会(以下この評価書において「国保連」という。)に設置される国保総合(国保集約)システムサーバー群と、江戸川区に設置される国保総合PC及びデータ連携用PCで構成される。   | 国保総合(国保集約)システムは、国保連に設置される国保総合(国保集約)システムサーバー群と、江戸川区に設置される国保総合PC及びデータ連携用PCで構成される。   | 事後              | その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない |
| 令和2年10月1日 | 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6- システムの機能(続き) |  | <p>3. オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供 (詳細は別添1を参照)</p> <p>(1)被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)の送信</p> <p>市区町村の国保総合PCのファイル転送機能( )を用いて、被保険者資格異動に関するデータを市区町村から国保連へ送信する。</p> <p>(2)医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の送信</p> <p>オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、国保連は、市区町村より受領した被保険者異動情報に関するデータを医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者異動情報を送信する。</p> <p>ファイル転送機能とは、市区町村の国保総合PCのWebブラウザを用いて、各種ファイルを国保連の国保総合(国保集約)システムへ送信する機能と、国保連の国保総合(国保集約)システムサーバー内に格納されている各種ファイルや帳票などを、市区町村の国保総合PCに配信する機能のことをいう。</p> <p>- 上記以外の項目に変更なし -</p> | 事前              | 事後で足りるが任意に事前に提出            |
| 令和2年10月1日 | 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム8              |  | (評価書記載のとおり新設)   | 事前              | 事後で足りるが任意に事前に提出            |
| 令和2年10月1日 | 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由- 事務実施上の必要性                     | <p>1. 資格・賦課情報ファイル</p> <p>・国民健康保険の資格情報を正確に管理するため。</p> <p>・国民健康保険料の決定、更正及び減免に当たって、加入者の所得情報を正確に把握するため。</p> <p>・オンライン資格確認で被保険者等の資格情報を利用するためには、医療保険者等向け中間サーバー等において、医療保険者等の加入者等の履歴情報を正確に管理する必要があり、その履歴情報の生成の際には、同一人であることを正確に把握するために個人番号を用いることから、特定個人情報として資格・賦課情報ファイルを保有するため。</p> <p>2. 給付情報ファイル</p> <p>・国民健康保険の保険給付を行うに当たって、必要な情報を正確に把握するため。</p> <p>・オンライン資格確認で被保険者等の資格情報を利用するためには、医療保険者等向け中間サーバー等において、医療保険者等の加入者等の履歴情報を正確に管理する必要があり、その履歴情報の生成の際には、同一人であることを正確に把握するために個人番号を用いることから、特定個人情報として給付情報ファイルを保有するため。</p> | 事前  | 事後で足りるが任意に事前に提出 |                            |

|           |                                       |   |   |    |                              |
|-----------|---------------------------------------|---|---|----|------------------------------|
| 令和2年10月1日 | 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 - 実現が期待されるメリット   | 正確な資格・所得情報管理が可能になり、各業務において事務の効率化が図られる。  | 正確な資格・所得情報管理が可能になり、各業務において事務の効率化が図られる。<br>オンライン資格確認の準備業務においては、オンライン資格確認等システムを通して、資格喪失後の受診に伴う事務コスト等の解消、高額療養費限度額適用認定証等の発行業務等の削減、被保険者番号の入力自動化による返戻レセプトの削減、後続開発システムとの連携による保健医療データ活用のしみを実現する。  | 事前 | 事後で足りるが任意に事前に提出              |
| 令和2年10月1日 | 5. 個人番号の利用 - 法令上の根拠                   | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下この評価書において「番号法」という。)<br>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年/内閣府/総務省/令第5号)第24条<br>江戸川区個人番号の利用に関する条例(平成27年10月条例第30号)第4条第1項<br>江戸川区個人番号の利用に関する条例施行規則(平成27年10月規則第58号)第3条   | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下この評価書において「番号法」という。)<br>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年/内閣府/総務省/令第5号)(以下この評価書において「主務省令」という。)<br>第24条<br>江戸川区個人番号の利用に関する条例(平成27年10月条例第30号)第4条第1項<br>江戸川区個人番号の利用に関する条例施行規則(平成27年10月規則第58号)第3条<br>国保法第113条の3第1項及び第2項  | 事前 | 重要な変更である                     |
| 令和2年10月1日 | 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 - 法令上の根拠     | 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二<br>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年/内閣府/総務省/令第7号)(以下この評価書において「別表第二省令」という。)   | 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二<br>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年/内閣府/総務省/令第7号)(以下この評価書において「別表第二省令」という。)<br>番号法附則第6条第4項<br>国保法第113条の3第1項及び第2項  | 事前 | 重要な変更である                     |
| 令和2年10月1日 | 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 - 法令上の根拠(続き) | 【番号法別表第二における情報提供の根拠】<br>:第三欄(情報提供者)が「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93の項)<br>:第三欄(情報提供者)が「他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項(9、12、15、78、119の項)<br>:第三欄(情報提供者)が「他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法令により行われる給付の支給に関する情報」が含まれる項(109の項)<br>:第三欄(情報提供者)が「他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(17、88、106の項)<br>:第三欄(情報提供者)が「他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(22、97の項)<br>:第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「国民健康保険法第七十六条の四において準用する介護保険法第三十六条第一項(同法第四百十条第三項において準用する場合を含む。)、第三百三十八条第一項又は第四百四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(46の項) | 【番号法別表第二における情報提供の根拠】<br>:第三欄(情報提供者)が「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93の項)<br>:第三欄(情報提供者)が「他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項(9、12、15、78、120の項)<br>:第三欄(情報提供者)が「他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法令により行われる給付の支給に関する情報」が含まれる項(109の項)<br>:第三欄(情報提供者)が「他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(17、88、106の項)<br>:第三欄(情報提供者)が「他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(22、97の項)<br>:第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「国民健康保険法第七十六条の四において準用する介護保険法第三十六条第一項(同法第四百十条第三項において準用する場合を含む。)、第三百三十八条第一項又は第四百四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(46の項) | 事前 | 主務省令の発出に伴う修正であり、重要な変更には当たらない |

|           |  |  |  |    |                              |
|-----------|--|--|--|----|------------------------------|
| 令和2年10月1日 | 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 - 法令上の根拠(続き)    | <p>【別表第二省令における情報提供の根拠】<br/>:第1条第1号第2号イ、第2条第3号イ第4号第5号イ第8号イ第10号イ第11号イ第17号イ、第3条第4号イ第5号第6号イ第8号イ第9号イ第10号イ第11号イ第12号イ、第4条第1号第2号イ、第5条第3号第4号第5号第6号第7号第8号イ第9号イ第10号、第8条第1号八第2号八第3号、第10条の2第2号、第11条の2第2号、第12条の3第1号、第15条第1号、第19条第1号イ第2号第3号第4号第5号第6号、第22条の2第2号第3号第4号第5号第6号イ第7号第8号第9号、第24条の2第3号イ第4号イ第5号第8号イ第9号イ、第25条第3号イ第7号イ第8号イ、第31条の2第4号イ第5号イ第6号イ第9号イ第10号イ、第33条第1号、第41条の2第3号、第43条第2号イ第3号イ第5号イ第7号、第44条第1号イ第2号第3号第4号第5号第6号、第46条第1項第1号第3号第4号第5号第6号第7号第2項、第49条第2号イ、第53条第1号イ第2号イ第5号イ、第55条の2第1号イ第2号第3号第4号、第59条の3第3号イ</p> <p>別表第二の27、30、46、88の項に対応する別表第二省令は、改めて命令の公布後、一部改正により追加予定</p> | <p>【別表第二省令における情報提供の根拠】<br/>:第1条第1号第2号イ、第2条第3号イ第4号第5号イ第8号イ第10号イ第11号イ第17号イ、第3条第4号イ第5号第6号イ第8号イ第9号イ第10号イ第11号イ第12号イ、第4条第1号第2号イ、第5条第3号第4号第5号第6号第7号第8号イ第9号イ第10号、第8条第1号八第2号八第3号、第10条の2第2号、第11条の2第2号、第12条の3第1号、第15条第1号、第19条第1号イ第2号第3号第4号第5号第6号、第20条10号イ、第22条の2第2号第3号イ第4号第5号第8号イ、第24条の2第2号イ第3号イ第4号イ第5号イ第8号イ第9号イ、第25条第2号イ第3号イ第7号イ第8号イ、第31条の2第3号イ第4号イ第5号イ第6号第9号イ第10号イ、第33条第1号、第41条の2第3号、第43条第2号イ第3号イ第5号イ第7号、第44条第1号イ第2号第3号第4号第5号第6号、第46条第1項第1号第3号第4号第5号第6号第7号第2項、第49条第2号イ、第53条第1号イ第2号イ第5号イ、第55条の2第1号イ第2号第3号第4号、第59条の3第1号八第2号八第3号イ</p> <p>別表第二の30、46、88の項に対応する別表第二省令は、改めて命令の公布後、一部改正により追加予定</p> <p>- 上記以外の項目に変更なし -</p> | 事前 | 主務省令の発出に伴う修正であり、重要な変更には当たらない |
| 令和2年10月1日 | (別添1)事務の内容 集約全体                          |  | 図の変更   | 事前 | 事後で足りるが任意に事前に提出              |
| 令和2年8月14日 | (別添1)事務の内容 集約全体(続き)                      | 1. 市町村保険者事務共同処理業務  | 1. 市区町村保険者事務共同処理業務   | 事後 | その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない   |
| 令和2年10月1日 | (別添1)事務の内容 集約全体(続き)                      |  | <p>1-3.オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保総合(国保集約)システム経由で、医療保険者等向け中間サーバー等システムの委託区画へ被保険者異動情報の登録を行う。</p> <p>- 上記項目を追記。上記以外の項目に変更なし -</p>  | 事前 | 事後で足りるが任意に事前に提出              |
| 令和2年8月14日 | (別添1)事務の内容 集約全体(続き)                      | 3. 市町村診療報酬審査支払業務   | 3. 市区町村診療報酬審査支払業務  | 事後 | その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない   |
| 令和2年10月1日 | (別添1)事務の内容 集約全体(続き)                      |  | <p>4. オンライン資格確認の準備業務<br/>・医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務<br/>オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個人番号の紐づけ管理などを行う。<br/>・医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務<br/>オンライン資格確認のための準備として、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用したオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供を行うために機関別符号を取得する。</p> <p>- 上記項目を追記。上記以外の項目に変更なし -</p>  | 事前 | 事後で足りるが任意に事前に提出              |
| 令和2年8月14日 | (別添1)事務の内容-集約-資格                         |  | 図の変更   | 事後 | その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない   |
| 令和2年8月14日 | (別添1)事務の内容-集約-資格-(備考)                    |  | 図の変更   | 事後 | その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない   |
| 令和2年8月14日 | (別添1)事務の内容-集約-資格-(備考)                    | 2- 国保連の国保総合(国保集約)システムには、都道府県単位の被保険者情報が管理される。   | 2- 国保連の国保総合(国保集約)システムには、都道府県単位の被保険者異動情報が管理される。   | 事後 | その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない   |
| 令和2年8月14日 | (別添1)事務の内容-集約-高額                         |  | 図の変更   | 事後 | その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない   |
| 令和2年10月1日 | (別添1)事務の内容-オンライン                         |  | (評価書記載のとおり新設)  | 事前 | 事後で足りるが任意に事前に提出              |
| 令和2年10月1日 | (資格・賦課情報ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託・委託の有無 | (3)件   | (5)件   | 事前 | 重要な変更である                     |

|           |   |  |  |    |                               |
|-----------|---|--|--|----|-------------------------------|
| 令和2年10月1日 | (資格・賦課情報ファイル)<br>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託・委託事項3-委託内容                          | ・療養給付の審査・支払に付随する業務として、都道府県単位で管理することとなる資格取得年月日や喪失年月日の管理(資格継続業務)と、同一都道府県内で転居があった場合における高額療養費の該当回数を通算するための同一世帯判定に必要な情報等の管理(高額該当の引き継ぎ業務)を委託する(国保情報集約システムを使用する)。<br>・なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。 | ・療養給付の審査・支払に付随する業務として、都道府県単位で管理することとなる資格取得年月日や喪失年月日の管理(資格継続業務)と、同一都道府県内で転居があった場合における高額療養費の該当回数を通算するための同一世帯判定に必要な情報等の管理(高額該当の引き継ぎ業務)を委託する(国保情報集約システムを使用する)。<br>・なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。<br>・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、国保連は、市区町村より受領した被保険者資格異動に関するデータを編集し、医療保険者等向け中間サーバー等へ送信、登録を行う。 | 事前 | 事後で足りるが任意に事前に提出               |
| 令和2年10月1日 | (資格・賦課情報ファイル)<br>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託・委託事項3-取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲         | 特定個人情報ファイルの一部  | 特定個人情報ファイルの全体  | 事前 | 事後で足りるが任意に事前に提出               |
| 令和2年10月1日 | (資格・賦課情報ファイル)<br>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託・委託事項3-取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 - その妥当性 | ・国民健康保険法第110条によって保険給付を受ける権利は、2年間有効、地方自治法(昭和22年法律第67号)第236条1項によって不当利得の返還を受ける権利は5年間有効とされているため、過去の特定個人情報についても管理する必要がある。<br>・なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。                                       | ・国保法第110条によって保険給付を受ける権利は、2年間有効、地方自治法(昭和22年法律第67号)第236条1項によって不当利得の返還を受ける権利は5年間有効とされているため、過去の特定個人情報についても管理する必要がある。<br>・なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務及びオンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者資格情報の提供(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。   | 事前 | 文言の修正であり、重要な変更には当たらない         |
| 令和2年10月1日 | (資格・賦課情報ファイル)<br>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託・委託事項4                               |  | (評価書記載のとおり新設)  | 事前 | 重要な変更である                      |
| 令和2年10月1日 | (資格・賦課情報ファイル)<br>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託・委託事項5                               |  | (評価書記載のとおり新設)  | 事前 | 重要な変更である                      |
| 令和2年8月14日 | (資格・賦課情報ファイル)<br>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)                             | [ ]移転を行っている(12)件   | [ ]移転を行っている(13)件   | 事後 | その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない    |
| 令和2年8月14日 | (資格・賦課情報ファイル)<br>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)-移転先7                        | 児童女性課  | 児童家庭課  | 事後 | その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない    |
| 令和2年8月14日 | (資格・賦課情報ファイル)<br>5. 特定個人情報ファイルの提供・移転(委託に伴うものを除く。)-移転先12- 法令上の根拠           | 江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第2項による条例別表第二の97、109の項  | 江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第3項による番号法別表第二の9、97、109の項   | 事後 | その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない    |
| 令和2年8月14日 | (資格・賦課情報ファイル)<br>5. 特定個人情報ファイルの提供・移転(委託に伴うものを除く。)-移転先12- 移転先における用途        | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務  | 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務   | 事後 | その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない    |
| 令和2年8月14日 | (資格・賦課情報ファイル)<br>5. 特定個人情報ファイルの提供・移転(委託に伴うものを除く。)-移転先12- 移転方法             | [ ]市内連携システム  | [ ]市内連携システム  | 事後 | その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない    |
| 令和2年8月14日 | (資格・賦課情報ファイル)<br>5. 特定個人情報ファイルの提供・移転(委託に伴うものを除く。)-移転先13                   |  | (評価書記載のとおり新設)  | 事後 | その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない    |
| 令和2年8月14日 | (資格・賦課情報ファイル)<br>5. 特定個人情報ファイルの提供・移転(委託に伴うものを除く。)-提供先23- 法令上の根拠           | 番号法第19条第7号 別表第二の119の項  | 番号法第19条第7号 別表第二の120の項  | 事後 | その他項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない |

|           |   |  |  |    |                               |
|-----------|---|--|--|----|-------------------------------|
| 令和2年8月14日 | (資格・賦課情報ファイル) 6. 特定個人情報の保管・消去・保管場所                                | < 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 ><br>・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。   | < 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 ><br>・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室の際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。  | 事後 | リスクを軽減させる変更であり、重要な変更にと当たらない   |
| 令和2年10月1日 | (給付情報ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託・委託の有無                             | (5)件   | (7)件   | 事前 | 重要な変更である                      |
| 令和2年10月1日 | (給付情報ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託・委託事項5・委託内容                        | ・療養給付の審査・支払に付随する業務として、都道府県単位で管理することとなる資格取得年月日や喪失年月日の管理(資格継続業務)と、同一都道府県内で転居があった場合における高額療養費の該当回数を通算するための同一世帯判定に必要な情報等の管理(高額該当の引き継ぎ業務)を委託する(国保情報集約システムを使用する)。<br>・なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。 | ・療養給付の審査・支払に付随する業務として、都道府県単位で管理することとなる資格取得年月日や喪失年月日の管理(資格継続業務)と、同一都道府県内で転居があった場合における高額療養費の該当回数を通算するための同一世帯判定に必要な情報等の管理(高額該当の引き継ぎ業務)を委託する(国保情報集約システムを使用する)。<br>・なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。<br>・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、国保連は、市区町村より受領した被保険者資格異動に関するデータを編集し、医療保険者等向け中間サーバー等へ送信、登録を行う。 | 事前 | 事後で足りるが任意に事前に提出               |
| 令和2年10月1日 | (給付情報ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託・委託事項5・取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲       | 特定個人情報ファイルの一部  | 特定個人情報ファイルの全体  | 事前 | 事後で足りるが任意に事前に提出               |
| 令和2年10月1日 | (給付情報ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託・委託事項5・取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲-その妥当性 | ・なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。   | ・なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務及びオンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者資格情報の提供(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。   | 事前 | 事後で足りるが任意に事前に提出               |
| 令和2年10月1日 | (給付情報ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託・委託事項6                             |  | (評価書記載のとおり新設)  | 事前 | 重要な変更である                      |
| 令和2年10月1日 | (給付情報ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託・委託事項7                             |  | (評価書記載のとおり新設)  | 事前 | 重要な変更である                      |
| 令和2年8月14日 | (給付情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)-移転先6                      | 児童女性課  | 児童家庭課  | 事後 | その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない    |
| 令和2年8月14日 | (給付情報ファイル) 5. 特定個人情報ファイルの提供・移転(委託に伴うものを除く。)-提供先22- 法令上の根拠         | 番号法第19条第7号 別表第二の119の項  | 番号法第19条第7号 別表第二の120の項  | 事後 | その他項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない |
| 令和2年8月14日 | (給付情報ファイル) 6. 特定個人情報の保管・消去・保管場所                                   | < 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 ><br>・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。   | < 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 ><br>・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室の際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。  | 事後 | リスクを軽減させる変更であり、重要な変更にと当たらない   |
| 令和2年8月14日 | (収納管理情報ファイル) 6. 特定個人情報の保管・消去・保管場所                                 | < 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 ><br>・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。   | < 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 ><br>・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室の際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。  | 事後 | リスクを軽減させる変更であり、重要な変更にと当たらない   |

|           |  |  |  |    |                            |
|-----------|--|--|--|----|----------------------------|
| 令和2年8月14日 | (別添2)特定個人情報ファイル記録項目-資格・賦課情報ファイル  | 表題部分<br>資格・賦課情報ファイル(全記録項目:487項目)<br>【資格情報】(記録項目:85項目)<br>【賦課情報】(記録項目:351項目)  | 表題部分を以下のように変更<br>資格・賦課情報ファイル(全記録項目:498項目)<br>【資格情報】の部分に以下の7項目を追加<br>【資格情報】(記録項目:92項目)<br>氏名(漢字)(券面記載)、氏名(漢字)(券面記載)文字数・未登録外字有無、自己情報提供不可フラグ、記号番号枝番、基準日時点前期該当区分、限度額適用所得区分、限度額適用所得区分適用期間情報<br>【賦課情報】の部分に以下の4項目を追加<br>【賦課情報】(記録項目:355項目)<br>糸約適用利子等の額、糸約適用配当等の額、特例適用利子等の額、特例適用配当等の額<br>～上記以外の項目に変更なし～   | 事後 | その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない |
| 令和2年10月1日 | (別添2)特定個人情報ファイル記録項目-オンライン  |  | (評価書記載のとおり新設)  | 事前 | 事後で足りるが任意に事前に提出            |
| 令和2年8月14日 | (資格・賦課情報ファイル)<br>2.特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)-リスク2-リスクに対する措置の内容       | ・データ連携用PCにおける措置として、特定個人情報の入手元は、国保連の国保総合(国保集約)システムに限定されており、専用線を用いるとともに、指定されたインタフェース(法令で定められる範囲)でしか入手できないようシステムで制御しており、国保総合(国保集約)システムの外部インタフェース仕様書に記載されている対象、周期及びデータ定義等によって、江戸川区と国保連の双方に共通の認識があり、その定義に従った内容でないデータを送受信ができないことで、不適切な方法で入手が行われるリスクを軽減している。  | ・国保総合PC及びデータ連携用PCにおける措置として、特定個人情報の入手元は、国保連の国保総合(国保集約)システムに限定されており、専用線を用いるとともに、指定されたインタフェース(法令で定められる範囲)でしか入手できないようシステムで制御しており、国保総合(国保集約)システムの外部インタフェース仕様書に記載されている対象、周期及びデータ定義等によって、江戸川区と国保連の双方に共通の認識があり、その定義に従った内容でないデータを送受信ができないことで、不適切な方法で入手が行われるリスクを軽減している。  | 事後 | 文言の修正であり、重要な変更には当たらない      |
| 令和2年8月14日 | (資格・賦課情報ファイル)<br>2.特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)-リスク3-入手の際の本人確認の措置の内容    | ・データ連携用PCにおける措置として、特定個人情報の入手元は、国保連の国保総合(国保集約)システムに限定されているとともに、データ連携用PCにおいて国保連から入手する情報は、江戸川区において本人確認を行った上で国保連に送信した被保険者情報に、国保連が事務処理等を行った結果を付加して配信された情報であるため、本人確認の措置に問題はない。   | ・国保総合PC及びデータ連携用PCにおける措置として、特定個人情報の入手元は、国保連の国保総合(国保集約)システムに限定されているとともに、国保総合PC及びデータ連携用PCにおいて国保連から入手する情報は、江戸川区において本人確認を行った上で国保連に送信した被保険者情報に、国保連が事務処理等を行った結果を付加して配信された情報であるため、本人確認の措置に問題はない。   | 事後 | 文言の修正であり、重要な変更には当たらない      |
| 令和2年8月14日 | (資格・賦課情報ファイル)<br>2.特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)-リスク3-特定個人情報の正確性確保の措置の内容 | ・データ連携用PCにおける措置として、国保連から配信される被保険者情報については、江戸川区及び他市から送信された被保険者異動情報等をもとに、国保総合(国保集約)システムにおいて処理を行い、その処理結果は江戸川区及び他市の双方に配信され、江戸川区及び他市の職員が確認している。  | ・国保総合PC及びデータ連携用PCにおける措置として、国保連から配信される被保険者情報については、江戸川区及び他市から送信された被保険者異動情報等をもとに、国保総合(国保集約)システムにおいて処理を行い、その処理結果は江戸川区及び他市の双方に配信され、江戸川区及び他市の職員が確認している。  | 事後 | 文言の修正であり、重要な変更には当たらない      |
| 令和2年8月14日 | (資格・賦課情報ファイル)<br>2.特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)-リスク4-リスクに対する措置の内容       | ・江戸川区のデータ連携用PCは、国保連のみと接続され、接続には専用線を用いる。<br>・江戸川区のデータ連携用PCと国保連の国保総合(国保集約)システムとの通信には、認証・通信内容の暗号化を実施している。<br>・江戸川区のデータ連携用PCと国保連の国保総合(国保集約)システムとの専用ネットワークは、ウイルス対策ソフト、ファイアウォール等によってセキュアなシステム稼働環境を確保することにより、不適切な方法によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。<br>・ウイルス対策ソフトは自動でアップデートを行うこととしており、接続拠点の追加、削除等を含め、ファイアウォール等の設定変更が必要となった際は、国保連により迅速に実施される。<br>・データ連携用PCへのログイン時の職員認証の他に、ログインを実施した職員・時刻・操作内容の記録が実施されるため、その抑止効果として、不適切な操作等によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。 | ・江戸川区の国保総合PC及びデータ連携用PCは、国保連のみと接続され、接続には専用線を用いる。<br>・江戸川区の国保総合PC及びデータ連携用PCと国保連の国保総合(国保集約)システムとの通信には、認証・通信内容の暗号化を実施している。<br>・江戸川区の国保総合PC及びデータ連携用PCと国保連の国保総合(国保集約)システムとの専用ネットワークは、ウイルス対策ソフト、ファイアウォール等によってセキュアなシステム稼働環境を確保することにより、不適切な方法によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。<br>・ウイルス対策ソフトは自動でアップデートを行うこととしており、接続拠点の追加、削除等を含め、ファイアウォール等の設定変更が必要となった際は、国保連により迅速に実施される。<br>・国保総合PC及びデータ連携用PCへのログイン時の職員認証の他に、ログインを実施した職員・時刻・操作内容の記録が実施されるため、その抑止効果として、不適切な操作等によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。 | 事後 | 文言の修正であり、重要な変更には当たらない      |
| 令和2年8月14日 | (資格・賦課情報ファイル)<br>3.特定個人情報の使用-リスク1-その他の措置の内容                                    | <データ連携用PCにおける措置><br>・各市区町村の職員等が不正にデータ抽出等できないように、GUIによるデータ抽出機能( )はデータ連携用PCに搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはなく、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクを軽減している。  | <国保総合PC及びデータ連携用PCにおける措置><br>・各市区町村の職員等が不正にデータ抽出等できないように、GUIによるデータ抽出機能( )は国保総合PC及びデータ連携用PCに搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはなく、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクを軽減している。  | 事後 | 文言の修正であり、重要な変更には当たらない      |

|                  |  |   |   |           |                                    |
|------------------|--|---|---|-----------|------------------------------------|
| <p>令和2年10月1日</p> | <p>(資格・賦課情報ファイル)<br/>3. 特定個人情報の使用・リスク2・ユーザ認証の管理・具体的な管理方法</p>               | <p>&lt;データ連携用PCにおける措置&gt;<br/>・データ連携用PCを使用する必要がある職員のみがログイン時のパスワード等を管理するようにする。<br/>・ログインしたまま端末を放置せず、離席時にはログアウトすることやログインID、パスワードの使いまわしをしないことを徹底している。</p>  | <p>&lt;国保総合PC及びデータ連携用PCにおける措置&gt;<br/>・国保総合PC及びデータ連携用PCを使用する必要がある職員のみがログイン時のパスワード等を管理するようにする。<br/>・ログインしたまま端末を放置せず、離席時にはログアウトすることやログインID、パスワードの使いまわしをしないことを徹底している。<br/>・パスワードは、規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用する。</p>   | <p>事前</p> | <p>リスクを軽減させる変更であり、重要な変更には当たらない</p> |
| <p>令和2年10月1日</p> | <p>(資格・賦課情報ファイル)<br/>3. 特定個人情報の使用・リスク2・特定個人情報の使用の記録・具体的な管理方法</p>           | <p>&lt;データ連携用PCにおける措置&gt;<br/>・データ連携用PCへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容を記録している。<br/>・情報システム管理者は定期的に、記録の内容を確認し、不正な運用が行われていないかを点検する。<br/>・当該記録については、一定期間保存することとしている。</p>  | <p>&lt;国保総合PC及びデータ連携用PCにおける措置&gt;<br/>・国保総合PC及びデータ連携用PCへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容を記録している。<br/>・情報システム管理者は定期的又はセキュリティ上の問題が発生した際に、記録の内容と関連する書面の記録を照合して確認し、不正な運用が行われていないかを監査する。<br/>・当該記録については、一定期間保存することとしている。</p>  | <p>事前</p> | <p>リスクを軽減させる変更であり、重要な変更には当たらない</p> |
| <p>令和2年10月1日</p> | <p>(資格・賦課情報ファイル)<br/>3. 特定個人情報の使用・リスク4・リスクに対する措置の内容</p>                    | <p>&lt;データ連携用PCにおける措置&gt;<br/>・各市区町村の職員等が不正にデータ抽出等できないように、GUIによるデータ抽出機能はデータ連携用PCに搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはない。<br/>・データ連携用PCへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容を記録され、不正な運用が行われていないかを適宜点検することができる。</p>   | <p>&lt;国保総合PC及びデータ連携用PCにおける措置&gt;<br/>・各市区町村の職員等が不正にデータ抽出等できないように、GUIによるデータ抽出機能はデータ連携用PCに搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはない。<br/>・国保総合PC及びデータ連携用PCへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容を記録され、国保連においても定期的又はセキュリティ上の問題が発生した際に、記録の内容を確認し、不正な運用が行われていないかを監査される。</p>   | <p>事前</p> | <p>他機関に係るリスク対策であり、重要な変更には当たらない</p> |
| <p>令和2年10月1日</p> | <p>(資格・賦課情報ファイル)<br/>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限・具体的な方法</p> | <p>市区町村保険者事務共同処理業務<br/>・市内、データセンターにて、委託先事業者が特定個人情報の閲覧、更新等を行う場合には、委託先事業者向けのユーザIDを発行し、閲覧、更新等の処理を実施できる担当者を限定している。また、事前に作業者名簿の提出も義務付けている。<br/>・市外の委託先事業者の事業所での作業では、管理体制名簿の提出、入退室の管理をしている室内での業務の執行、取扱者へはセキュリティ研修の受講を義務付けている。<br/>・アクセス権限を付与する従業員数を必要最小限に制限し、付与するアクセス権限も必要最小限とすることを委託事業者に遵守させることとしている。</p>          | <p>市区町村保険者事務共同処理業務<br/>・市内、データセンターにて、委託先事業者が特定個人情報の閲覧、更新等を行う場合には、委託先事業者向けのユーザIDを発行し、閲覧、更新等の処理を実施できる担当者を限定している。また、事前に作業者名簿の提出も義務付けている。<br/>・市外の委託先事業者の事業所での作業では、管理体制名簿の提出、入退室の管理をしている室内での業務の執行、取扱者へはセキュリティ研修の受講を義務付けている。<br/>・アクセス権限を付与する従業員数を必要最小限に制限し、付与するアクセス権限も必要最小限とすることを委託事業者に遵守させることとしている。<br/>・医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務<br/>・取りまとめ機関の職員に許可された業務メニューのみ表示するよう医療保険者等向け中間サーバー等で制御している。<br/>・運用管理要領等にアクセス権限と事務の対応表を規定し、職員と臨時職員、取りまとめ機関と委託事業者の所属の別等により、実施できる事務の範囲を限定している。<br/>・アクセス権限と事務の対応表は随時見直しを行う。<br/>・パスワードは、規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用する。</p> | <p>事前</p> | <p>重要な変更である</p>                    |
| <p>令和2年10月1日</p> | <p>(資格・賦課情報ファイル)<br/>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託・特定個人情報ファイルの取扱いの記録・具体的な方法</p>     | <p>市区町村保険者事務共同処理業務<br/>・市内、データセンターでの作業においては、委託先事業者向けユーザIDに紐づく操作ログを取得することで、特定個人情報ファイルの取扱い記録を残している。<br/>・市外の委託先事業者の事業所での作業では、各委託事業者の作業場所以入退室管理を行っている。<br/>・国保連の国保総合(国保集約)システムにおいては、特定個人情報にアクセスした従業員等・時刻・操作内容を記録している。<br/>・国保連の特定個人情報保護責任者は、定期的又はセキュリティ上の問題が発生した際には、特定個人情報にアクセスした記録を確認し、不正な運用が行われていないかを点検する。</p> | <p>市区町村保険者事務共同処理業務<br/>・市内、データセンターでの作業においては、委託先事業者向けユーザIDに紐づく操作ログを取得することで、特定個人情報ファイルの取扱い記録を残している。<br/>・市外の委託先事業者の事業所での作業では、各委託事業者の作業場所以入退室管理を行っている。<br/>・国保連の国保総合(国保集約)システムにおいては、特定個人情報にアクセスした従業員等・時刻・操作内容を記録している。<br/>・国保連の特定個人情報保護責任者は、定期的又はセキュリティ上の問題が発生した際には、特定個人情報にアクセスした記録を確認し、不正な運用が行われていないかを点検する。<br/>・医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務<br/>・操作ログを中間サーバーで記録している。<br/>・操作ログは、セキュリティ上の問題が発生した</p>  | <p>事前</p> | <p>重要な変更である</p>                    |

|                  |  |   |  |           |                              |
|------------------|--|---|--|-----------|------------------------------|
| <p>令和2年10月1日</p> | <p>(資格・賦課情報ファイル)<br/>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託・再委託先から他者への提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法</p>  | <p>・原則認めていないが、実施する場合には、以下を義務付けている。<br/>・再委託先への特定個人情報の提供の際には、再委託先の必要性、選定基準、再委託先での委託管理方法、再委託先のセキュリティ管理体制等を区別に報告してもらい、問題ないことが確認できれば、承認している。<br/>・必要に応じて、委託先事業者による再委託先事業者の管理が、当初のルールどおりに実施されていることの報告を受ける。</p> | <p>&lt;市区町村保険者事務共同処理業務&gt;<br/>・原則認めていないが、実施する場合には、以下を義務付けている。<br/>・再委託先への特定個人情報の提供の際には、再委託先の必要性、選定基準、再委託先での委託管理方法、再委託先のセキュリティ管理体制等を区別に報告してもらい、問題ないことが確認できれば、承認している。<br/>・必要に応じて、委託先事業者による再委託先事業者の管理が、当初のルールどおりに実施されていることの報告を受ける。<br/><br/>&lt;医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務&gt;<br/>・契約書において江戸川区が保有する個人情報情報を第三者に漏らしてはならない旨を定めており、委託先から他者への特定個人情報の提供を認めていない。<br/>・定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監査する。</p>  | <p>事前</p> | <p>重要な変更である</p>              |
| <p>令和2年10月1日</p> | <p>(資格・賦課情報ファイル)<br/>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託・再委託先と委託先間の提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法</p>  | <p>・市内、データセンタから委託先事業者へ特定個人情報を提供する場合には、事前に委託先事業者から目的、用途、保存期間等を含めた申請を受け、問題ないようであれば区側で承認を与えている。必要に応じて、電子媒体への出力の際には暗号化等を実施することとしている。なお、提供等の記録については、「個人情報保護管理簿」を作成しており、1年保管している。</p>                           | <p>&lt;市区町村保険者事務共同処理業務&gt;<br/>・市内、データセンタから委託先事業者へ特定個人情報を提供する場合には、事前に委託先事業者から目的、用途、保存期間等を含めた申請を受け、問題ないようであれば区側で承認を与えている。必要に応じて、電子媒体への出力の際には暗号化等を実施することとしている。なお、提供等の記録については、「個人情報保護管理簿」を作成しており、1年保管している。<br/><br/>&lt;医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務&gt;<br/>・提供情報は、業務委託完了時にすべて返却又は消去する。<br/>・定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監査する。</p>  | <p>事前</p> | <p>重要な変更である</p>              |
| <p>令和2年10月1日</p> | <p>(資格・賦課情報ファイル)<br/>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保-具体的な方法</p> | <p>・再委託が必要な場合は委託先から事前に再委託の必要性について書面で確認をし、承認を行っている。<br/>・再委託を行う場合には、委託と同様の機密保持契約の遵守を規定しており、委託先から適宜報告を受け、改善の必要がある場合には改善の指示を行い、改善結果の報告を受けている。</p>  | <p>・再委託が必要な場合は委託先から事前に再委託の必要性について書面で確認をし、承認を行っている。<br/>・再委託を行う場合には、委託と同様の機密保持契約の遵守を規定しており、委託先から適宜報告を受け、改善の必要がある場合には改善の指示を行い、改善結果の報告を受けている。<br/><br/>&lt;医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務&gt;<br/>・医療保険者等向け中間サーバー等の運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。<br/>(1)ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること<br/>(2)セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること<br/>(3)日本国内でのデータ保管を条件としていること<br/>(4)上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。<br/>・運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者及び運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上及び運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面に示した上で、許諾を得ること。</p> | <p>事前</p> | <p>重要な変更である</p>              |
| <p>令和2年10月1日</p> | <p>(資格・賦課情報ファイル)<br/>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託・再委託先におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>       | <p>・再委託が必要な場合は委託先から事前に再委託の必要性について書面で確認をし、承認を行っている。<br/>・再委託を行う場合には、委託と同様の機密保持契約の遵守を規定しており、委託先から適宜報告を受け、改善の必要がある場合には改善の指示を行い、改善結果の報告を受けている。</p>  | <p>&lt;取りまの機関における措置&gt;<br/>・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務、及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。<br/><br/>- 上記項目を追記。上記以外の項目に変更なし。</p>  | <p>事前</p> | <p>重要な変更である</p>              |
| <p>令和2年8月14日</p> | <p>(資格・賦課情報ファイル)<br/>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続-リスク1-リスクに対する措置の内容</p>                 | <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;<br/>(2)番号法別表第2及び第19条第7号に基づき、事務手続ごとに情報照会者、情報提供者、照会、提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。</p>  | <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;<br/>(2)番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。</p>   | <p>事後</p> | <p>文言の修正であり、重要な変更には当たらない</p> |

|           |   |  |  |    |                             |
|-----------|---|--|--|----|-----------------------------|
| 令和2年8月14日 | (資格・賦課情報ファイル) 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続-リスク5-リスクに対する措置の内容                     | ・特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報提供が不正に提供されるリスクに対応している。   | ・機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報提供が不正に提供されるリスクに対応している。  | 事後 | 文言の修正であり、重要な変更には当たらない       |
| 令和2年8月14日 | (資格・賦課情報ファイル) 7. 特定個人情報の保管・消去-リスク1-物理的攻撃-具体的な対策の内容                        | <中間サーバー・プラットフォームにおける措置><br>・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施設管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。   | <中間サーバー・プラットフォームにおける措置><br>・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施設管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。<br>・事前に申請し承認されていない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持ち出すことがないよう、警備員などにより確認している。   | 事後 | リスクを軽減させる変更であり、重要な変更には当たらない |
| 令和2年10月1日 | (資格・賦課情報ファイル) 7. 特定個人情報の保管・消去-リスク3-特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置   |  | <取りまとめ機関における措置><br>・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。  | 事前 | 重要な変更である                    |
| 令和2年8月14日 | (給付情報ファイル) 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)-リスク2-リスクに対する措置の内容       | ・データ連携用PCにおける措置として、特定個人情報の入手元は、国保連の国保総合(国保集約)システムに限定されており、専用線を用いるとともに、指定されたインタフェース(法令で定められる範囲)でしか入手できないようシステムで制御しており、国保総合(国保集約)システムの外部インタフェース仕様書に記載されている対象、周期及びデータ定義等によって、江戸川区と国保連の双方に共通の認識があり、その定義に従った内容でないデータの送受信ができないことで、不適切な方法で入手が行われるリスクを軽減している。  | ・国保総合PC及びデータ連携用PCにおける措置として、特定個人情報の入手元は、国保連の国保総合(国保集約)システムに限定されており、専用線を用いるとともに、指定されたインタフェース(法令で定められる範囲)でしか入手できないようシステムで制御しており、国保総合(国保集約)システムの外部インタフェース仕様書に記載されている対象、周期及びデータ定義等によって、江戸川区と国保連の双方に共通の認識があり、その定義に従った内容でないデータの送受信ができないことで、不適切な方法で入手が行われるリスクを軽減している。  | 事後 | 文言の修正であり、重要な変更には当たらない       |
| 令和2年8月14日 | (給付情報ファイル) 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)-リスク3-入手の際の本人確認の措置の内容    | ・データ連携用PCにおける措置として、特定個人情報の入手元は、国保連の国保総合(国保集約)システムに限定されており、データ連携用PCにおいて国保連から入手する情報は、江戸川区において本人確認を行った上で国保連に送信した被保険者情報に、国保連が事務処理等を行った結果を付加して配信された情報であるため、本人確認の措置に問題はない。   | ・国保総合PC及びデータ連携用PCにおける措置として、特定個人情報の入手元は、国保連の国保総合(国保集約)システムに限定されており、データ連携用PCにおいて国保連から入手する情報は、江戸川区において本人確認を行った上で国保連に送信した被保険者情報に、国保連が事務処理等を行った結果を付加して配信された情報であるため、本人確認の措置に問題はない。   | 事後 | 文言の修正であり、重要な変更には当たらない       |
| 令和2年8月14日 | (給付情報ファイル) 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)-リスク3-特定個人情報の正確性確保の措置の内容 | ・データ連携用PCにおける措置として、国保連から配信される被保険者情報については、江戸川区及び他市から送信された被保険者異動情報等をもとに、国保総合(国保集約)システムにおいて処理を行い、その処理結果は江戸川区及び他市の双方に配信され、江戸川区及び他市の職員が確認している。  | ・国保総合PC及びデータ連携用PCにおける措置として、国保連から配信される被保険者情報については、江戸川区及び他市から送信された被保険者異動情報等をもとに、国保総合(国保集約)システムにおいて処理を行い、その処理結果は江戸川区及び他市の双方に配信され、江戸川区及び他市の職員が確認している。  | 事後 | 文言の修正であり、重要な変更には当たらない       |
| 令和2年8月14日 | (給付情報ファイル) 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)-リスク4-リスクに対する措置の内容       | ・江戸川区のデータ連携用PCは、国保連のみと接続され、接続には専用線を用いる。<br>・江戸川区のデータ連携用PCと国保連の国保総合(国保集約)システムとの通信には、認証・通信内容の暗号化を実施している。<br>・江戸川区のデータ連携用PCと国保連の国保総合(国保集約)システムとの専用ネットワークは、ウイルス対策ソフト、ファイアウォール等によってセキュアなシステム稼働環境を確保することにより、不適切な方法によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。<br>・ウイルス対策ソフトは自動でアップデートを行うこととしており、接続拠点の追加、削除等を含め、ファイアウォール等の設定変更が必要となった際は、国保連により迅速に実施される。<br>・データ連携用PCへのログイン時の職員認証の他に、ログインを実施した職員・時刻・操作内容の記録が実施されるため、その抑止効果として、不適切な操作等によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。 | ・江戸川区の国保総合PC及びデータ連携用PCは、国保連のみと接続され、接続には専用線を用いる。<br>・江戸川区の国保総合PC及びデータ連携用PCと国保連の国保総合(国保集約)システムとの通信には、認証・通信内容の暗号化を実施している。<br>・江戸川区の国保総合PC及びデータ連携用PCと国保連の国保総合(国保集約)システムとの専用ネットワークは、ウイルス対策ソフト、ファイアウォール等によってセキュアなシステム稼働環境を確保することにより、不適切な方法によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。<br>・ウイルス対策ソフトは自動でアップデートを行うこととしており、接続拠点の追加、削除等を含め、ファイアウォール等の設定変更が必要となった際は、国保連により迅速に実施される。<br>・国保総合PC及びデータ連携用PCへのログイン時の職員認証の他に、ログインを実施した職員・時刻・操作内容の記録が実施されるため、その抑止効果として、不適切な操作等によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。 | 事後 | 文言の修正であり、重要な変更には当たらない       |

|                  |   |   |   |  |
|------------------|---|---|---|--|
| <p>令和2年8月14日</p> | <p>(給付情報ファイル) 3. 特定個人情報の使用-リスク2-ユーザ認証の管理-具体的な管理方法</p>           | <p>&lt; 国保総合PC及びデータ連携用PCにおける措置 &gt;<br/>         ・データ連携用PCを使用する必要がある職員のみがログイン時のパスワード等を管理するようにする。<br/>         ・ログインしたまま端末を放置せず、離席時にはログアウトすることやログインID、パスワードの使いまわしをしないことを徹底している。</p>  | <p>&lt; 国保総合PC及びデータ連携用PCにおける措置 &gt;<br/>         ・国保総合PC及びデータ連携用PCを使用する必要がある職員のみがログイン時のパスワード等を管理するようにする。<br/>         ・ログインしたまま端末を放置せず、離席時にはログアウトすることやログインID、パスワードの使いまわしをしないことを徹底している。<br/>         ・パスワードは、規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用する。</p>  | <p>事前</p> <p>リスクを軽減させる変更であり、重要な変更には当たらない</p> |
| <p>令和2年10月1日</p> | <p>(給付情報ファイル) 3. 特定個人情報の使用-リスク2-特定個人情報の使用の記録-具体的な管理方法</p>       | <p>&lt; 国保総合PC及びデータ連携用PCにおける措置 &gt;<br/>         ・データ連携用PCへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容を記録している。<br/>         ・情報システム管理者は定期的に、記録の内容を確認し、不正な運用が行われていないかを点検する。<br/>         ・当該記録については、一定期間保存することとしている。</p>   | <p>&lt; 国保総合PC及びデータ連携用PCにおける措置 &gt;<br/>         ・データ連携用PCへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容を記録している。<br/>         ・情報システム管理者は定期的に又はセキュリティ上の問題が発生した際に、記録の内容と関連する画面の記録を照合して確認し、不正な運用が行われていないかを監査する。<br/>         ・情報システム管理者は定期的に、記録の内容を確認し、不正な運用が行われていないかを点検する。<br/>         ・当該記録については、一定期間保存することとしている。</p>  | <p>事前</p> <p>リスクを軽減させる変更であり、重要な変更には当たらない</p> |
| <p>令和2年10月1日</p> | <p>(給付情報ファイル) 3. 特定個人情報の使用-リスク4-リスクに対する措置の内容</p>                | <p>&lt; 国保総合PC及びデータ連携用PCにおける措置 &gt;<br/>         ・各市区町村の職員等が不正にデータ抽出等できないように、GUIによるデータ抽出機能は国保総合PC及びデータ連携用PCに搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはない。<br/>         ・国保総合PC及びデータ連携用PCへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容が記録され、不正な運用が行われていないかを適宜点検することができる。</p>   | <p>&lt; 国保総合PCデータ連携用PCにおける措置 &gt;<br/>         ・各市区町村の職員等が不正にデータ抽出等できないように、GUIによるデータ抽出機能はデータ連携用PCに搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはない。<br/>         ・国保総合PC及びデータ連携用PCへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容が記録され、国保連合会においても定期的又はセキュリティ上の問題が発生した際に、記録の内容を確認し、不正な運用が行われていないかを監査される。<br/>         ・国保総合PC及びデータ連携用PCへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容が記録され、不正な運用が行われていないかを適宜点検することができる。</p>  | <p>事前</p> <p>他機関に係るリスク対策であり、重要な変更には当たらない</p> |
| <p>令和2年10月1日</p> | <p>(給付情報ファイル) 4. 特定個人情報の取扱いの委託-特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限-具体的な方法</p> | <p>市区町村保険者事務共同処理業務<br/>         ・市内、データセンターにて、委託先事業者が特定個人情報の閲覧、更新等を行う場合には、委託先事業者向けのユーザIDを発行し、閲覧、更新等の処理を実施できる担当者を限定している。また、事前に作業者名簿の提出も義務付けている。<br/>         ・市内、データセンターにて、委託先事業者が特定個人情報の閲覧、更新等を行う場合には、委託先事業者向けのユーザIDを発行し、閲覧、更新等の処理を実施できる担当者を限定している。また、事前に作業者名簿の提出も義務付けている。<br/>         ・庁外の委託先事業者の事業所での作業では、管理体制名簿の提出、入退室の管理をしている室内での業務の執行、取扱者へはセキュリティ研修の受講を義務付けている。<br/>         ・アクセス権限を付与する従業員数を必要最小限に制限し、付与するアクセス権限も必要最小限とすることを委託事業者に遵守させることとしている。</p> | <p>市区町村保険者事務共同処理業務<br/>         ・市内、データセンターにて、委託先事業者が特定個人情報の閲覧、更新等を行う場合には、委託先事業者向けのユーザIDを発行し、閲覧、更新等の処理を実施できる担当者を限定している。また、事前に作業者名簿の提出も義務付けている。<br/>         ・庁外の委託先事業者の事業所での作業では、管理体制名簿の提出、入退室の管理をしている室内での業務の執行、取扱者へはセキュリティ研修の受講を義務付けている。<br/>         ・アクセス権限を付与する従業員数を必要最小限に制限し、付与するアクセス権限も必要最小限とすることを委託事業者に遵守させることとしている。<br/>         ・医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務<br/>         ・取りまとめ機関の職員に許可された業務メニューのみ表示するよう医療保険者等向け中間サーバー等で制御している。<br/>         ・運用管理要領等にアクセス権限と事務の対応表を規定し、職員と臨時職員、取りまとめ機関と委託事業者の所属の別等により、実施できる事務の範囲を限定している。<br/>         ・アクセス権限と事務の対応表は随時見直しを行う。<br/>         ・パスワードは、規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用する。</p> | <p>事前</p> <p>重要な変更である</p>                    |
| <p>令和2年10月1日</p> | <p>(給付情報ファイル) 4. 特定個人情報の取扱いの委託-特定個人情報ファイルの取扱いの記録-具体的な方法</p>     | <p>市内、データセンターでの作業においては、委託先事業者向けユーザIDに紐づく操作ログを取得することで、特定個人情報ファイルの取扱い記録を残している。<br/>         ・庁外の委託先事業者の事業所での作業では、各委託事業者の作業場所へ入退室管理を行っている。<br/>         ・国保連の国保総合(国保集約)システムにおいては、特定個人情報にアクセスした従業員等・時刻・操作内容を記録している。<br/>         ・国保連の特定個人情報保護責任者は、定期的に又はセキュリティ上の問題が発生した際には、特定個人情報にアクセスした記録を確認し、不正な運用が行われていないかを点検する。</p>  | <p>&lt; 市区町村保険者事務共同処理業務 &gt;<br/>         ・市内、データセンターでの作業においては、委託先事業者向けユーザIDに紐づく操作ログを取得することで、特定個人情報ファイルの取扱い記録を残している。<br/>         ・庁外の委託先事業者の事業所での作業では、各委託事業者の作業場所へ入退室管理を行っている。<br/>         ・国保連の国保総合(国保集約)システムにおいては、特定個人情報にアクセスした従業員等・時刻・操作内容を記録している。<br/>         ・国保連の特定個人情報保護責任者は、定期的に又はセキュリティ上の問題が発生した際には、特定個人情報にアクセスした記録を確認し、不正な運用が行われていないかを点検する。<br/>         ・医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務<br/>         ・操作ログを中間サーバーで記録している。<br/>         ・操作ログは、セキュリティ上の問題が発生した</p>  | <p>事前</p> <p>重要な変更である</p>                    |

|           |   |  |  |    |          |
|-----------|---|--|--|----|----------|
| 令和2年10月1日 | (給付情報ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託・特定個人情報の提供ルール・委託先から他者への提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・原則認めていないが、実施する場合には、以下を義務付けている。</li> <li>・再委託先への特定個人情報の提供の際には、再委託先の必要性、選定基準、再委託先での委託管理方法、再委託先のセキュリティ管理体制等を区別に報告してもらい、問題ないことが確認できれば、承認している。</li> <li>・必要に応じて、委託先事業者による再委託先事業者の管理が、当初のルールどおりに実施されていることの報告を受ける。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;市区町村保険者事務共同処理業務&gt;</li> <li>・原則認めていないが、実施する場合には、以下を義務付けている。</li> <li>・再委託先への特定個人情報の提供の際には、再委託先の必要性、選定基準、再委託先での委託管理方法、再委託先のセキュリティ管理体制等を区別に報告してもらい、問題ないことが確認できれば、承認している。</li> <li>・必要に応じて、委託先事業者による再委託先事業者の管理が、当初のルールどおりに実施されていることの報告を受ける。</li> <li>&lt;医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務&gt;</li> <li>・契約書において江戸川区が保有する個人情報等を第三者に漏らしてはならない旨を定めており、委託先から他者への特定個人情報の提供を認めていない。</li> <li>・定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監査する。</li> </ul>   | 事前 | 重要な変更である |
| 令和2年10月1日 | (給付情報ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託・特定個人情報の提供ルール・委託先と委託先間の提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内、データセンタから委託先事業者へ特定個人情報を提供する場合には、事前に委託先事業者から目的、用途、保存期間等を含めた申請を受け、問題ないようであれば区側で承認を与えている。必要に応じて、電子媒体への出力の際には暗号化等を実施することとしている。</li> <li>なお、提供等の記録については、「個人情報保護管理簿」を作成しており、1年保管している。</li> </ul>                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;市区町村保険者事務共同処理業務&gt;</li> <li>・市内、データセンタから委託先事業者へ特定個人情報を提供する場合には、事前に委託先事業者から目的、用途、保存期間等を含めた申請を受け、問題ないようであれば区側で承認を与えている。必要に応じて、電子媒体への出力の際には暗号化等を実施することとしている。</li> <li>なお、提供等の記録については、「個人情報保護管理簿」を作成しており、1年保管している。</li> <li>&lt;医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務&gt;</li> <li>・提供情報は、業務委託完了時にすべて返却又は消去する。</li> <li>・定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監査する。</li> </ul>  | 事前 | 重要な変更である |
| 令和2年10月1日 | (給付情報ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保-具体的な方法            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・再委託が必要な場合は委託先から事前に再委託の必要性について書面で確認をし、承認を行っている。</li> <li>・再委託を行う場合には、委託と同様の機密保持契約の遵守を規定しており、委託先から適宜報告を受け、改善の必要がある場合には改善の指示を行い、改善結果の報告を受けている。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・再委託が必要な場合は委託先から事前に再委託の必要性について書面で確認をし、承認を行っている。</li> <li>・再委託を行う場合には、委託と同様の機密保持契約の遵守を規定しており、委託先から適宜報告を受け、改善の必要がある場合には改善の指示を行い、改善結果の報告を受けている。</li> <li>&lt;医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務&gt;</li> <li>・医療保険者等向け中間サーバー等の運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。</li> <li>(1)ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること</li> <li>(2)セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること</li> <li>(3)日本国内でのデータ保管を条件としていること</li> <li>(4)上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。</li> <li>・運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者及び運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上及び運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面に示した上で、許諾を得ること。</li> </ul> | 事前 | 重要な変更である |
| 令和2年10月1日 | (給付情報ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託・特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置     |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;取りまとめ機関における措置&gt;</li> <li>・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。</li> <li>- 上記項目を追記。上記以外の項目に変更なし -</li> </ul>  | 事前 | 重要な変更である |

|           |   |  |   |    |                             |
|-----------|---|--|---|----|-----------------------------|
| 令和2年8月14日 | (給付情報ファイル) 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続-リスク1-リスクに対する措置の内容                    | <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置><br>(2)番号法別表第2及び第19条第7号に基づき、事務手続ごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。   | <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置><br>(2)番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。  | 事後 | 文言の修正であり、重要な変更には当たらない       |
| 令和2年8月14日 | (給付情報ファイル) 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続-リスク5-リスクに対する措置の内容                    | ・特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。                     | ・機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。   | 事後 | 文言の修正であり、重要な変更には当たらない       |
| 令和2年8月14日 | (給付情報ファイル) 7. 特定個人情報の保管・消去-リスク1- 物理的攻撃-具体的な対策の内容                      | <中間サーバー・プラットフォームにおける措置><br>・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施設管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 | <中間サーバー・プラットフォームにおける措置><br>・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施設管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。<br>・事前に申請し承認されていない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。              | 事後 | リスクを軽減させる変更であり、重要な変更には当たらない |
| 令和2年10月1日 | (給付情報ファイル) 7. 特定個人情報の保管・消去-リスク3- 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | -  | <取りまとめ機関における措置><br>・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。 | 事前 | 重要な変更である                    |
| 令和2年8月14日 | (収納管理情報ファイル) 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続-リスク1-リスクに対する措置の内容                  | <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置><br>(2)番号法別表第2及び第19条第7号に基づき、事務手続ごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。   | <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置><br>(2)番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。  | 事後 | 文言の修正であり、重要な変更には当たらない       |
| 令和2年8月14日 | (収納管理情報ファイル) 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続-リスク5-リスクに対する措置の内容                  | ・特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。                     | ・機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。   | 事後 | 文言の修正であり、重要な変更には当たらない       |
| 令和2年8月14日 | (収納管理情報ファイル) 7. 特定個人情報の保管・消去-リスク1- 物理的攻撃-具体的な対策の内容                    | <中間サーバー・プラットフォームにおける措置><br>・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施設管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 | <中間サーバー・プラットフォームにおける措置><br>・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施設管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。<br>・事前に申請し承認されていない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。              | 事後 | リスクを軽減させる変更であり、重要な変更には当たらない |
| 令和2年8月14日 | 1. 監査 - 監査 - 具体的な内容   | <国保システムの運用における措置><br>1、以下の観点により自己監査を年に1回実施する。  | <国保システムの運用における措置><br>1、以下の観点により監査を定期的実施する。  | 事後 | 文言の修正であり、重要な変更には当たらない       |

|           |                                   |  |   |    |                               |
|-----------|-----------------------------------|--|---|----|-------------------------------|
| 令和2年8月14日 | 2. 従業者に対する教育・啓発 - 具体的な方法          | <p>&lt; 中間サーバ・プラットフォームにおける措置 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。</li> <li>・中間サーバ・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</li> </ul> <p>&lt; 国保総合(国保集約)システムに関する措置 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育事項: 国保総合(国保集約)システムの操作・運用ならびに個人情報保護に関する教育及び研修</li> <li>・教育頻度: 年間1回程度</li> <li>・教育方法: 集合教育</li> <li>・教育対象: 職員及び嘱託員</li> <li>・違反行為を行ったものに対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。</li> <li>・委託先である国保連に対しては、契約内容において、個人情報保護に関する秘密保持契約を締結している。</li> </ul> | <p>&lt; 中間サーバ・プラットフォームにおける措置 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。</li> </ul> <p>&lt; 国保総合(国保集約)システムに関する措置 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育事項: 国保総合(国保集約)システムの操作・運用ならびに個人情報保護に関する教育及び研修</li> <li>・教育頻度: 年間1回程度</li> <li>・教育方法: 集合教育</li> <li>・教育対象: 職員及び嘱託員</li> <li>・違反行為を行ったものに対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。</li> <li>・委託先である国保連に対しては、契約内容において、個人情報保護に関する秘密保持契約を締結している。</li> <li>・教育の未受講者に対しては、再受講の機会を付与している。</li> </ul> | 事後 | リスクを軽減させる変更であり、重要な変更にあたらない    |
| 令和2年10月1日 | 3. その他のリスク対策                      |  | <p>&lt; 取りまとめ機関における措置 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバ等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。</li> </ul> <p>- 上記項目を追記。上記以外の項目に変更なし -</p>  | 事前 | 重要な変更である                      |
| 令和2年8月14日 | 1. 基礎項目評価 実施日                     | 平成30年3月31日   | 令和2年8月14日   | 事後 | その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない    |
| 令和2年8月14日 | 2. 国民・住民等からの意見の聴取 実施日・期間          | 平成29年12月20日から平成30年1月18日までの30日間   | 令和2年5月10日から令和2年6月8日までの30日間  | 事後 | その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない    |
| 令和2年8月14日 | 2. 国民・住民等からの意見の聴取 主な意見の内容         |  | オンラインでの運用を行うに当たり、セキュリティの確保に不安がある。   | 事後 | その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない    |
| 令和2年8月14日 | 3. 第三者点検 実施日                      | 平成30年3月15日   | 令和2年7月16日   | 事後 | その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない    |
| 令和5年3月17日 | 評価書全体                             | 番号法第19条第7号   | 番号法第19条第8号  | 事後 | 法改正に伴う変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない |
| 令和5年3月17日 | 評価書全体                             | 情報政策課  | DX推進課   | 事後 | 名称変更の対応であり、重要な変更にあたらない        |
| 令和5年3月17日 | 5. 個人番号の利用 - 法令上の根拠               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下この評価書において「番号法」という。)第9条第1項及び第2項並びに別表第一の30の項</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年/内閣府/総務省/令第5号)(以下この評価書において「主務省令」という。)第24条</li> <li>・江戸川区個人番号の利用に関する条例(平成27年10月条例第30号)第4条第1項</li> <li>・江戸川区個人番号の利用に関する条例施行規則(平成27年10月規則第58号)第3条</li> <li>・国保法第113条の3第1項及び第2項</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下この評価書において「番号法」という。)第9条第1項及び第2項並びに別表第一の30の項</li> <li>・江戸川区個人番号の利用に関する条例(平成27年10月条例第30号)第4条第1項</li> </ul>  | 事後 | 文言の修正であり、重要な変更にあたらない          |
| 令和5年3月17日 | 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 - 法令上の根拠 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年/内閣府/総務省/令第7号)(以下この評価書において「別表第二省令」という。)</li> <li>・番号法附則第6条第4項</li> <li>・国保法第113条の3第1項及び第2項</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</li> </ul>   | 事後 | 文言の修正であり、重要な変更にあたらない          |

|           |  |   |   |    |                            |
|-----------|--|---|---|----|----------------------------|
| 令和5年3月17日 | 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携・法令上の根拠                                      | 【別表第二省令における情報提供の根拠】<br>第1条第1号第2号イ、第2条第3号イ第4号第5号イ第8号イ第10号イ第11号イ第17号イ、第3条第4号イ第5号第6号イ第8号イ第9号イ第10号第11号イ第12号イ、第4条第1号第2号イ、第5条第3号第4号第5号第6号第7号第8号イ第9号イ第10号、第8条第1号第2号第3号、第10条の2第2号、第11条の2第2号、第12条の3第1号、第15条第1号、第19条第1号第2号第3号第4号第5号第6号、第20条10号イ、第22条の2第2号第3号イ第4号第5号第8号イ、第24条の2第2号イ第3号イ第4号イ第5号第8号イ第9号イ、第25条第2号イ第3号イ第7号第8号イ、第31条の2第3号イ第4号イ第5号イ第6号第9号イ第10号イ、第33条第1号、第41条の2第3号、第43条第2号イ第3号イ第5号イ第7号、第44条第1号イ第2号第3号第4号第5号第6号、第46条第1項第1号第3号第4号第5号第6号第7号第2項、第49条第2号イ、第53条第1号イ第2号イ第5号イ、第55条の2第1号イ第2号第3号第4号、第59条の3第1号第2号第3号イ<br>別表第二の30、46、88の項に対応する別表第二省令は、改めて命令の公布後、一部改正により追加予定 | 削除  | 事後 | 文言の修正であり、重要な変更には当たらない      |
| 令和5年3月17日 | 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携・法令上の根拠                                      | 【別表第二省令における情報照会の根拠】<br>第25条、第25条の2、第26条<br>別表第二の45の項に対応する別表第二省令は、改めて命令の公布後、一部改正により追加予定  | 削除  | 事後 | 文言の修正であり、重要な変更には当たらない      |
| 令和5年3月17日 | (資格・賦課情報ファイル)<br>3. 特定個人情報の入手・使用・入手に係る妥当性                            | ・国民健康保険の被保険者となるには、本人の届出が必要である。届出に基づき、国民健康保険加入資格等の把握や保険料を決定するため、住民票関係情報及び地方税関係情報を庁内連携を利用して取得している。  | ・国保法第9条第1項の規定により、世帯主は、その世帯に属する被保険者の資格の取得に必要な事項を届け出なければならない。届出に基づき、国民健康保険加入資格等の把握や保険料を決定するため、住民票関係情報及び地方税関係情報を庁内連携を利用して取得している。 | 事後 | その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない |
| 令和5年3月17日 | (資格・賦課情報ファイル)<br>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)-提供先25                  | 児童福祉法第21条の5の30に規定する他の法令による給付の支給に関する情報   | 児童福祉法第21条の5の31に規定する他の法令による給付の支給に関する情報   | 事後 | その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない |
| 令和5年3月17日 | (資格・賦課情報ファイル)<br>6. 特定個人情報の保管・消去・消去方法                                | ・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出せないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。   | ・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出せないよう、物理的破壊により完全に消去する。   | 事後 | その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない |
| 令和5年3月17日 | (給付情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)-提供先24                        | 児童福祉法第21条の5の30に規定する他の法令による給付の支給に関する情報   | 児童福祉法第21条の5の31に規定する他の法令による給付の支給に関する情報   | 事後 | その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない |
| 令和5年3月17日 | (給付情報ファイル) 6. 特定個人情報の保管・消去・消去方法                                      | ・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出せないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。   | ・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出せないよう、物理的破壊により完全に消去する。   | 事後 | その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない |
| 令和5年3月17日 | (収納管理情報ファイル)<br>6. 特定個人情報の保管・消去・消去方法                                 | ・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出せないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。   | ・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出せないよう、物理的破壊により完全に消去する。   | 事後 | その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない |
| 令和5年3月17日 | (資格・賦課情報ファイル)<br>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限-具体的な制限方法 | ・運用管理要領等にアクセス権限と事務の対応表を規定し、職員と臨時職員、取りまとめ機関と委託事業者の所属の別等により、実施できる事務の範囲を限定している。  | ・運用管理要領等にアクセス権限と事務の対応表を規定し、職員と会計年度任用職員、取りまとめ機関と委託事業者の所属の別等により、実施できる事務の範囲を限定している。  | 事後 | 名称変更の対応であり、重要な変更には当たらない    |
| 令和5年3月17日 | (資格・賦課情報ファイル)<br>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続-リスク-リスクに対する措置の内容              | < 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 ><br>・中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。  | < 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 ><br>・中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。  | 事後 | 文言の修正であり、重要な変更には当たらない      |

|           |  |  |  |    |                            |
|-----------|--|--|--|----|----------------------------|
| 令和5年3月17日 | (資格・賦課情報ファイル) 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続・リスク3-リスクに対する措置の内容                              | <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置><br>・中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入力するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入力することが担保されている。   | <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置><br>・中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入力するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入力することが担保されている。 | 事後 | 文言の修正であり、重要な変更には当たらない      |
| 令和5年3月17日 | (資格・賦課情報ファイル) 7. 特定個人情報の保管・消去・リスク1- 過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか-その内容     | (1)平成30年2月13日、オリンピック・パラリンピック推進担当課において、過去に区が主催したボランティア関連の講座の受講者168名に対し、区主催イベントの告知メールを送信する際、メールアドレスをBCC欄ではなく、誤って宛先欄に入力して、受信者に表示される状態で送信した。<br>(2)平成29年度住民税当初賦課に係る給与支払報告書等処理委託(給与支払報告書のパンチ入力業務384,465件(うち特定個人情報が含まれている可能性があるもの323,248件))において、平成28年12月28日～平成29年3月31日及び平成29年4月1日～同年4月30日の間、本区の許諾を得ない再々委託が行われていた(平成30年12月26日発覚)。なお、入力データ等が消去されていることは確認しており、外部への個人情報の流出は確認されていない。 | 令和3年6月28日に行った廃棄作業において、保存期限内の文書(戸籍附票記載事項通知確認書及び出力リスト1,822件分並びに転属通知537件分)を誤って廃棄し溶解処理していたことが、同年7月2日に発覚した。   | 事後 | その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない |
| 令和5年3月17日 | (資格・賦課情報ファイル) 7. 特定個人情報の保管・消去・リスク1- 過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか-再発防止策の内容 | (1)メール送信時には、あて先及び添付ファイルを再確認するとともに、送信先が区民や外部関係者の場合は、複数の者で確認することとし、職員への周知を徹底する。<br>(2)給与支払報告書等処理委託においては再委託を認めない。<br>委託先に対して定期的かつ随時(抜き打ち)の立入調査を行うことにより、特定個人情報の取扱いが適正に行われているかどうかを確認する。   | これまで行っていた、廃棄する箱に廃棄年度を赤字表示する処理に加え、連番を振ってチェックしてから廃棄文書積み込み用トラックへの積み込を行うこととし、現場には指示・確認できる職員を常駐させる。   | 事後 | その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない |
| 令和5年3月17日 | (給付情報ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限-具体的な制限方法                     | ・運用管理要領等にアクセス権限と事務の対応を規定し、職員と臨時職員、取りまとめ機関と委託事業者の所属の別等により、実施できる事務の範囲を限定している。  | ・運用管理要領等にアクセス権限と事務の対応を規定し、職員と会計年度任用職員、取りまとめ機関と委託事業者の所属の別等により、実施できる事務の範囲を限定している。  | 事後 | 名称変更の対応であり、重要な変更には当たらない    |
| 令和5年3月17日 | (給付情報ファイル) 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続・リスク2-リスクに対する措置の内容                                 | <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置><br>・中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。   | <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置><br>・中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。                                       | 事後 | 文言の修正であり、重要な変更には当たらない      |
| 令和5年3月17日 | (給付情報ファイル) 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続・リスク3-リスクに対する措置の内容                                 | <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置><br>・中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入力するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入力することが担保されている。   | <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置><br>・中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入力するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入力することが担保されている。 | 事後 | 文言の修正であり、重要な変更には当たらない      |
| 令和5年3月17日 | (給付情報ファイル) 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続・リスク4-リスクに対する措置の内容                                 | <国保システム、統合DBの運用における措置><br>-<br><中間サーバーの運用における措置><br>-  | <国保システム、統合DBの運用における措置><br>-<br><中間サーバーの運用における措置><br>-  | 事後 | 誤記の修正であり、重要な変更には当たらない      |

|           |   |  |  |    |                            |
|-----------|---|--|--|----|----------------------------|
| 令和5年3月17日 | (給付情報ファイル) 7. 特定個人情報の保管・消去-リスク1- 過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか-その内容       | (1)平成30年2月13日、オリンピック・パラリンピック推進担当課において、過去に区が主催したボランティア関連の講座の受講者168名に対し、区主催イベントの告知メールを送信する際、メールアドレスをBCC欄ではなく、誤って宛先欄に入力して、受信者に表示される状態で送信した。<br>(2)平成29年度住民税当初賦課に係る給与支払報告書等処理委託(給与支払報告書のパンチ入力業務384,465件(うち特定個人情報が含まれている可能性があるもの323,248件))において、平成28年12月28日～平成29年3月31日及び平成29年4月1日～同年4月30日の間、本区の許諾を得ない再々委託が行われていた(平成30年12月26日発覚)。なお、入力データ等が消去されていることは確認しており、外部への個人情報の流出は確認されていない。 | 令和3年6月28日に行った廃棄作業において、保存期限内の文書(戸籍附票記載事項通知確認書及び出力リスト1,822件分並びに転属通知537件分)を誤って廃棄し溶解処理していたことが、同年7月2日に発覚した。   | 事後 | その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない |
| 令和5年3月17日 | (給付情報ファイル) 7. 特定個人情報の保管・消去-リスク1- 過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか-再発防止策の内容   | (1)メール送信時には、あて先及び添付ファイルを再確認するとともに、送信先が区民や外部関係者の場合は、複数の者で確認することとし、職員への周知を徹底する。<br>(2)給与支払報告書等処理委託においては再委託先に対して定期的かつ随時(抜き打ち)の立入調査を行うことにより、特定個人情報の取扱いが適正に行われているかどうかを確認する。   | これまで行っていた、廃棄する箱に廃棄年度を赤字表示する処理に加え、連番を振ってチェックしてから廃棄文書積込み用トラックへの積込を行うこととし、現場には指示・確認できる職員を常駐させる。   | 事後 | その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない |
| 令和5年3月17日 | (収納管理情報ファイル) 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続-リスク2-リスクに対する措置の内容                              | <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置><br>・中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。   | <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置><br>・中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。                                       | 事後 | 文言の修正であり、重要な変更には当たらない      |
| 令和5年3月17日 | (収納管理情報ファイル) 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続-リスク3-リスクに対する措置の内容                              | <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置><br>・中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。   | <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置><br>・中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。 | 事後 | 文言の修正であり、重要な変更には当たらない      |
| 令和5年3月17日 | (収納管理情報ファイル) 7. 特定個人情報の保管・消去-リスク1- 過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか-その内容     | (1)平成30年2月13日、オリンピック・パラリンピック推進担当課において、過去に区が主催したボランティア関連の講座の受講者168名に対し、区主催イベントの告知メールを送信する際、メールアドレスをBCC欄ではなく、誤って宛先欄に入力して、受信者に表示される状態で送信した。<br>(2)平成29年度住民税当初賦課に係る給与支払報告書等処理委託(給与支払報告書のパンチ入力業務384,465件(うち特定個人情報が含まれている可能性があるもの323,248件))において、平成28年12月28日～平成29年3月31日及び平成29年4月1日～同年4月30日の間、本区の許諾を得ない再々委託が行われていた(平成30年12月26日発覚)。なお、入力データ等が消去されていることは確認しており、外部への個人情報の流出は確認されていない。 | 令和3年6月28日に行った廃棄作業において、保存期限内の文書(戸籍附票記載事項通知確認書及び出力リスト1,822件分並びに転属通知537件分)を誤って廃棄し溶解処理していたことが、同年7月2日に発覚した。   | 事後 | その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない |
| 令和5年3月17日 | (収納管理情報ファイル) 7. 特定個人情報の保管・消去-リスク1- 過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか-再発防止策の内容 | (1)メール送信時には、あて先及び添付ファイルを再確認するとともに、送信先が区民や外部関係者の場合は、複数の者で確認することとし、職員への周知を徹底する。<br>(2)給与支払報告書等処理委託においては再委託先に対して定期的かつ随時(抜き打ち)の立入調査を行うことにより、特定個人情報の取扱いが適正に行われているかどうかを確認する。   | これまで行っていた、廃棄する箱に廃棄年度を赤字表示する処理に加え、連番を振ってチェックしてから廃棄文書積込み用トラックへの積込を行うこととし、現場には指示・確認できる職員を常駐させる。   | 事後 | その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない |
| 令和5年3月17日 | 1. 監査 監査-具体的な内容   | 1、以下の観点により監査を定期的を実施する。   | 1、監査責任者である総務部長から委託された監査事業者が以下の観点により監査を定期的内部監査を実施する。  | 事後 | リスクを軽減する修正のため、重要な変更には当たらない |
| 令和5年3月17日 | 2. 従業員に対する教育・啓発 従業員に対する教育・啓発-具体的な内容   | ・職員等(派遣職員、非常勤職員、臨時職員等を含む)に対して、個人情報保護に関する研修を行っていく。違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象とならう。  | ・職員等(派遣職員、会計年度任用職員等を含む)に対して、個人情報保護に関する研修を行っていく。違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象とならう。  | 事後 | 名称変更の対応であり、重要な変更には当たらない    |

|            |   |  |  |    |                            |
|------------|---|--|--|----|----------------------------|
| 令和5年10月13日 | 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務- 事務の内容                     | 4. オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下この評価書において「オンライン資格確認の準備業務」という。)(「別添1」事務の内容を参照)  | 4. オンライン資格確認等システムに係る資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下この評価書において「オンライン資格確認業務」という。)(「別添1」事務の内容を参照)  | 事後 | 文言の修正であり、重要な変更には当たらない      |
| 令和5年10月13日 | 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6- システムの機能 | 3. オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供(詳細は別添1を参照)   | 3. オンライン資格確認業務に係る医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供(詳細は別添1を参照)<br>- 上記以外の項目に変更なし -   | 事後 | その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない |
| 令和5年10月13日 | 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由- 実現が期待されるメリット              | 正確な資格・所得情報管理が可能になり、各業務において事務の効率化が図られる。オンライン資格確認の準備業務においては、オンライン資格確認等システムを通して、資格喪失後の受診に伴う事務コスト等の解消、高額療養費限度額適用認定証等の発行業務等の削減、被保険者番号の入力自動化による返戻レセプトの削減、後続開発システムとの連携による保健医療データ活用のしくみを実現する。  | 正確な資格・所得情報管理が可能になり、各業務において事務の効率化が図られる。オンライン資格確認業務においては、オンライン資格確認等システムを通して、資格喪失後の受診に伴う事務コスト等の解消、高額療養費限度額適用認定証等の発行業務等の削減、被保険者番号の入力自動化による返戻レセプトの削減、後続開発システムとの連携による保健医療データ活用のしくみを実現する。   | 事後 | その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない |
| 令和5年10月13日 | (別添1)事務の内容 資格賦課関連業務-(備考)                        | 取得した各種関係情報をパンチ事業者、又は職員により入力する。   | 取得した各種関係情報を職員により入力する。  | 事後 | その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない |
| 令和5年10月13日 | (別添1)事務の内容 給付関連業務                               |  | 図の修正   | 事後 | その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない |
| 令和5年10月13日 | (別添1)事務の内容 給付関連業務-(備考)                          | 住民から、各種届出・申請書を受理し、必要に応じて給付業務委託業者やパンチ事業者を通して上で国保システムに情報を登録する。   | 住民から、各種届出・申請書を受理し、必要に応じて給付業務委託業者を通して上で国保システムに情報を登録する。  | 事後 | その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない |
| 令和5年10月13日 | (別添1)事務の内容 収納管理関連業務                             |  | 図の修正   | 事前 | 事後で足りるが任意に事前に提出            |
| 令和5年10月13日 | (別添1)事務の内容 収納管理関連業務-(備考)                        |  | 公金受取口座の利用意思を登録する。  | 事前 | 事後で足りるが任意に事前に提出            |
| 令和5年10月13日 | (別添1)事務の内容 集約全体-(備考)                            | 4. オンライン資格確認の準備業務<br>・医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務<br>オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個人番号の紐づけ管理などを行う。<br>・医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務<br>オンライン資格確認のための準備として、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用したオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供を行うために機関別符号を取得する。 | 4. オンライン資格確認業務<br>・医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務<br>オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個人番号の紐づけ管理などを行う。<br>・医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務<br>オンライン資格確認業務のため、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用した、オンライン資格確認等システムで管理している情報との紐付けに使用する情報の提供を行うために機関別符号を取得する。<br>- 上記以外の項目に変更なし - | 事後 | その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない |
| 令和5年10月13日 | (別添1)事務の内容-オンライン                                | 3. オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供  | 3. オンライン資格確認業務に係る医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供  | 事後 | その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない |
| 令和5年10月13日 | (別添1)事務の内容-オンライン-(備考)                           | 3. オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供  | 3. オンライン資格確認業務に係る医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供  | 事後 | その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない |

|            |   |   |   |    |                               |
|------------|---|---|---|----|-------------------------------|
| 令和5年10月13日 | (資格・賦課情報ファイル)<br>3. 特定個人情報ファイルの入手・使用 - 本人への明示                           | ・住民票関係情報については、江戸川区個人情報保護条例(平成6年3月江戸川区条例第1号)第12条の規定に基づき、国保システム内でも利用していることを、広く区民に周知している。  | ・住民票関係情報については、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第1条の規定に基づき取得・利用している。  | 事後 | 法改正に伴う変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない |
| 令和5年10月13日 | (資格・賦課情報ファイル)<br>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託・委託の有無                             | 5件  | 6件  | 事前 | 重要な変更である                      |
| 令和5年10月13日 | (資格・賦課情報ファイル)<br>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託・委託事項3-再委託事項                       | 資格継続業務で使用する国保総合(国保集約)システムに関する運用業務の一部(バッチ処理パラメータの入力/バッチ処置の実行/バックアップデータの取得と保管/システム障害発生時の復旧支援作業/各種マスターメンテナンス/外字作成・登録)/サーバ等ハウジングなど。   | 資格継続業務で使用する国保総合(国保集約)システムに関する運用業務の一部(バッチ処理パラメータの入力/バッチ処置の実行/バックアップデータの取得と保管/システム障害発生時の復旧支援作業/各種マスターメンテナンス/外字作成・登録)など。   | 事前 | 事後で足りるが任意に事前に提出               |
| 令和5年10月13日 | (資格・賦課情報ファイル)<br>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託・委託事項3-取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲-その妥当性 | ・なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務及びオンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバ等への被保険者資格情報の提供(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。   | ・なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務及びオンライン資格確認業務に係る医療保険者等向け中間サーバ等への被保険者資格情報の提供(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。<br>- 上記以外の項目に変更なし -   | 事後 | その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない    |
| 令和5年10月13日 | (資格・賦課情報ファイル)<br>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託・委託事項4-委託内容                        | オンライン資格確認のための準備として、医療保険者等向け中間サーバ等において、個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個人番号との紐付管理などを行う。  | オンライン資格確認業務のため、医療保険者等向け中間サーバ等において、個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個人番号との紐付管理などを行う。  | 事後 | その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない    |
| 令和5年10月13日 | (資格・賦課情報ファイル)<br>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託・委託事項5-委託内容                        | オンライン資格確認のための準備として、医療保険者等向け中間サーバ等において、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用したオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供を行うために機関別符号を取得する。  | オンライン資格確認業務のため、医療保険者等向け中間サーバ等において、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用した、オンライン資格確認等システムで管理している情報との紐付けに使用する情報の提供を行うために機関別符号を取得する。   | 事後 | その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない    |
| 令和5年10月13日 | (資格・賦課情報ファイル)<br>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託・委託事項5-取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲-その妥当性 | 市区町村とオンライン資格確認システムとの対応窓口を支払基金に一本化するため、オンライン資格確認の準備のために用いる機関別符号を支払基金が一元的に取得するため。   | 市区町村とオンライン資格確認システムとの対応窓口を支払基金に一本化するため、オンライン資格確認業務に用いる機関別符号を支払基金が一元的に取得するため。   | 事後 | その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない    |
| 令和5年10月13日 | (資格・賦課情報ファイル)<br>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託・委託事項6                             |   | (評価書記載のとおり新設)   | 事前 | 重要な変更である                      |
| 令和5年10月13日 | (給付情報ファイル) 2. 基本情報- 記録される項目-主な記録項目                                      | ・業務関係情報<br>[ ] その他( )   | ・業務関係情報<br>[○] その他( 公金受取口座情報 )<br>- 上記以外の項目に変更なし -  | 事前 | 重要な変更である                      |
| 令和5年10月13日 | (給付情報ファイル) 2. 基本情報- 記録される項目-その妥当性                                       | ・識別情報: 対象者を正確に特定するために保有する。<br>・連絡先等情報: 対象者の居住地、世帯情報を把握するために保有する。<br>・地方税関係情報: 対象者の自己負担限度額等の計算、給付金の支給対象者の判断をするために保有する。<br>・健康・医療関係情報、医療保険関係情報: 正確な保険給付を行うために保有する。<br>・障害者関係情報: 障害者医療費助成を受けている者を把握するために保有する。<br>・介護保険関係情報: 高額介護合算の計算のために保有する。 | ・識別情報: 対象者を正確に特定するために保有する。<br>・連絡先等情報: 対象者の居住地、世帯情報を把握するために保有する。<br>・地方税関係情報: 対象者の自己負担限度額等の計算、給付金の支給対象者の判断をするために保有する。<br>・健康・医療関係情報、医療保険関係情報: 正確な保険給付を行うために保有する。<br>・障害者関係情報: 障害者医療費助成を受けている者を把握するために保有する。<br>・介護保険関係情報: 高額介護合算の計算のために保有する。<br>・公金受取口座情報: 公金受取口座として住民が公的給付支給等口座登録簿へ登録した預貯金口座への給付を希望する場合、当該口座情報への給付を行うために保有する。 | 事前 | 事後で足りるが任意に事前に提出               |
| 令和5年10月13日 | (給付情報ファイル) 3. 特定個人情報ファイルの入手・使用- 入手元                                     | [ ] 行政機関・独立行政法人等( )   | [○] 行政機関・独立行政法人等(デジタル庁)<br>- 上記以外の項目に変更なし -   | 事前 | 重要な変更である                      |

|            |  |   |   |    |                               |
|------------|--|---|---|----|-------------------------------|
| 令和5年10月13日 | (給付情報ファイル) 3. 特定個人情報の入手・使用- 入手の時期・頻度         | ・各種住民情報、住基情報：窓口開庁時間に疑似リアル連携<br>・各種給付の届出、申請書：年間を通して随時<br>・引き継ぎ情報(継続候補世帯リスト、継続世帯確定リスト等)：平成30年4月1日以後に、月一回の頻度   | ・各種住民情報、住記情報：窓口開庁時間に疑似リアル連携<br>・各種給付の届出、申請書：年間を通して随時<br>・引き継ぎ情報(継続候補世帯リスト、継続世帯確定リスト等)：平成30年4月1日以後に、月一回の頻度<br>・公金受取口座情報：公金受取口座による給付金の受取の意思表示をした住民に係る給付金の都度照会<br>・公金受取口座情報：公金受取口座による給付金の受取の意思表示をした住民に係る給付金の都度照会   | 事前 | 事後で足りるが任意に事前に提出               |
| 令和5年10月13日 | (給付情報ファイル) 3. 特定個人情報の入手・使用- 入手に係る妥当性         | ・各種住民情報、住基情報：本人確認情報、本人情報入力に係る事務処理負荷軽減のため、庁内連携システムを利用して入手している。<br>・各種給付の届出、申請書：原則として本人からの紙ベースによる提供が必要な情報を入手している。<br>・高額該当の引き継ぎ情報：国民健康保険に関して、被保険者資格等の管理を都道府県単位で実施する必要があり、個人番号利用事務の一部を国保連に委託しているため、江戸川区が保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業等を実施するためには、国保連から当該情報を入手する必要がある。高額療養費制度は、医療機関等での支払額が、暦月で一定額を超えた場合に、その超過額を支給する制度のため月次計算を行うが、その計算前に月次で連携を行うことで、支給の正確性を確保するために入手している。なお、入手は専用線を用いて行うが、信頼性、安定性の高い通信環境が実現でき、さらに通信内容の暗号化とあわせて通信内容の漏えいや盗聴に対するリスクが低く、頻繁に通信が必要な場合には通所の通信回線である公衆網を使うよりも低コストとなることが期待できる。 | ・各種住民情報、住記情報：本人確認情報、本人情報入力に係る事務処理負荷軽減のため、庁内連携システムを利用して入手している。<br>・各種給付の届出、申請書：原則として本人からの紙ベースによる提供が必要な情報を入手している。<br>・高額該当の引き継ぎ情報：国民健康保険に関して、被保険者資格等の管理を都道府県単位で実施する必要があり、個人番号利用事務の一部を国保連に委託しているため、江戸川区が保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業等を実施するためには、国保連から当該情報を入手する必要がある。高額療養費制度は、医療機関等での支払額が、暦月で一定額を超えた場合に、その超過額を支給する制度のため月次計算を行うが、その計算前に月次で連携を行うことで、支給の正確性を確保するために入手している。なお、入手は専用線を用いて行うが、信頼性、安定性の高い通信環境が実現でき、さらに通信内容の暗号化とあわせて通信内容の漏えいや盗聴に対するリスクが低く、頻繁に通信が必要な場合には通所の通信回線である公衆網を使うよりも低コストとなることが期待できる。<br>・公金受取口座情報については、申請書等により確認した本人意思に基づいて取得する。 | 事前 | 事後で足りるが任意に事前に提出               |
| 令和5年10月13日 | (給付情報ファイル) 3. 特定個人情報の入手・使用- 本人への明示           | ・住民票関係情報については、江戸川区個人情報保護条例第12条の規定に基づき、国保システム内でも利用していることを、広く区民に周知している。   | ・住民票関係情報については、住民基本台帳法第1条の規定に基づき取得・利用している。   | 事後 | 法改正に伴う変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない |
| 令和5年10月13日 | (給付情報ファイル) 3. 特定個人情報の入手・使用- 本人への明示           |   | ・公金受取口座情報については、申請書等に同情報を給付事務で使用することの意思確認欄を設ける。<br>～ 上記以外の項目に変更なし～   | 事前 | 事後で足りるが任意に事前に提出               |
| 令和5年10月13日 | (給付情報ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託・委託事項3        |   | 削除  | 事後 | リスクを軽減させる変更であり、重要な変更にあたらない    |
| 令和5年10月13日 | (給付情報ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託              |   | (委託事項4を3にする。)   | 事後 | 文言の修正であり、重要な変更にあたらない          |
| 令和5年10月13日 | (給付情報ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託              |   | (委託事項5を4にする。)   | 事後 | 文言の修正であり、重要な変更にあたらない          |
| 令和5年10月13日 | (給付情報ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託・委託事項4- 再委託事項 | 資格継続業務で使用する国保総合(国保集約)システムに関する運用業務の一部(バッチ処理パラメータの入力/バッチ処置の実行/バックアップデータの取得と保管/システム障害発生時の復旧支援作業/各種マスターメンテナンス/外字作成・登録)/サーバ等ハウジングなど。   | 資格継続業務で使用する国保総合(国保集約)システムに関する運用業務の一部(バッチ処理パラメータの入力/バッチ処置の実行/バックアップデータの取得と保管/システム障害発生時の復旧支援作業/各種マスターメンテナンス/外字作成・登録)など。   | 事前 | 事後で足りるが任意に事前に提出               |
| 令和5年10月13日 | (給付情報ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託              |   | (委託事項6を5にする。)   | 事後 | 文言の修正であり、重要な変更にあたらない          |
| 令和5年10月13日 | (給付情報ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託              |   | (委託事項7を6にする。)   | 事後 | 文言の修正であり、重要な変更にあたらない          |

|            |  |   |   |    |                            |
|------------|--|---|---|----|----------------------------|
| 令和5年10月13日 | (給付情報ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託・委託事項4- 取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲-その妥当性 | ・なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務及びオンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者資格情報の提供(国保協会(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。  | ・なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務及びオンライン資格確認業務のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者資格情報の提供(国保協会(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。<br>- 上記以外の項目に変更なし -   | 事後 | その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない |
| 令和5年10月13日 | (給付情報ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託・委託事項5- 委託内容                        | オンライン資格確認のための準備として、医療保険者等向け中間サーバー等において、個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個人番号との紐付管理などを行う。   | オンライン資格確認業務のため、医療保険者等向け中間サーバー等において、個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個人番号との紐付管理などを行う。   | 事後 | その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない |
| 令和5年10月13日 | (給付情報ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託・委託事項6- 委託内容                        | オンライン資格確認のための準備として、医療保険者等向け中間サーバー等において、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用したオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供を行うために機関別符号を取得する。   | オンライン資格確認業務のため、医療保険者等向け中間サーバー等において、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用したオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供を行うために機関別符号を取得する。   | 事後 | その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない |
| 令和5年10月13日 | (給付情報ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託・委託事項6- 取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲-その妥当性 | 市区町村とオンライン資格確認システムとの対応窓口を支払基金に一本化するため、オンライン資格確認の準備のために用いる機関別符号を支払基金が一元的に取得するため。   | 市区町村とオンライン資格確認システムとの対応窓口を支払基金に一本化するため、オンライン資格確認業務のために用いる機関別符号を支払基金が一元的に取得するため。  | 事後 | その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない |
| 令和5年10月13日 | (給付情報ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託・委託事項7                              |   | (評価書記載のとおり新設)   | 事前 | 重要な変更である                   |
| 令和5年10月13日 | (収納管理情報ファイル) 2. 基本情報- 記録される項目-主な記録項目                               | ・業務関係情報<br>[ ] その他( )   | ・業務関係情報<br>[○] その他( 公金受取口座情報 )<br>- 上記以外の項目に変更なし -  | 事前 | 重要な変更である                   |
| 令和5年10月13日 | (収納管理情報ファイル) 2. 基本情報- 記録される項目-その妥当性                                | ・識別情報: 対象者を正確に特定するために保有する。<br>・連絡先等情報: 対象者の居住地、世帯情報を把握するために保有する。<br>・地方税関係情報: 対象者の自己負担限度額等の計算、給付金の支給対象者の判断のために保有する。<br>・健康・医療関係情報、医療保険関係情報: 正確な保険給付を行うために保有する。<br>・障害者関係情報: 障害者医療費助成を受けている者を把握するために保有する。<br>・介護保険関係情報: 高額介護合算の計算のために保有する。 | ・識別情報: 対象者を正確に特定するために保有する。<br>・連絡先等情報: 対象者の居住地、世帯情報を把握するために保有する。<br>・地方税関係情報: 対象者の自己負担限度額等の計算、給付金の支給対象者の判断のために保有する。<br>・健康・医療関係情報、医療保険関係情報: 正確な保険給付を行うために保有する。<br>・障害者関係情報: 障害者医療費助成を受けている者を把握するために保有する。<br>・介護保険関係情報: 高額介護合算の計算のために保有する。<br>・公金受取口座情報: 公金受取口座として住民が公的給付支給等口座登録簿へ登録した預貯金口座への還付を希望する場合、当該口座情報への還付を行うために保有する。 | 事前 | 事後で足りるが任意に事前に提出            |
| 令和5年10月13日 | (収納管理情報ファイル) 3. 特定個人情報の入手・使用- 入手元                                  | [ ] 行政機関・独立行政法人等( )   | [○] 行政機関・独立行政法人等(デジタル庁)<br>- 上記以外の項目に変更なし -   | 事前 | 重要な変更である                   |
| 令和5年10月13日 | (収納管理情報ファイル) 3. 特定個人情報の入手・使用- 入手の時期・頻度                             |   | ・公金受取口座情報: 公金受取口座による還付金の受取の意思表示をした住民に係る還付金の都度照会<br>- 上記以外の項目に変更なし -   | 事前 | 事後で足りるが任意に事前に提出            |
| 令和5年10月13日 | (収納管理情報ファイル) 3. 特定個人情報の入手・使用- 入手に係る妥当性                             |   | ・公金受取口座情報については、還付請求書等により確認した本人意思に基づいて取得する。<br>- 上記以外の項目に変更なし -  | 事前 | 事後で足りるが任意に事前に提出            |

|            |   |   |   |    |                               |
|------------|---|---|---|----|-------------------------------|
| 令和5年10月13日 | (収納管理情報ファイル)<br>3. 特定個人情報の入手・使用<br>本人への明示                             | ・住民票関係情報については、江戸川区個人情報保護条例第12条の規定に基づき、国保システム内でも利用していることを、広く区民に周知している。 | ・住民票関係情報については、住民基本台帳法第1条の規定に基づき取得・利用している。   | 事後 | 法改正に伴う変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない |
| 令和5年10月13日 | (収納管理情報ファイル)<br>3. 特定個人情報の入手・使用<br>本人への明示                             |   | ・公金受取口座情報については、遺付請求書等に同情報を遺付事務で使用することの意思確認欄を設ける。<br>- 上記以外の項目に変更なし -  | 事前 | 事後で足りるが任意に事前に提出               |
| 令和5年10月13日 | (別添2)特定個人情報ファイル記録項目-給付情報ファイル  | 表題部分<br>給付情報ファイル(全記録項目:288項目)<br>【口座振替情報】(記録項目:7項目)                   | 表題部分を以下のように変更<br>給付情報ファイル(全記録項目:289項目)<br>【口座振替情報】の部分に以下の1項目を追加<br>【口座振替情報】(記録項目:8項目)<br>公金口座利用有無フラグ<br>- 上記以外の項目に変更なし -  | 事後 | その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない    |
| 令和5年10月13日 | (別添2)特定個人情報ファイル記録項目-収納管理情報ファイル  | 表題部分<br>収納管理情報ファイル(全記録項目:212項目)<br>【口座振替情報】(記録項目:7項目)                 | 表題部分を以下のように変更<br>収納管理情報ファイル(全記録項目:213項目)<br>【口座振替情報】の部分に以下の1項目を追加<br>【口座振替情報】(記録項目:8項目)<br>公金口座利用有無フラグ<br>- 上記以外の項目に変更なし -  | 事後 | その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない    |
| 令和5年10月13日 | (資格・賦課情報ファイル)<br>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限-具体的な制限方法  |   | < 国保総合(国保集約)システムのクラウド移行作業時に関する措置 ><br>・データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業には、委託先の責任者が特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効するが、当該IDの権限及び数は必要最小限とし、作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステム的に制御することを委託先に遵守させることとしている。<br>・移行作業終了の際には、委託先の責任者が迅速にアクセス権限を更新し、当該IDを失効させることを委託先に遵守させることとしている。<br>- 上記以外の項目に変更なし -  | 事前 | 重要な変更である                      |
| 令和5年10月13日 | (資格・賦課情報ファイル)<br>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの記録-具体的な方法        |   | < 国保総合(国保集約)システムのクラウド移行作業時に関する措置 ><br>・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。<br>・移行作業にあたって、作業員以外を対象ファイルにアクセスできないようにし、リスク範囲を限定することを委託先に遵守させることとしている。<br>・移行以外の目的・用途でファイルを作成しないよう、委託先に対して周知徹底を行うとともに、作業時にチェックリストなどを用いて不必要な複製がされていないか記録を残すことを委託先に遵守させることとしている。<br>・特定個人情報ファイルにアクセスする移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施することを委託先に遵守させることとしている。<br>・移行作業に関しては定期的にログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視することを委託先に遵守させることとしている。<br>- 上記以外の項目に変更なし - | 事前 | 重要な変更である                      |
| 令和5年10月13日 | (資格・賦課情報ファイル)<br>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の消去ルール・ルールの内容及びルール順守の確認方法 |   | < クラウド移行作業時に関する措置 ><br>・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。<br>- 上記以外の項目に変更なし -   | 事前 | 重要な変更である                      |

|                   |   |  |   |           |                 |
|-------------------|---|--|---|-----------|-----------------|
| <p>令和5年10月13日</p> | <p>(資格・賦課情報ファイル)<br/>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保-具体的な方法</p>        |  | <p>・国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。<br/>         ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること<br/>         ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること<br/>         ・日本国内でのデータ保管を条件としていること<br/>         ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。<br/>         ・クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に基づくクラウドサービスリストに掲載されているものとする。<br/>         ・国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。<br/>         - 次項を除いて上記以外の項目に変更なし -</p>                                  | <p>事前</p> | <p>重要な変更である</p> |
| <p>令和5年10月13日</p> | <p>(資格・賦課情報ファイル)<br/>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保-具体的な方法</p>        |  | <p>&lt; 国保総合(国保集約)システムのクラウド移行作業時に関する措置 &gt;<br/>         ・データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業には、委託先の責任者が特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効するが、当該IDの権限及び数は必要最小限とし、作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステムの制御することを委託先に遵守させることとしている。<br/>         ・移行作業終了の際には、委託先の責任者が迅速にアクセス権を更新し、当該IDを失効させることを委託先に遵守させることとしている。<br/>         ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。<br/>         ・移行以外の目的・用途でファイルを作成しないよう、委託先に対して周知徹底を行うとともに、作業時にチェックリストなどを用いて不必要な複製がされていないか記録を残すことを委託先に遵守させることとしている。<br/>         ・特定個人情報ファイルにアクセスする移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施することを委託先に遵守させることとしている。<br/>         ・移行作業に関しては定期的にログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視することを委託先に遵守させることとしている。<br/>         - 前項を除いて上記以外の項目に変更なし -</p> | <p>事前</p> | <p>重要な変更である</p> |
| <p>令和5年10月13日</p> | <p>(資格・賦課情報ファイル)<br/>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p> | <p>・国保総合(国保集約)システムをデータセンタに設置し、設置場所への入退室記録管理、監視カメラによる監視及び施錠管理を行う。</p> | <p>・国保総合(国保集約)システムのデータベースに直接アクセスできる端末を国保連の管理区域に設置し、設置場所への入退室記録管理、監視カメラによる監視及び施錠管理を行う。</p>   | <p>事前</p> | <p>重要な変更である</p> |
| <p>令和5年10月13日</p> | <p>(給付情報ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限-具体的な制限方法</p>                   |  | <p>&lt; 国保総合(国保集約)システムのクラウド移行作業時に関する措置 &gt;<br/>         ・データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業には、委託先の責任者が特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効するが、当該IDの権限及び数は必要最小限とし、作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステムの制御することを委託先に遵守させることとしている。<br/>         ・移行作業終了の際には、委託先の責任者が迅速にアクセス権を更新し、当該IDを失効させることを委託先に遵守させることとしている。<br/>         - 上記以外の項目に変更なし -</p>   | <p>事前</p> | <p>重要な変更である</p> |

|                   |  |  |   |           |                 |
|-------------------|--|--|---|-----------|-----------------|
| <p>令和5年10月13日</p> | <p>(給付情報ファイル)4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの記録-具体的な方法</p>           |  | <p>&lt; 国保総合(国保集約)システムのクラウド移行作業時に関する措置 &gt;<br/>         ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。<br/>         ・移行以外の目的・用途でファイルを作成しないよう、委託先に対して周知徹底を行うとともに、作業時にチェックリストなどを用いて不要な複製がされていないか記録を残すことを委託先に遵守させることとしている。<br/>         ・特定個人情報ファイルにアクセスする移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施することを委託先に遵守させることとしている。<br/>         ・移行作業に関しては定期的にログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視することを委託先に遵守させることとしている。</p> <p>- 上記以外の項目に変更なし -</p>  | <p>事前</p> | <p>重要な変更である</p> |
| <p>令和5年10月13日</p> | <p>(給付情報ファイル)4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保-具体的な方法</p> |  | <p>&lt; クラウド移行作業時に関する措置 &gt;<br/>         ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。</p> <p>- 上記以外の項目に変更なし -</p>  | <p>事前</p> | <p>重要な変更である</p> |
| <p>令和5年10月13日</p> | <p>(給付情報ファイル)4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保-具体的な方法</p> |  | <p>・国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。<br/>         ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること<br/>         ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること<br/>         ・日本国内でのデータ保管を条件としていること<br/>         ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。<br/>         ・クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に基づくクラウドサービスリストに掲載されているものとする。<br/>         ・国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化等)をどのように確保したかを画面にて示した上で、承諾を得ること。</p> <p>- 次項を除いて上記以外の項目に変更なし -</p>                                    | <p>事前</p> | <p>重要な変更である</p> |
| <p>令和5年10月13日</p> | <p>(給付情報ファイル)4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保-具体的な方法</p> |  | <p>&lt; 国保総合(国保集約)システムのクラウド移行作業時に関する措置 &gt;<br/>         ・データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業には、委託先の責任者が特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効するが、当該IDの権限及び数は必要最小限とし、作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステムの制御することを委託先に遵守させることとしている。<br/>         ・移行作業終了の際には、委託先の責任者が迅速にアクセス権限を更新し、当該IDを失効させることを委託先に遵守させることとしている。<br/>         ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。<br/>         ・移行以外の目的・用途でファイルを作成しないよう、委託先に対して周知徹底を行うとともに、作業時にチェックリストなどを用いて不要な複製がされていないか記録を残すことを委託先に遵守させることとしている。<br/>         ・特定個人情報ファイルにアクセスする移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施することを委託先に遵守させることとしている。<br/>         ・移行作業に関しては定期的にログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視することを委託先に遵守させることとしている。</p> <p>- 前項を除いて上記以外の項目に変更なし -</p> | <p>事前</p> | <p>重要な変更である</p> |

|            |  |   |  |    |                               |
|------------|--|---|--|----|-------------------------------|
| 令和5年10月13日 | (給付情報ファイル)4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置       | ・国保総合(国保集約)システムをデータセンタに設置し、設置場所への入退室記録管理、監視カメラによる監視及び施設管理を行う。   | ・国保総合(国保集約)システムのデータベースに直接アクセスできる端末を国保連の管理区域に設置し、設置場所への入退室記録管理、監視カメラによる監視及び施設管理を行う。   | 事前 | 重要な変更である                      |
| 令和5年10月13日 | (収納管理情報ファイル)4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の提供ルール-委託元と委託先間の提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法 | ・庁内、データセンタから委託先事業者へ特定個人情報を提供する場合には、事前に委託先事業者から目的、用途、保存期間等を含めた申請を受け、問題ないようであれば区側で承認を与えている。必要に応じて、電子媒体への出力の際には暗号化等を実施することとしている。なお、提供等の記録については、区の個人情報保護条例に基づいて「個人情報保護管理簿」を作成しており、1年保管している。 | ・庁内、データセンタから委託先事業者へ特定個人情報を提供する場合には、事前に委託先事業者から目的、用途、保存期間等を含めた申請を受け、問題ないようであれば区側で承認を与えている。必要に応じて、電子媒体への出力の際には暗号化等を実施することとしている。なお、提供等の記録については、「個人情報保護管理簿」を作成しており、1年保管している。 | 事後 | 法改正に伴う変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない |
| 令和5年10月13日 | 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求- 請求方法   | 自己情報開示(訂正・削除・利用停止)請求書   | 自己情報(開示・訂正・利用停止)請求書  | 事後 | その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない    |
| 令和5年10月13日 | 1. 基礎項目評価 実施日  | 令和2年8月14日   | 令和5年10月6日  | 事後 | その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない    |
| 令和5年10月13日 | 2. 国民・住民等からの意見の聴取 実施日・期間   | 令和2年5月10日から令和2年6月8日までの30日間  | 令和5年7月15日から令和5年8月14日までの31日間  | 事後 | その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない    |
| 令和5年10月13日 | 2. 国民・住民等からの意見の聴取 主な意見の内容  | オンラインでの運用を行うに当たり、セキュリティの確保に不安がある。   | より効率的かつシステムティックな事務処理が期待できる一方で、それに伴うリスクについてはしっかりと検証していただきたい。  | 事後 | その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない    |
| 令和5年10月13日 | 3. 第三者点検 実施日   | 令和2年7月16日   | 令和5年9月7日   | 事後 | その他項目の変更であり、事前の提出が求められていない    |